

中医協 総－1参考2
7 . 1 0 . 1

診調組 入－1参考1
7 . 9 . 2 5

(令和7年度第13回) 入院医療等の調査・評価分科会 【別添】資料編①

令和7年9月25日(木)

0. 調査概要

1. 急性期入院医療について
2. 高度急性期入院医療について
3. DPC/PDPSについて
4. 包括的な機能を担う入院医療について
5. 回復期リハビリテーション病棟入院料について
6. 療養病棟入院基本料について
7. 重症度、医療・看護必要度について
8. 救急医療について
9. 入退院支援について
10. 働き方・タスクシフト／シェアについて
11. 病棟における多職種でのケアについて
12. 外来医療について
13. 情報通信機器を用いた診療について
14. 入院から外来への移行について
15. 賃上げ・処遇改善について
16. 人口・医療資源の少ない地域における対応
17. 個別的事項について

令和6年度調査全体の概要①

中医協 総－1
6 . 1 1 . 6

中医協 診－1
6 . 1 1 . 6

診調組 入－1
6 . 1 0 . 3 0

- 調査方法：調査は調査票の配布・回収の他、Webサイトでの回答も可能とする。
- 調査票：対象施設に対して「施設調査票」、「病棟調査票」、「治療室調査票」、「患者票」、「医療従事者票」を配布する。
※患者票は、入院患者票、退棟患者票及び補助票で構成される。患者票の調査対象は、調査日の入院患者から、医療機関側で無作為に3分の1抽出していただき決定する。
※医療従事者票は、医師票、病棟看護管理者票、薬剤部責任者票で構成される。調査対象は、1施設あたり医師4名、病棟看護管理者5名、薬剤部責任者1名を、医療機関側で抽出していただき決定する。
- 調査対象施設：調査の対象施設は、施設区分毎に整理した調査票の対象施設群から、無作為に抽出する。
- 調査負担軽減のため、施設調査票及び患者票の一部については、診療実績データ(DPCデータ)での代替提出を可能とする。

調査項目	各項目において調査対象となる施設
(1)急性期医療及び救急医療等に対する評価の見直しの影響について(その1)	一般病棟入院基本料、特定機能病院入院基本料、専門病院入院基本料、特定集中治療室管理料、ハイケアユニット入院医療管理料、小児特定集中治療室管理料等の届出を行っている医療機関
(2)特定集中治療室管理料等の集中治療を行う入院料の見直しの影響について(その1)	
(3)地域包括医療病棟の新設の影響について(その1)	地域包括医療病棟入院料の届出を行っている医療機関等
(4)地域包括ケア病棟入院料及び回復期リハビリテーション病棟入院料の実績要件等の見直しの影響について(その1)	地域包括ケア病棟入院料・入院医療管理料、回復期リハビリテーション病棟入院料の届出を行っている医療機関
(5)療養病棟入院基本料等の慢性期入院医療における評価の見直しの影響について(その1)	療養病棟入院基本料、障害者施設等入院基本料、緩和ケア病棟入院料等の届出を行っている医療機関
(6)医療従事者の負担軽減、医師等の働き方改革の推進に係る評価等について	病院勤務医・看護職員の負担軽減に資する取組を要件とする項目を届け出ている医療機関等
(7)外来医療に係る評価等について(その1)	情報通信機器を用いた診療、生活習慣病管理料、外来腫瘍化学療法診療料等の届出等を行っている医療機関



調査対象施設の区分に応じて、次頁の通りA票からE票及び一般票に整理

令和6年度調査全体の概要②

中医協 総-1
6. 1 1. 6

中医協 診-1
6. 1 1. 6

診調組 入-1
6. 1 0. 3 0

調査票	関連する調査項目	調査対象となる施設	対象施設数
A票	(1)急性期医療及び救急医療等に対する評価の見直しの影響について(その1) (2)特定集中治療室管理料等の集中治療を行う入院料の見直しの影響について(その1) <u>(3)地域包括医療病棟の新設の影響について(その1)</u> (6)医療従事者の負担軽減、医師等の働き方改革の推進に係る評価等について	一般病棟入院基本料、特定機能病院入院基本料、専門病院入院基本料、 <u>地域包括医療病棟入院料</u> 、特定集中治療室管理料、ハイケアユニット入院医療管理料、小児特定集中治療室管理料等の届出を行っている医療機関	約2,300施設
B票	(4)地域包括ケア病棟入院料及び回復期リハビリテーション病棟入院料の実績要件等の見直しの影響について(その1) (6)医療従事者の負担軽減、医師等の働き方改革の推進に係る評価等について	地域包括ケア病棟入院料・入院医療管理料、回復期リハビリテーション病棟入院料、 <u>緩和ケア病棟入院料</u> 等の届出を行っている医療機関	約1,600施設
C票	(5)療養病棟入院基本料等の慢性期入院医療における評価の見直しの影響について(その1)	療養病棟入院基本料、障害者施設等入院基本料等の届出を行っている医療機関	約1,500施設
D票	(5)療養病棟入院基本料等の慢性期入院医療における評価の見直しの影響について(その1)	障害者施設等入院基本料、特殊疾患病棟入院料、特殊疾患入院医療管理料等の届出を行っている医療機関	約400施設
E票	(7)外来医療に係る評価等について(その1)	情報通信機器を用いた診療、生活習慣病管理料、外来腫瘍化学療法診療料、外来感染対策向上加算等の届出等を行っている医療機関	約2,400施設
F票	(7)外来医療に係る評価等について(その1)	(一般の方へのWeb調査)	(約2,000人)

令和7年度調査全体の概要①

中医協 総-2-1
7 . 4 . 2 3

診調組 入-1
7 . 4 . 1 7

- 調査方法: 調査は調査票の配布・回収の他、Webサイトでの回答も可能とする。
- 調査票: 対象施設に対して「施設調査票」、「病棟調査票」、「治療室調査票」を配布する。
- 調査対象施設: 調査の対象施設は、施設区分毎に整理した調査票の対象施設群から、無作為に抽出する。
- 調査負担軽減のため、施設調査票及び患者票の一部については、診療実績データ(DPCデータ)での代替提出を可能とする。

調査項目	各項目において調査対象となる施設
(1)急性期医療及び救急医療等に対する評価の見直しの影響について(その2)	一般病棟入院基本料、特定機能病院入院基本料、専門病院入院基本料、地域包括医療病棟入院料、特定集中治療室管理料、ハイケアユニット入院医療管理料、小児特定集中治療室管理料等の届出を行っている医療機関
(2)特定集中治療室管理料等の集中治療を行う入院料の見直しの影響について(その2)	
(3)地域包括医療病棟の新設の影響について(その2)	地域包括医療病棟入院料の届出を行っている医療機関等
(4)地域包括ケア病棟入院料及び回復期リハビリテーション病棟入院料の実績要件等の見直しの影響について(その2)	地域包括ケア病棟入院料・入院医療管理料、回復期リハビリテーション病棟入院料の届出を行っている医療機関
(5)療養病棟入院基本料等の慢性期入院医療における評価の見直しの影響について(その2)	療養病棟入院基本料、障害者施設等入院基本料等の届出を行っている医療機関
(6)医療従事者の負担軽減、医師等の働き方改革の推進に係る評価等について	病院勤務医・看護職員の負担軽減に資する取組を要件とする項目を届け出ている医療機関等
(7)外来医療に係る評価等について(その2)	情報通信機器を用いた診療、生活習慣病管理料等の届出等を行っている医療機関



調査対象施設の区分に応じて、次頁の通りA票からE票及び一般票に整理

令和7年度調査全体の概要②

中医協 総-2-1
7 . 4 . 2 3

診調組 入-1
7 . 4 . 1 7

調査票	関連する調査項目	調査対象となる施設	対象施設数
A票	(1)急性期医療及び救急医療等に対する評価の見直しの影響について(その2) (2)特定集中治療室管理料等の集中治療を行う入院料の見直しの影響について(その2) (3)地域包括医療病棟の新設の影響について(その2) (6)医療従事者の負担軽減、医師等の働き方改革の推進に係る評価等について	一般病棟入院基本料、特定機能病院入院基本料、専門病院入院基本料、地域包括医療病棟入院料、特定集中治療室管理料、ハイケアユニット入院医療管理料、小児特定集中治療室管理料等の届出を行っている医療機関	約2,300施設
B票	(4)地域包括ケア病棟入院料及び回復期リハビリテーション病棟入院料の実績要件等の見直しの影響について(その2) (6)医療従事者の負担軽減、医師等の働き方改革の推進に係る評価等について	地域包括ケア病棟入院料・入院医療管理料、回復期リハビリテーション病棟入院料等の届出を行っている医療機関	約1,400施設
C票	(5)療養病棟入院基本料等の慢性期入院医療における評価の見直しの影響について(その2)	療養病棟入院基本料等の届出を行っている医療機関	約600施設
D票	(5)療養病棟入院基本料等の慢性期入院医療における評価の見直しの影響について(その2)	障害者施設等入院基本料、特殊疾患病棟入院料、特殊疾患入院医療管理料等の届出を行っている医療機関	約300施設
E票	(7)外来医療に係る評価等について(その2)	生活習慣病管理料、人工腎臓1及び2、機能強化加算、地域包括診療料の届出等を行っている医療機関等	約2,300施設
F票	(7)外来医療に係る評価等について(その2)	(一般の方へのWeb調査)	(約2,000人)
<u>ヒアリング</u>	(8)医療資源の少ない地域における保険医療機関の実態について	医療資源の少ない地域に所在する保険医療機関(病院・診療所)	約10施設

下線部は、令和6年度調査との変更点

0. 調査概要

1. 急性期入院医療について

2. 高度急性期入院医療について

3. DPC/PDPSについて

4. 包括的な機能を担う入院医療について

5. 回復期リハビリテーション病棟入院料について

6. 療養病棟入院基本料について

7. 重症度、医療・看護必要度について

8. 救急医療について

9. 入退院支援について

10. 働き方・タスクシフト／シェアについて

11. 病棟における多職種でのケアについて

12. 外来医療について

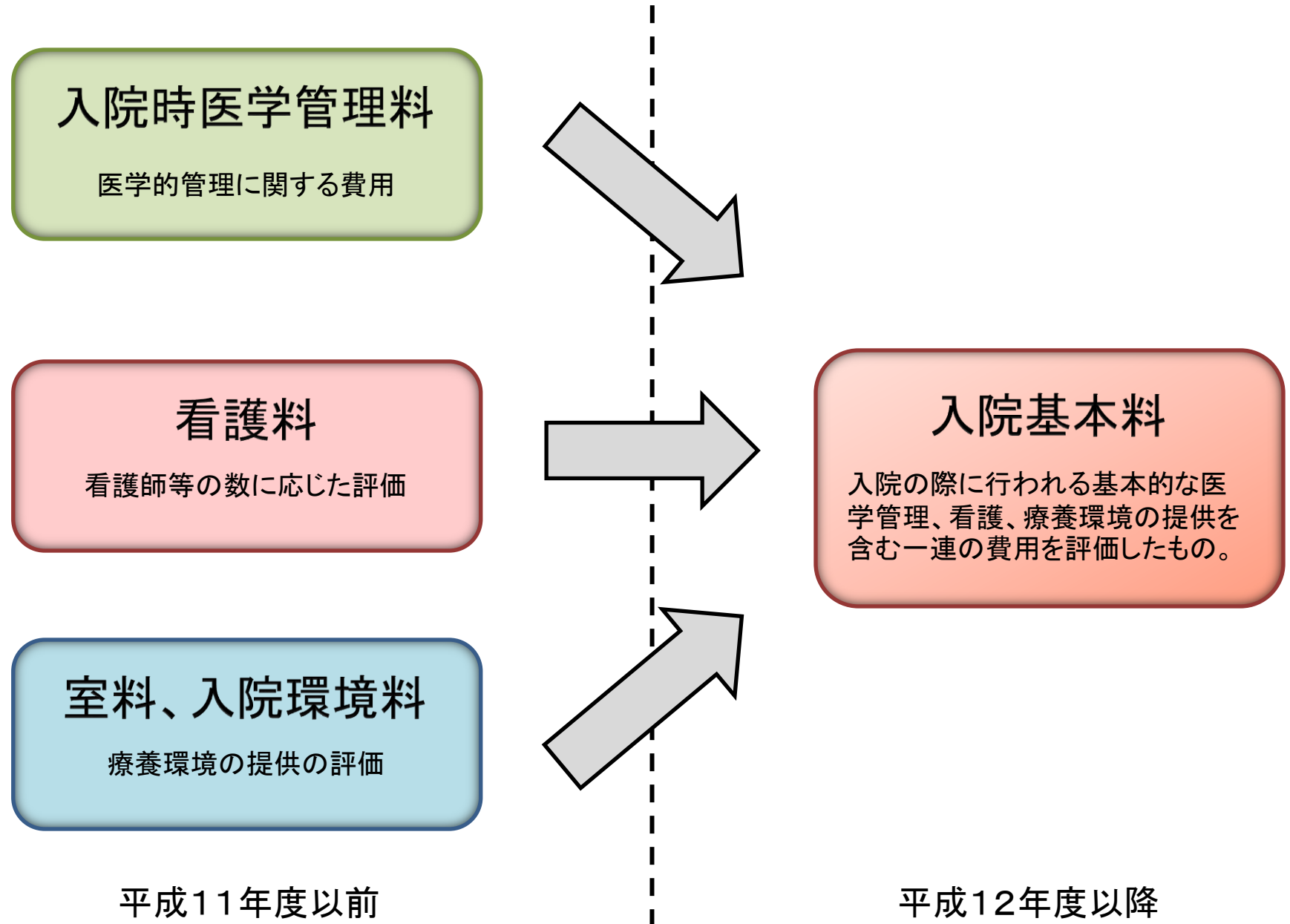
13. 情報通信機器を用いた診療について

14. 入院から外来への移行について

15. 賃上げ・処遇改善について

16. 人口・医療資源の少ない地域における対応

17. 個別的事項について



7対1入院基本料の施設基準に係る経緯

平成17年	○ 医療制度改革大綱 ・「急性期医療の実態に即した看護配置について適切に評価した改定を行う」
平成18年	<u>7対1入院基本料創設</u>
平成19年	○ 中央社会保険医療協議会から厚生労働大臣への建議 ・「手厚い看護を必要とする患者の判定法等に関する基準の研究に着手し、平成20年度診療報酬改定で対応すること」
平成20年	<u>7対1入院基本料の基準の見直し</u> ○ <u>一般病棟用の重症度・看護必要度基準の導入</u> ・「A得点2点以上、B得点3点以上の患者が10%以上」
平成24年	<u>7対1入院基本料の基準の見直し</u> ○ <u>一般病棟用の重症度・看護必要度基準の見直し</u> ・「A得点2点以上、B得点3点以上の患者が10→15%以上」 ○ <u>平均在院日数要件の見直し</u> ・「平均在院日数が19日→18日以下」
平成26年	<u>7対1入院基本料の基準の見直し</u> ○ <u>一般病棟用の重症度・看護必要度基準の見直し</u> ・「名称の変更」及び「A項目について、急性期患者の特性を評価する項目へ見直し」 ○ <u>データ提出加算の要件化、在宅復帰率の導入</u>
平成28年	<u>7対1入院基本料の基準の見直し</u> ○ <u>一般病棟用の重症度、医療・看護必要度の見直し</u> ・「A項目の一部追加、B項目の評価項目の見直し、侵襲性の高い治療を評価するC項目を新設」 ・「A項目2点以上及びB項目3点以上→A項目2点以上及びB項目3点以上、<u>A項目3点以上又はC項目1点以上</u>」 ・「該当患者割合を15%以上→25%以上」 ○ <u>在宅復帰率の見直し</u> ・「75%以上→80%以上」

7対1入院基本料の施設基準に係る経緯

平成30年	7対1入院基本料の基準の見直し ○ 一般病棟入院基本料の見直し ・一般病棟入院基本料（7対1、10対1）を「急性期一般入院基本料」へ再編・統合 ○ 一般病棟用の重症度、医療・看護必要度の見直し ・C項目の評価項目の見直し ・該当患者の判定基準に「B14又はB15に該当し、A得点が1点以上かつB得点が3点以上」を追加（総合入院体制加算も同様に基準を追加） ・A項目及びC項目は診療実績データを用い、B項目とあわせて該当患者割合を評価する「重症度、医療・看護必要度Ⅱ」を新設 ・必要度（Ⅰ／Ⅱ）の該当患者割合（30%/25%）を設定 ○ 在宅復帰率の見直し ・「在宅復帰・病床機能連携率」と名称を変更 ・指標の定義等の見直し
令和2年	急性期一般入院料1の基準の見直し ○ 一般病棟用の重症度、医療・看護必要度の見直し ・該当患者の判定基準から「B14又はB15に該当し、A得点が1点以上かつB得点が3点以上」を削除 ・B項目を「患者の状態」と「介助の実施」に分けて評価 ・必要度（Ⅰ／Ⅱ）の該当患者割合を（30%/25%）→（31%/29%）以上へ見直し ・A・C項目の評価項目の見直し
令和4年	急性期一般入院料1の基準の見直し ○ 一般病棟用の重症度、医療・看護必要度の見直し ・「心電図モニターの管理」の項目を廃止 ・「点滴ライン同時3本以上の管理」を「注射薬剤3種類以上の管理」へ変更 ・「輸血や血液製剤の管理」の項目の評価を2点に変更 ・B項目を「患者の状態」と「介助の実施」に分けて評価 ・必要度（Ⅰ／Ⅱ）の該当患者割合を（30%/25%）→200床以上：（31%/28%），200床未満：（28%/25%）に変更
令和6年	急性期一般入院料1の基準の見直し ○ 平均在院日数要件の見直し ・「平均在院日数が18日→16日以下」 ○ 一般病棟用の重症度、医療・看護必要度の見直し ・必要度Ⅱを用いる対象医療機関：許可病床数200床以上 →すべての保険医療機関（許可病床数200床未満で、必要度Ⅱによる評価が困難であるものを除く） ・判定基準として「A得点2点以上かつB得点3点以上」、「A得点3点以上」、又は「C得点1点以上」の該当患者割合が基準以上 →「A得点3点以上」又は「C得点1点以上」の該当患者割合が基準以上、かつ、 「A得点2点以上」又は「C得点1点以上」の該当患者割合が基準以上 ・A項目の評価項目の見直し ・C項目の対象手術及び評価日数の実態を踏まえた見直し ・短期滞在手術等基本料の対象手術等を実施した患者を評価対象者に追加

急性期一般入院料 1 等の施設基準の見直し

平均在院日数の基準の見直し

- 医療機関間の機能分化を推進するとともに、患者の状態に応じた医療の提供に必要な体制を評価する観点から、急性期一般入院料 1 の病棟における実態を踏まえ、平均在院日数に係る要件を見直す。

現行

【急性期一般入院基本料】
[施設基準]
当該病棟の入院患者の平均在院日数が21日（急性期一般入院料 1 にあっては18日）以内であること。

改定後

【急性期一般入院基本料】
[施設基準]
当該病棟の入院患者の平均在院日数が21日（急性期一般入院料 1 にあっては16日）以内であること。

重症度、医療・看護必要度の該当患者の要件の見直し

- 急性期一般入院料 1、特定機能病院入院基本料 7 対 1 及び専門病院入院基本料 7 対 1 における該当患者の基準及び割合の基準について、以下のいずれも満たすことを施設基準とする。
 - ①「A 3 点以上」又は「C 1 点以上」に該当する割合が一定以上であること
 - ②「A 2 点以上」又は「C 1 点以上」に該当する割合が一定以上であること

現行

【急性期一般入院料 1】
[施設基準]
当該入院基本料を算定するものとして届け出た病床に、直近 3 月において入院している患者全体（延べ患者数）に占める重症度、医療・看護必要度 I 又は II の基準を満たす患者（別添 6 の別紙 7 による評価の結果、別表 1 のいずれかに該当する患者の割合が、基準以上であること。

別表 1

A 得点が 2 点以上かつ B 得点が 3 点以上の患者
A 得点が 3 点以上の患者
C 得点が 1 点以上の患者

改定後

【急性期一般入院料 1】
[施設基準]
当該入院基本料を算定するものとして届け出た病床に、直近 3 月において入院している患者全体（延べ患者数）に占める重症度、医療・看護必要度 I 又は II の基準を満たす患者（別添 6 の別紙 7 による評価の結果、別表 1 のいずれかに該当する患者の割合が基準以上であるとともに、別表 2 のいずれかに該当する患者の割合が基準以上であること。

別表 1 (基準：20% ※必要度 II の場合)

A 得点が 3 点以上の患者
C 得点が 1 点以上の患者

別表 2 (基準：27% ※必要度 II の場合)

A 得点が 2 点以上の患者
C 得点が 1 点以上の患者

一般病棟用の重症度、医療・看護必要度の評価項目の見直し

評価項目の見直し

➤ 急性期入院医療の必要性に応じた適切な評価を行う観点から、一般病棟用の重症度、医療・看護必要度について、必要度の判定に係る評価項目を見直す。

(改定内容)

- 「創傷処置」について、評価対象を、必要度Ⅱにおいて対象となる診療行為を実施した場合に統一するとともに、「重度褥瘡処置」に係る診療行為を対象から除外
- 「呼吸ケア（喀痰吸引のみの場合を除く）」について、評価対象を、必要度Ⅱにおいて評価対象となる診療行為を実施した場合に統一
- 「注射薬剤3種類以上の管理」について、7日間を該当日数の上限とするとともに、対象薬剤から静脈栄養に関する薬剤を除外
- 「抗悪性腫瘍剤の使用（注射剤のみ）」について、対象薬剤から入院での使用割合が6割未満の薬剤を除外
- 「抗悪性腫瘍剤の内服の管理」について、対象薬剤から入院での使用割合が7割未満の薬剤を除外
- 「抗悪性腫瘍剤の使用（注射剤のみ）」、「麻薬の使用（注射剤のみ）」、「昇圧剤の使用（注射剤のみ）」、「抗不整脈薬の使用（注射剤のみ）」、「抗血栓塞栓薬の使用」及び「無菌治療室での治療」の評価について、2点から3点に変更
- 「救急搬送後の入院」及び「緊急に入院を必要とする状態」について、評価日数を2日間に変更
- C項目の対象手術及び評価日数の実態を見直し
- 短期滞在手術等基本料の対象手術等を実施した患者を評価対象者に追加

A	モニタリング及び処置等	0点	1点	2点	3点
1	創傷処置（褥瘡の処置を除く）（※1）	なし	あり	－	－
2	呼吸ケア（喀痰吸引のみの場合を除く）（※1）	なし	あり	－	－
3	注射薬剤3種類以上の管理（最大7日間）	なし	あり	－	－
4	シリンジポンプの管理	なし	あり	－	－
5	輸血や血液製剤の管理	なし	－	あり	－
6	専門的な治療・処置（※2）	－	－		
	① 抗悪性腫瘍剤の使用（注射剤のみ）、				あり
	② 抗悪性腫瘍剤の内服の管理、			あり	
	③ 麻薬の使用（注射剤のみ）、				あり
	④ 麻薬の内服、貼付、坐剤の管理、			あり	
	⑤ 放射線治療、			あり	
	⑥ 免疫抑制剤の管理（注射剤のみ）、			あり	
	⑦ 昇圧剤の使用（注射剤のみ）、				あり
	⑧ 抗不整脈剤の使用（注射剤のみ）、				あり
	⑨ 抗血栓塞栓薬の持続点滴の使用、				あり
	⑩ ドレナージの管理、			あり	
	⑪ 無菌治療室での治療				あり
7	I：救急搬送後の入院（2日間）	なし	－	あり	－
	II：緊急に入院を必要とする状態（2日間）	なし	－	あり	－

C	手術等の医学的状況	0点	1点
15	開頭手術（11日間）	なし	あり
16	開胸手術（9日間）	なし	あり
17	開腹手術（6日間）	なし	あり
18	骨の手術（10日間）	なし	あり
19	胸腔鏡・腹腔鏡手術（4日間）	なし	あり
20	全身麻酔・脊椎麻酔の手術（5日間）	なし	あり
21	救命等に係る内科的治療（4日間） ①経皮的血管内治療、 ②経皮的な心筋焼灼術等の治療、 ③侵襲的な消化器治療	なし	あり
22	別に定める検査（2日間）（例：経皮的針生検法）	なし	あり
23	別に定める手術（5日間）（例：眼窩内異物除去術）	なし	あり

（※1）A項目のうち「創傷処置（褥瘡の処置を除く）」及び「呼吸ケア（喀痰吸引のみの場合を除く）」については、必要度Ⅰの場合も、一般病棟用の重症度、医療・看護必要度A・C項目に係るレセプト電算処理システム用コード一覧に掲げる診療行為を実施したときに限り、評価の対象となる。

（※2）A項目のうち「専門的な治療・処置」については、①抗悪性腫瘍剤の使用（注射剤のみ）、③麻薬の使用（注射剤のみ）、⑦昇圧剤の使用（注射剤のみ）、⑧抗不整脈剤の使用（注射剤のみ）、⑨抗血栓塞栓薬の持続点滴の使用又は⑪無菌治療室での治療のいずれか1つ以上該当した場合は3点、その他の項目のみに該当した場合は2点とする。

一般病棟用の重症度、医療・看護必要度の施設基準の見直し

➤ 一般病棟用の重症度、医療・看護必要度の評価項目の見直しに伴い、該当患者割合の基準を見直す。

現行		必要度Ⅰ 必要度Ⅱ	
急性期一般入院料1	許可病床200床以上	31%	28%
	許可病床200床未満	28%	25%
急性期一般入院料2	許可病床200床以上	27%	24%
	許可病床200床未満	25%	22%
急性期一般入院料3	許可病床200床以上	24%	21%
	許可病床200床未満	22%	19%
急性期一般入院料4	許可病床200床以上	20%	17%
	許可病床200床未満	18%	15%
急性期一般入院料5		17%	14%
7対1入院基本料(特定)		—	28%
7対1入院基本料(結核)		10%	8%
7対1入院基本料(専門)		30%	28%
看護必要度加算1(特定、専門)		22%	20%
看護必要度加算2(特定、専門)		20%	18%
看護必要度加算3(特定、専門)		18%	15%
総合入院体制加算1・2		33%	30%
総合入院体制加算3		30%	27%
急性期看護補助体制加算 看護職員夜間配置加算		7%	6%
看護補助加算1		5%	4%
地域包括ケア病棟入院料 特定一般病棟入院料の注7		12%	8%



改定後		
	必要度Ⅰ	必要度Ⅱ
急性期一般入院料1	<u>割合①:21%</u> <u>割合②:28%</u>	<u>割合①:20%</u> <u>割合②:27%</u>
急性期一般入院料2	<u>22%</u>	<u>21%</u>
急性期一般入院料3	<u>19%</u>	<u>18%</u>
急性期一般入院料4	<u>16%</u>	<u>15%</u>
急性期一般入院料5	<u>12%</u>	<u>11%</u>
7対1入院基本料(特定)	—	<u>割合①:20%</u> <u>割合②:27%</u>
7対1入院基本料(結核)	<u>8%</u>	<u>7%</u>
7対1入院基本料(専門)	<u>割合①:21%</u> <u>割合②:28%</u>	<u>割合①:20%</u> <u>割合②:27%</u>
看護必要度加算1(特定、専門)	<u>18%</u>	<u>17%</u>
看護必要度加算2(特定、専門)	<u>16%</u>	<u>15%</u>
看護必要度加算3(特定、専門)	<u>13%</u>	<u>12%</u>
総合入院体制加算1	<u>33%</u>	<u>32%</u>
総合入院体制加算2	<u>31%</u>	<u>30%</u>
総合入院体制加算3	<u>28%</u>	<u>27%</u>
急性期看護補助体制加算 看護職員夜間配置加算	<u>6%</u>	<u>5%</u>
看護補助加算1	<u>4%</u>	<u>3%</u>
地域包括ケア病棟入院料 特定一般病棟入院料の注7	<u>10%</u>	<u>8%</u>

【該当患者の基準】

急性期1、 7対1入 院基本料 (特定、 専門)※1	割合① 以下のいずれか ・ A得点が3点以上 ・ C得点が1点以上
	割合② 以下のいずれか ・ A得点が2点以上 ・ C得点が1点以上
急性期2 ～5等※2	以下のいずれか ・ A得点が2点以上かつ B得点が3点以上 ・ A得点が3点以上 ・ C得点が1点以上
総合入院 体制加算	以下のいずれか ・ A得点が2点以上 ・ C得点が1点以上
地域包括 ケア病棟 等	以下のいずれか ・ A得点が1点以上 ・ C得点が1点以上

※1: B項目については、基準からは除外するが、当該評価票を用いて評価を行っていること
※2: 7対1入院基本料(結核)、看護必要度加算、急性期看護補助体制加算、看護職員夜間配置加算、看護補助加算も同様

【経過措置】

令和6年3月31日時点で施設基準の届出あり
⇒ **令和6年9月30日まで**基準を満たしているものとする。**13**

重症度、医療・看護必要度Ⅱの要件化

重症度、医療・看護必要度Ⅱを要件とする対象病院の拡大

- 重症度、医療・看護必要度の測定に係る負担軽減及び測定の適正化を更に推進する観点から、急性期一般入院料1（許可病床数200床未満）又は急性期一般入院料2若しくは3（許可病床数200床以上400床未満）を算定する病棟及び救命救急入院料2若しくは4又は特定集中治療室管理料を算定する治療室について、重症度、医療・看護必要度Ⅱを用いることを要件化する。

現行

【急性期一般入院料】
[施設基準]

許可病床数が200床以上の保険医療機関であって、急性期一般入院料1に係る届出を行っている病棟及び許可病床数が400床以上の保険医療機関であって、急性期一般入院料2から5までに係る届出を行っている病棟については、一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅱを用いて評価を行うこと。



改定後

【急性期一般入院料】
[施設基準]

急性期一般入院料1に係る届出を行っている病棟（許可病床数が200床未満の保険医療機関であって、重症度、医療・看護必要度Ⅱを用いて評価を行うことが困難であることについて正当な理由があるものを除く。）、許可病床数が200床以上であって急性期一般入院料2又は3に係る届出を行っている病棟及び許可病床数が400床以上の保険医療機関であって急性期一般入院料4又は5に係る届出を行っている病棟については、一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅱを用いて評価を行うこと。

※救命救急入院料2及び4並びに特定集中治療室管理料についても、同様の見直しを行う。

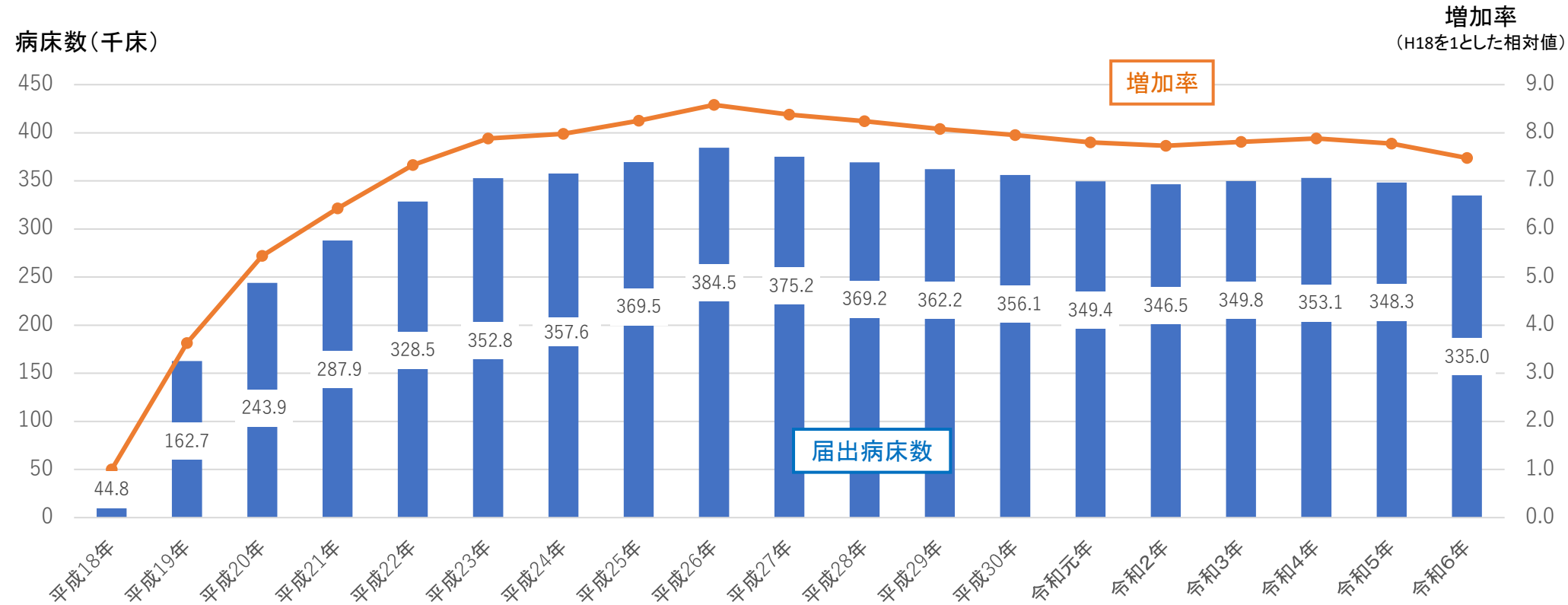
[経過措置]

令和6年3月31日において現に届出を行っている病棟については、令和6年9月30日までの間に限り、必要度Ⅱを用いた評価に係る要件を満たすものとみなす。

急性期一般入院料 1 の届出病床数の動向

中医協 総 - 3
7. 7 . 2 3 改

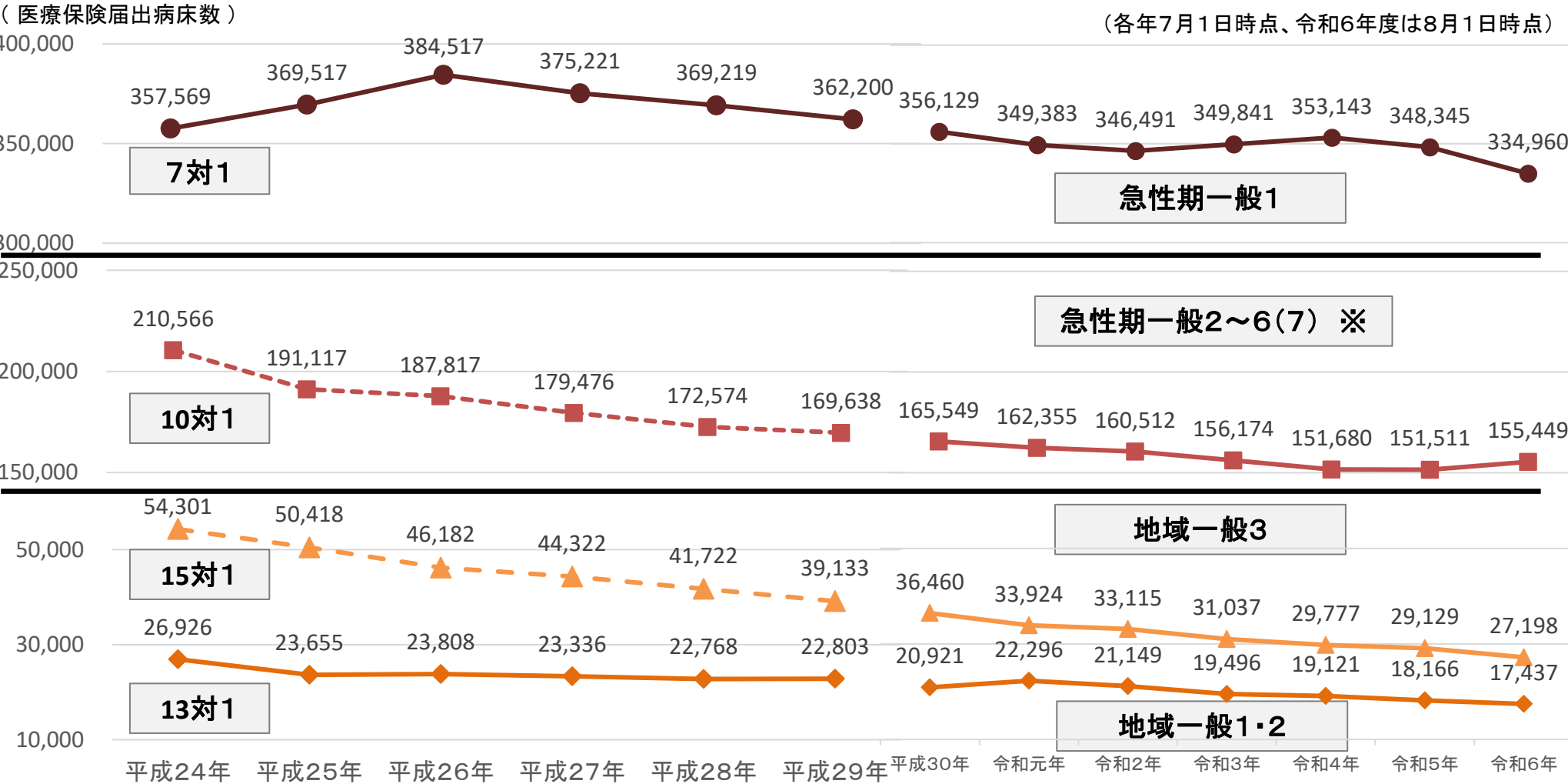
○ 看護配置7対1の入院基本料の届出病床数は平成26年以降減少傾向となり、その後横ばいであったが、令和5年から再び減少傾向となり、令和6年に大きく減少した。



[H18. 4] 7対1入院基本料創設	[H20. 4] 重症度・看護必要度の導入	[H24. 4] 重症度・看護必要度 該当患者割合基準の見直し (10%→15%) 平均在院日数要件の見直し (19日→18日)	[H26. 4] 重症度、医療・看護必要度 A項目の見直し 在宅復帰率要件の導入	[H28. 4] 重症度、医療・看護必要度 A・B項目の見直し／ C項目の追加 該当患者割合基準の見直し (15%→25%) 在宅復帰率の見直し (75%→80%)	[H30. 4] 重症度、医療・看護必要度Ⅱの創設 該当患者割合基準の見直し (25%→30%) 判定基準の追加 C項目の評価の見直し	[R2. 4] 判定基準の見直し A項目、C項目の見直し 救急患者の評価を充実 該当患者割合基準の見直し (30%/25%→31%/29%)	[R4. 4] A項目の見直し 重症度、医療・看護必要度Ⅱ対象病院の拡大 該当患者割合基準の見直し 200床以上： (31%/29%→31%/28%) 200床未満： (28%/25%)	[R6. 4] A、C項目の見直し B項目を基準から除外 重症度、医療・看護必要度Ⅱ対象病院の拡大 該当患者割合基準の見直し (許可病床数に応じた区分けの廃止、割合①割合②区分の導入)
-------------------------------	---------------------------------	--	--	--	---	--	---	--

入院料別の病床数の推移（一般病棟入院基本料）

- 届出病床数は、急性期一般入院料1が最も多く、令和元年以降は横ばいであったが、令和6年に再び減少。
- 急性期一般入院料2～6は減少傾向であったが、令和6年に増加。地域一般1～3は減少傾向。



※ 平成24、25年は7対1入院基本料の経過措置病棟のデータを除いた値

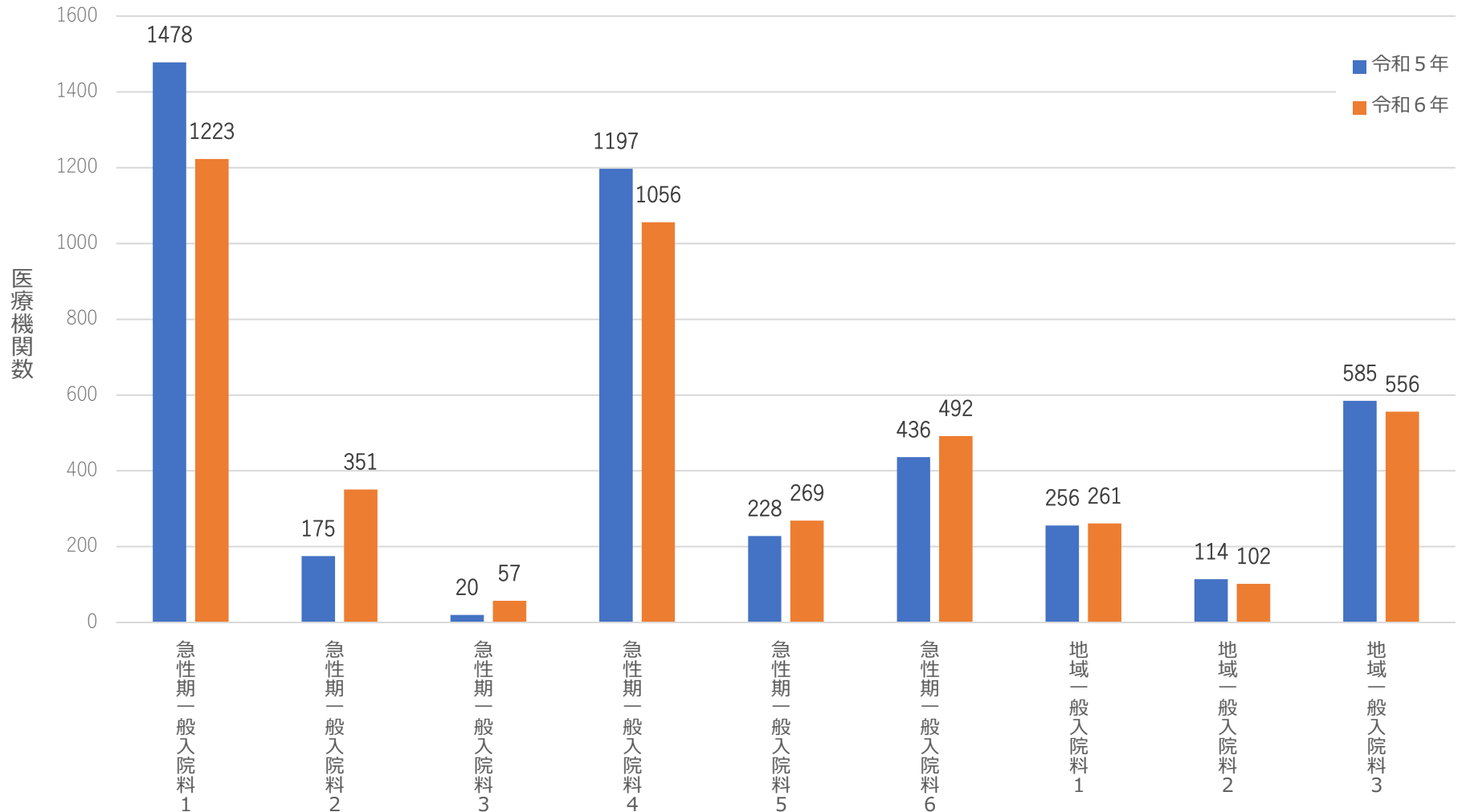
出典: 保険局医療課調べ。

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
急性期一般2・3	5,399	10704	14896	15751	15941	19909	29468
急性期4～6	160,150	151651	145616	140423	126877	131602	125981

16

一般病棟入院基本料の届出医療機関数

○ 一般病棟入院基本料に係る届出医療機関数は、令和6年度に、急性期一般入院料1と4が減少し、その他の急性期一般入院基本料が増加した。



急性期一般入院基本料（急性期一般入院料 1 ～ 6）の評価

○医療機関間の機能分化を推進するとともに、患者の状態に応じた医療の提供に必要な体制を評価する観点から、急性期一般入院料 1 の病棟における実態を踏まえ、平均在院日数に係る要件を見直した。

		入院料 1	入院料 2	入院料 3	入院料 4	入院料 5	入院料 6
看護職員		7 対 1 以上 (7 割以上が 看護師)	10対 1 以上 (7 割以上が看護師)				
該当患者割合 の基準※	必要度Ⅰ	割合①: <u>21%</u> 割合②: <u>28%</u>	<u>22%</u>	<u>19%</u>	<u>16%</u>	<u>12%</u>	測定している こと
	必要度Ⅱ	割合①: <u>20%</u> 割合②: <u>27%</u>	<u>21%</u>	<u>18%</u>	<u>15%</u>	<u>11%</u>	
平均在院日数		<u>16</u> 日以内	21日以内				
在宅復帰・病床機能連携率		8 割以上	－				
その他		医師の員数が 入院患者数の 100分の10以上	・ 入院医療等に関する調査への 適切な参加 ・ 届出にあたり入院料 1 の届出 実績が必要		－		
データ提出加算		○ (要件)					
点数		<u>1,688</u> 点	<u>1,644</u> 点	<u>1,569</u> 点	<u>1,462</u> 点	<u>1,451</u> 点	<u>1,404</u> 点

※該当患者割合の基準

入院料 1 ：割合①A得点 3 点以上、又はC得点 1 点以上

割合②A得点 2 点以上、又はC得点 1 点以上

入院料 2 ～ 5 ：A得点 2 点以上かつB得点 3 点以上、又はA得点 3 点以上、又はC得点 1 点以上

一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅰ・Ⅱの概要

指標等作業G資料1
6 . 1 2 . 9

※対象病棟の入院患者について、A項目（必要度Ⅰの場合は、専門的な治療・処置のうち薬剤を使用する物に限る）及びC項目は、レセプト電算処理システム用コードを用いて評価し、直近3ヶ月の該当患者の割合を算出。

A	モニタリング及び処置等	0点	1点	2点	3点
1	創傷処置（褥瘡の処置を除く）（※1）	なし	あり	—	—
2	呼吸ケア（喀痰吸引のみの場合を除く）（※1）	なし	あり	—	—
3	注射薬剤3種類以上の管理（最大7日間）	なし	あり	—	—
4	シリンジポンプの管理	なし	あり	—	—
5	輸血や血液製剤の管理	なし	—	あり	—
6	専門的な治療・処置（※2）	—	—	—	—
	① 抗悪性腫瘍剤の使用（注射剤のみ）、				あり
	② 抗悪性腫瘍剤の内服の管理、			あり	
	③ 麻薬の使用（注射剤のみ）、				あり
	④ 麻薬の内服、貼付、坐剤の管理、			あり	
	⑤ 放射線治療、			あり	
	⑥ 免疫抑制剤の管理（注射剤のみ）、			あり	
	⑦ 昇圧剤の使用（注射剤のみ）、				あり
	⑧ 抗不整脈剤の使用（注射剤のみ）、				あり
	⑨ 抗血栓塞栓薬の持続点滴の使用、				あり
	⑩ ドレナージの管理、			あり	
	⑪ 無菌治療室での治療				あり
7	I：救急搬送後の入院（2日間）	なし	—	あり	—
	II：緊急に入院を必要とする状態（2日間）	なし	—	あり	—

C	手術等の医学的状況	0点	1点
15	開頭手術（11日間）	なし	あり
16	開胸手術（9日間）	なし	あり
17	開腹手術（6日間）	なし	あり
18	骨の手術（10日間）	なし	あり
19	胸腔鏡・腹腔鏡手術（4日間）	なし	あり
20	全身麻酔・脊椎麻酔の手術（5日間）	なし	あり
21	救命等に係る内科的治療（4日間） （①経皮的血管内治療、 ②経皮的心筋焼灼術等の治療、 ③侵襲的な消化器治療）	なし	あり
22	別に定める検査（2日間）（例：経皮的針生検法）	なし	あり
23	別に定める手術（5日間）（例：眼窩内異物除去術）	なし	あり

（※1）A項目のうち「創傷処置（褥瘡の処置を除く）」及び「呼吸ケア（喀痰吸引のみの場合を除く）」については、必要度Ⅰの場合も、一般病棟用の重症度、医療・看護必要度A・C項目に係るレセプト電算処理システム用コード一覧に掲げる診療行為を実施したときに限り、評価の対象となる。

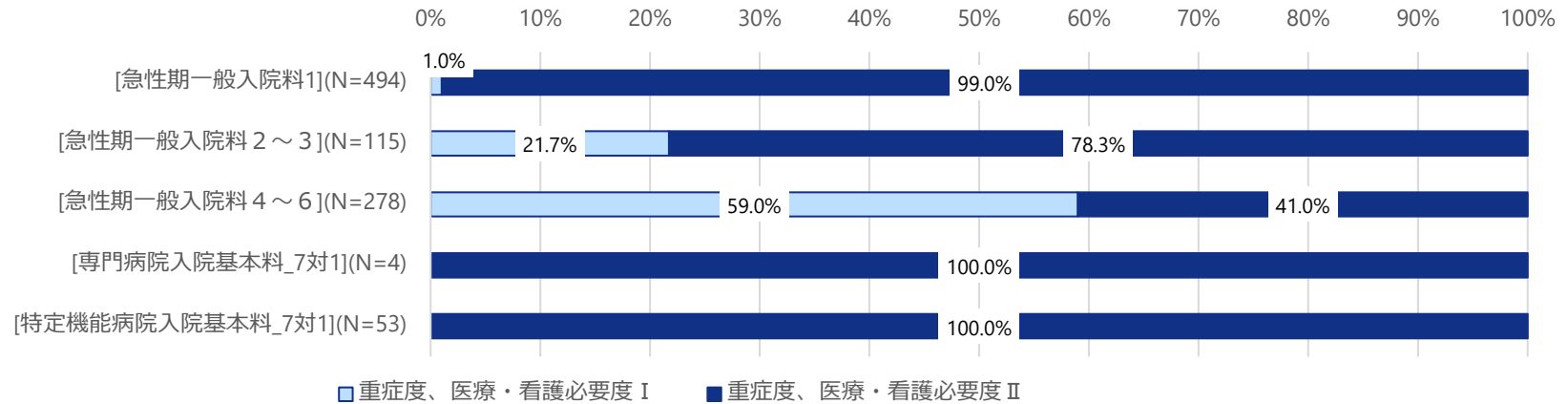
（※2）A項目のうち「専門的な治療・処置」については、①抗悪性腫瘍剤の使用（注射剤のみ）、③麻薬の使用（注射剤のみ）、⑦昇圧剤の使用（注射剤のみ）、⑧抗不整脈剤の使用（注射剤のみ）、⑨抗血栓塞栓薬の持続点滴の使用又は⑪無菌治療室での治療のいずれか1つ以上該当した場合は3点、その他の項目のみに該当した場合は2点とする。

B	患者の状況等	患者の状態				介助の実施	
		0点	1点	2点		0	1
8	寝返り	できる	何かにつかまればできる	できない	×	—	—
9	移乗	自立	一部介助	全介助		実施なし	実施あり
10	口腔清潔	自立	要介助	—		実施なし	実施あり
11	食事摂取	自立	一部介助	全介助		実施なし	実施あり
12	衣服の着脱	自立	一部介助	全介助		実施なし	実施あり
13	診療・療養上の指示が通じる	はい	いいえ	—		—	—
14	危険行動	ない	—	ある		—	—

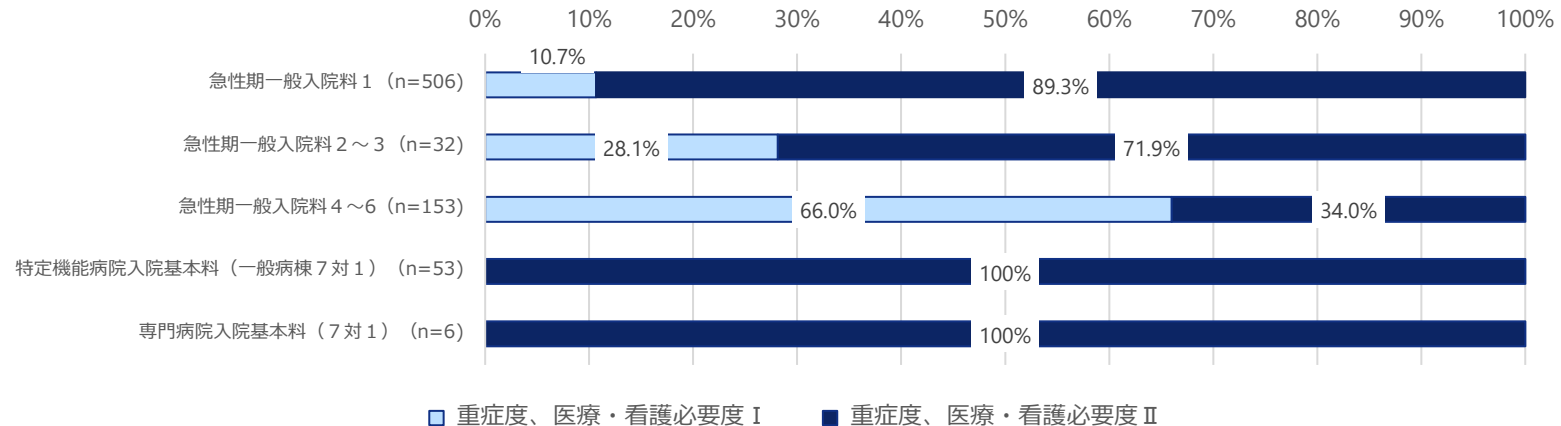
一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅰ・Ⅱの届出状況

○ 重症度、医療・看護必要度Ⅱを届出ている施設は、急性期一般入院料1は99.0%、急性期一般入院料2～3は78.3%、急性期一般入院料4～6では41.0%であり、令和4年より増加していた。

重症度、医療・看護必要度Ⅰ・Ⅱの届出状況（令和6年11月1日時点）

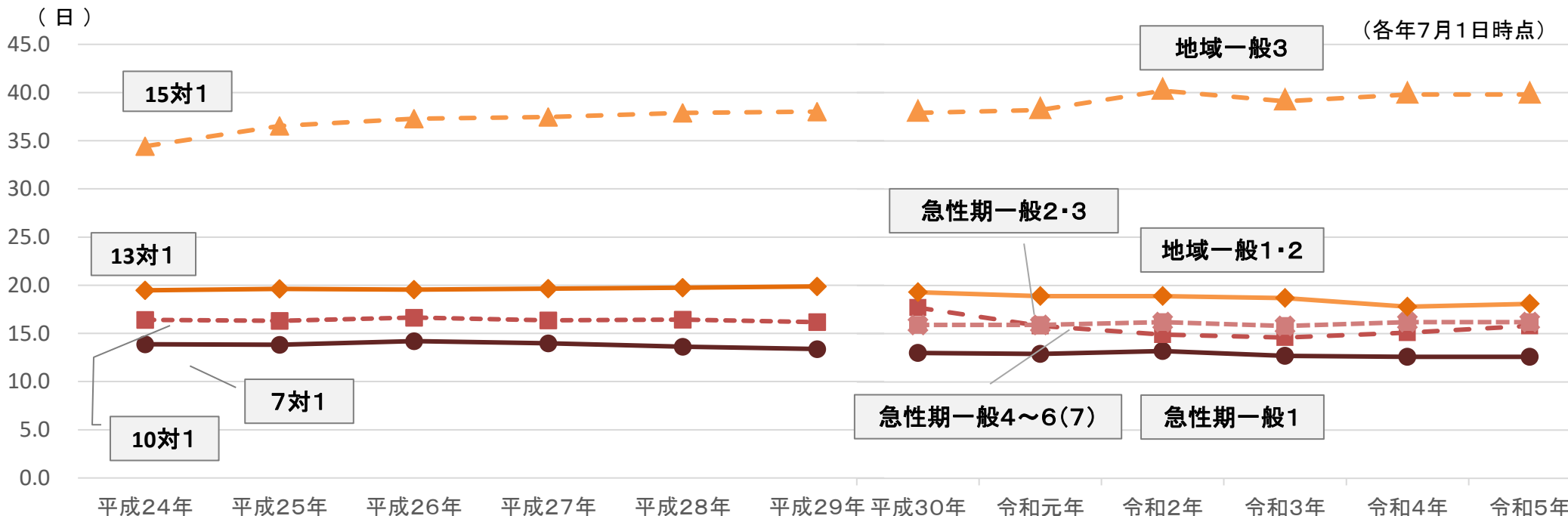


(参考) ■ 重症度、医療・看護必要度Ⅰ・Ⅱの届出状況（令和4年11月1日時点）

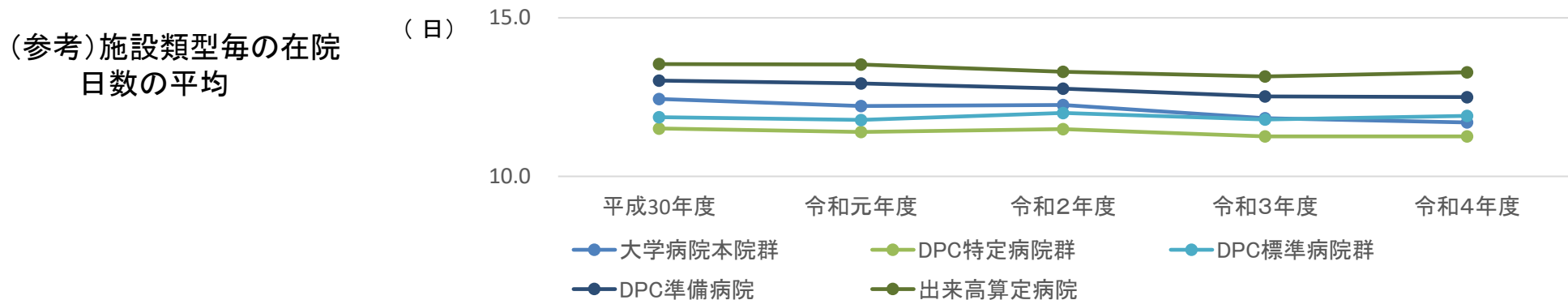


入院料別の平均在院日数の推移（一般病棟入院基本料）

- 平均在院日数は、急性期一般入院料1が最も短く、全体的に、横ばいの傾向。
- DPC病院については、出来高算定病院に比べて短縮化が大きい。



出典：各年7月1日の届出状況。保険局医療課調べ。



出典：保険局医療課調べ

※ 平成24、25年は7対1入院基本料の経過措置病棟のデータを除いた値

新たな地域医療構想に関するとりまとめ

5. 新たな地域医療構想（抄）

（1）基本的な考え方

- 2040 年やその先を見据えて、高齢者救急・在宅医療の需要等が増加する中、地域の実情に応じて、「治す医療」を担う医療機関と「治し支える医療」を担う医療機関の役割分担を明確化し、医療機関の連携・再編・集約化を推進することが重要である。このため、新たな地域医療構想を通じて、病床の機能分化・連携に加え、**地域ごとの医療機関機能（高齢者救急の受入、在宅医療の提供、救急・急性期の医療提供等）**及び広域な観点の医療機関機能（医育及び広域診療等の総合的な機能）**の確保に向けた取組を推進すべき**である。

（3）医療機関機能・病床機能

②医療機関機能報告

- 新たな地域医療構想においては、医療機関機能に着目して地域医療構想を策定・推進することに伴い、新たに、医療機関（病床機能報告の対象となる医療機関）から都道府県に対して医療機関機能を報告する仕組みを創設することが適当である。具体的には、**二次医療圏等を基礎とした構想区域ごとに確保すべき医療機関機能として、高齢者救急・地域急性期機能、在宅医療等連携機能、急性期拠点機能、専門等機能を位置付ける**とともに、広域な観点で確保すべき医療機関機能として、医育及び広域診療機能を位置付け、医療機関がこれらの医療機関機能を確保していること、今後の方向性等について報告することが考えられる。報告に当たっては、医療機関が将来に向けて主たる医療機関機能を選択していくことも重要と考えられ、一方で、地域の実情に応じて、一医療機関が様々な医療機関機能を担っていくことが想定されることから、必要に応じて複数の医療機関機能を報告することも考えられる。具体的な医療機関機能報告の報告項目、報告方法等の詳細については、ガイドラインにおいて検討することが適当である。

また、高齢者救急に係る報告にあたっては、救急搬送だけではなく、医療機関と介護施設等の連携の推進等による、救急搬送ではない緊急入院の評価等の観点にも留意することが重要である。

新たな地域医療構想に関するとりまとめ

＜医療機関機能の名称と定義＞

・ 高齢者救急・地域急性期機能

高齢者をはじめとした救急搬送を受け入れるとともに、必要に応じて専門病院や施設等と協力・連携しながら、入院早期からのリハビリテーション・退院調整等を行い、早期の退院につなげ、退院後のリハビリテーション等の提供を確保する。

・ 在宅医療等連携機能

地域での在宅医療の実施、他の医療機関や介護施設、訪問看護、訪問介護等と連携した 24 時間の対応や入院対応を行う。

・ 急性期拠点機能

地域での持続可能な医療従事者の働き方や医療の質の確保に資するよう、手術や救急医療等の医療資源を多く要する症例を集約化した医療提供を行う。

※ 報告に当たっては、地域シェア等の地域の実情も踏まえた一定の水準を満たす役割を設定。また、アクセスや構想区域の規模も踏まえ、構想区域ごとにどの程度の病院数を確保するか設定。

・ 専門等機能

上記の機能にあてはまらないが、集中的なリハビリテーション、中長期にわたる入院医療機能、有床診療所の担う地域に根ざした診療機能、一部の診療科に特化し地域ニーズに応じた診療を行う。

※ 高齢者医療においては、あらゆる段階において、マルチモビディティ（多疾病併存状態）患者へのリハビリテーションを含む、治し支える医療の観点が重要である。

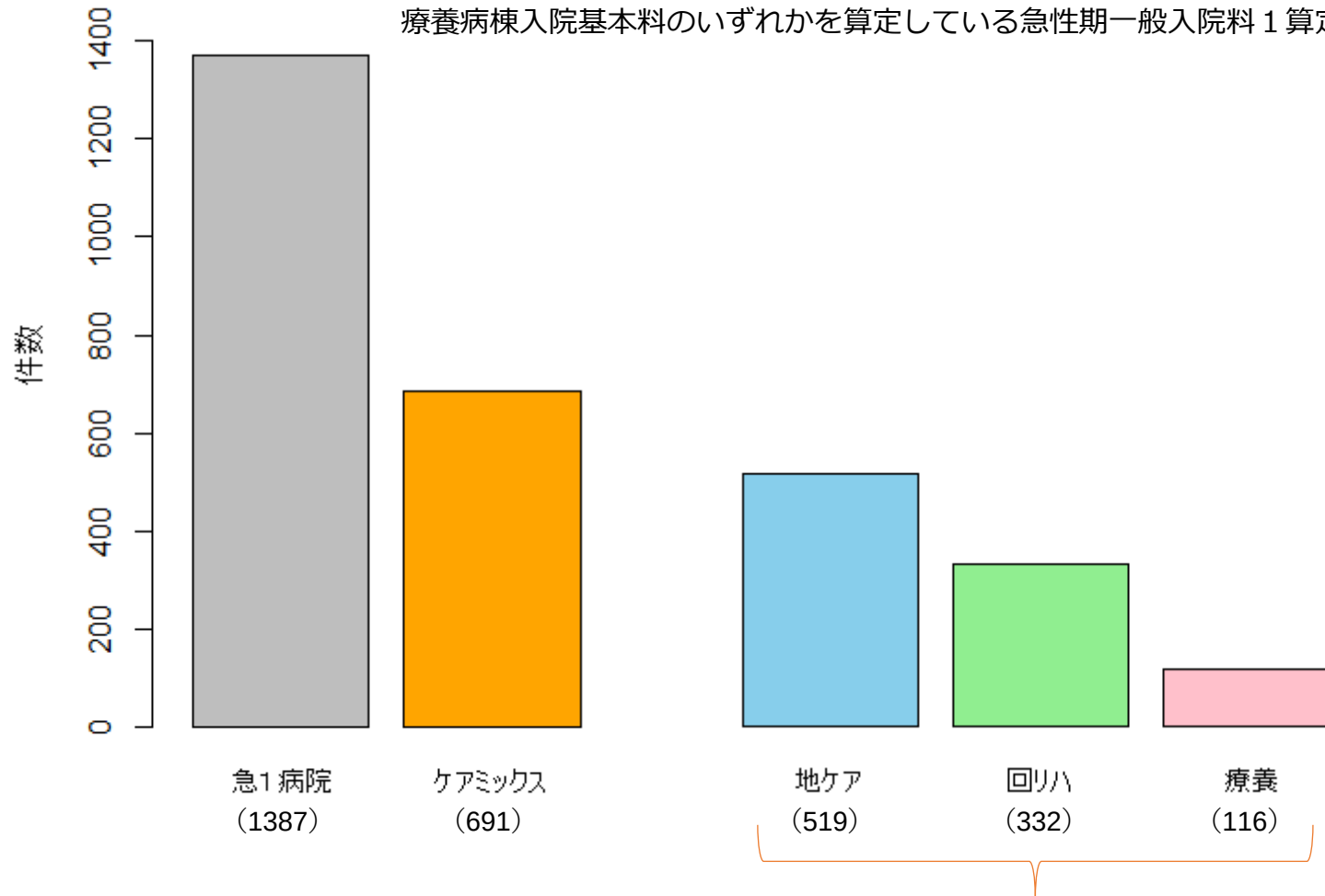
・ 医育及び広域診療機能

大学病院本院が担う、広域な観点で担う常勤医師や代診医の派遣、医師の卒前・卒後教育をはじめとした医療従事者の育成、広域な観点が求められる診療を総合的に担い、また、これらの機能が地域全体で確保されるよう都道府県と必要な連携を行う。

急性期一般入院料 1 届出病院の現状①

○急性期一般入院料 1 を算定している病院のうち、約半数は地域包括ケア病棟、回復期リハビリテーション病棟、又は療養病棟を届け出ているケアミックス病院※となっている。

※回復期リハビリテーション病棟入院料、地域包括ケア病棟入院（医療管理）料、療養病棟入院基本料のいずれかを算定している急性期一般入院料 1 算定病院（以降、同様）



ケアミックスの内訳

急性期一般入院料 1 届出病院の現状②

	一般病院※ ¹ (696)	ケアミックス病院(691)	全体 (1387)
許可病床数			
～199	168 (24.1%)	268 (38.8%)	436 (31.4%)
200～399	189 (27.2%)	321 (46.5%)	510 (36.8%)
400～	339 (48.7%)	102 (14.8%)	441 (31.8%)
平均在院日数			
平均値 (標準偏差)	11.0(2.1)	12.2(2.0)	11.6(2.1)
中央値 [最小, 最大]	11.1 [4.1, 17.2]	12.3[6.1, 20.1]	11.6[4.1, 20.1]
全身麻酔の手術件数			
平均値 (標準偏差)	1931(1316)	880(740)	1407(1191)
中央値 [最小, 最大]	1861[0, 7020]	758[0, 5449]	1120[0, 7020]
救急搬送件数			
平均値 (標準偏差)	3889(2852)	2256(1750)	3074(2503)
中央値 [最小, 最大]	3656[0, 22343]	1914[0, 10897]	2634[0, 22343]
救急搬送の地域シェア率※ ²			
平均値 (標準偏差)	0.147(0.162)	0.130(0.168)	0.139(0.165)
中央値 [最小, 最大]	0.091[0, 0.969]	0.065 [0, 0.998]	0.077[0, 0.998]

※¹ 急性期一般入院料 1 を算定している病院のうち、ケアミックス病院以外の病院

※² 当該医療機関の年間救急搬送受入件数／所属二次医療圏内全医療機関の合計救急搬送受入件数

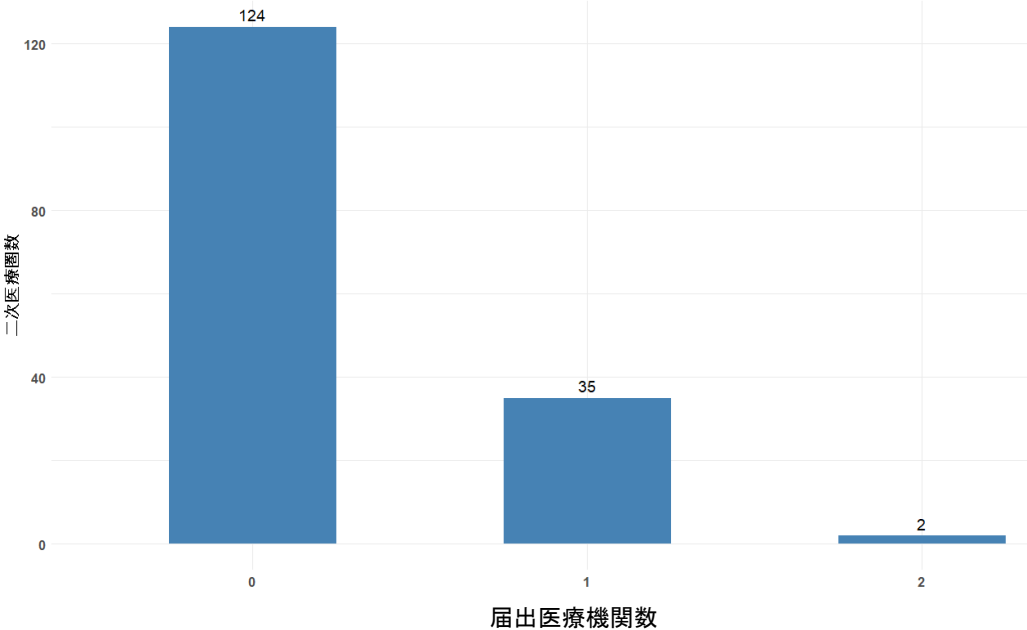
急性期一般入院料 1 届出病院の現状③

	一般病院（696）	ケアミックス病院（691）	全体（1387）
総合入院体制加算 1			
無	686 (98.6%)	691 (100%)	1377 (99.3%)
有	10 (1.4%)	0 (0%)	10 (0.7%)
総合入院体制加算 2			
無	628 (90.2%)	685 (99.1%)	1313 (94.7%)
有	68 (9.8%)	6 (0.9%)	74 (5.3%)
総合入院体制加算 3			
無	610 (87.6%)	648 (93.8%)	1258 (90.7%)
有	86 (12.4%)	43 (6.2%)	129 (9.3%)
急性期充実体制加算 1			
無	500 (71.8%)	677 (98.0%)	1177 (84.9%)
有	196 (28.2%)	14 (2.0%)	210 (15.1%)
急性期充実体制加算 2			
無	657 (94.4%)	688 (99.6%)	1345 (97.0%)
有	39 (5.6%)	3 (0.4%)	42 (3.0%)
上記加算の有無			
無	297 (42.7%)	625 (90.4%)	922 (66.5%)
有	399 (57.3%)	66 (9.6%)	465 (33.5%)

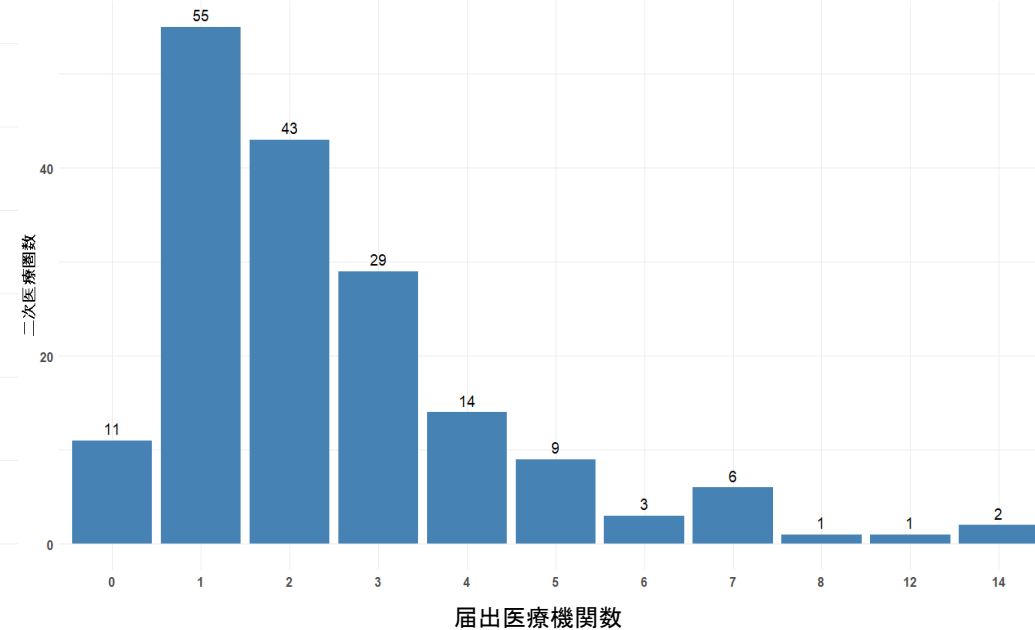
各医療圏における加算届出病院数

- 20万人未満の二次医療圏では、約 8 割の医療圏で急性期充実体制加算、総合入院体制加算のいずれも届出していなかった。
- 20万人以上の二次医療圏では、9 割以上の医療圏で、急性期充実体制加算又は総合入院体制加算のいずれかを届出している病院があった。

人口20万人未満の二次医療圏ごとの加算届出医療機関数の分布 (n=161)



人口20万人以上の二次医療圏ごとの加算届出医療機関数の分布 (n=174)



DPC/PDPSの基本事項

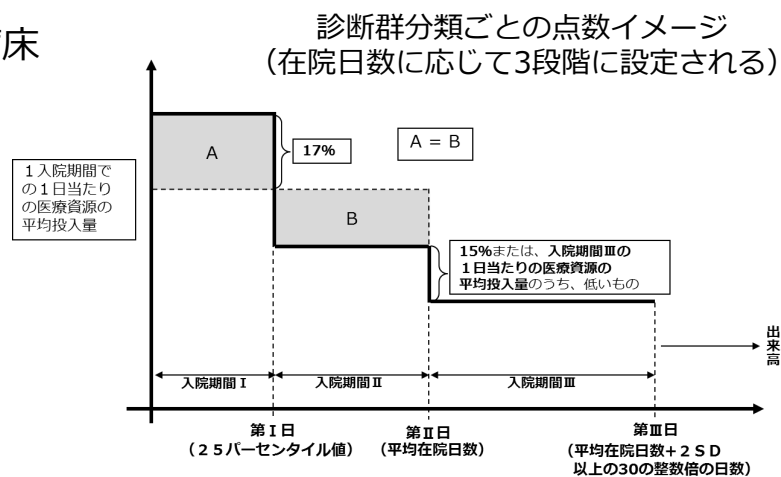
- DPC/PDPSは、閣議決定に基づき、平成15年4月より82の特定機能病院を対象に導入された急性期入院医療を対象とする診断群分類に基づく1日あたり包括払い制度である。

- ※ 米国で開発されたDRG(Diagnosis Related Groups)もDPC(Diagnosis Procedure Combination)も医療の質的改善を目指して開発された診断群分類の一種であり、1日あたり、1入院あたりの支払制度を意味するものではない。
- ※ DPC/PDPS(Per-Diem Payment System)は診断群分類に基づく1日当たり定額報酬算定制度を意味する。

- 制度導入後、DPC/PDPSの対象病院は段階的に拡大され、令和6年6月1日時点見込みで1,786病院・約48万床となり、急性期一般入院基本料等に該当する病床(※)の約85%を占める。

※ 令和4年7月時点で急性期一般入院基本料等を届出た病床

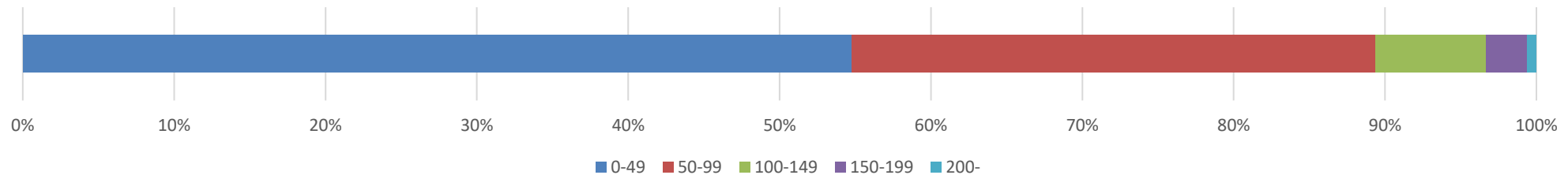
- 医療機関は、診断群分類ごとに設定される在院日数に応じた3段階の定額点数に、医療機関ごとに設定される医療機関別係数を乗じた点数を算定。



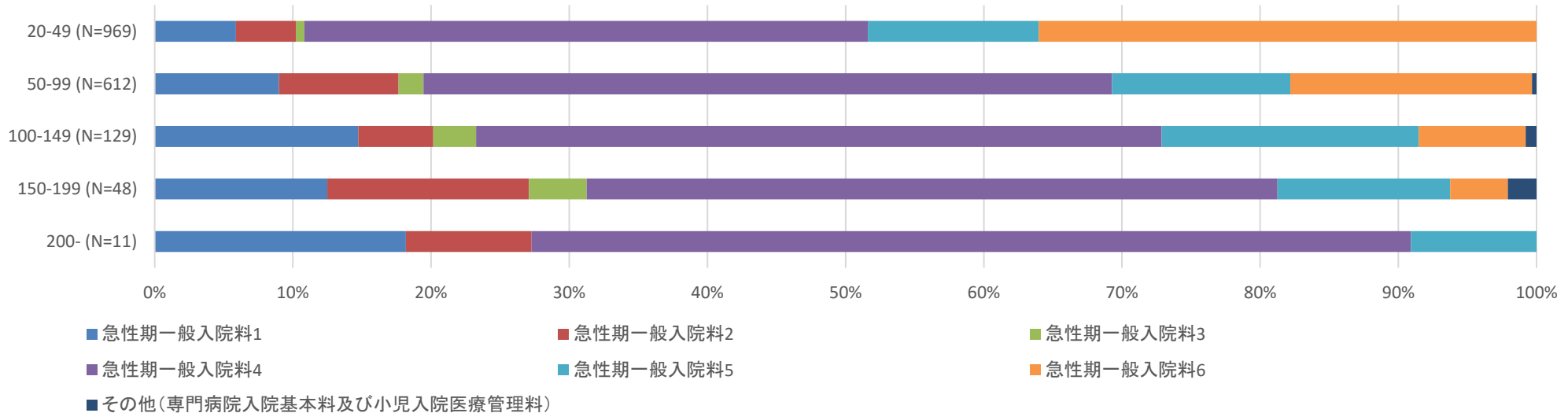
DPC算定可能病床を有する出来高算定病院

- DPC算定を行いうる病床(以下「DPC算定可能病床」)を有する医療機関※¹のうち、約1,800の医療機関は、DPC制度に参加していない。
- また、DPC制度に参加していない医療機関の大半は、DPC算定可能病床数が100床未満の医療機関である。

DPC算定可能病床を有する出来高病院におけるDPC算定可能病床数 (N=1,769)



DPC算定可能病床を有する出来高病院における届出入院料



出典: 令和6年12月DPCデータ

※¹ DPC制度への参加要件とされている、急性期一般入院基本料又はA104特定機能病院入院基本料(一般病棟の場合に限る。)若しくはA105 専門 病院入院基本料のうち7対1入院基本料若しくは 10 対1入院基本料の届出を行う医療機関に限る

※² DPC算定病床のうち、届出病床数が最も多いものを集計している

医療機関別係数

1. 基礎係数

- 大学病院本院のように他の施設と異なる機能や役割を担う医療機関について、その役割を担うインセンティブを評価するため、医療機関群ごとに基礎係数を設定している。医療機関群は、大学病院本院で構成される「大学病院本院群」、一定以上の医師研修の実施や診療密度等の要件を満たす医療機関から構成される「DPC特定病院群」、その他を「DPC標準病院群」としている。
- 基礎係数は包括範囲に係る出来高報酬相当の平均値を係数化したもの
[基礎係数] = [各医療機関群の包括範囲出来高点数の平均値] × [改定率]
÷ [各医療機関群のDPC点数表に基づく包括点数の平均値]

2. 機能評価係数Ⅰ

- 機能評価係数Ⅰは医療機関における全ての入院患者が算定する項目（急性期入院料の差額や入院基本料等加算等）について係数化したもの。

3. 機能評価係数Ⅱ

- 機能評価係数Ⅱは、DPC/PDPSへの参加による医療提供体制全体としての効率改善等への取組を評価したものであり、4つの係数（効率性係数、複雑性係数、カバー率係数、地域医療係数）を基本的な評価項目として評価している。
- 各医療機関の各係数ごとに算出した指数に、変換処理を行った係数を設定している。

4. 救急補正係数

- 救急医療入院における入院初期の医療資源投入の乖離を補正するための係数。

5. 激変緩和係数

- 診療報酬改定時の激変を緩和するため、改定年度1年間に限り設定している係数（該当する医療機関のみ設定）。

(参考) 医療機関群別に基礎係数を設定する理由

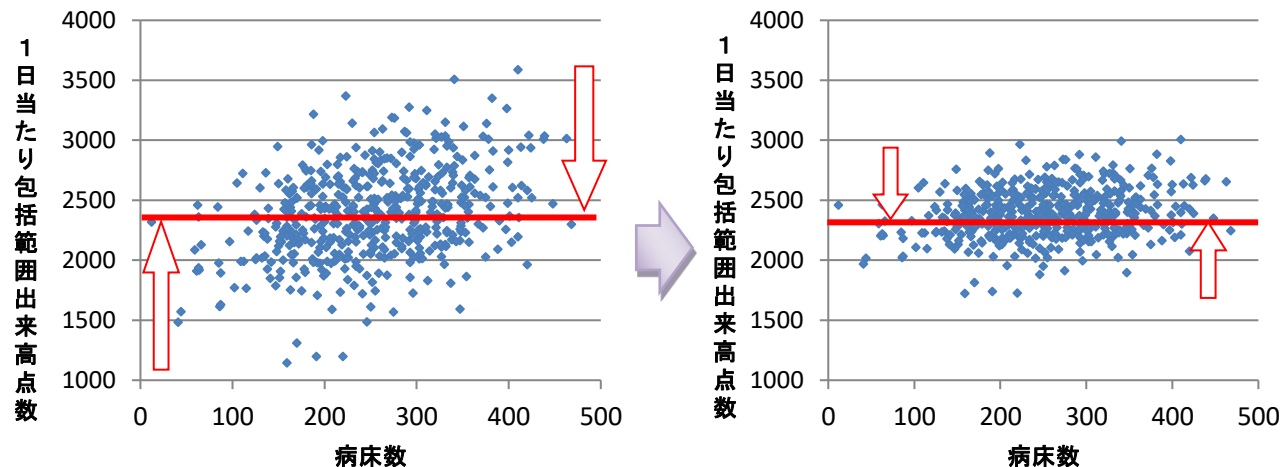
中医協 総-2-2
2 3 . 1 1 . 1 8

同一の基礎係数が設定される医療機関に対しては、同程度の効率化・標準化が促進され、中長期的には同一基礎係数の対象機関について、一定の診療機能や診療密度等に収斂していくことが期待されることになる。

例えば、より重症な患者への対応やより先進的な技術の実践といった、他の施設とは異なる機能や役割を担う医療機関に、他と同程度の効率化・標準化を求めることは、これらの役割や機能を担うインセンティブがなくなってしまう懸念がある。

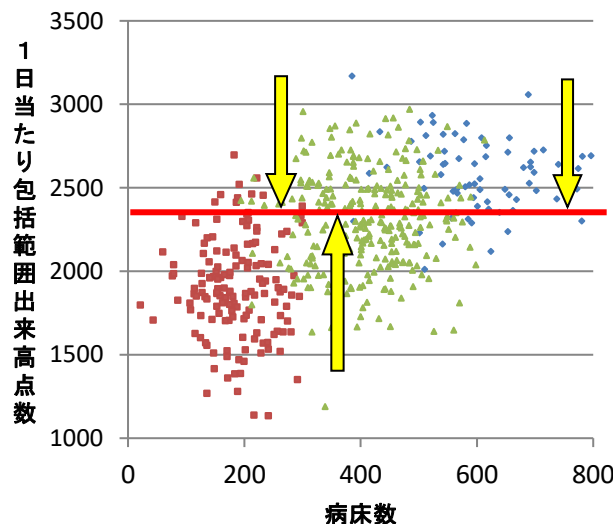
このような弊害に対応するため、一定の合理的な役割や機能の差が認められる医療機関について、基礎係数を分けて設定することが妥当と考えられる(医療機関群に対応した基礎係数の設定)。

<効率化・標準化の進展のイメージ>

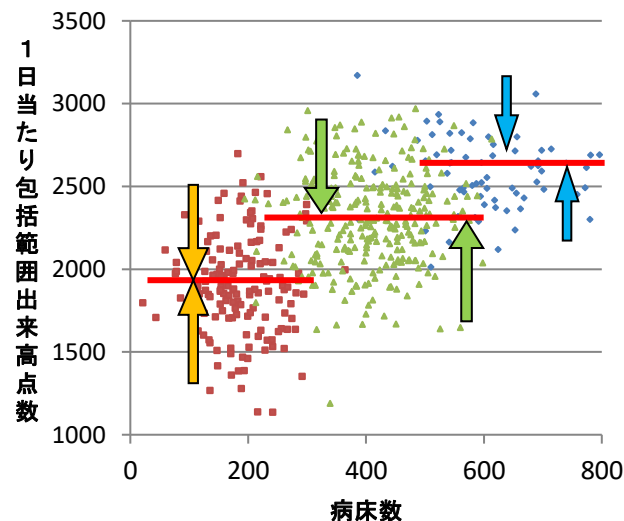


<基礎係数設定のイメージ>

【単一医療機関群】



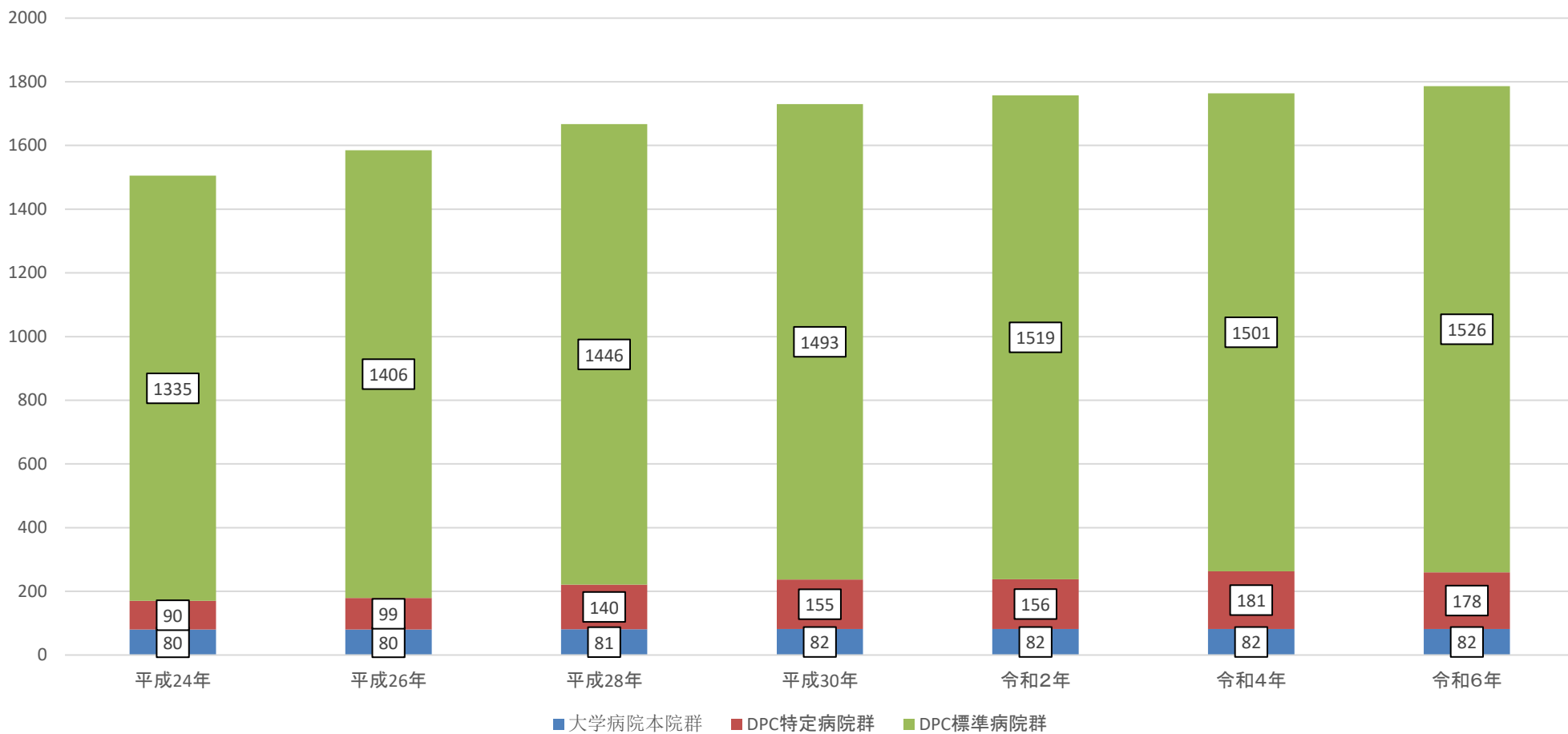
【医療機関群ごと】



● 医療機関タイプA ■ 医療機関タイプB ▲ 医療機関タイプC ● 医療機関タイプA ■ 医療機関タイプB ▲ 医療機関タイプC

医療機関群毎のDPC対象病院数の推移

- 医療機関群毎のDPC対象病院数の推移は以下のとおり。
- DPC標準病院群が全体的に増加傾向にあり、8割以上を占める一方で、DPC特定病院群等は概ね横ばいである。

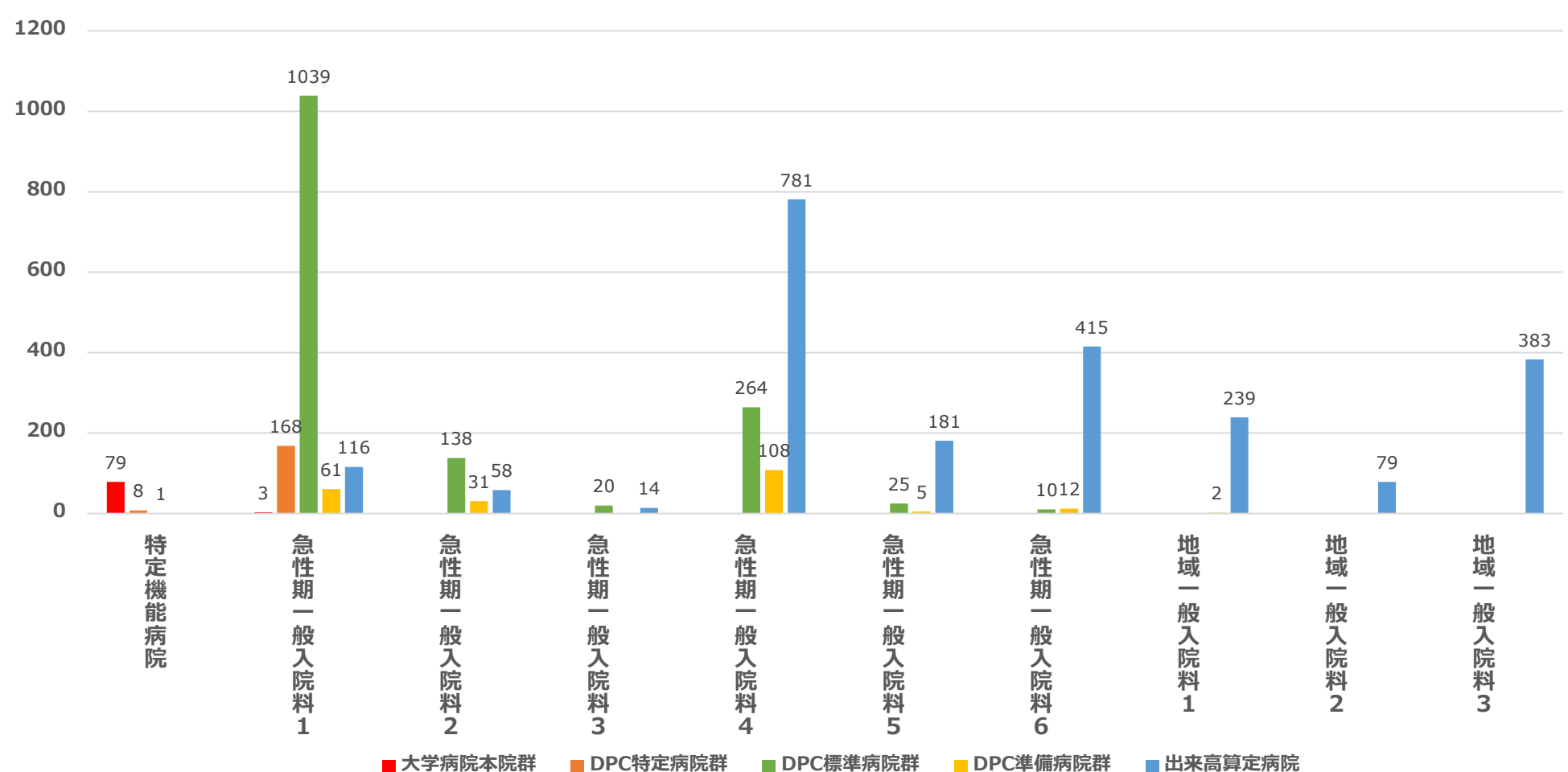


出典: 各年係数改定データ

一般病棟入院基本料とDPC算定病院について

- 急性期一般入院料 1 を算定する医療機関の約 9 割は、DPC算定病院である。
- DPC算定病院の約 9 割は、急性期一般入院料 1 ～ 4 を算定する医療機関であり、約 7 割は急性期一般入院料 1 を算定する医療機関である。

一般病棟入院基本料等を算定する医療機関数（DPC区分別）



急性期機能に着目した評価指標の現状と課題

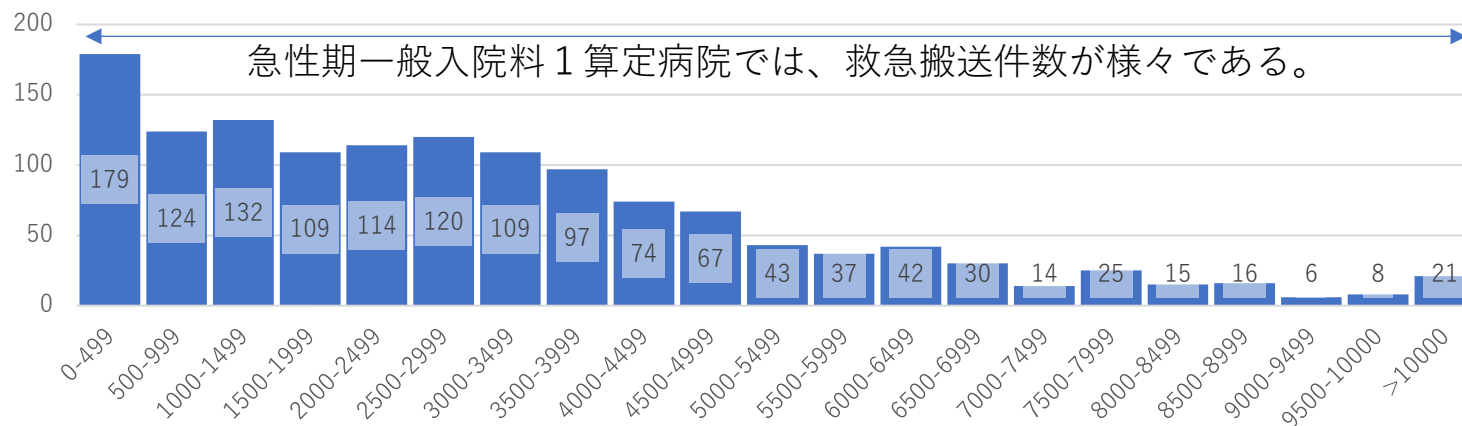
評価の観点	一般的な急性期機能	拠点的な急性期機能
救急搬送	【現状の評価指標】 - 救急車で来院・入院した患者数を評価（DPC制度：地域医療係数） 【課題】 - 二次医療圏において、一般的な急性期機能として、どの程度の救急搬送が受け入れられているか - 地域の人口規模等で、配慮すべき観点はあるか	【現状の評価指標】 - 救急車で来院・入院した患者数を評価（DPC制度：地域医療係数） - 救急搬送件数2000件等（総合入院体制加算、急性期充実体制加算） 【課題】 - 地域における拠点的な急性期機能として、どの程度の救急搬送が受け入れられているか - 人口規模の小さな地域や離島等での、救急搬送に係る拠点的な機能をどのように考えるか
全身麻酔手術	【課題】 一般的な急性期機能として、地域でどの程度の手術が実施されているか	【現状の評価指標】 - DPC特定病院群の実績要件として、手術件数、外保連指数を評価 - 全身麻酔手術件数や悪性腫瘍手術等を評価（総合入院体制加算、急性期充実体制加算） 【課題】 - 拠点的な急性期機能として、どのような難易度・件数の手術が実施されているか
総合性	【現状の評価指標】 - カバー率指数：様々な患者に対応できる総合的な体制について評価（DPC制度：カバー率指数） 5疾病6事業等を含む医療提供体制における役割や実績を評価（DPC制度：地域医療係数） 【課題】 - 一般的な急性期機能として、どの程度の総合性があると考えられるか	【現状の評価指標】 - カバー率指数や、5疾病6事業等を含む医療提供体制における役割や実績を評価（DPC制度） - 幅広い標榜診療科と入院医療提供を評価（総合入院体制加算） - 小児・周産期・精神の入院医療を評価（小児・周産期・精神科充実体制加算） 【課題】 - 拠点的な急性期機能では、どの程度総合性があると考えられるか

急性期一般入院料算定病院における救急搬送受入件数別施設数

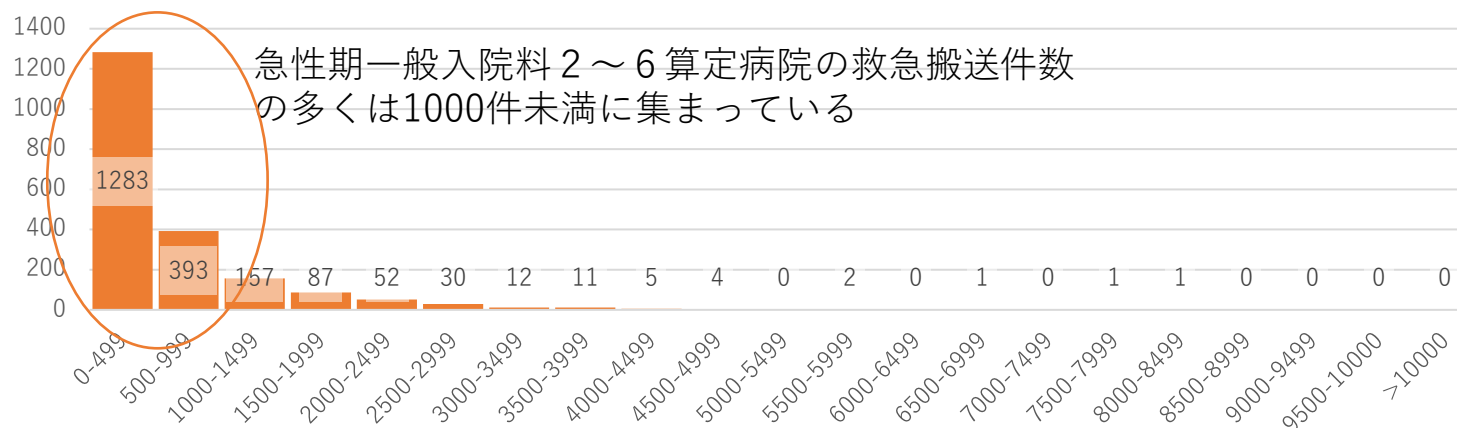
診調組 入-1
7. 9. 18

- 急性期一般入院料 1 算定病院と急性期一般入院料 2～6 算定病院を比較すると、全体として、急性期一般入院料 1 算定病院で救急搬送件数が多い傾向にある。
- 急性期一般入院料 1 算定病院のみで見ると、急性期一般入院料 2～6 算定病院と同程度の救急搬送件数の病院から、更に多くの救急搬送受入のある病院まで、様々である。

急性期一般入院料 1 における救急搬送受入件数別施設数



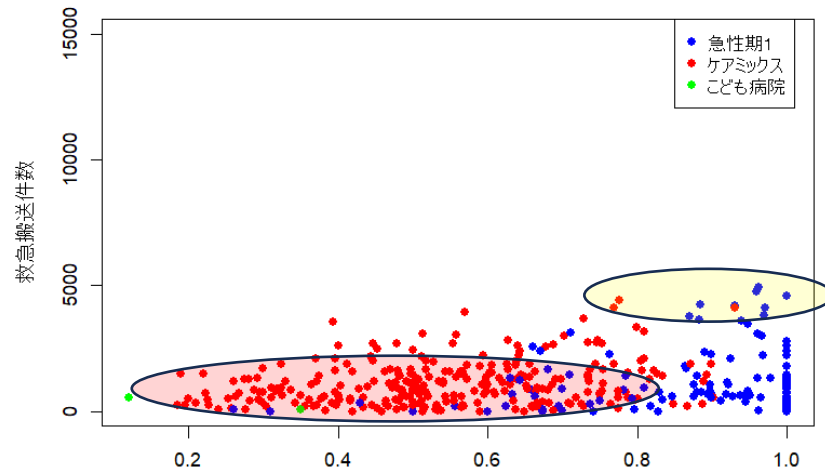
急性期一般入院料 2～6 における救急搬送受入件数別施設数



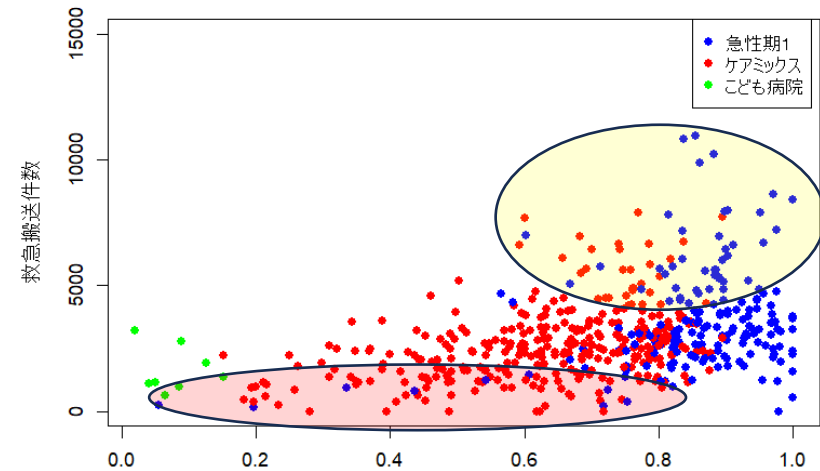
急性期一般入院料 1 算定病院における救急搬送件数

- 急性期一般入院料 1 を算定している病院について、許可病床数が多くなると、救急搬送受入件数のより多い病院が存在する傾向が見られた。
- 同じ規模の許可病床数の病院において、急性期一般入院料 1 の病床割合が同様であっても、救急搬送件数にはばらつきが見られた。

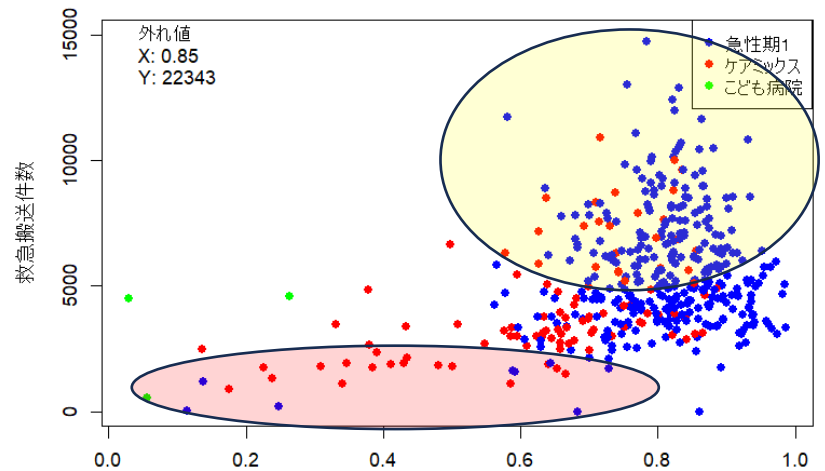
急性期一般入院料1の病床割合と救急搬送の関係(許可病床<200)



急性期一般入院料1の病床割合と救急搬送の関係(許可病床200~399)



急性期一般入院料1の病床割合と救急搬送の関係(許可病床≥400)



急性期一般入院料1の病床割合

急性期一般入院料 1 の病床割合が高く、
多数の救急搬送受入がある医療機関

ケアミックスを中心に、比較的、救急
搬送受入は多くない医療機関

※急性期 1：ケアミックス病院、こども病院以外の施設

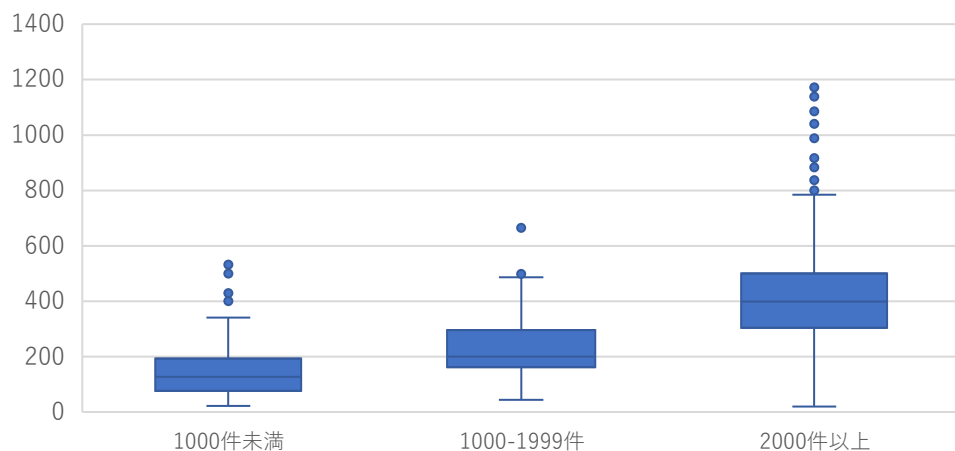
※こども病院：小児入院医療管理料 1～4、NICU、PICU、MFICU、
GCUの 届出病床数が許可病床数の 5 割以上ある施設

急性期一般入院料 1 算定病院における施設整備・人員配置・実績

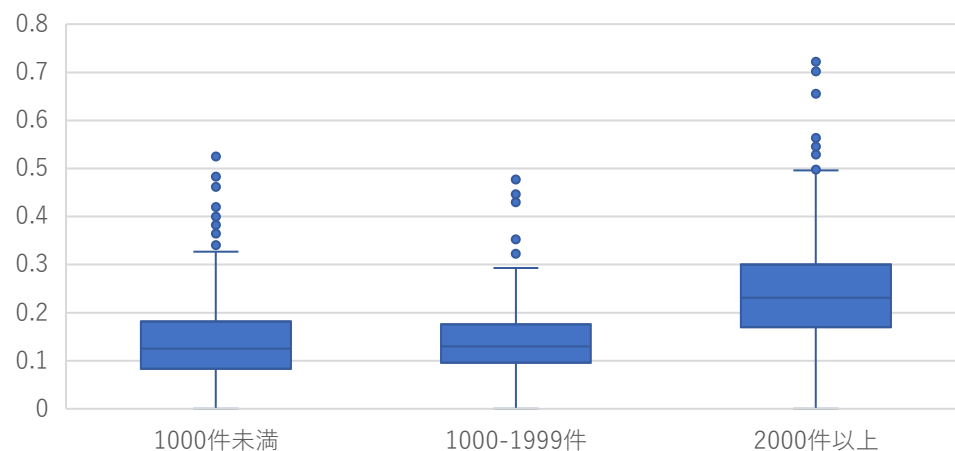
診調組 入 - 1
7 . 9 . 1 8

○急性期一般入院料 1 算定病院では、救急搬送件受件数が増えると、許可病床数や、病床当たり医師数、全身麻酔手術件数や夜間・時間外救急患者数が増加する傾向があり、一般的な急性期機能や拠点的な急性期機能など、急性期としての医療機関機能が異なることで、病院の規模、人員配置、実績等も異なる傾向にある。

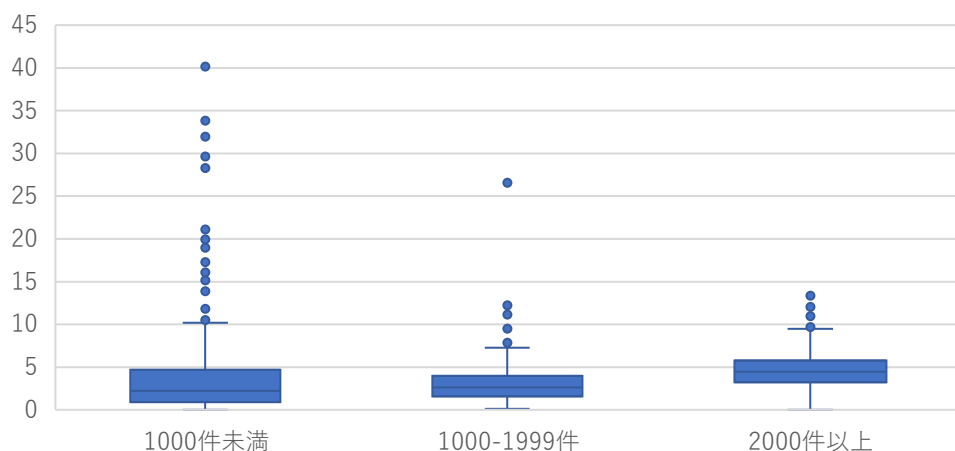
病院の許可病床数



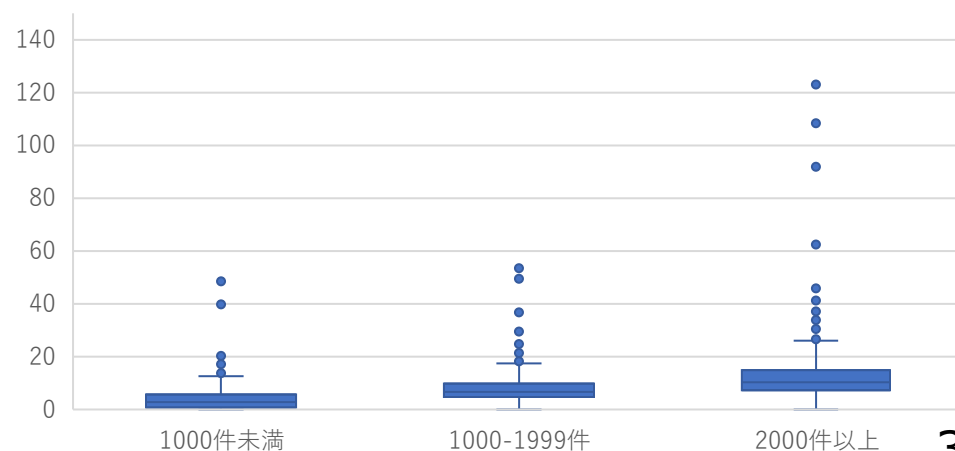
許可病床数あたり常勤医師数



許可病床数あたり全身麻酔手術件数



許可病床数あたり夜間時間救急数



急性期一般入院料 1 算定病院における収支の状況

診調組 入-1
7. 9. 18

- 急性期一般入院料 1 算定病院では、救急搬送受入件数が多くなるほど、医業収益、医業費用ともに大きくなっている。
- 医業利益率についても、救急搬送受入件数によってばらつきがあり、救急搬送受入件数が多い病院では低い傾向にあった。

単位：		1~1,199件		1,200~1,999件		2,000~3,999件		4,000件以上	
		1施設当たり	対医業収益比	1施設当たり	対医業収益比	1施設当たり	対医業収益比	1施設当たり	対医業収益比
平均病床数		157.19		207.77		282.64		394.51	
医業収益		3,346,015,407		4,716,016,623		7,244,177,584		12,760,868,610	
入院診療収益		2,219,047,931	66.3%	3,252,807,391	69.0%	4,921,944,646	67.9%	9,198,964,764	72.1%
室料差額収益		33,113,885	1.0%	53,867,849	1.1%	104,983,894	1.4%	135,643,248	1.1%
外来診療収益		878,658,744	26.3%	1,208,073,840	25.6%	1,818,662,445	25.1%	2,891,056,304	22.7%
その他の医業収益		215,194,847	6.4%	201,267,542	4.3%	398,586,599	5.5%	535,204,294	4.2%
医業費用		3,370,341,241	100.7%	4,810,054,254	102.0%	7,382,196,677	101.9%	13,059,062,641	102.3%
材料費		705,514,847	21.1%	1,012,111,545	21.5%	1,814,027,635	25.0%	3,507,222,581	27.5%
給与費		1,891,432,150	56.5%	2,671,255,372	56.6%	3,883,800,103	53.6%	6,522,633,986	51.1%
委託費		203,529,777	6.1%	306,805,829	6.5%	478,114,522	6.6%	787,221,478	6.2%
給食委託費		38,880,618	1.1%	58,311,361	1.3%	75,380,329	1.1%	106,939,107	0.9%
設備関係費		306,545,943	9.2%	446,218,187	9.5%	679,065,767	9.4%	1,300,522,339	10.2%
研究研修費		6,834,868	0.2%	11,399,705	0.2%	17,161,319	0.2%	32,803,649	0.3%
経費		238,830,709	7.1%	331,040,096	7.0%	460,917,072	6.4%	773,509,797	6.1%
控除対象外消費税等		46,925,270	2.9%	86,644,179	2.8%	195,284,394	3.6%	315,975,192	4.0%
本部費配賦額		19,185,900	0.6%	35,329,400	0.8%	46,039,575	0.6%	145,728,634	1.1%
医業利益		-24,325,834	-0.7%	-94,037,631	-2.0%	-138,019,094	-1.9%	-298,194,030	-2.3%
医業外収益		82,165,671	2.5%	151,648,083	3.2%	174,949,446	2.4%	270,987,481	2.1%
受取利息及び配当金		875,896	0.0%	272,431	0.0%	2,784,257	0.0%	1,864,830	0.0%
運営費補助金収益		25,974,688	0.8%	81,038,090	1.7%	48,542,931	0.7%	86,764,012	0.7%
施設設備補助金収益		9,546,759	0.3%	8,402,242	0.2%	8,802,158	0.1%	2,458,662	0.0%
医業外費用		31,969,743	1.0%	30,364,621	0.6%	87,174,646	1.2%	144,802,648	1.1%
支払利息		11,423,890	0.3%	11,546,551	0.3%	28,018,590	0.4%	57,444,993	0.5%
経常利益		25,870,094	0.8%	27,245,831	0.6%	-50,244,293	-0.7%	-172,009,197	-1.3%

※うち数として記載している勘定科目の「1施設当たりの」の金額は、当該科目の回答があった施設における1施設当たり平均を示している。

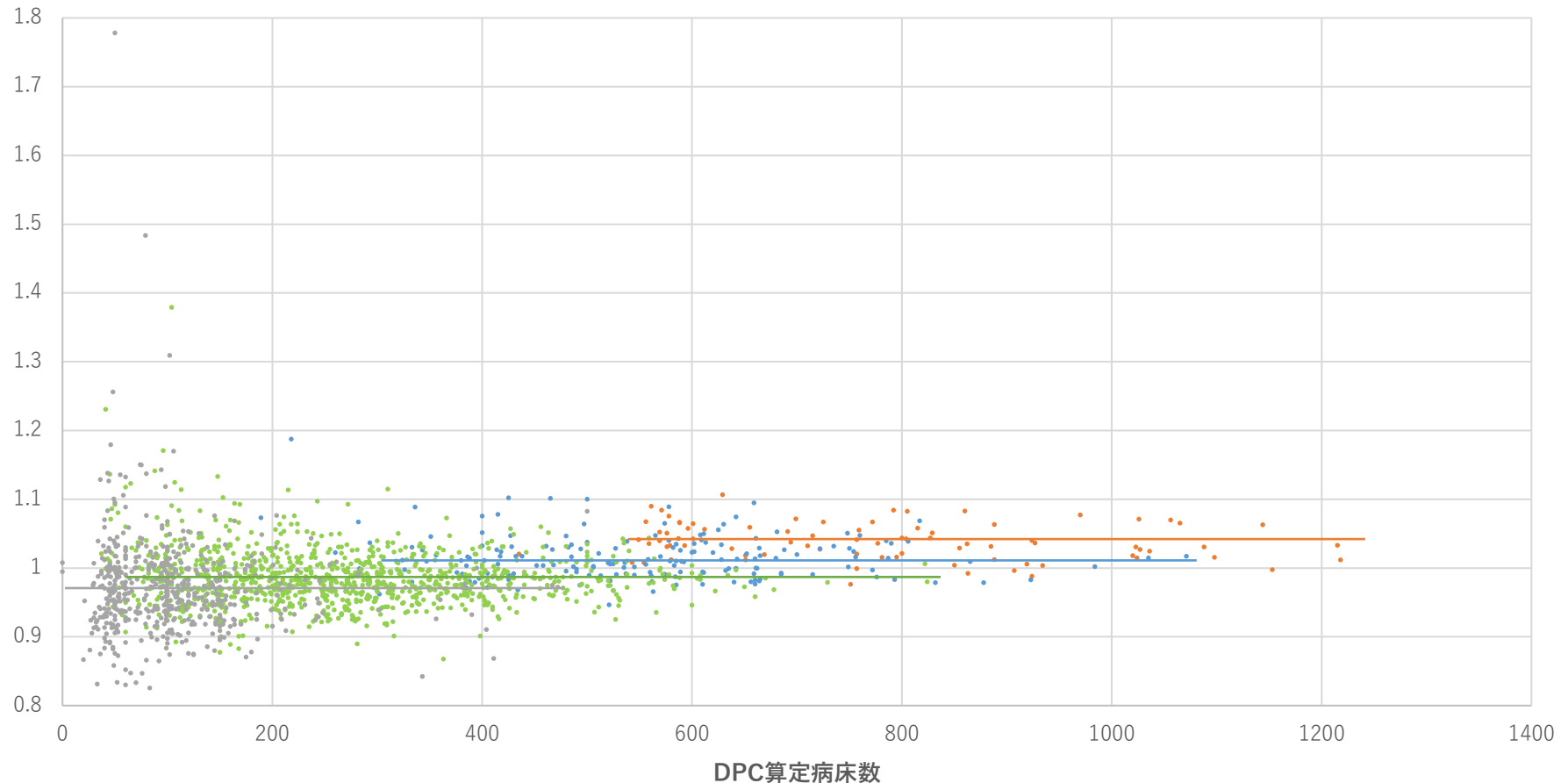
また、「対医業収益比」は該当科目の回答があった施設での医業収益に対する比率を示している。

DPC病院群別包括点数に対する包括範囲出来高点数の比

診調組 入 - 1
7 . 9 . 1 8

○DPC標準病院群においても、救急搬送受入件数の多い病院ほど、包括点数に対する包括範囲出来高点数が高い傾向にある。

DPC算定病床数-包括点数に対する包括範囲出来高点数の比
(直接法による補正)

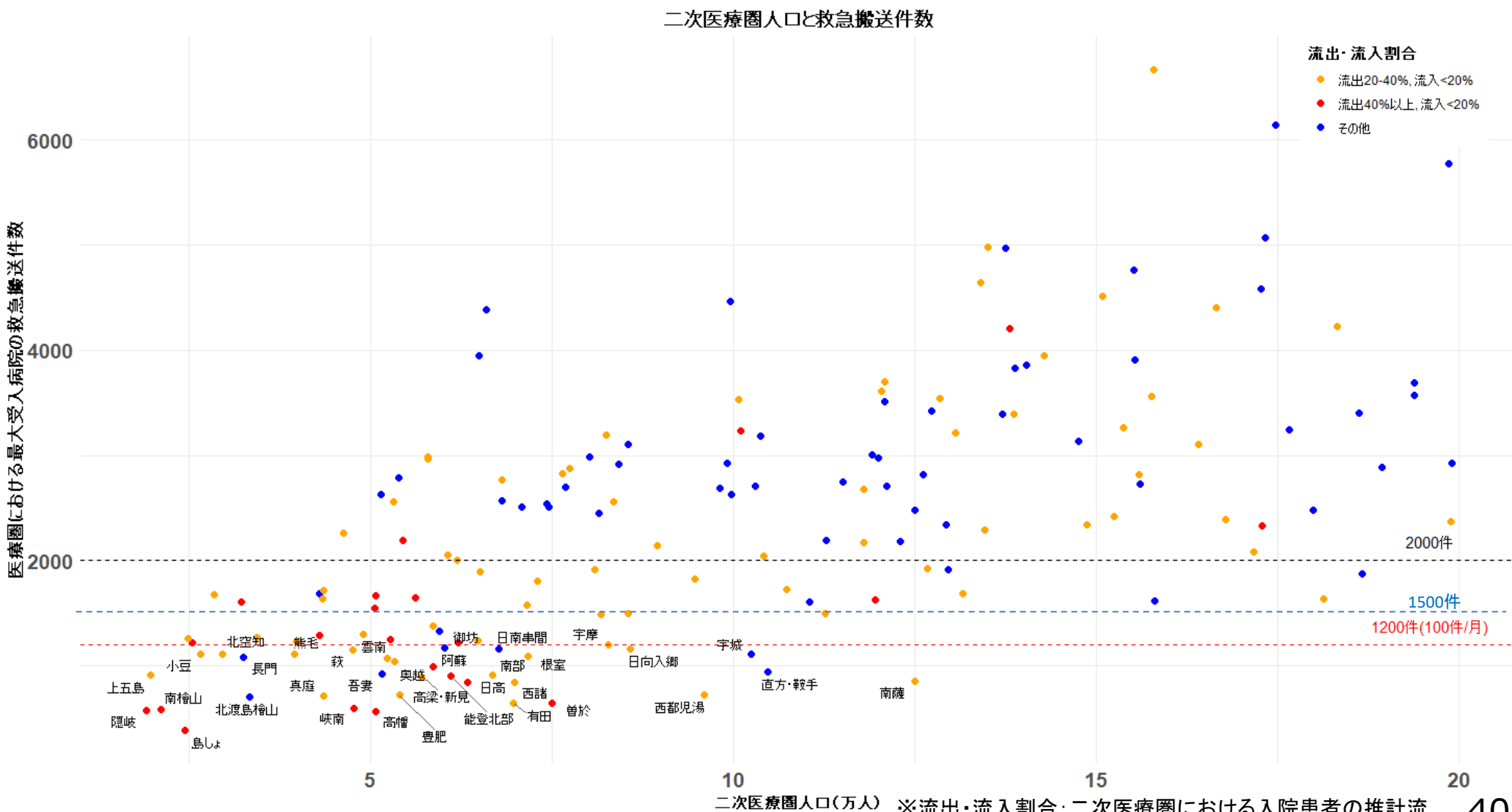


■ 大学病院本院群 ■ DPC特定病院群 ■ DPC標準病院群（救急搬送件数1,200件以上） ■ DPC標準病院群（救急搬送件数1,200件未満）

出典：「令和6年度係数設定データ」（2022年10月～2023年9月DPCデータ）

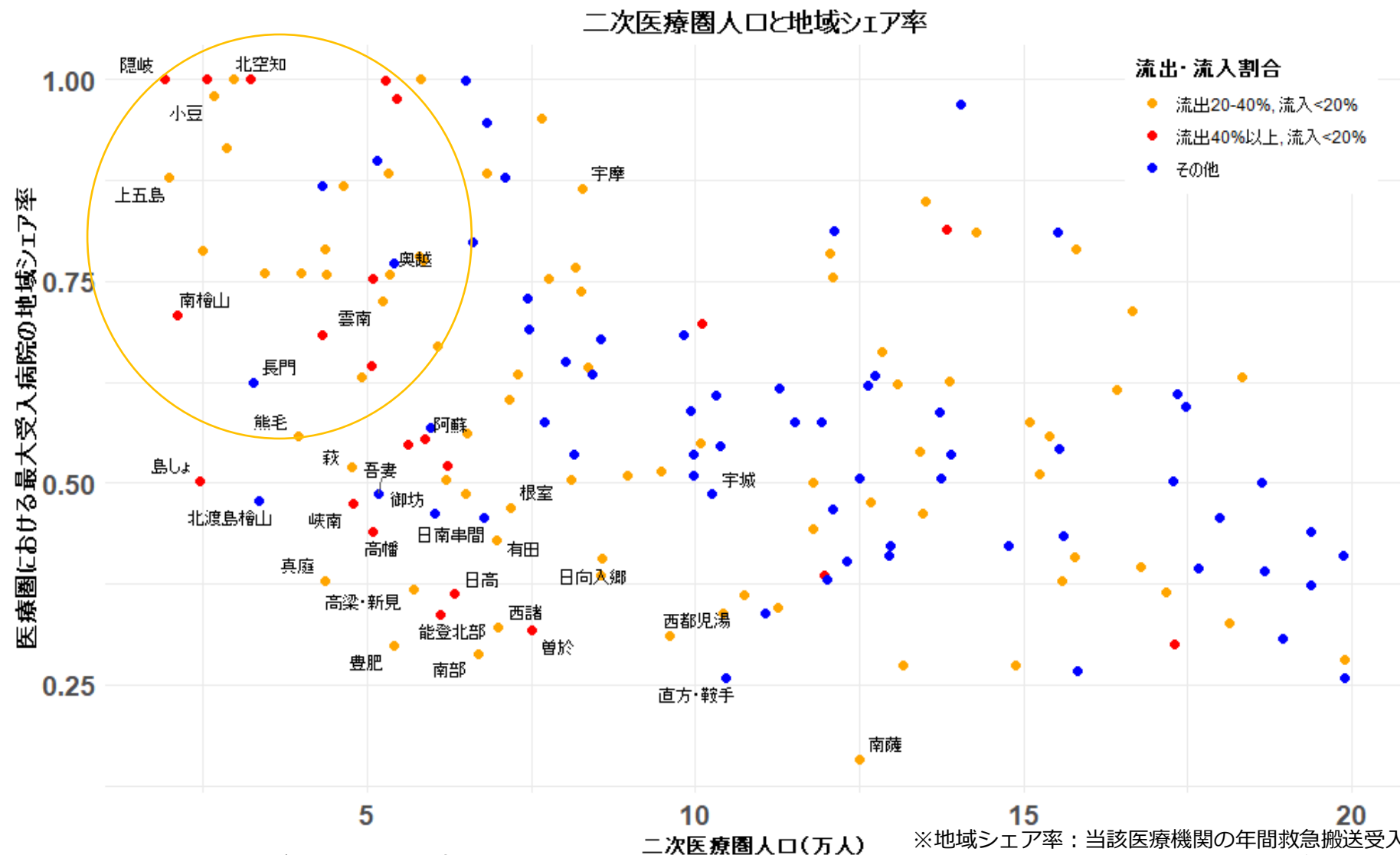
各二次医療圏(20万人未満)の最大救急搬送受入病院における救急搬送件数

- 人口20万人未満の各二次医療圏 (n=161) の最大救急搬送受入病院において、急性期充実体制加算等の施設基準である年間救急搬送受入件数2000件を超える病院を持つ医療圏は91医療圏であった。
- 年間1500件を超える救急搬送受入のある病院を持つ医療圏は113医療圏、年間1200件を超える救急搬送受入のある病院を持つ医療圏は127医療圏であった。



各二次医療圏（20万人未満）の最大救急搬送受入病院における地域シェア率

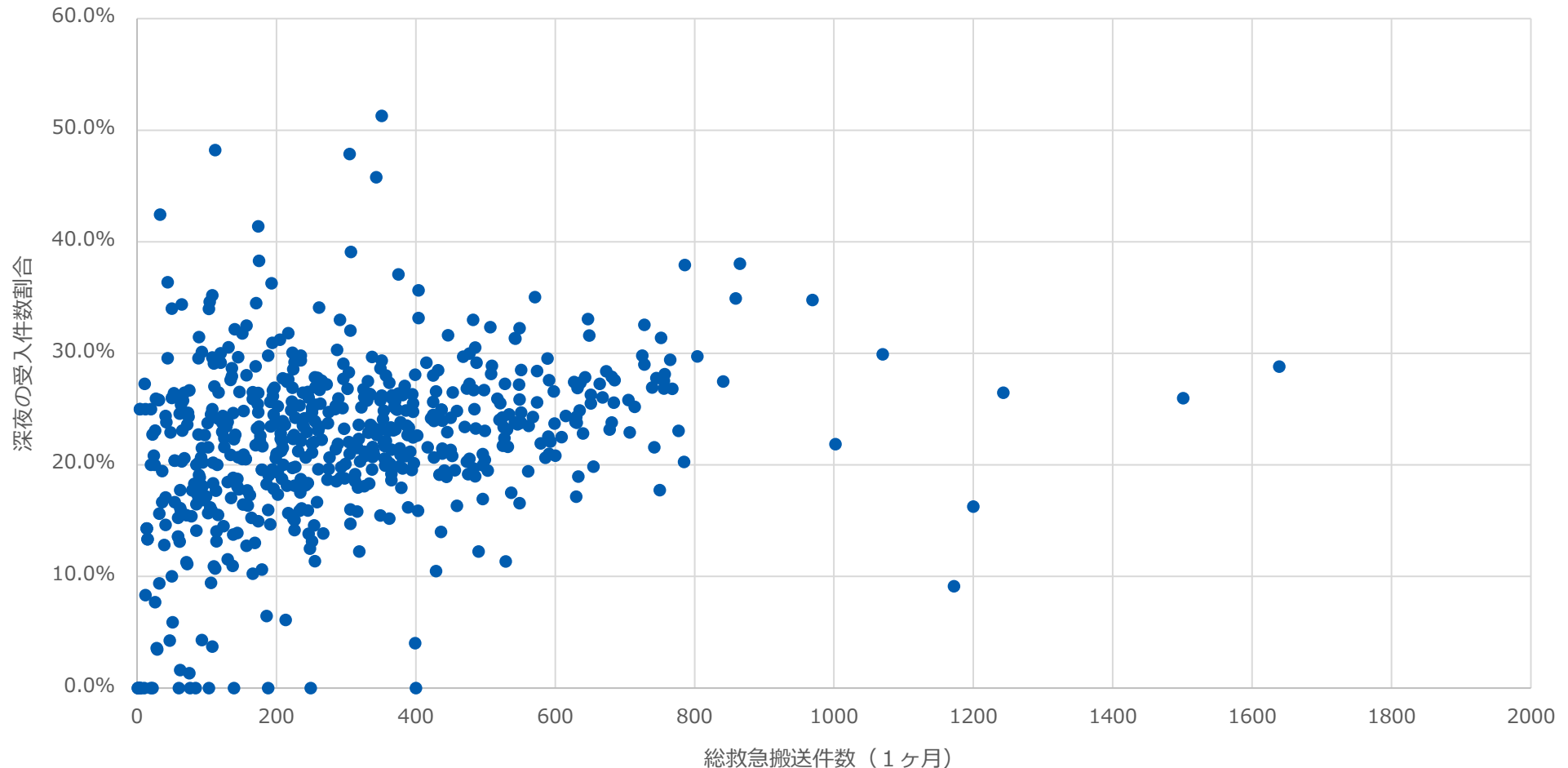
- 人口20万人未満の各二次医療圏の最大救急搬送受入病院において、二次医療圏人口が少ない医療圏では、地域シェア率※が高くなる傾向があった。
- 二次医療圏人口が少ない医療圏では、人口の多い医療圏と比較して、患者の流出率が40%を超える医療圏が多い傾向にあった。



急性期一般入院料 1 における救急搬送深夜受入割合

○急性期一般入院料 1 の算定病院において、深夜の救急搬送受入割合は 10～30%が多く、それ以上に深夜に受け入れている病院もある一方で、全く受け入れていない病院も見られるなど、ばらつきが見られた。

急性期一般入院料1の施設における総救急搬送のうち深夜の受入件数割合(n=589)



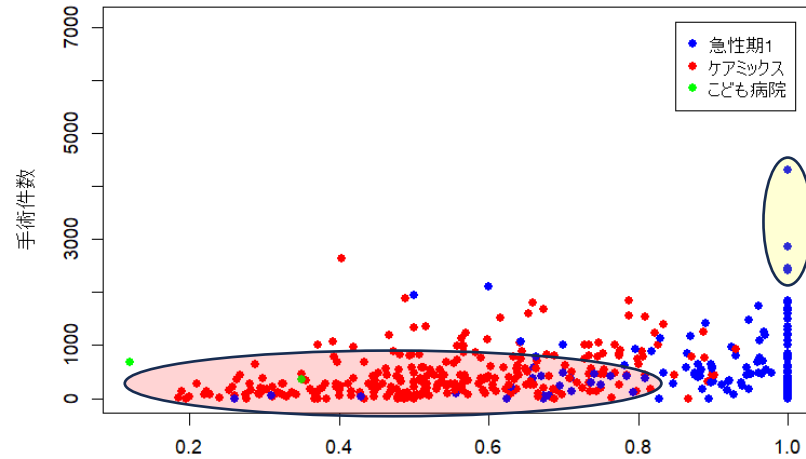
急性期機能に着目した評価指標の現状と課題

評価の観点	一般的な急性期機能	拠点的な急性期機能
救急搬送	【現状の評価指標】 - 救急車で来院・入院した患者数を評価（DPC制度：地域医療係数） 【課題】 - 二次医療圏において、一般的な急性期機能として、どの程度の救急搬送が受け入れられているか - 地域の人口規模等で、配慮すべき観点はあるか	【現状の評価指標】 - 救急車で来院・入院した患者数を評価（DPC制度：地域医療係数） - 救急搬送件数2000件等（総合入院体制加算、急性期充実体制加算） 【課題】 - 地域における拠点的な急性期機能として、どの程度の救急搬送が受け入れられているか - 人口規模の小さな地域や離島等での、救急搬送に係る拠点的な機能をどのように考えるか
全身麻酔手術	【課題】 一般的な急性期機能として、地域でどの程度の手術が実施されているか	【現状の評価指標】 - DPC特定病院群の実績要件として、手術件数、外保連指数を評価 - 全身麻酔手術件数や悪性腫瘍手術等を評価（総合入院体制加算、急性期充実体制加算） 【課題】 - 拠点的な急性期機能として、どのような難易度・件数の手術が実施されているか
総合性	【現状の評価指標】 - カバー率指数：様々な患者に対応できる総合的な体制について評価（DPC制度：カバー率指数） 5疾病6事業等を含む医療提供体制における役割や実績を評価（DPC制度：地域医療係数） 【課題】 - 一般的な急性期機能として、どの程度の総合性があると考えられるか	【現状の評価指標】 - カバー率指数や、5疾病6事業等を含む医療提供体制における役割や実績を評価（DPC制度） - 幅広い標榜診療科と入院医療提供を評価（総合入院体制加算） - 小児・周産期・精神の入院医療を評価（小児・周産期・精神科充実体制加算） 【課題】 - 拠点的な急性期機能では、どの程度総合性があると考えられるか

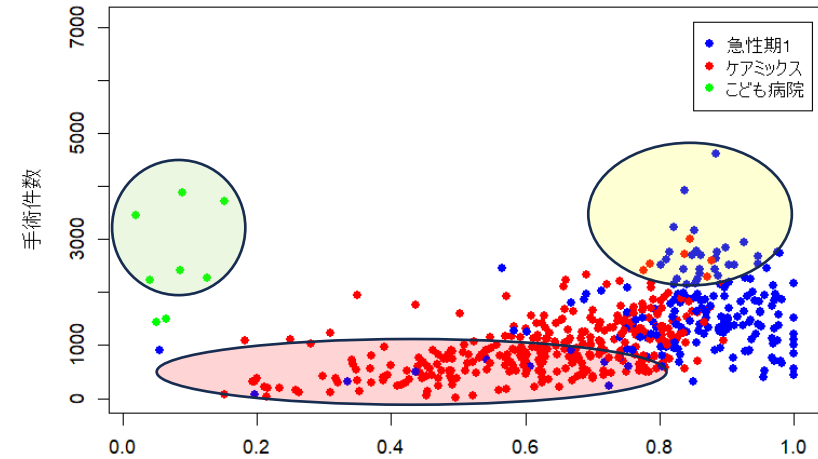
急性期一般入院料 1 算定病院における手術件数

- 急性期一般入院料 1 を算定している病院について、許可病床数が多くなると、全身麻酔手術件数のより多い病院が存在する傾向がみられた。
- 同じ規模の許可病床数の病院において、急性期一般入院料 1 の病床割合が同様であっても、全身麻酔手術件数にはばらつきが見られた。
- こども病院では、急性期一般入院料 1 の病床割合は低いが、全身麻酔手術件数の多い病院が存在する。

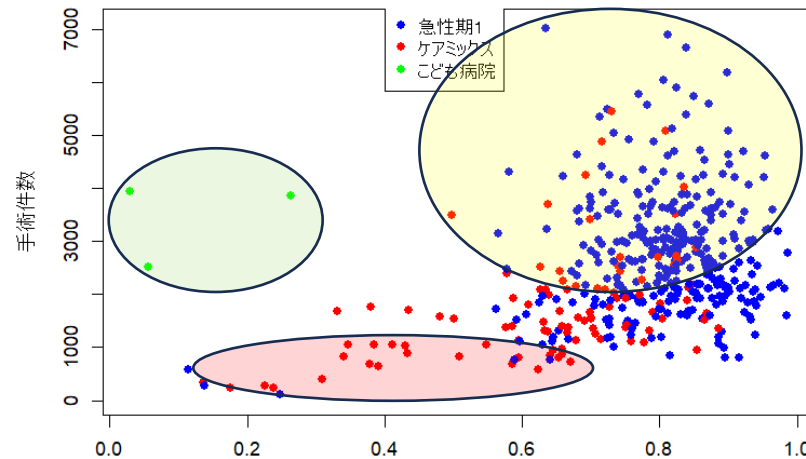
急性期一般入院料1の病床割合と手術件数の関係(許可病床<200)



急性期一般入院料1の病床割合と手術件数の関係(許可病床200~399)



急性期一般入院料1の病床割合と手術件数の関係(許可病床≥400)



急性期一般入院料1の病床割合

急性期一般入院料 1 の病床割合が高く、
多数の手術件数がある医療機関

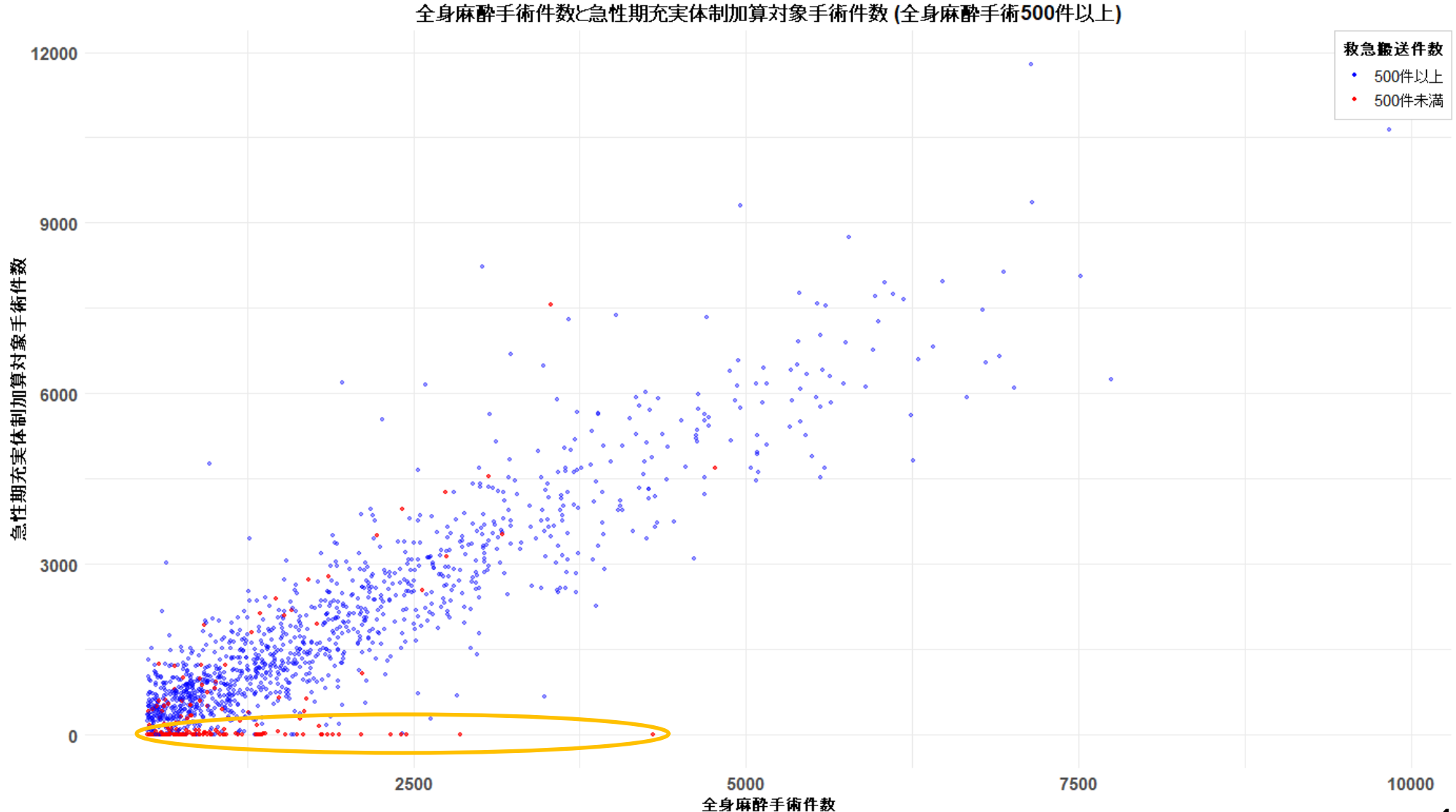
急性期一般入院料 1 の病床割合は低いもの、
多数の手術件数があるこども病院

ケアミックスを中心に、比較的、手術
件数は多くない医療機関

※手術件数：年間の全身麻酔手術件数

救急搬送件数別の全身麻酔手術件数と加算対象手術件数

- 全身麻酔手術を実施している病院において、全身麻酔手術件数と急性期充実体制加算対象手術件数の分布を見ると、救急搬送受入500件以上の病院と比較して、救急搬送受入500件未満の病院においては、全身麻酔手術は実施しているものの加算対象手術がわずかである病院が多くみられた。



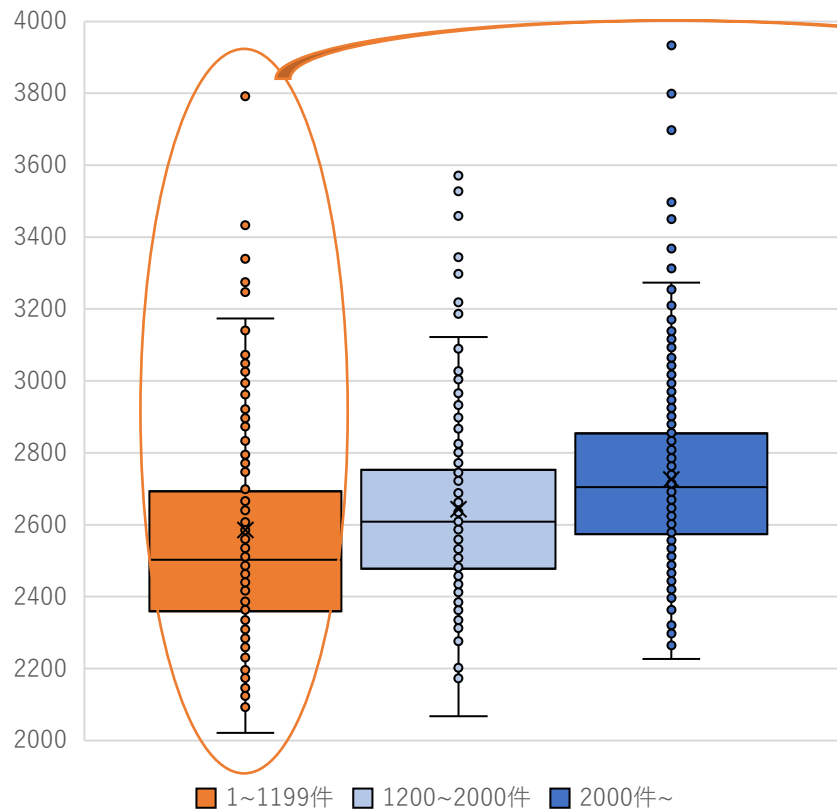
※急性期充実体制加算の施設基準の要件となっている、悪性腫瘍手術、腹腔鏡下手術、胸腔鏡下手術、心臓カテーテル法による手術、消化管内視鏡による手術、心臓胸部大血管手術、6歳未満乳幼児手術の合計(各区分の重複手術報告含)

急性期一般入院料 1 算定病床における1患者 1 日当たり包括範囲出来高

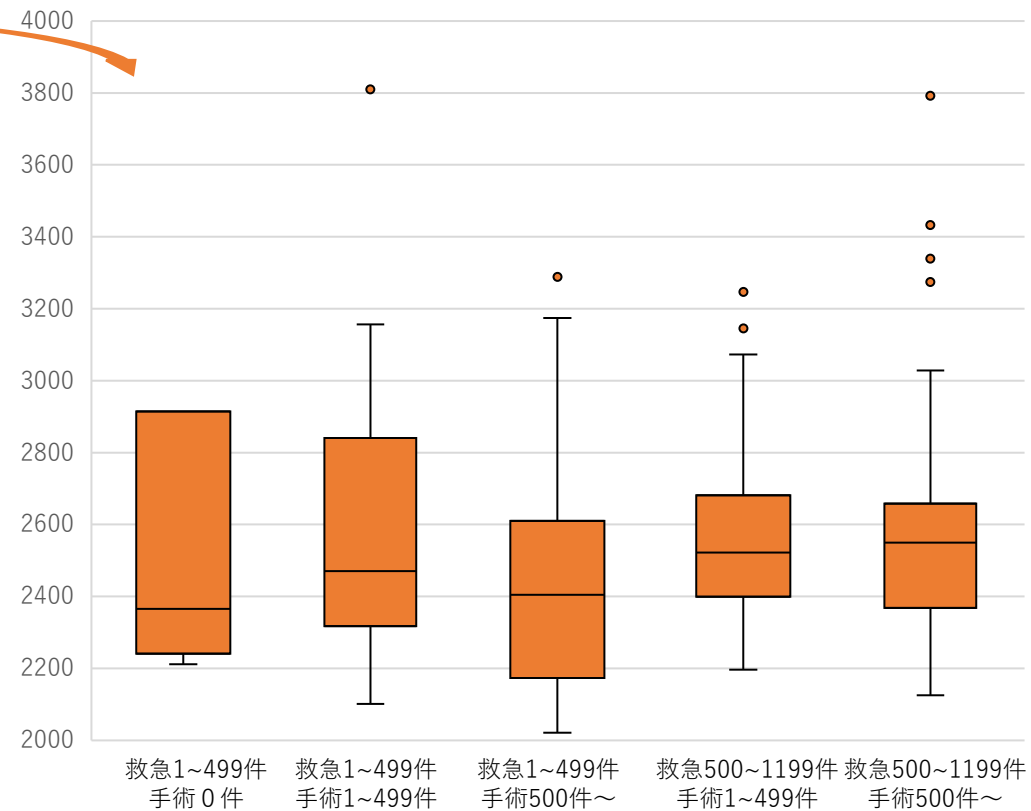
診調組 入 - 1
7 . 9 . 1 8

- 急性期一般入院料 1 算定病床（DPC対象病院に限る）における 1 患者 1 日当たり包括範囲出来高点数は、救急搬送受入件数が多くなるにつれて、高くなる傾向にあった。
- 一定の救急搬送受入件数の病院を見ると、救急搬送受入件数、全身麻酔手術がいずれも多い病院で、包括範囲出来高点数の中央値が高かった。

1 患者 1 日当たり包括範囲出来高点数



救急搬送受入件数1200件未満の医療機関における
1 患者 1 日当たり包括範囲出来高点数



※包括範囲出来高点数4000を超える外れ値はグラフ上割愛

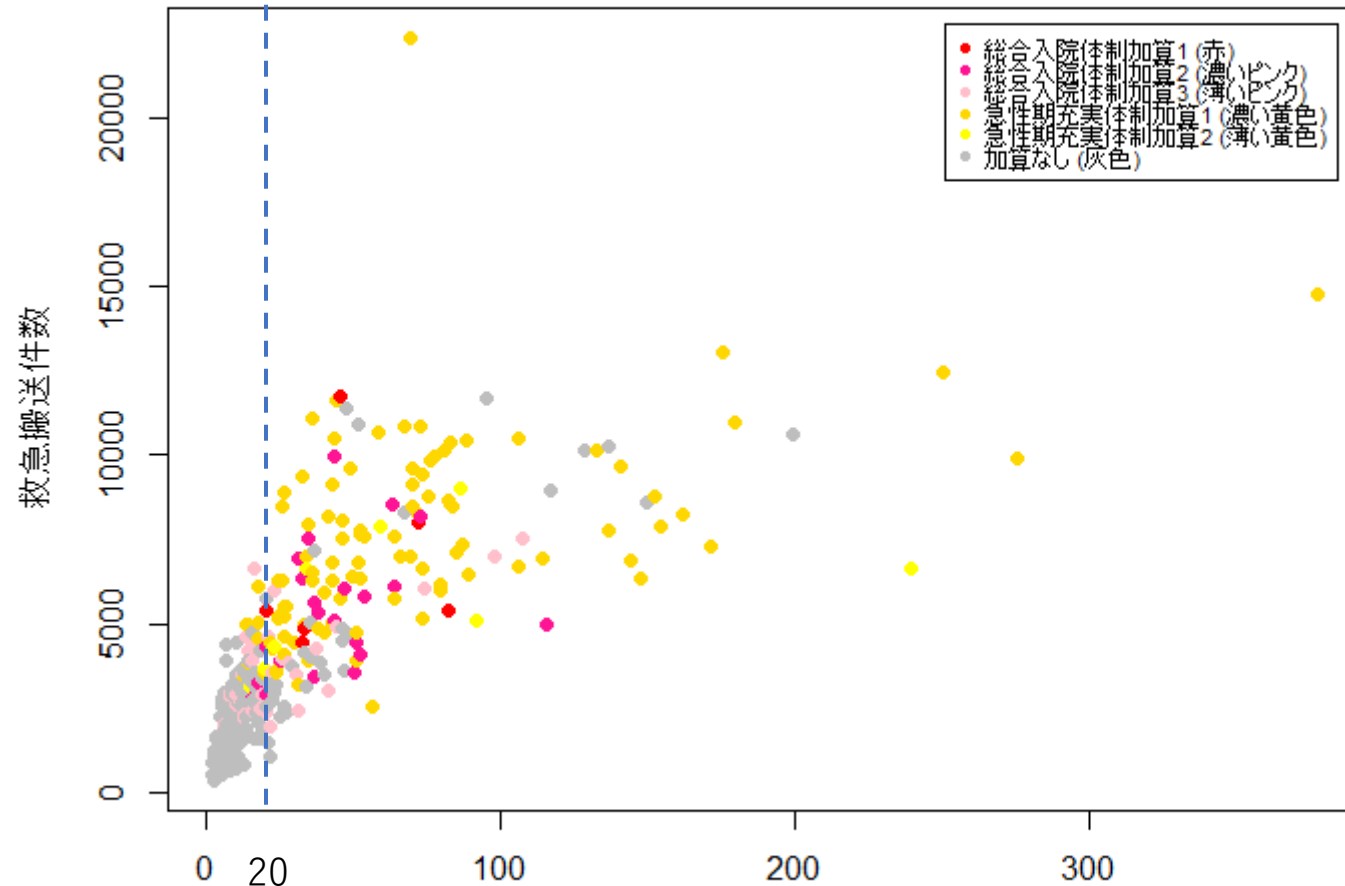
急性期機能に着目した評価指標の現状と課題

評価の観点	一般的な急性期機能	拠点的な急性期機能
救急搬送	【現状の評価指標】 - 救急車で来院・入院した患者数を評価（DPC制度：地域医療係数） 【課題】 - 二次医療圏において、一般的な急性期機能として、どの程度の救急搬送が受け入れられているか - 地域の人口規模等で、配慮すべき観点はあるか	【現状の評価指標】 - 救急車で来院・入院した患者数を評価（DPC制度：地域医療係数） - 救急搬送件数2000件等（総合入院体制加算、急性期充実体制加算） 【課題】 - 地域における拠点的な急性期機能として、どの程度の救急搬送が受け入れられているか - 人口規模の小さな地域や離島等での、救急搬送に係る拠点的な機能をどのように考えるか
全身麻酔手術	【課題】 一般的な急性期機能として、地域でどの程度の手術が実施されているか	【現状の評価指標】 - DPC特定病院群の実績要件として、手術件数、外保連指数を評価 - 全身麻酔手術件数や悪性腫瘍手術等を評価（総合入院体制加算、急性期充実体制加算） 【課題】 - 拠点的な急性期機能として、どのような難易度・件数の手術が実施されているか
総合性	【現状の評価指標】 - カバー率指数：様々な患者に対応できる総合的な体制について評価（DPC制度：カバー率指数） 5疾病6事業等を含む医療提供体制における役割や実績を評価（DPC制度：地域医療係数） 【課題】 - 一般的な急性期機能として、どの程度の総合性があると考えられるか	【現状の評価指標】 - カバー率指数や、5疾病6事業等を含む医療提供体制における役割や実績を評価（DPC制度） - 幅広い標榜診療科と入院医療提供を評価（総合入院体制加算） - 小児・周産期・精神の入院医療を評価（小児・周産期・精神科充実体制加算） 【課題】 - 拠点的な急性期機能では、どの程度総合性があると考えられるか

二次医療圏における救急搬送件数

- 人口規模の大きな二次医療圏ほど、当該医療圏で最大の救急搬送を受けている病院における救急搬送件数も多くなる傾向がある。
- 急性期充実体制加算や総合入院体制加算の多くは、人口20万の二次医療圏より大きな医療圏で算定されている。

各二次医療圏における最大救急搬送件数 (n=335)

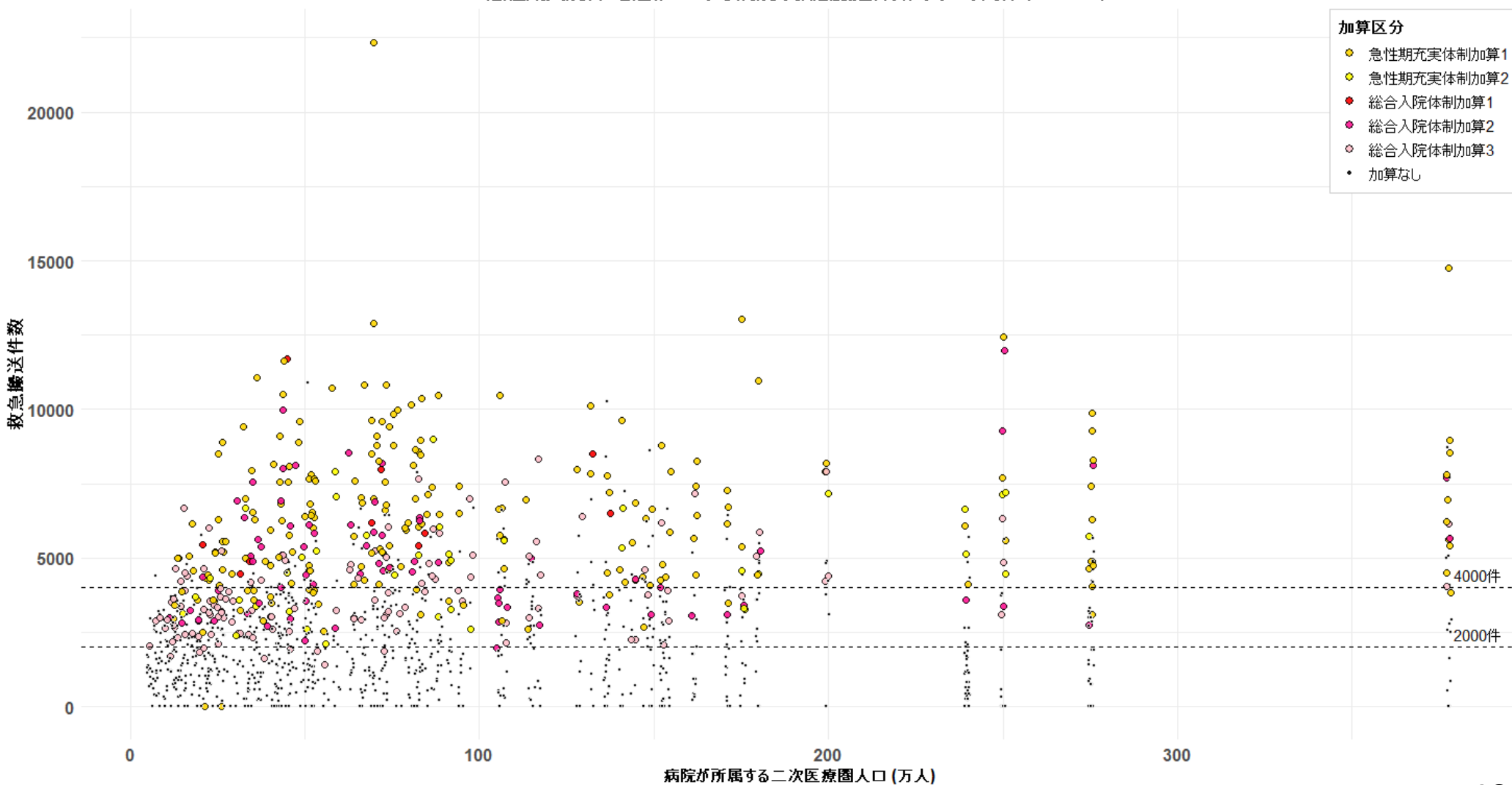


病院が所属する二次医療圏人口 (万人) ※各点は二次医療圏内で最大の救急搬送を受けている病院の救急搬送件数と所属二次医療圏人口を示す

急性期一般入院料1と加算届出病院について

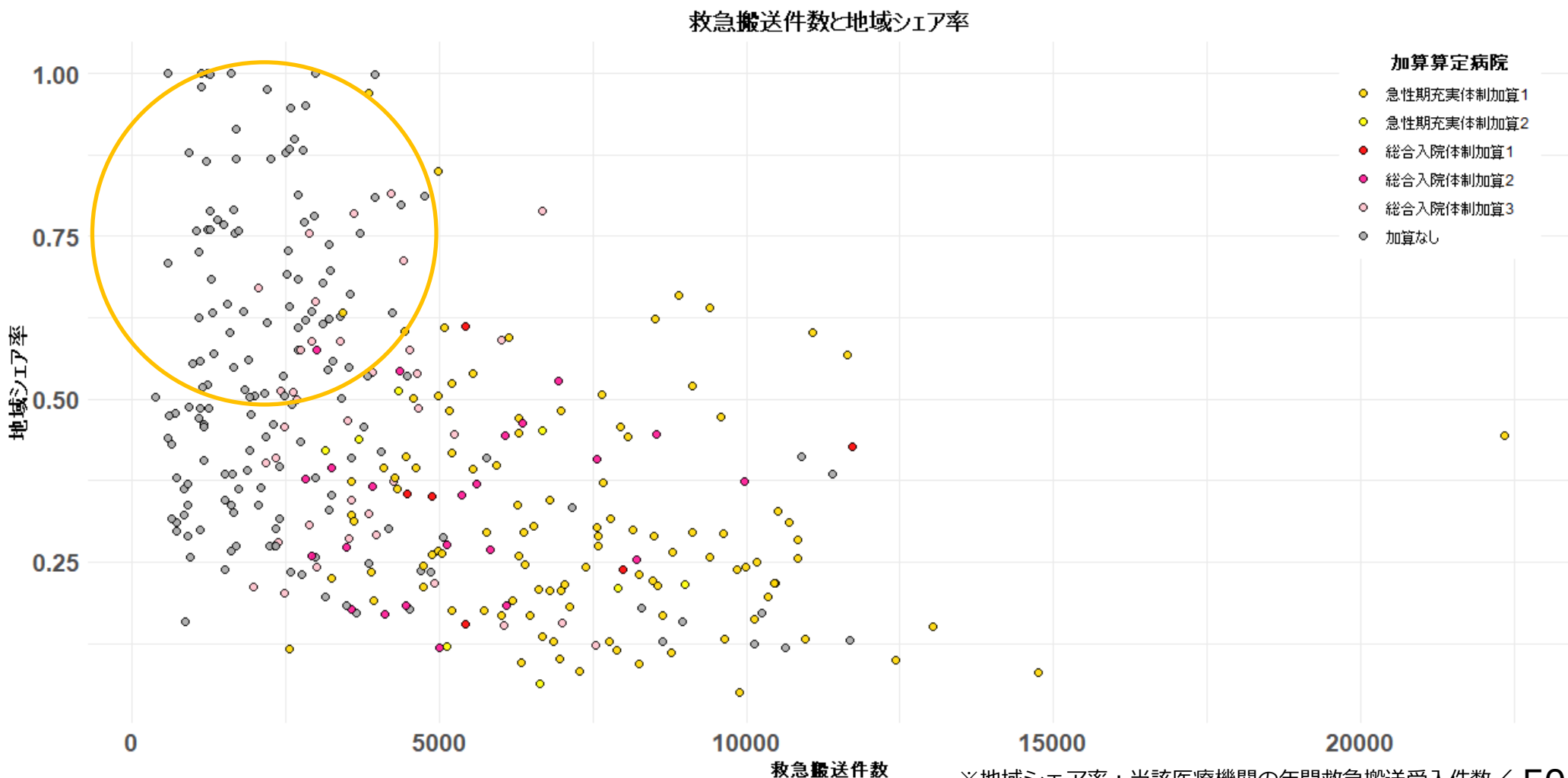
- 急性期一般入院料1を届け出ている医療機関において、救急搬送件数2000～4000件においては、加算を届け出ている医療機関とともに、そうでない医療機関が見受けられるが、4000件以上では、その多くの医療機関において、加算を届け出ている。

急性期入院料1を届け出ている病院の救急搬送件数と人口の関係(n=1382)



救急搬送件数と地域シェア率

- 各二次医療圏における最大救急搬送件数受入のある病院について、救急搬送件数と地域シェア率の分布を見ると、救急搬送件数がそれほど多くない病院であっても、地域の救急搬送の半数以上をカバーする病院があり、地域の拠点的な急性期機能を担っている可能性がある。
- こうした病院は加算で評価されていない病院も多い。



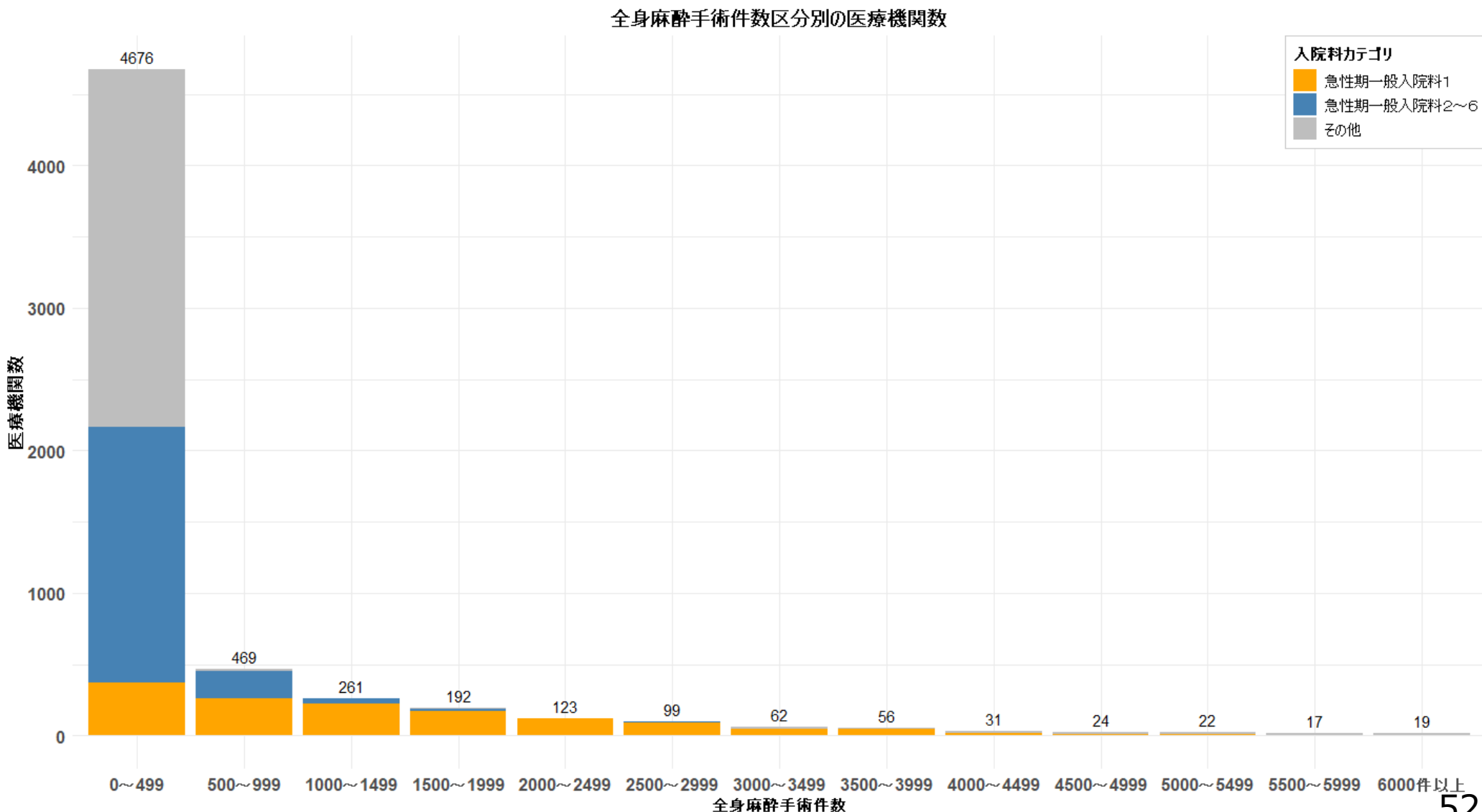
※地域シェア率：当該医療機関の年間救急搬送受入件数／
所属二次医療圏内全医療機関の合計救急搬送受入件数

急性期機能に着目した評価指標の現状と課題

評価の観点	一般的な急性期機能	拠点的な急性期機能
救急搬送	【現状の評価指標】 - 救急車で来院・入院した患者数を評価（DPC制度：地域医療係数） 【課題】 - 二次医療圏において、一般的な急性期機能として、どの程度の救急搬送が受け入れられているか - 地域の人口規模等で、配慮すべき観点はあるか	【現状の評価指標】 - 救急車で来院・入院した患者数を評価（DPC制度：地域医療係数） - 救急搬送件数2000件等（総合入院体制加算、急性期充実体制加算） 【課題】 - 地域における拠点的な急性期機能として、どの程度の救急搬送が受け入れられているか - 人口規模の小さな地域や離島等での、救急搬送に係る拠点的な機能をどのように考えるか
全身麻酔手術	【課題】 一般的な急性期機能として、地域でどの程度の手術が実施されているか	【現状の評価指標】 - DPC特定病院群の実績要件として、手術件数、外保連指数を評価 - 全身麻酔手術件数や悪性腫瘍手術等を評価（総合入院体制加算、急性期充実体制加算） 【課題】 - 拠点的な急性期機能として、どのような難易度・件数の手術が実施されているか
総合性	【現状の評価指標】 - カバー率指数：様々な患者に対応できる総合的な体制について評価（DPC制度：カバー率指数） 5疾病6事業等を含む医療提供体制における役割や実績を評価（DPC制度：地域医療係数） 【課題】 - 一般的な急性期機能として、どの程度の総合性があると考えられるか	【現状の評価指標】 - カバー率指数や、5疾病6事業等を含む医療提供体制における役割や実績を評価（DPC制度） - 幅広い標榜診療科と入院医療提供を評価（総合入院体制加算） - 小児・周産期・精神の入院医療を評価（小児・周産期・精神科充実体制加算） 【課題】 - 拠点的な急性期機能では、どの程度総合性があると考えられるか

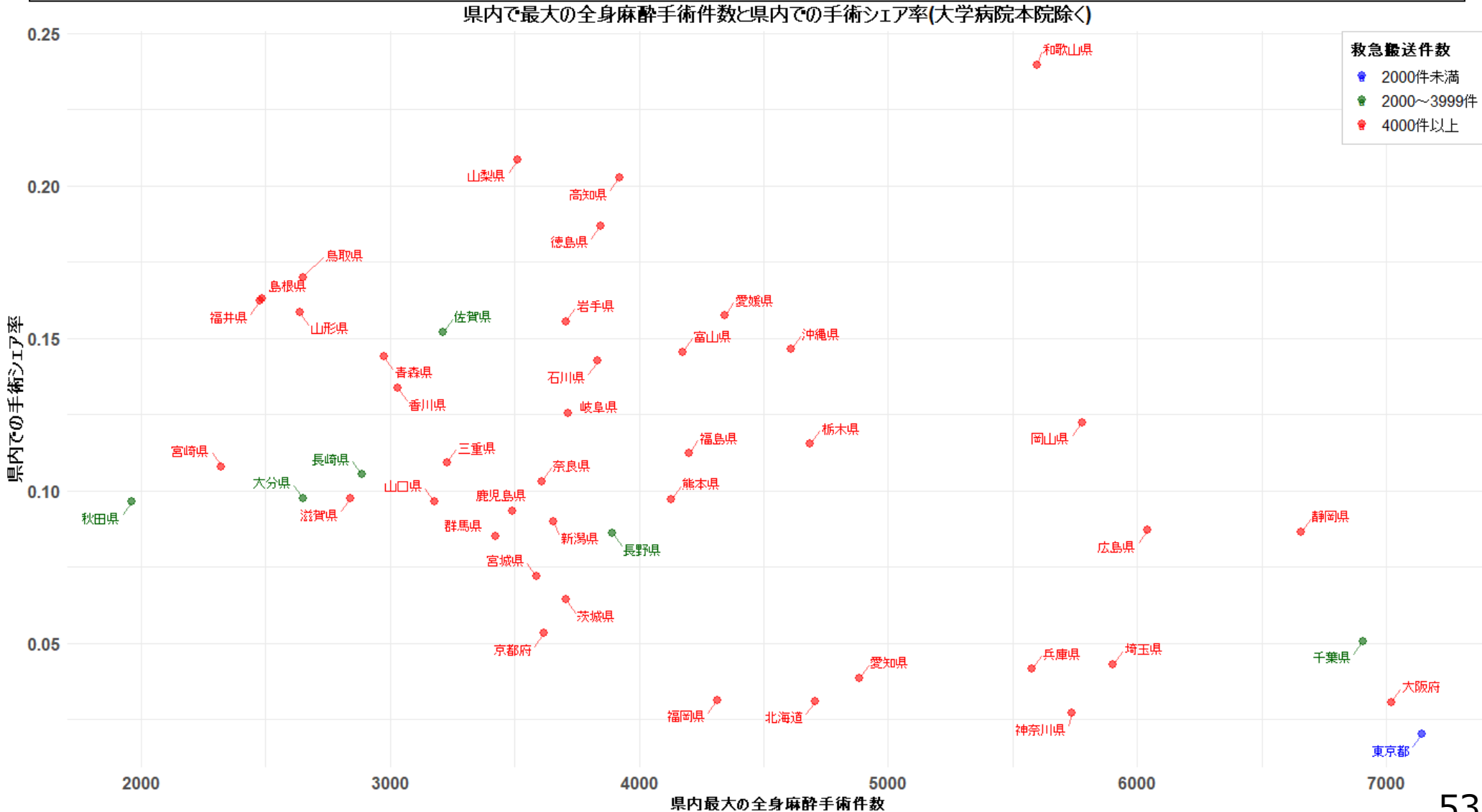
全身麻酔手術件数別の病院数

- 全国の病院（6051）で見ると、総合入院体制加算等の施設基準となっている、全身麻酔手術件数800件以上の病院は約17.5%（1056）、年間1200件以上の病院は約13%（788）、年間2000件以上の病院は約7.5%（453）であった。



全身麻酔手術件数と県内シェア率

○各都道府県において、大学病院本院以外の全身麻酔手術件数が最大の病院について、秋田県を除く全ての病院で、全身麻酔手術件数が2000件を超えていた。



急性期機能に着目した評価指標の現状と課題

評価の観点	一般的な急性期機能	拠点的な急性期機能
救急搬送	【現状の評価指標】 - 救急車で来院・入院した患者数を評価（DPC制度：地域医療係数） 【課題】 - 二次医療圏において、一般的な急性期機能として、どの程度の救急搬送が受け入れられているか - 地域の人口規模等で、配慮すべき観点はあるか	【現状の評価指標】 - 救急車で来院・入院した患者数を評価（DPC制度：地域医療係数） - 救急搬送件数2000件等（総合入院体制加算、急性期充実体制加算） 【課題】 - 地域における拠点的な急性期機能として、どの程度の救急搬送が受け入れられているか - 人口規模の小さな地域や離島等での、救急搬送に係る拠点的な機能をどのように考えるか
全身麻酔手術	【課題】 一般的な急性期機能として、地域でどの程度の手術が実施されているか	【現状の評価指標】 - DPC特定病院群の実績要件として、手術件数、外保連指数を評価 - 全身麻酔手術件数や悪性腫瘍手術等を評価（総合入院体制加算、急性期充実体制加算） 【課題】 - 拠点的な急性期機能として、どのような難易度・件数の手術が実施されているか
総合性	【現状の評価指標】 - カバー率指数：様々な患者に対応できる総合的な体制について評価（DPC制度：カバー率指数） 5疾病6事業等を含む医療提供体制における役割や実績を評価（DPC制度：地域医療係数） 【課題】 - 一般的な急性期機能として、どの程度の総合性があると考えられるか	【現状の評価指標】 - カバー率指数や、5疾病6事業等を含む医療提供体制における役割や実績を評価（DPC制度） - 幅広い標榜診療科と入院医療提供を評価（総合入院体制加算） - 小児・周産期・精神の入院医療を評価（小児・周産期・精神科充実体制加算） 【課題】 - 拠点的な急性期機能では、どの程度総合性があると考えられるか

総合入院体制加算

平成4年に「入院時医学管理加算」として新設、平成20年に24時間総合的な入院医療を提供できる体制の評価として再編。

(1日につき/14日以内)	総合入院体制加算 1 260点	総合入院体制加算 2 200点	総合入院体制加算 3 120点
共通の施設基準	- 一般病棟入院基本料を算定する病棟を有する医療機関である。 - 内科、精神科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科及び産科又は産婦人科を標榜（※）しそれらに係る入院医療を提供している。（※地域医療構想調整会議で合意を得た場合に限り、小児科、産科又は産婦人科の標榜及び当該診療科に係る入院医療の提供を行っていないことも良い。） - 外来を縮小する体制を有すること。（右記） - 次のいずれにも該当する。 - ア 療養病棟入院基本料又は地域包括ケア病棟入院料の届出を行っていない。 - イ 同一建物内に特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院又は介護療養型医療施設を設置していない。 - 病院の医療従事者の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制を整備していること。 - 特定の保険薬局との間で不動産取引等その他の特別な関係がないこと。 - 救急時医療情報閲覧機能を有していること。		
実績要件	全身麻酔手術件数 年2000 件以上	全身麻酔手術件数が 年1200 件以上	全身麻酔手術件数が年800件以上
	ア 人工心肺を用いた手術及び人工心肺を使用しない冠動脈、大動脈バイパス移植術：40件/年以上 イ 悪性腫瘍手術：400件/年以上 ウ 腹腔鏡下手術：100件/年以上 エ 放射線治療（体外照射法）：4,000件/年以上 オ 化学療法：1,000件/年以上 カ 分娩件数：100件/年以上		
	上記の全てを満たす	上記のうち少なくとも4つ以上を満たす	上記のうち少なくとも2つ以上を満たす
救急自動車等による搬送件数	－	年間2,000件以上	－
精神科要件	(共通要件) 精神科につき24時間対応できる体制があること		
	精神患者の入院受入体制がある	以下のいずれも満たす イ 精神科リエゾンチーム加算又は認知症ケア加算1の届出 ロ 精神疾患診療体制加算2又は救急搬送患者の入院3日以内の入院精神療法若しくは救命救急入院料の注2の加算の算定件数が年間20件以上	以下のいずれかを満たす イ 精神科リエゾンチーム加算又は認知症ケア加算1の届出 ロ 精神疾患診療体制加算2又は救急搬送患者の入院3日以内の入院精神療法若しくは救命救急入院料の注2の加算の算定件数が年間20件以上
日本医療機能評価機構等が行う医療機能評価	○	○	－
救急医療体制	救命救急センター又は高度救命救急センターの設置	2次救急医療機関又は救命救急センター等の設置等	2次救急医療機関又は救命救急センター等の設置等
一般病棟用重症度、医療・看護必要度の該当患者割合 (A 2点以上又はC 1点以上)	必要度Ⅰ： 3割3分以上 必要度Ⅱ： 3割2分以上	必要度Ⅰ： 3割1分以上 必要度Ⅱ： 3割以上	必要度Ⅰ： 2割8分以上 必要度Ⅱ： 2割7分以上

急性期充実体制加算の見直し

急性期充実体制加算の見直し

- 悪性腫瘍手術等の実績要件のうち多くの基準を満たす場合とそれ以外であって小児科又は産科の実績を有する場合に応じた評価を行うとともに、小児科、産科及び精神科の入院医療の提供に係る要件を満たす場合について、小児・周産期・精神科充実体制加算を新設する。また、手術等の実績要件に、心臓胸部大血管の手術を追加する。

現行

【急性期充実体制加算】

(新設)

1	7 日以内の期間	460点
2	8 日以上11日以内の期間	250点
3	12 日以上14日以内の期間	180点

(新設)

(新設)

注 2 精神疾患を有する患者の受入に係る充実した体制を確保した保険医療機関に入院している患者については、精神科充実体制加算として、30点を更に所定点数に加算する。

[施設基準]

(急性期充実体制加算 1)

手術等に係る実績について、(イ)及び、(ロ)から(ト)までのうち5つ以上を満たしていること。

(急性期充実体制加算 2)

(チ)又は(リ)のいずれかを満たし、手術等に係る実績について、(イ)及び、(ロ)から(ト)までのうち2つ以上を満たしていること。

改定後

【急性期充実体制加算】

1 急性期充実体制加算 1

イ	7 日以内の期間	440点
ロ	8 日以上11日以内の期間	200点
ハ	12 日以上14日以内の期間	120点

2 急性期充実体制加算 2

イ	7 日以内の期間	360点
ロ	8 日以上11日以内の期間	150点
ハ	12 日以上14日以内の期間	90点

注 2 小児患者、妊産婦である患者及び精神疾患を有する患者の受入に係る充実した体制を確保した保険医療機関に入院している患者については、小児・周産期・精神科充実体制加算として、次に掲げる点数を更に所定点数に加算する。

イ	急性期充実体制加算 1 の場合	90点
ロ	急性期充実体制加算 2 の場合	60点

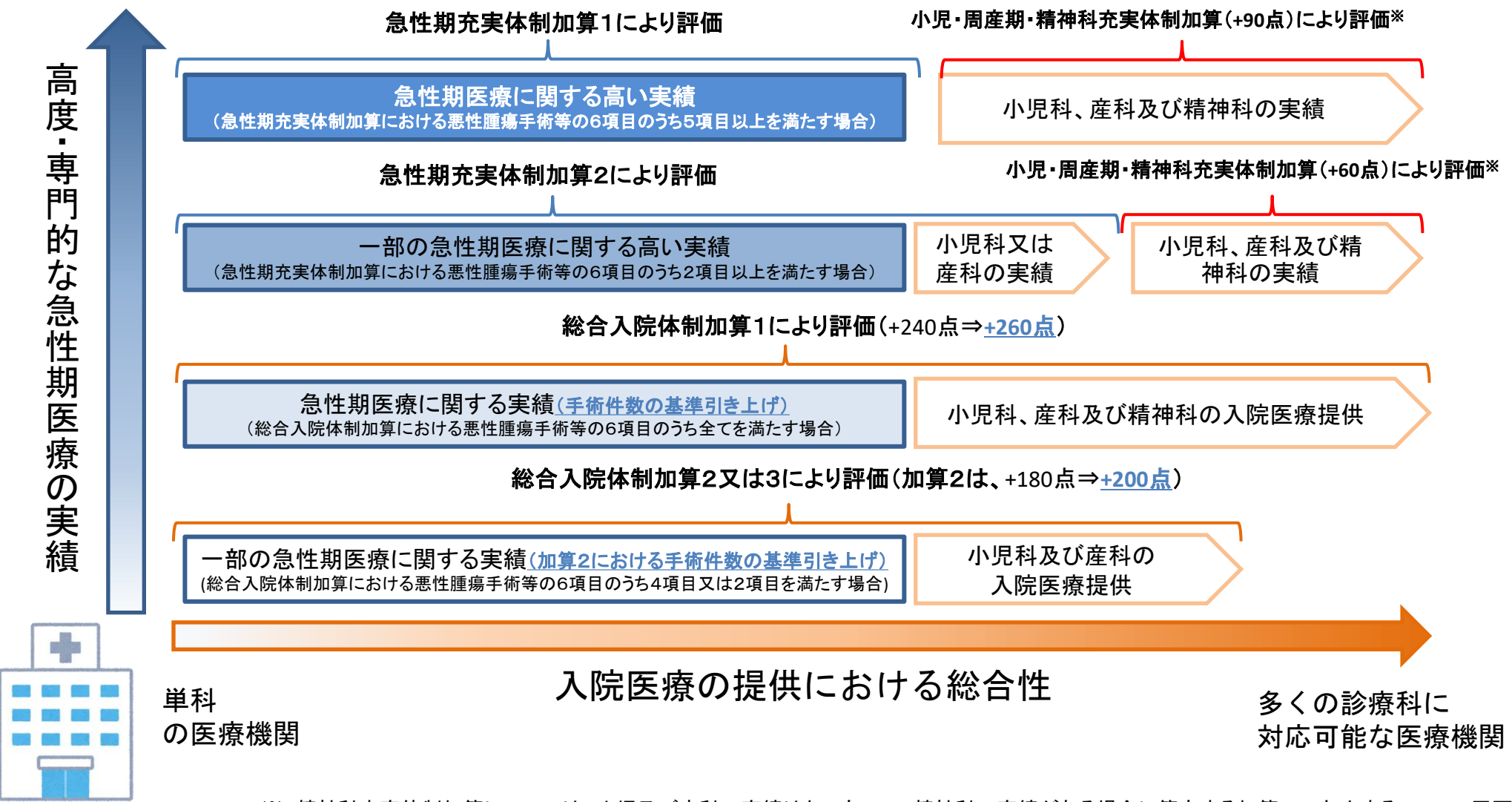
注 3 精神疾患を有する患者の受入に係る充実した体制を確保した保険医療機関に入院している患者については、精神科充実体制加算として、30点を更に所定点数に加算する。

<手術等に係る実績の要件>

- (イ) 全身麻酔による手術について、2,000 件／年以上（うち、緊急手術350 件／年以上）
- (ロ) 悪性腫瘍手術について、400 件／年以上
- (ハ) 腹腔鏡下手術又は胸腔鏡下手術について、400 件／年以上
- (ニ) 心臓カテーテル法による手術について、200 件／年以上
- (ホ) 消化管内視鏡による手術について、600 件／年以上
- (ヘ) 化学療法の実施について、1,000 件／年以上
- (ト) 心臓胸部大血管の手術について、100 件／年以上
- (チ) 異常分娩の件数が50 件／年以上であること。
- (リ) 6 歳未満の乳幼児の手術件数が40 件／年以上であること。

急性期充実体制加算等の見直し

急性期医療における診療実績及び入院医療の提供体制に基づく評価体系（イメージ）

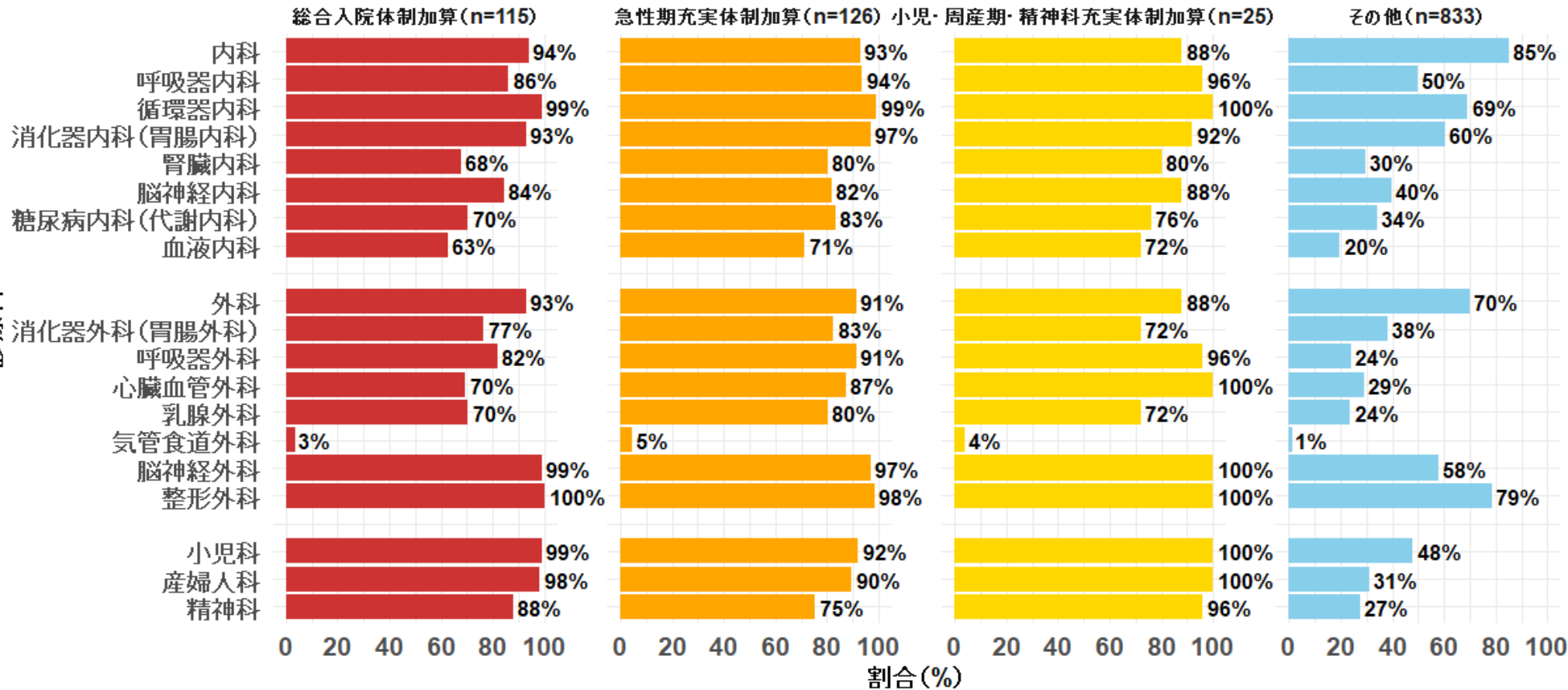


※ 精神科充実体制加算については、小児及び産科の実績はないものの、精神科の実績がある場合に算定する加算(+30点)とする。

各診療科を標榜している病院の割合

- 総合入院体制加算や急性期充実体制加算を届け出ている病院では、その他の病院と比較して、各診療科について、標榜している病院の割合が高かった。
- 小児・周産期・精神科充実体制加算を届け出ている病院は、総合入院体制加算や急性期充実体制加算のみを届け出ている病院と比較して、小児科、産婦人科、精神科を標榜している病院の割合が高かった。

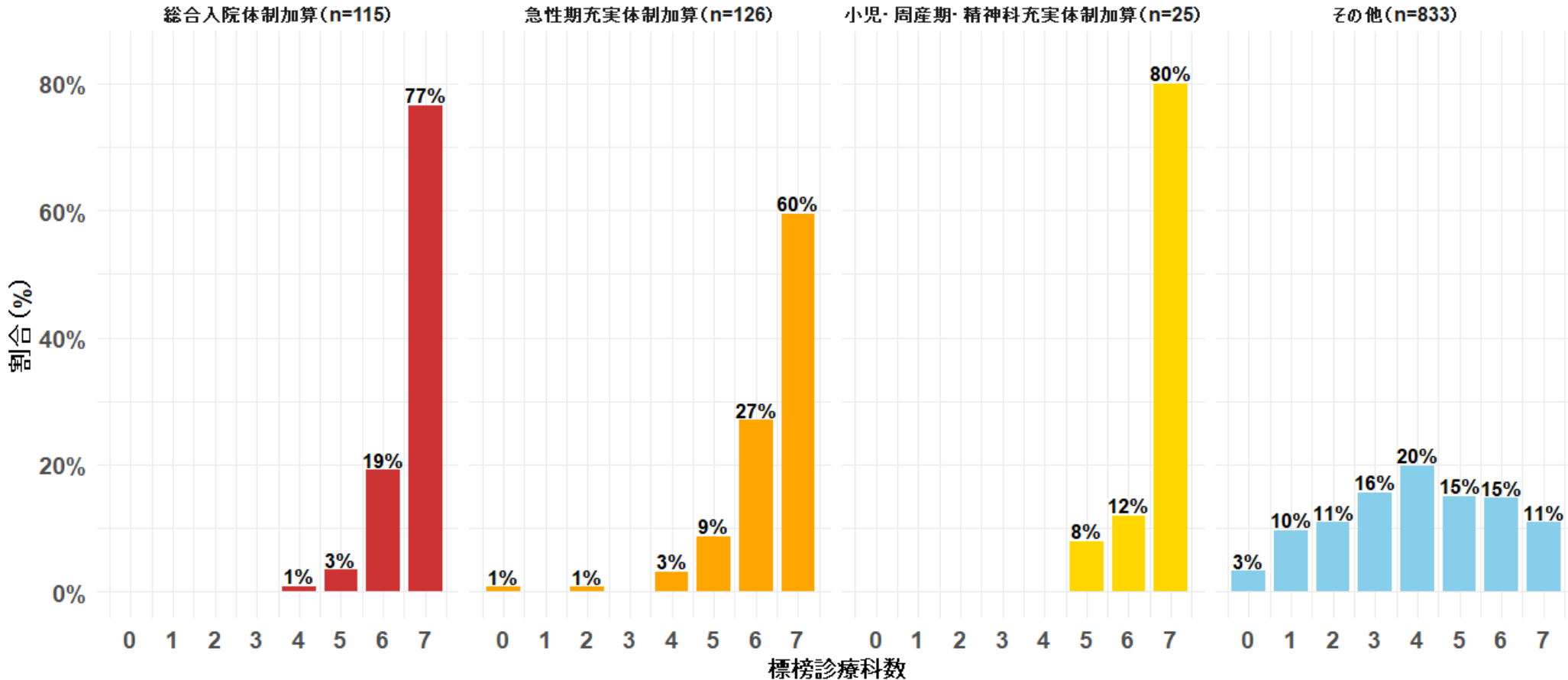
診療科ごとの標榜割合（加算区分別）



各加算届出病院における診療科標榜数ごとの病院割合

- 各加算を届け出ている病院では、その他の病院と比較して、内科、外科、脳神経外科、整形外科、小児科、産婦人科、精神科の各診療科を全て標榜している病院の割合が高かった。
- 加算届出病院の中でも、総合入院体制加算や小児・周産期・精神科充実体制加算を届け出ている病院は、急性期充実体制のみを届け出ている病院と比較して、全ての診療科を標榜している病院の割合が高かった。

診療科標榜数ごとの施設割合

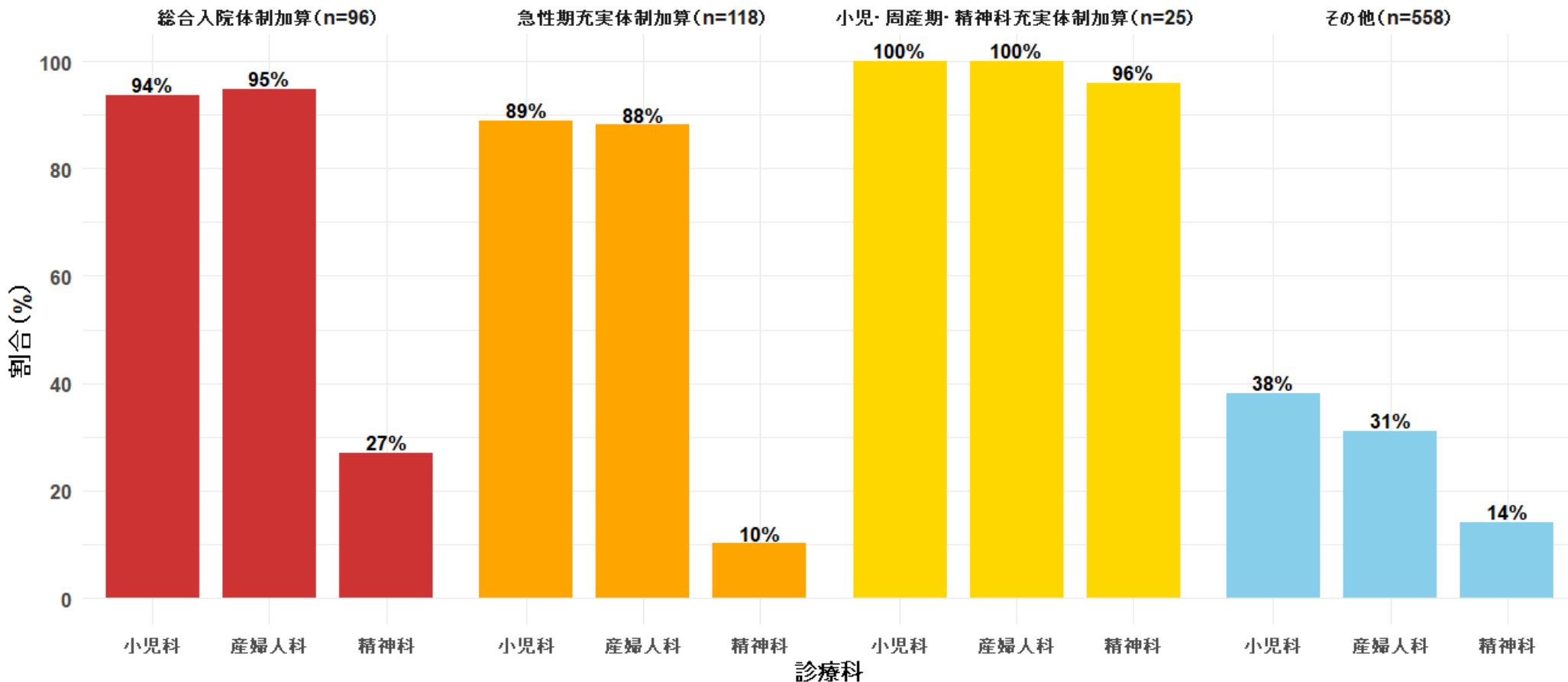


※内科、外科、脳神経外科、整形外科、小児科、産婦人科(産科含)、精神科の7診療科のうち、標榜している診療科数

各診療科の入院医療を提供している病院の割合

- 総合入院体制加算や急性期充実体制加算を届け出ている病院では、その他の病院と比較して、小児科、産婦人科、精神科の各診療科について、入院医療を提供している病院の割合が高かった。
- 小児・周産期・精神科充実体制加算を届け出ている病院は、総合入院体制加算や急性期充実体制加算のみを届け出ている病院と比較して、小児科、産婦人科、精神科の入院医療を提供している病院の割合が高かった。

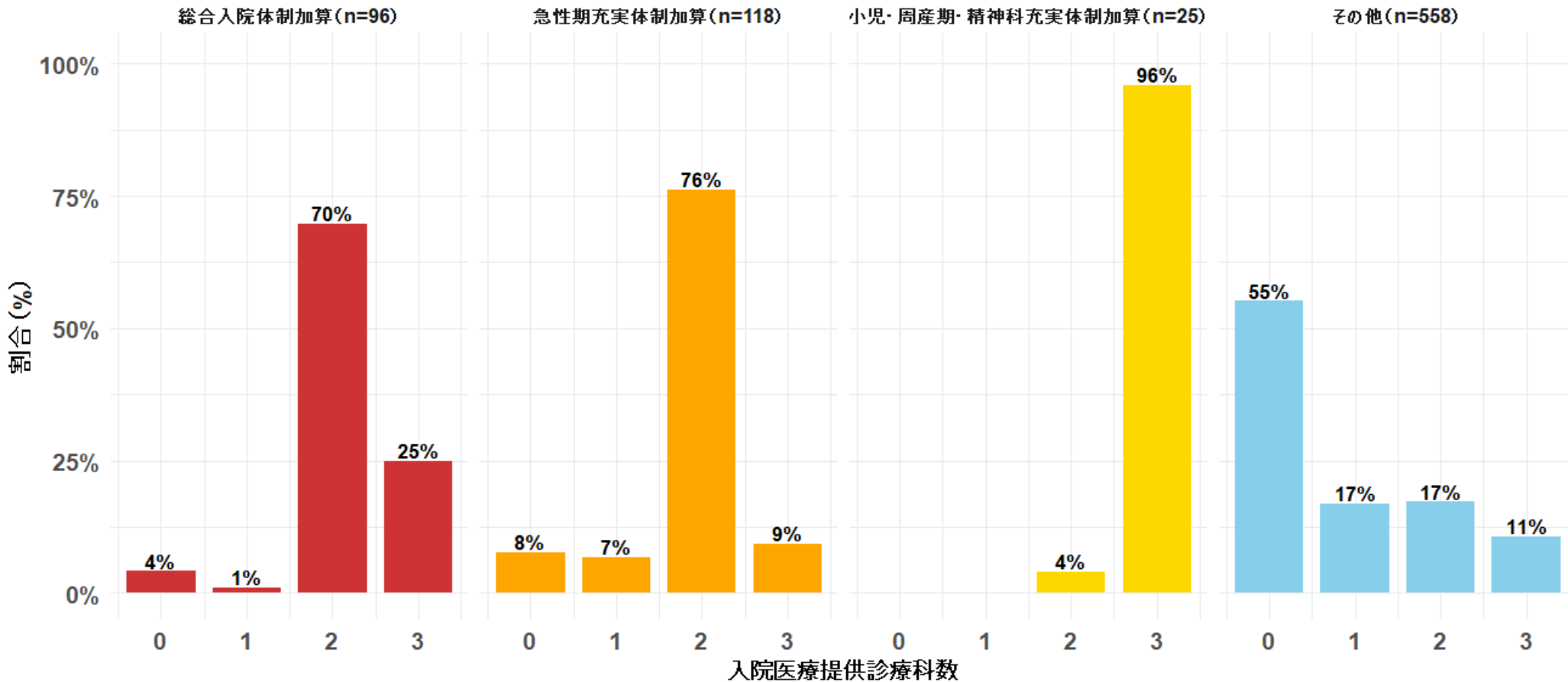
小児科・産婦人科・精神科の入院医療提供割合



各加算届出病院における入院医療を提供している診療科数ごとの病院割合

- 各加算を届け出ている病院では、その他の病院と比較して、小児科、産婦人科、精神科の全ての診療科の入院医療を提供している病院の割合が高かった。
- 加算届出病院の中でも、総合入院体制加算や小児・周産期・精神科充実体制加算を届け出ている病院は、急性期充実体制のみを届け出ている病院と比較して、全ての診療科の入院医療を提供している病院の割合が高かった。

小児科・産婦人科・精神科の入院医療提供施設割合



カバー率指数について

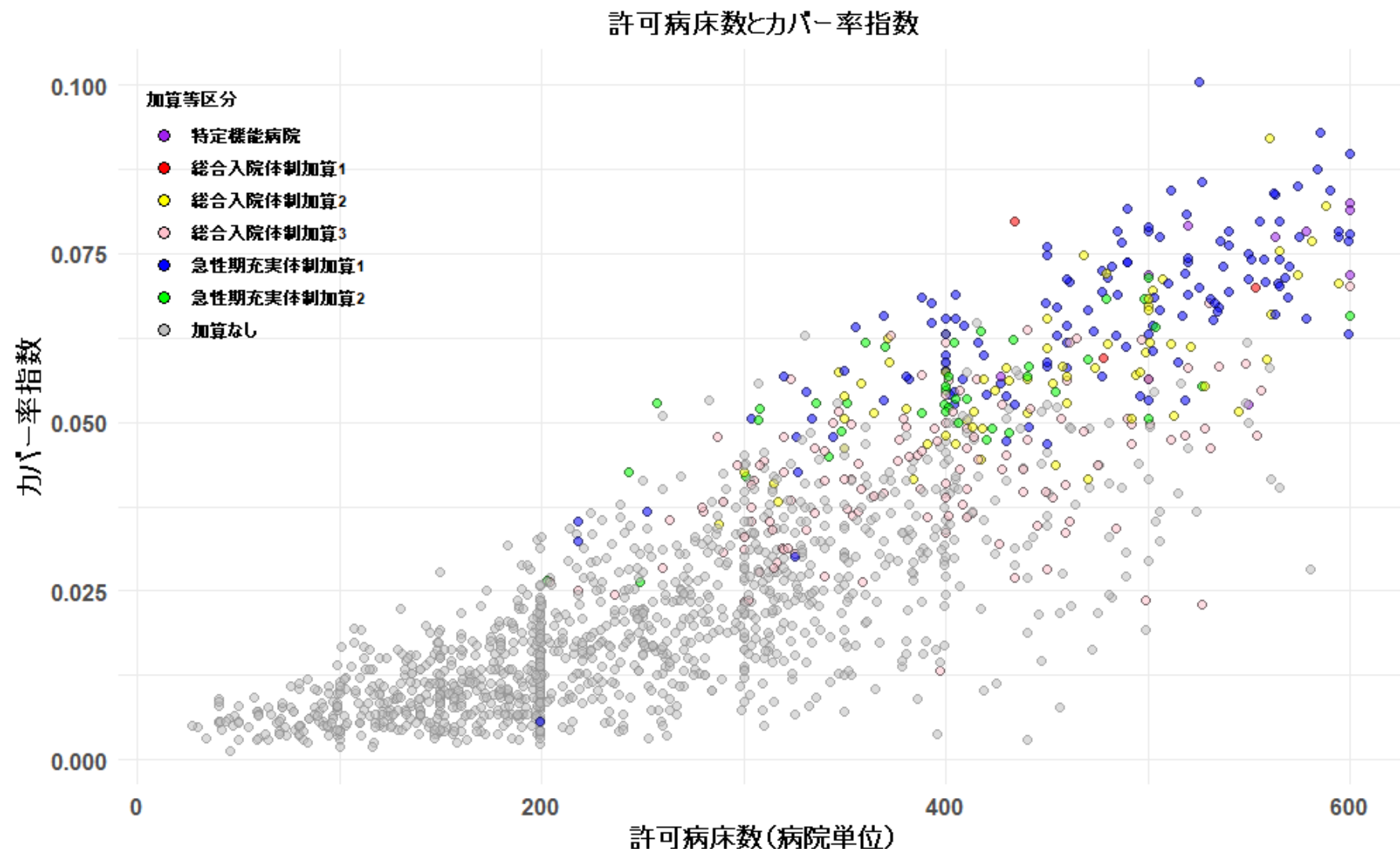
- カバー率指数は、DPC制度において、様々な疾患に対応できる総合的な体制について評価するものである。
- 各医療機関のカバー率指数は、以下の式により算出する。

〔当該医療機関で一定症例数以上算定しているDPC数〕 / 〔全DPC数〕

- ※ 当該医療機関において、12症例（1症例／月）以上ある診断群分類のみを計算対象とする。
- ※ 全て（包括評価の対象・対象外の両方を含む）の支払分類を計算対象とする。

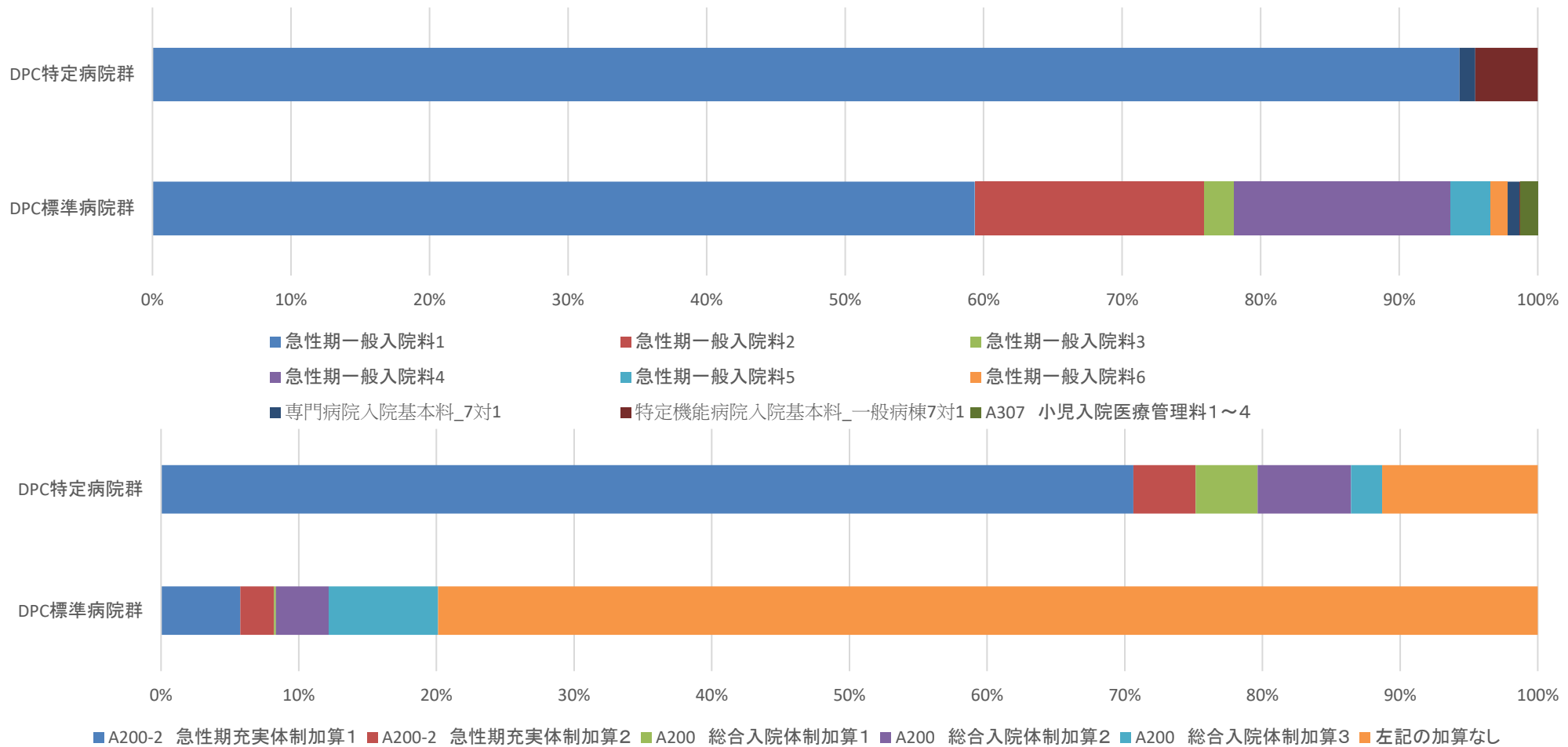
加算算定病院とカバー率指数

○許可病床数600床以下のDPC算定病院において、同じ規模の許可病床数の病院で見ると、総合入院体制加算、急性期充実体制算定病院のカバー率指数が高い傾向にあった。



D P C 特定病院群の特徴

○ DPC標準病院群及びDPC特定病院群における、DPC算定病床のうち届出病床数が最も大きい入院料、及び急性期充実体制加算等の届出状況は以下のとおり。



出典: 令和6年12月DPCデータ

※当該医療機関の有するDPC算定病床のうち、最も届出病床数が大きい入院料に基づいて集計している。

※合併病院等は除く。

総合入院体制加算 1 と急性期充実体制加算 1 の主な施設基準

- 総合入院体制加算 1 と急性期充実体制加算 1 は救命救急センター等の救急の体制整備や全身麻酔手術件数等で共通する基準があるほか、総合的な診療体制については総合入院体制加算 1 でのみ求められる施設基準があり、手術実績等については、急性期充実体制加算 1 でのみ求められる施設基準がある。
- 加算の対象となる14日間で算定できる点数の総額は、総合入院体制加算 1 は急性期充実体制加算 1 と比較して低くなっている。

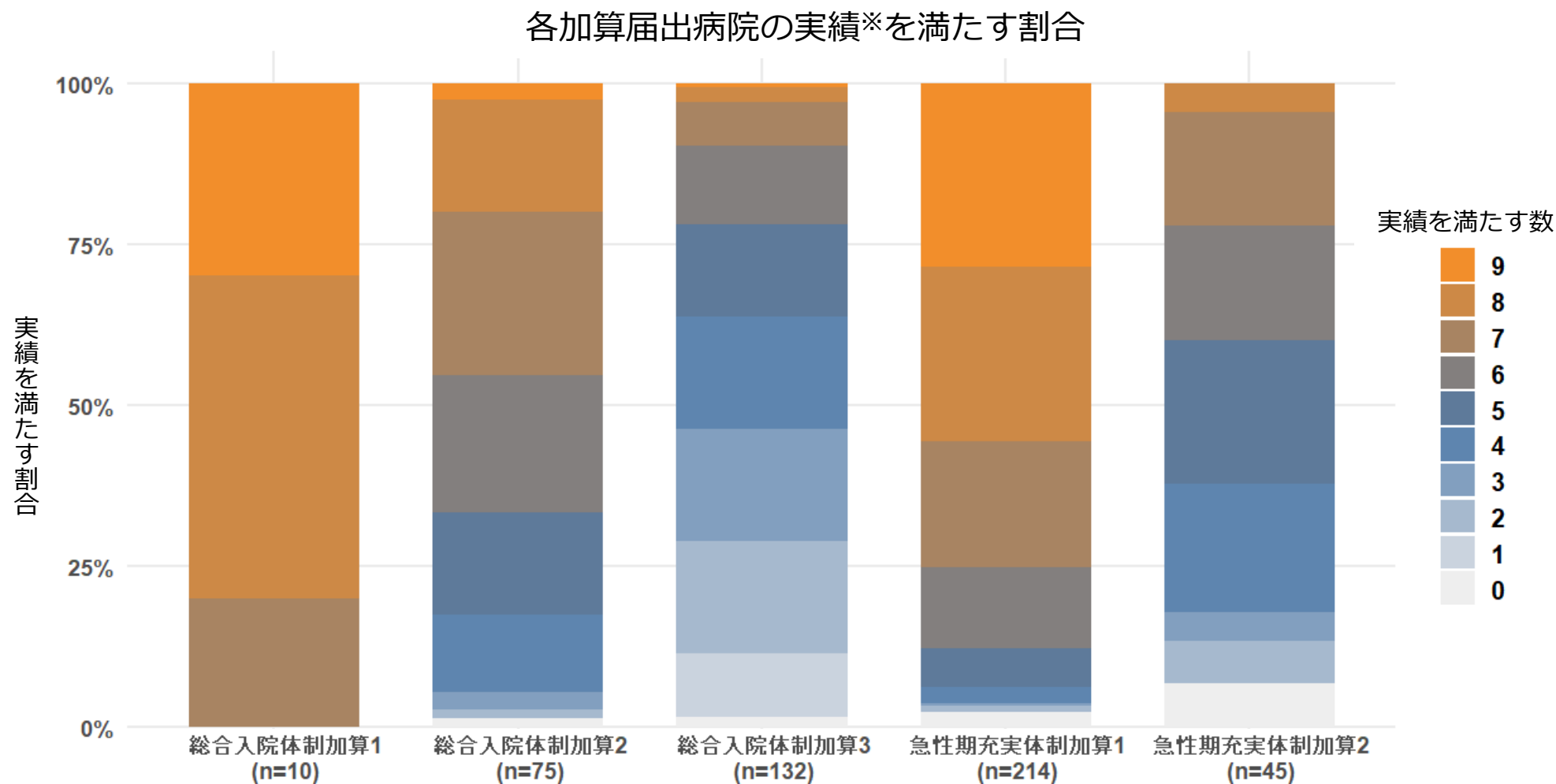
	総合入院体制加算 1 14日間 計3640点	急性期充実体制加算 1 14日間 計4240点
	総合入院体制加算 1 のみの施設基準	急性期充実体制加算 1 のみの施設基準
救急・手術	- 腹腔鏡下手術：100件/年以上 - 心臓胸部大血管手術(※) 40件/年以上	- 救命救命センター又は高度救命救急センター (急性期充実体制加算では救急搬送件数2000件/年以上でも可) - 全身麻酔手術件数2000件/年以上 - 悪性腫瘍手術400件/年以上
総合的な診療体制等	- 内科、外科、整形外科、脳外科、精神科、小児科、産科（産婦人科）の標榜と入院医療の提供 - 分娩件数 100件/年以上 - 放射線治療 4000件/年以上 - 精神科の24時間対応体制＋入院受入体制	- 化学療法 1000件/年以上(急性期充実体制加算では外来腫瘍化学療法診療料 1 の届出を行い、化学療法を実施した患者全体のうち、外来で実施した患者の割合が6割以上) - 画像診断及び検査、調剤を24時間実施できる体制 - 感染対策向上加算 1 - 精神科リエゾンチーム加算又は認知症ケア加算 1 若しくは2の届出
その他の施設基準	- 病院の医療従事者の負担軽減及び処遇改善に資する体制を整備している - 重症度、医療・看護必要度II：3割2分以上（I：3割3分以上）	- 特定の保険薬局との間で不動産取引等その他の特別な関係がない - 救急時医療情報閲覧機能を有している - 外来を縮小する体制を有する - 療養病棟入院基本料又は地域包括ケア病棟入院料の届出を行っていない - 同一建物内に特別養護老人ホーム等を設置していない - 日本医療機能評価機構等が行う医療機能評価を受けている

注 総合入院体制加算 1 と急性期充実体制加算 1 の主な施設基準を抜粋したものであり、全ての基準を記載しているものではない。

※ 総合入院体制加算 1 と急性期充実体制加算 1 では対象となる手術等が異なっている。

総合入院体制加算・急性期充実体制加算届出病院の実績要件を満たす割合

- 実績要件を満たす割合については、総合入院体制加算1では3割の病院が全ての要件を満たしており、全ての病院が7項目以上の要件を満たしていた。
- 総合入院体制加算3届出病院は、その他の加算届出病院と比較して、実績要件を満たす数が少ない病院の割合が高かった。

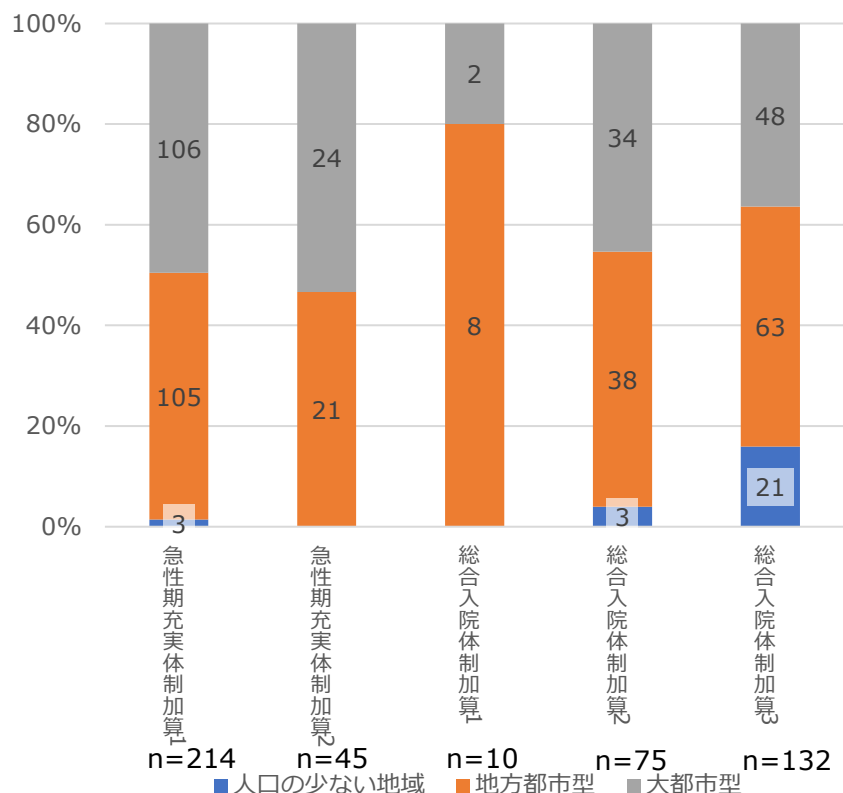


※悪性腫瘍手術400件、腹腔鏡・胸腹鏡下手術400件、心臓カテーテル法手術200件、消化管内視鏡手術600件、
心臓胸部大血管手術100件、6歳未満手術40件、化学療法1000件、放射線治療4000件、正常分娩100件の9つの実績

総合入院体制加算・急性期充実体制加算届出病院の所属二次医療圏と病院属性

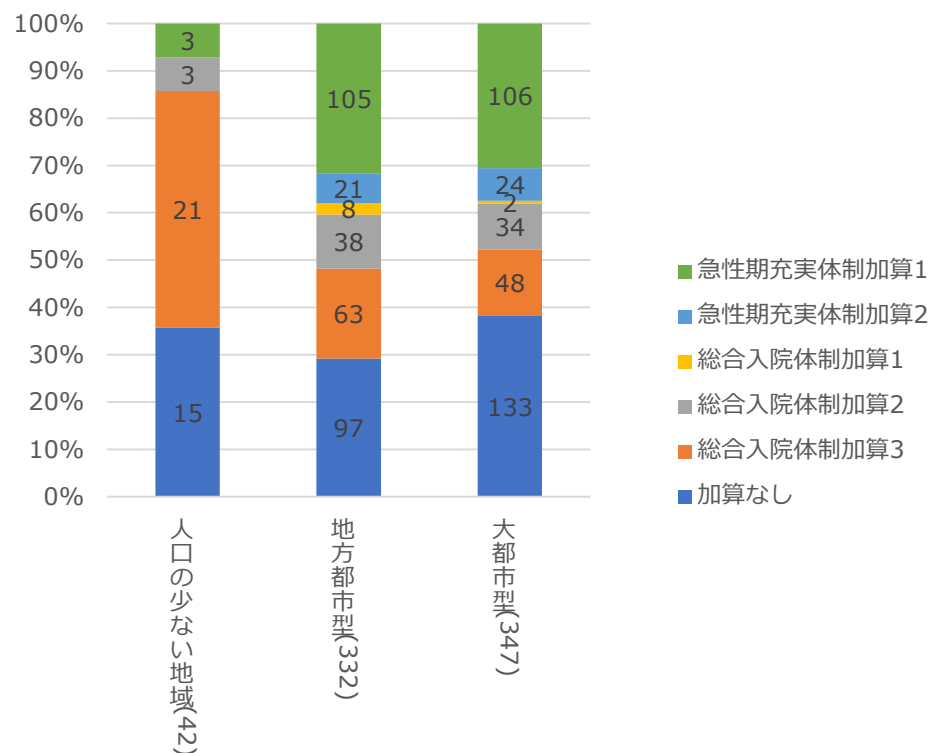
- 総合入院体制加算や急性期充実体制加算を届け出ている病院の多くは地方都市型や大都市型の二次医療圏に属しているが、総合入院体制加算3を届け出ている病院の約15%は人口の少ない地域に属していた。
- 人口の少ない地域では、実績要件等の基準が厳しい総合入院体制加算1や急性期充実体制加算1を届出ている病院が少なく、加算算定病院の多くは、総合入院体制加算3を届け出ていた。
- 人口の少ない地域では、総合的な機能を求められているものの、地理的な事情から、地域の症例や医療従事者を集約してもなお、実績要件等の基準を満たすことが困難な医療機関があると考えられる。

加算算定病院の所属二次医療圏区分割合



大都市型：48二次医療圏 人口が100万人以上（又は）人口密度が2,000人/km²以上
 地方都市型：156二次医療圏 人口が20万人以上（又は）人口10～20万人（かつ）人口密度が200人/km²以上
 人口の少ない地域：131二次医療圏 上記以外

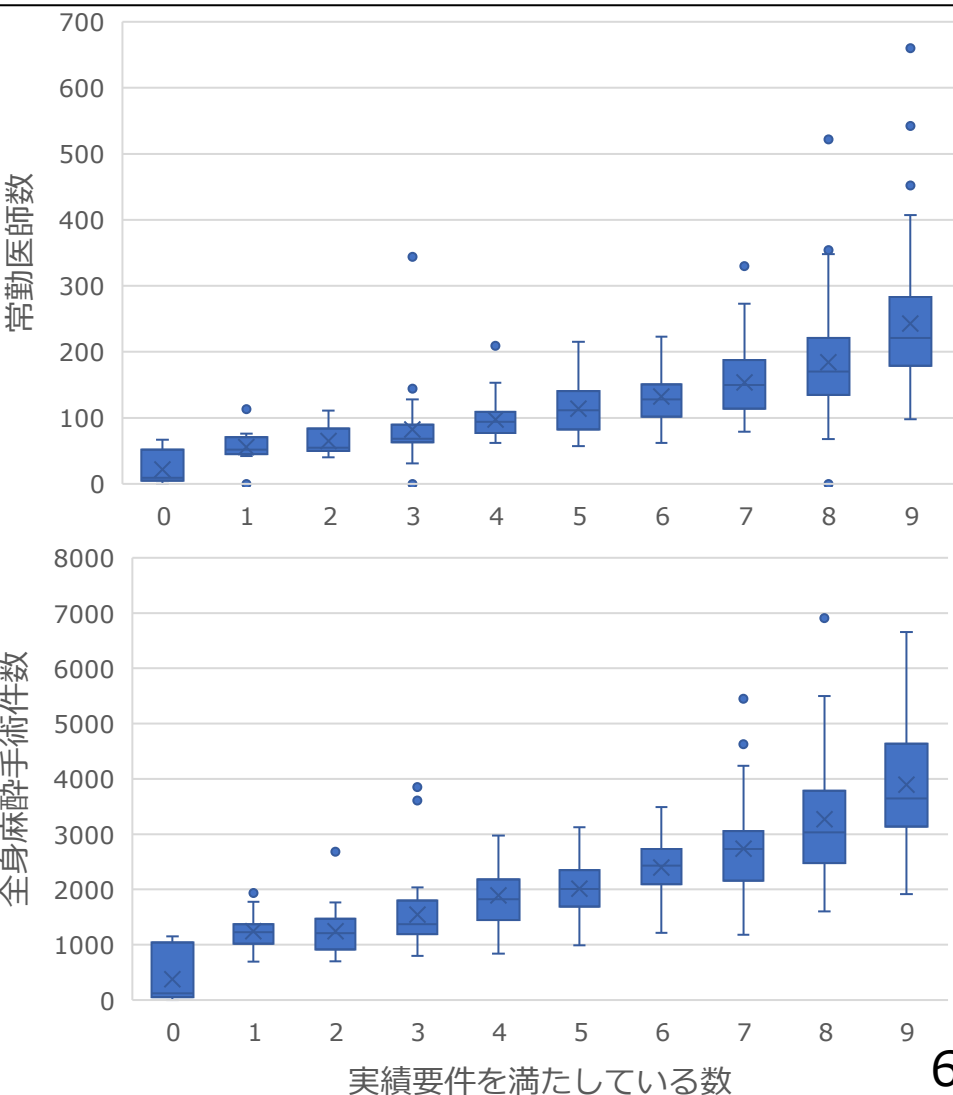
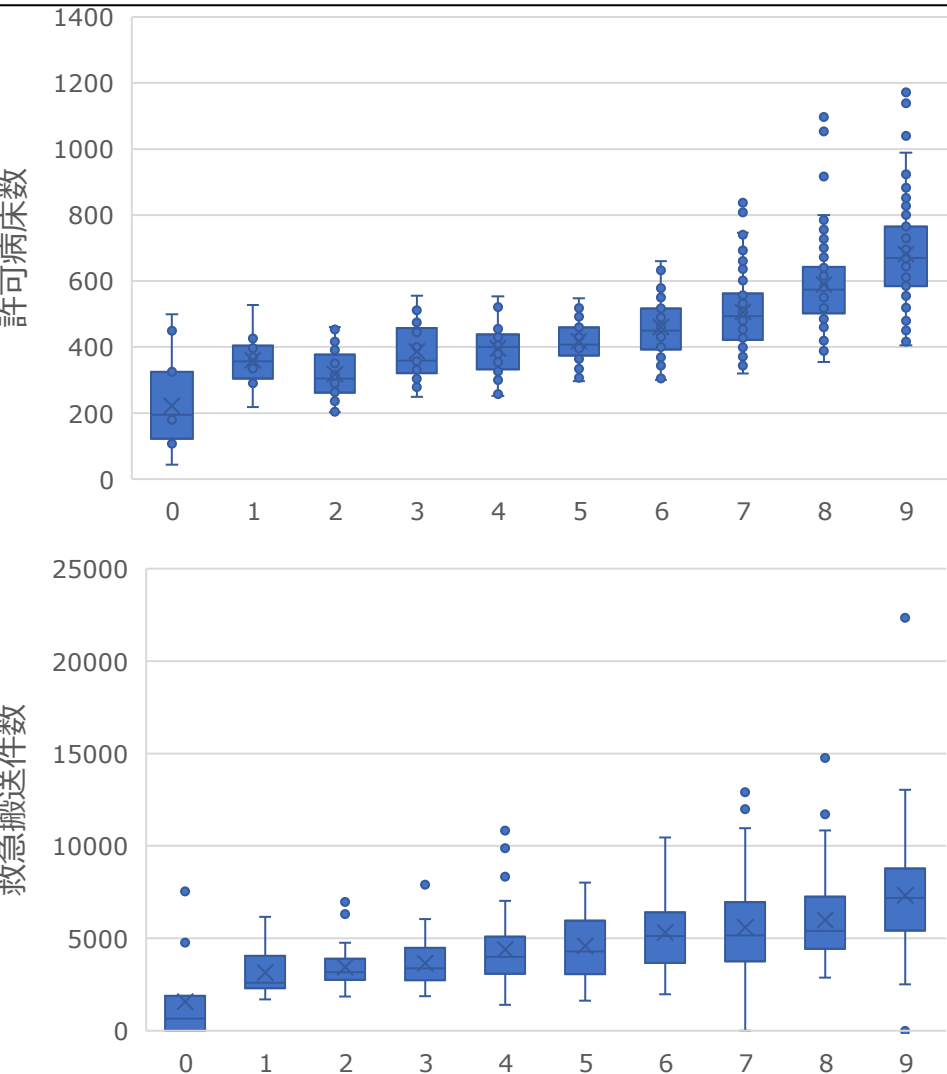
各地域における加算の算定状況※



※ 救急搬送件数2000件かつ全身麻酔手術1200件以上の病院を対象とした

総合入院体制加算・急性期充実体制加算届出病院の実績と病院属性

○ 総合入院体制加算や急性期充実体制加算を届け出ている病院において、手術等の実績要件を満たす割合別に病院属性を見ると、実績要件を満たす数が多い病院ほど、許可病床数、常勤医師数、救急搬送件数、全身麻酔手術件数がいずれも多い傾向があった。

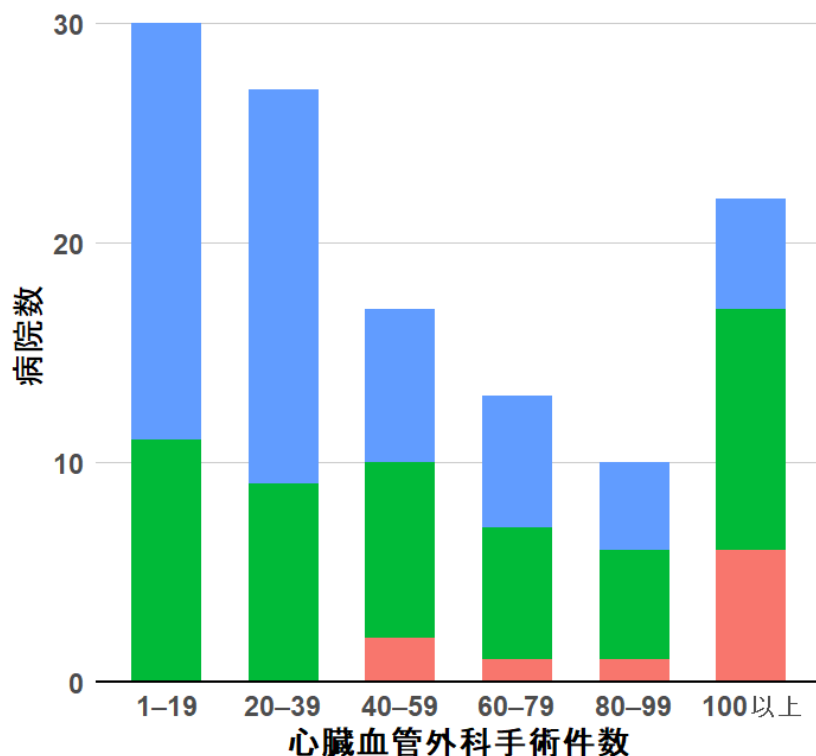


出典：DPCデータ（2023年10月～2024年9月）、令和5年度病床機能報告

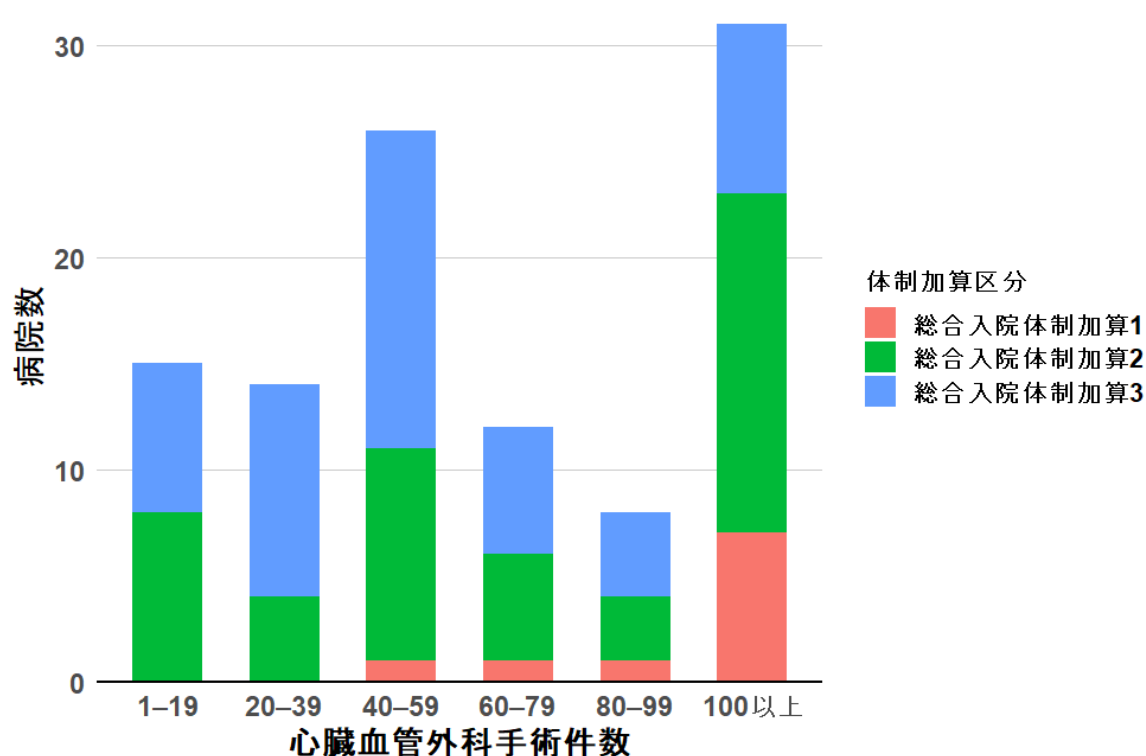
総合入院体制加算・急性期充実体制加算の対象となる心臓血管外科手術について

- 手術実績要件のうち、心臓血管外科手術については、総合入院体制加算と急性期充実体制加算において、対象となる手術等の要件が異なっている。具体的には、総合入院体制加算の対象手術には、急性期充実体制加算において対象となっている人工心肺を使用する冠動脈、大動脈バイパス手術等が入っていない。
- 総合入院体制加算届出病院における、各加算対象手術の実施件数の分布は以下の通りであり、総合入院体制加算対象手術については、40件未満の病院が多いものの、急性期充実体制加算の対象手術については、40件以上の病院が多い。

総合入院体制加算の対象となる心臓血管外科手術数別病院数



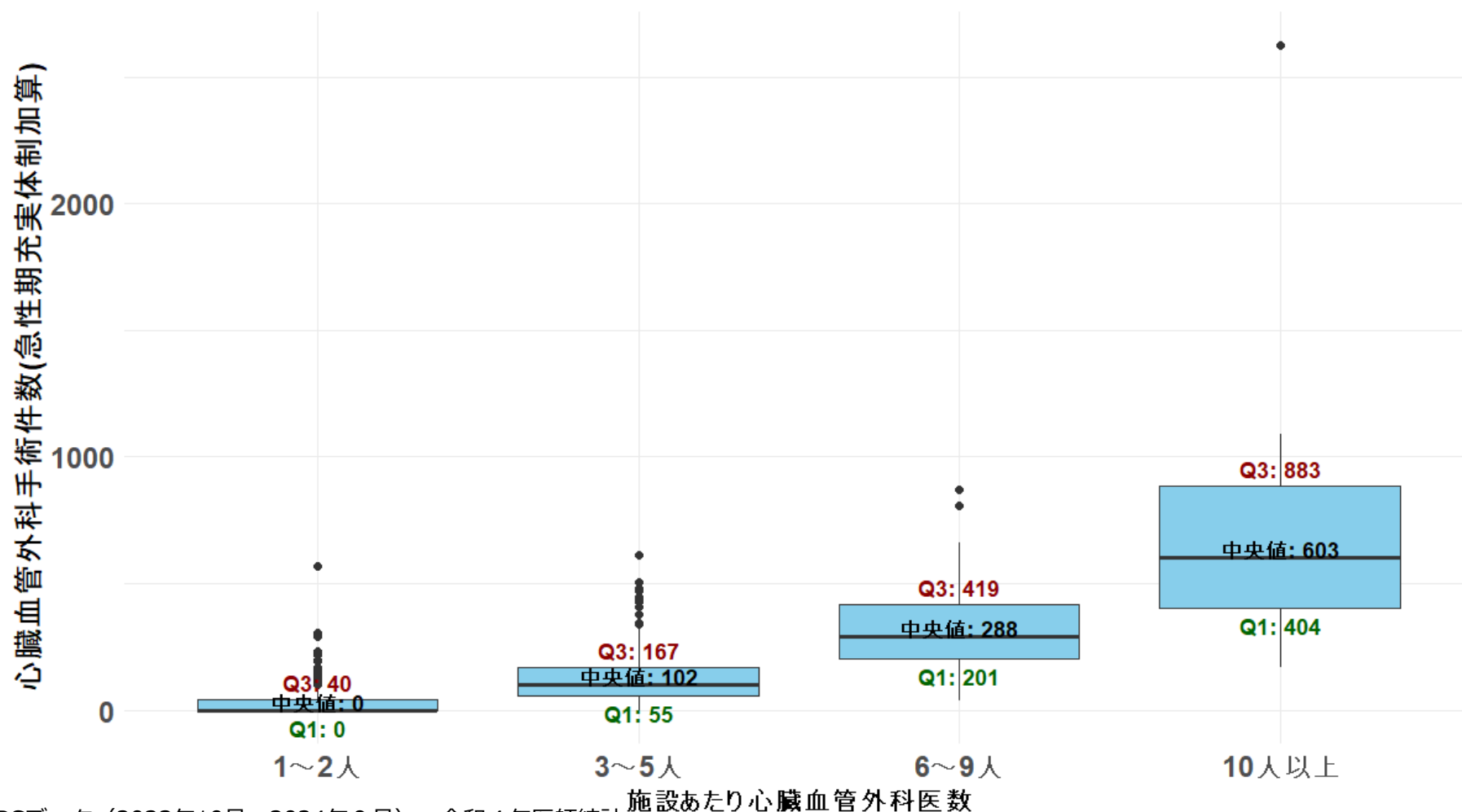
急性期充実体制加算の対象となる心臓血管外科手術数別病院数



心臓血管外科医数別 心臓血管外科手術（急性期充実体制加算対象）実施件数

- 常勤の心臓血管外科医が1～2人の病院では、急性期充実体制加算の対象となる心臓血管外科手術の中央値が0件/年とほとんどの施設で実施されておらず、第3四分位点も40件/年となる。
- 常勤の心臓血管外科医が3～5人の病院では、急性期充実体制加算の対象となる心臓血管外科手術は第1四分位点でも55件/年実施されている。

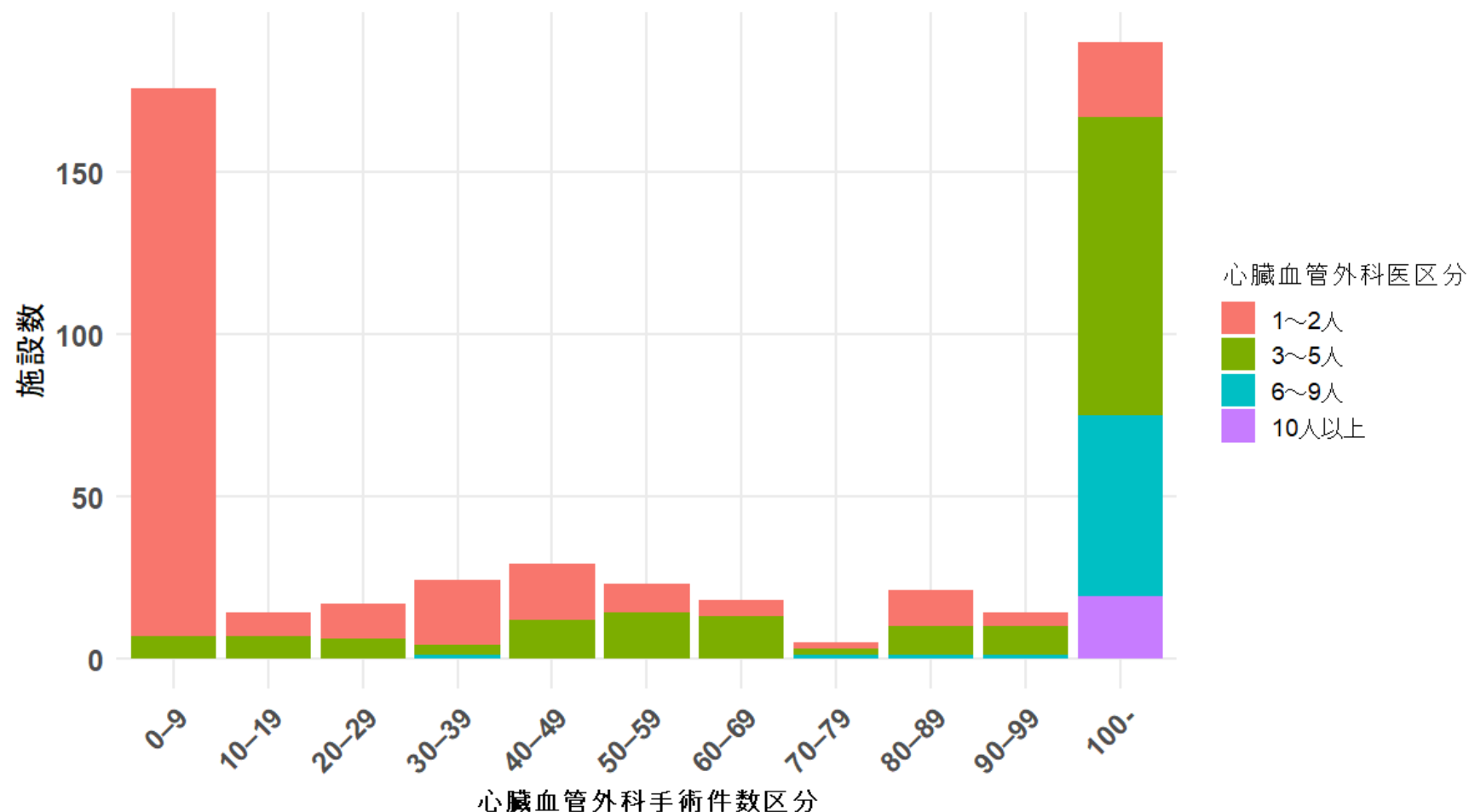
心臓血管外科手術件数の分布



心臓血管外科手術（急性期充実体制加算対象）実施件数別 施設数

- 心臓血管外科手術50件未満では、心臓血管外科医が1～2人の施設の割合が多く、50～60件以上では3人以上の施設の割合が多い。

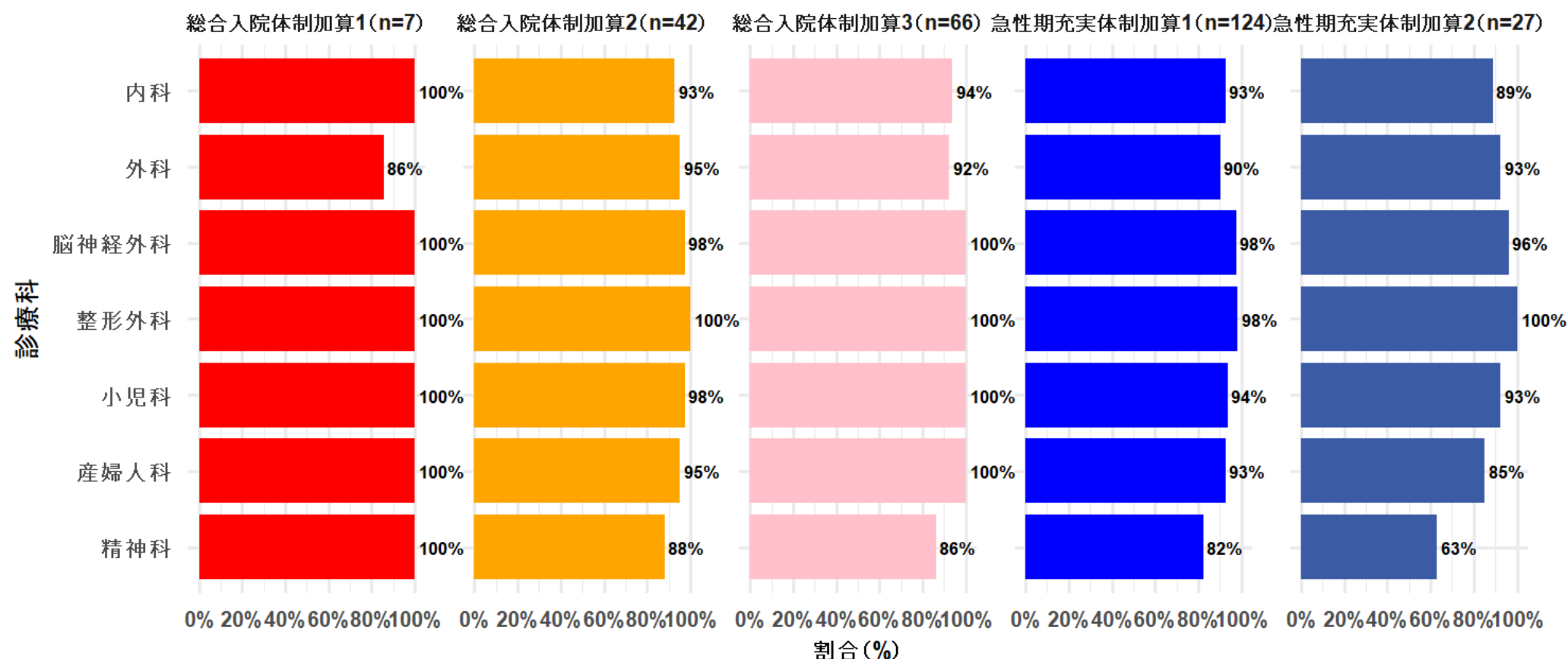
心外手術件数別施設数 (n=531)



総合入院体制加算・急性期充実体制加算届出病院の標榜割合

- 総合入院体制加算1届出病院では、概ね全ての病院で全診療科を標榜していた。
- 他の加算届出病院も、精神科を除き、各診療科の標榜割合は85%を超えていた。

診療科ごとの標榜割合

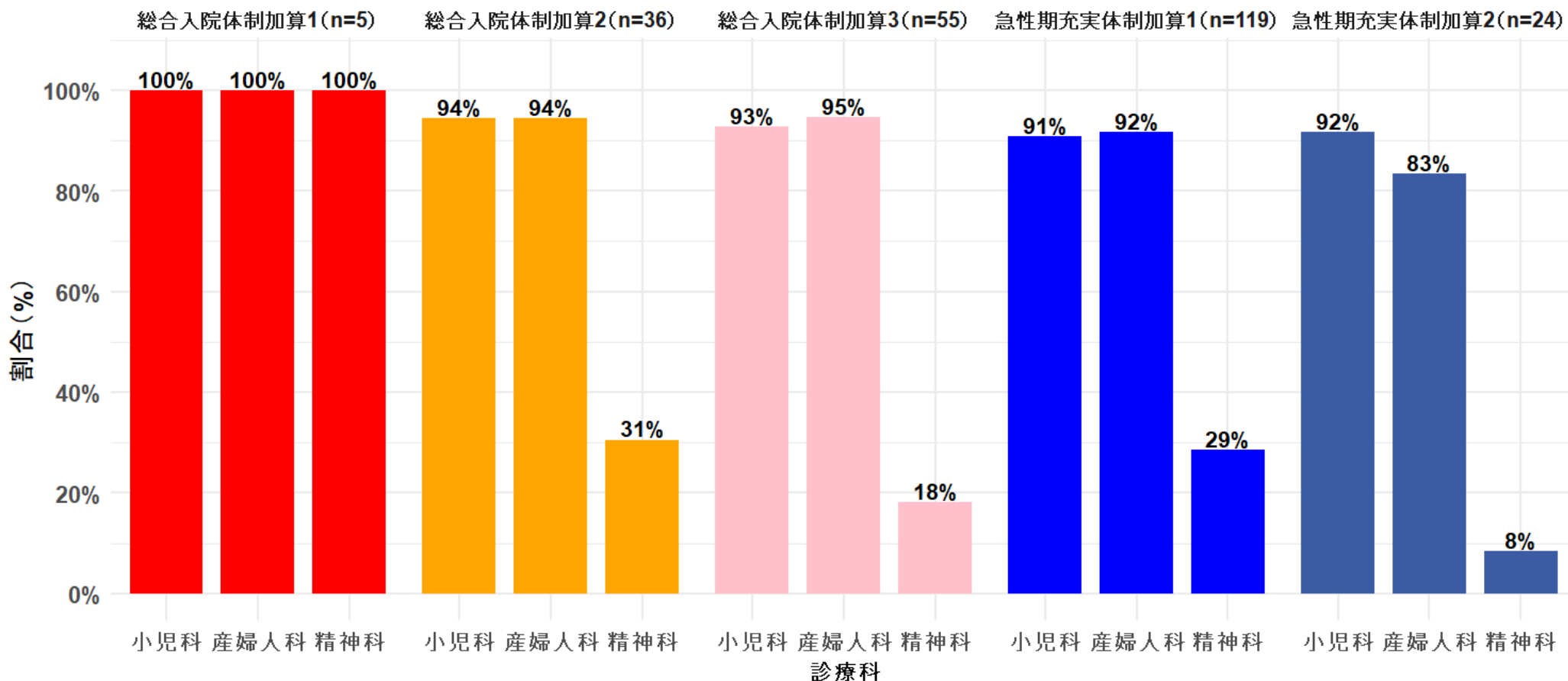


※一部の病院では、外科ではなく、消化器外科として標榜している

総合入院体制加算・急性期充実体制加算届出病院の入院医療提供割合

- 総合入院体制加算 1 届出病院では小児科・産婦人科・精神科の全ての診療科の入院医療を提供していた。
- その他の加算届出病院では、精神科の入院医療提供割合が、他の 2 診療科と比較して低かった。

小児科・産婦人科・精神科の入院医療提供割合



小規模な二次医療圏

① へき地診療所等



- ・ 過疎地域等に所在し、巡回診療、医師・代診医派遣等による支援を受ける医療機関
- ・ D to P with N、D to P with Dを含むオンライン診療を活用し、住民に対する基礎的な医療を提供

② へき地診療所等への支援を実施する病院



- ・ 地域の救急患者や入院患者を受け入れる病院
- ・ オンライン診療による代用も含めた巡回診療、医師・代診医派遣等を実施
- ・ D to P with N、D to P with Dを含むオンライン診療を活用した医療を提供

③ 拠点的功能を有する病院



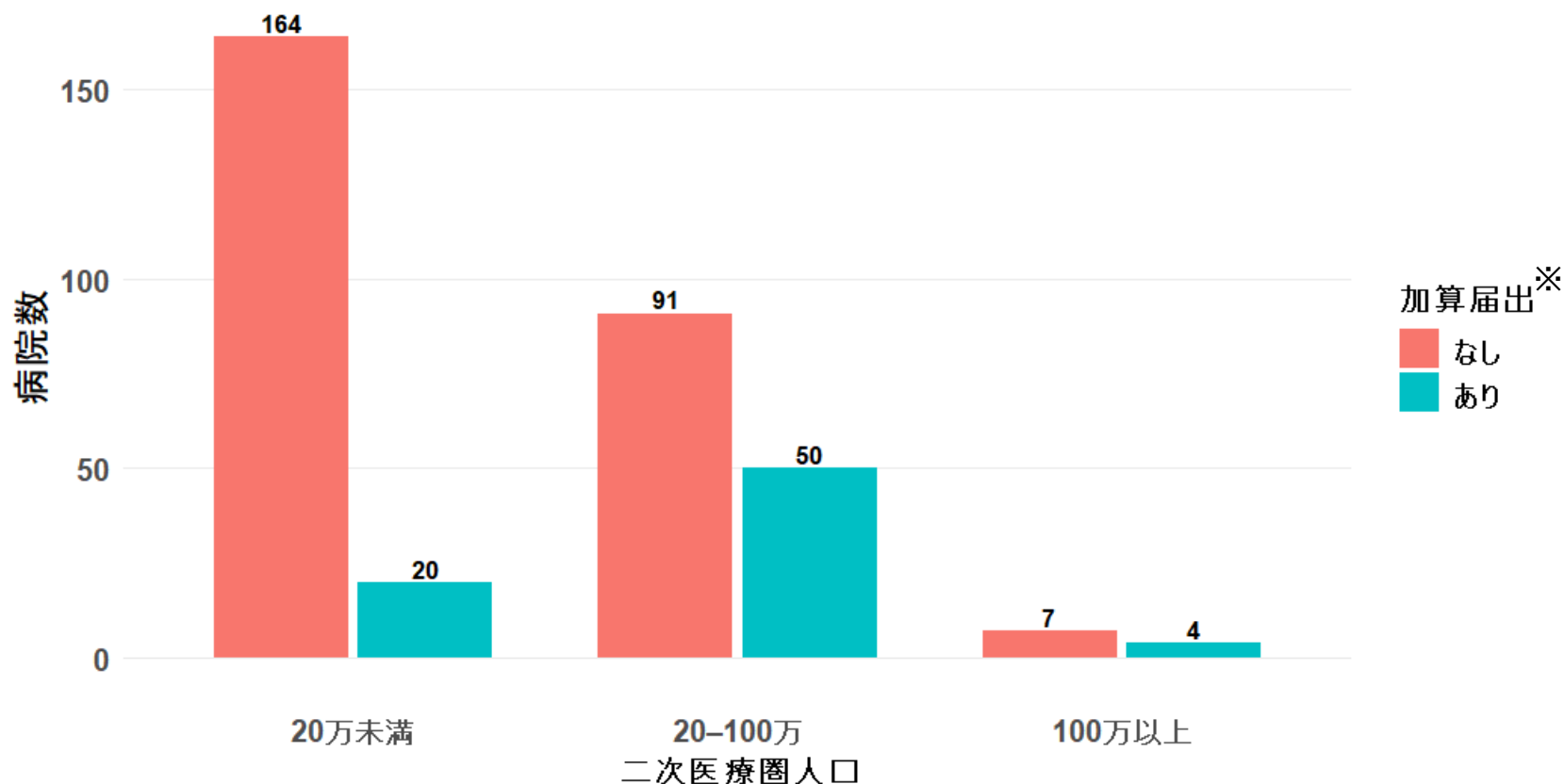
- ・ 急性期の拠点的な機能を担う病院
- ・ オンライン診療による代用も含めた巡回診療、医師派遣・代診医派遣等を実施
- ・ D to P with N、D to P with Dを含むオンライン診療を活用した医療を提供

二次医療圏別へき地医療拠点病院の加算届出状況

診調組 入 - 2
7 . 8 . 2 1

- へき地医療拠点病院の約半数は、20万人未満二次医療圏に所在している。
- 人口20万人未満の小さな二次医療圏におけるへき地医療拠点病院では、20万人以上二次医療圏のへき地医療拠点病院と比較して、総合入院体制加算や急性期充実体制加算を届け出ている病院の割合が低かった。

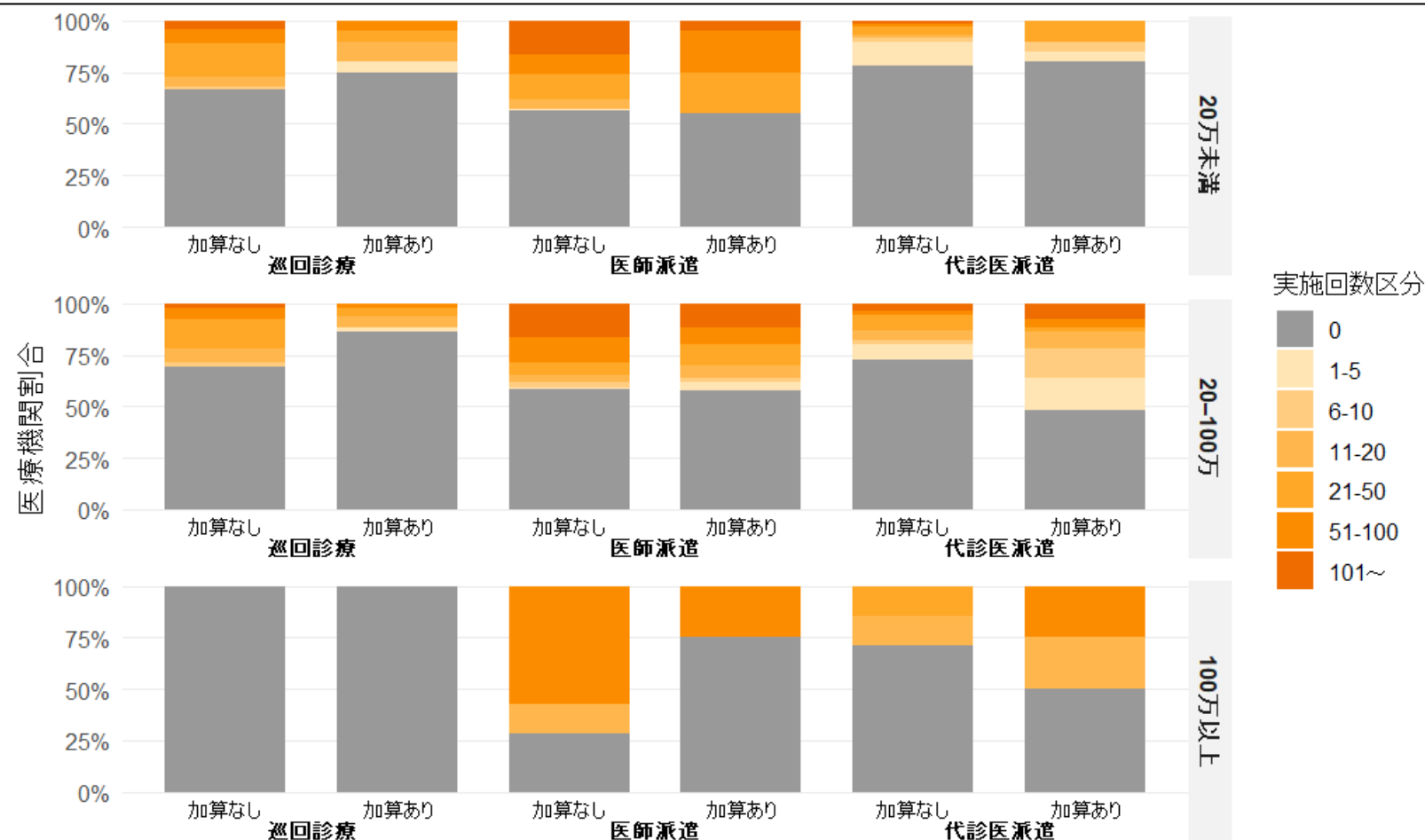
二次医療圏人口別へき地拠点病院の加算届出状況



二次医療圏別へき地医療拠点病院における主要3事業の実施状況について

診調組 入-2
7. 8. 21

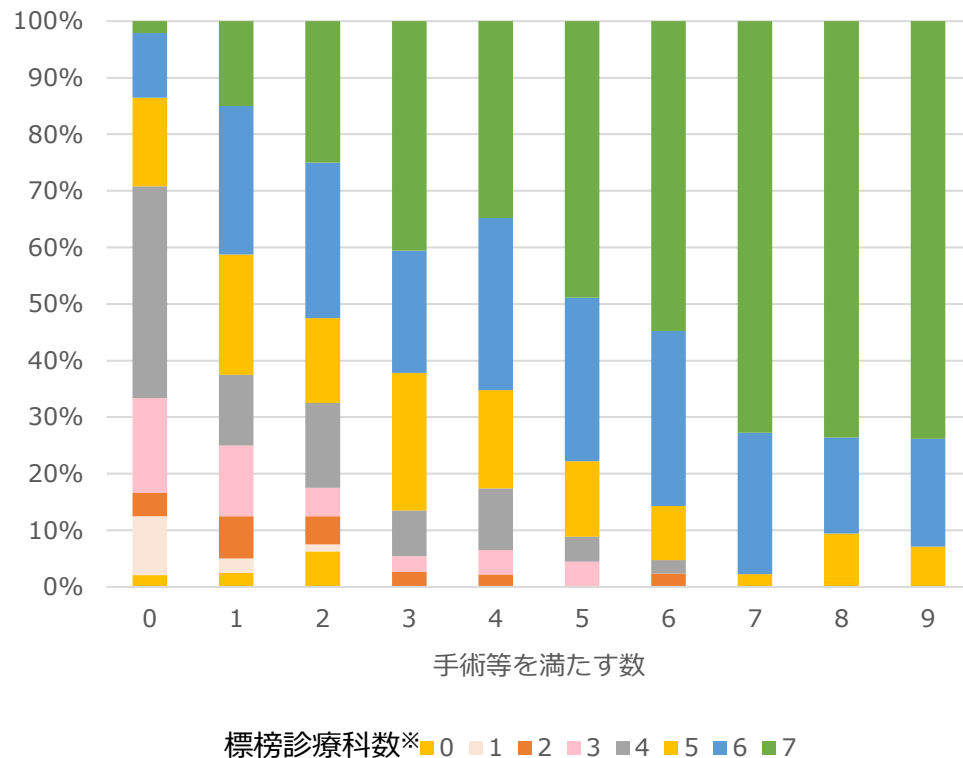
- 20万人未満二次医療圏におけるへき地医療拠点病院では、主要3事業を一定程度実施しており、総合入院体制加算や急性期充実体制加の届出の有無と実施状況に大きな違いは見られなかった。
- 20万-100万人医療圏では、加算を届け出ている病院では届出のない病院と比較して、巡回診療を実施している割合が少ない一方で、へき地等に代診医派遣を実施している割合が高かった。
- 100万人以上医療圏では、巡回診療を実施していない一方で、加算を届け出ている病院で、へき地等に医師派遣を実施している割合が高かった。



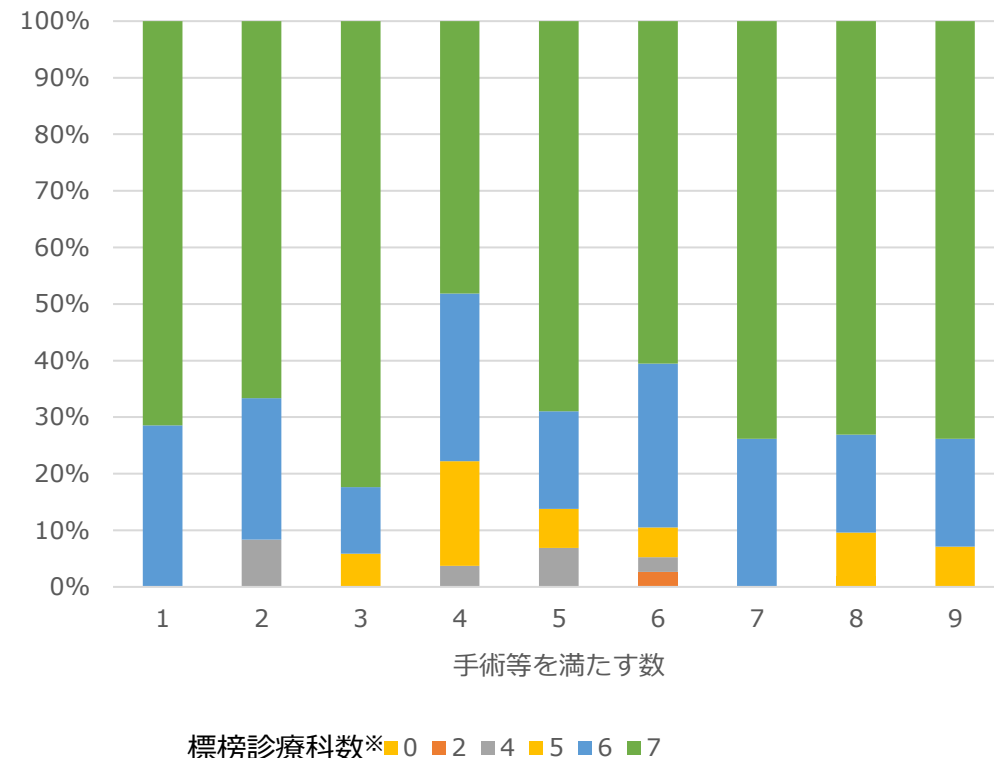
加算の実績を満たす割合と7診療科標榜数

- 急性期一般入院料1を届け出ている病院では、総合入院体制加算等の実績要件を満たす数が少ない病院では、総合入院体制加算の要件である7診療科の標榜数も少ない傾向にあった。
- 総合入院体制加算や急性期充実体制加算を届け出ている病院では、手術等の実績要件を満たす数が少ない病院においても、標榜診療科数は大きく変わらず、総合的な診療体制を有していた。

急性期一般入院料1届出病院の標榜診療科割合



加算届出病院の標榜診療科割合



※内科、外科、脳神経外科、整形外科、小児科、産婦人科、精神科の7診療科

拠点的な病院での精神病床数の変化

- 令和2年1月以降、総合入院体制加算と急性期充実体制加算の算定病院における精神病床届出数は、加算算定病院数の増加に伴い、増加傾向にある。
- 一方で、同一の病院で比較すると、特に急性期充実体制加算を届け出た病院で、精神病床届出施設数がやや減少する傾向がみられる。

■各年度の総合入院体制加算・急性期充実体制加算算定施設における精神病床の届出数（集計対象施設は各年度毎に異なる）

年度	総合入院体制加算 1		総合入院体制加算 2		総合入院体制加算 3		急性期充実体制加算 1		急性期充実体制加算 2		合計	
	精神病床数	施設数	精神病床数	施設数	精神病床数	施設数	精神病床数	施設数	精神病床数	施設数	精神病床数	施設数
R2	1749	43	1126	23	1071	18	—	—	—	—	3946	84
R3	1932	46	1124	24	989	16	—	—	—	—	4045	86
R4	1935	47	1103	23	989	16	—	—	—	—	4027	86
R5	515	12	530	14	1081	17	2105	49	—	—	4231	93
R6	319	8	500	12	1224	24	2210	55	—	—	4253	99
R7	275	8	424	10	966	18	2224	55	302	5	4191	96

■加算対象施設のうち、同一の施設群における各年度の精神病床の届出数（集計対象施設は各年度で同一）

	R4~R7総合入院体制加算 (施設数：146)		R5から急性期充実体制加算 (施設数：167)		R6から急性期充実体制加算 (施設数：44)		R7急性期充実体制加算 (施設数：32)	
	精神病床 届出数	精神病床 届出施設数	精神病床 届出数	精神病床 届出施設数	精神病床 届出数	精神病床 届出施設数	精神病床 届出数	精神病床 届出施設数
R4	1045	21	2079	47	234	7	574	9
R5	993	21	2055	48	254	8	559	8
R6	993	21	1913	47	234	7	525	9
R7	1021	21	1899	45	212	7	517	9

※各年1月の届出状況

R4~R7総合入院体制加算：R4~7年でいずれも総合入院体制加算を算定していた病院を対象に集計

R5~急性期充実体制加算：R4年は総合入院体制加算、R5年以降は急性期充実体制加算を算定している病院を対象に集計

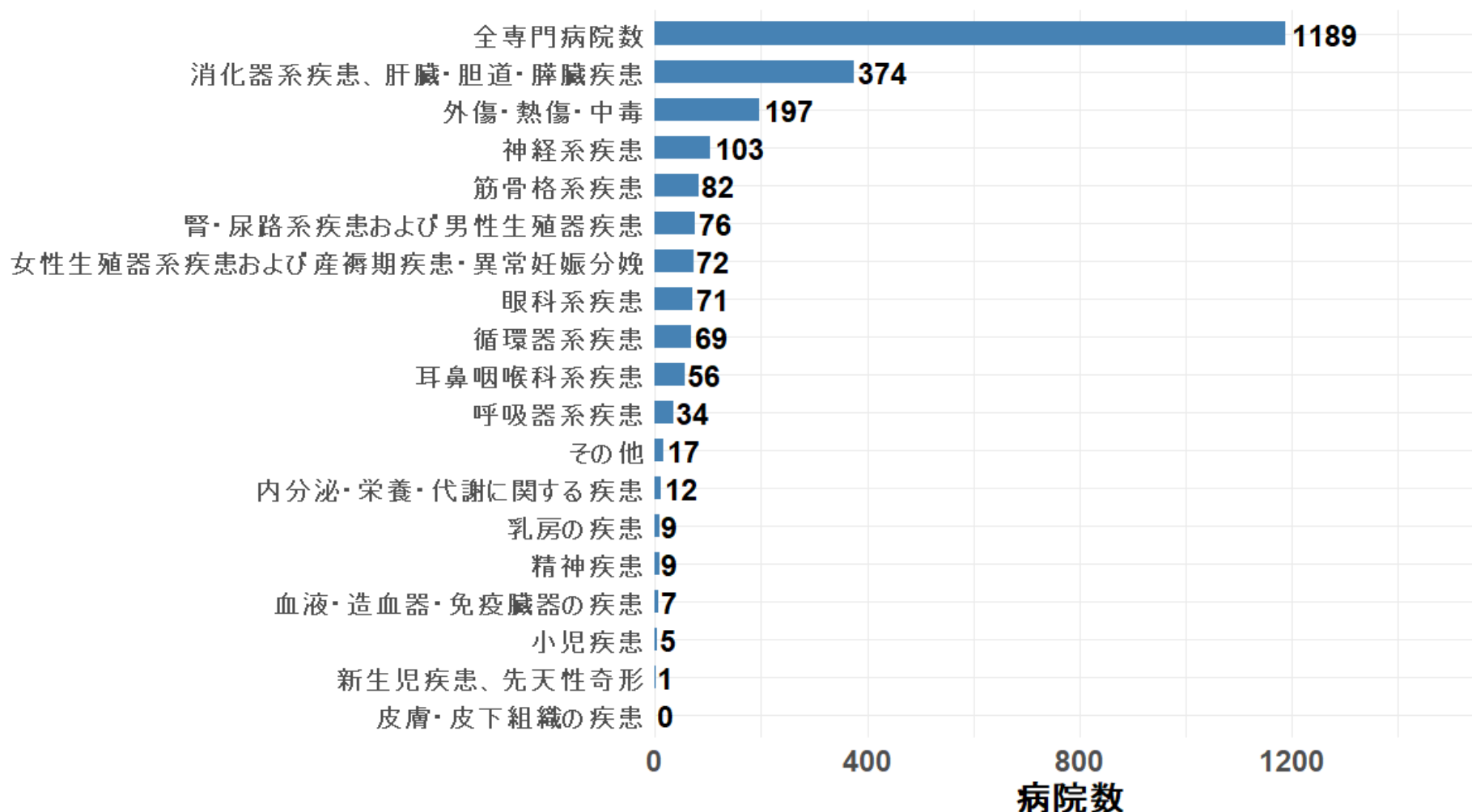
R6~急性期充実体制加算：R4、5年は総合入院体制加算、R6年以降は急性期充実体制加算を算定している病院を対象に集計

R7急性期充実体制加算：R4~6年は総合入院体制加算、R7年に急性期充実体制加算を算定している病院を対象に集計

MDC分類別専門病院数

- 全国の病院（6051）のうち、当該施設のいずれかのMDC比率が5割以上の専門病院は1189あった。
- 専門病院の中でも、消化器系疾患、外傷・熱傷・中毒、神経系疾患に関する専門病院が多かった。

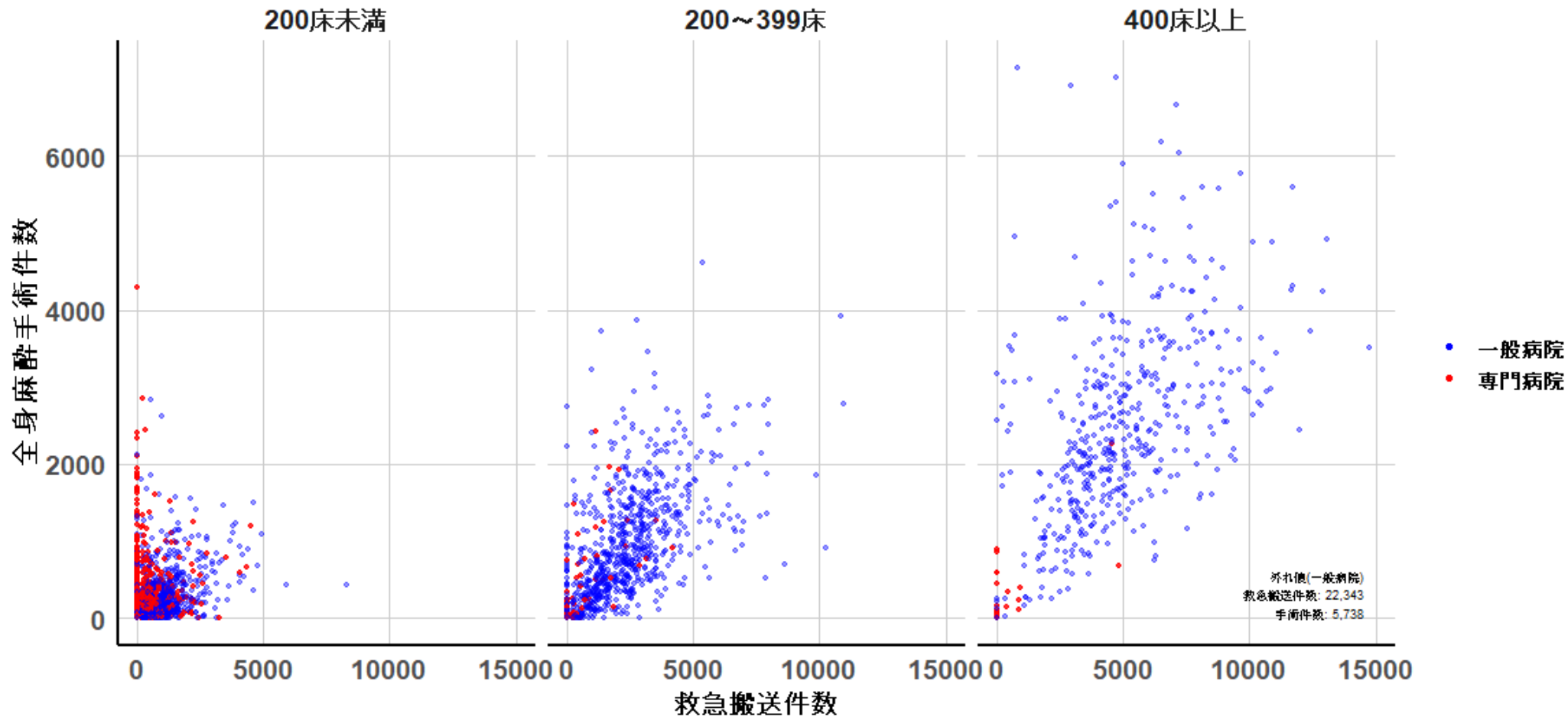
MDC分類別専門病院数



専門病院における救急搬送件数と全身麻酔手術件数

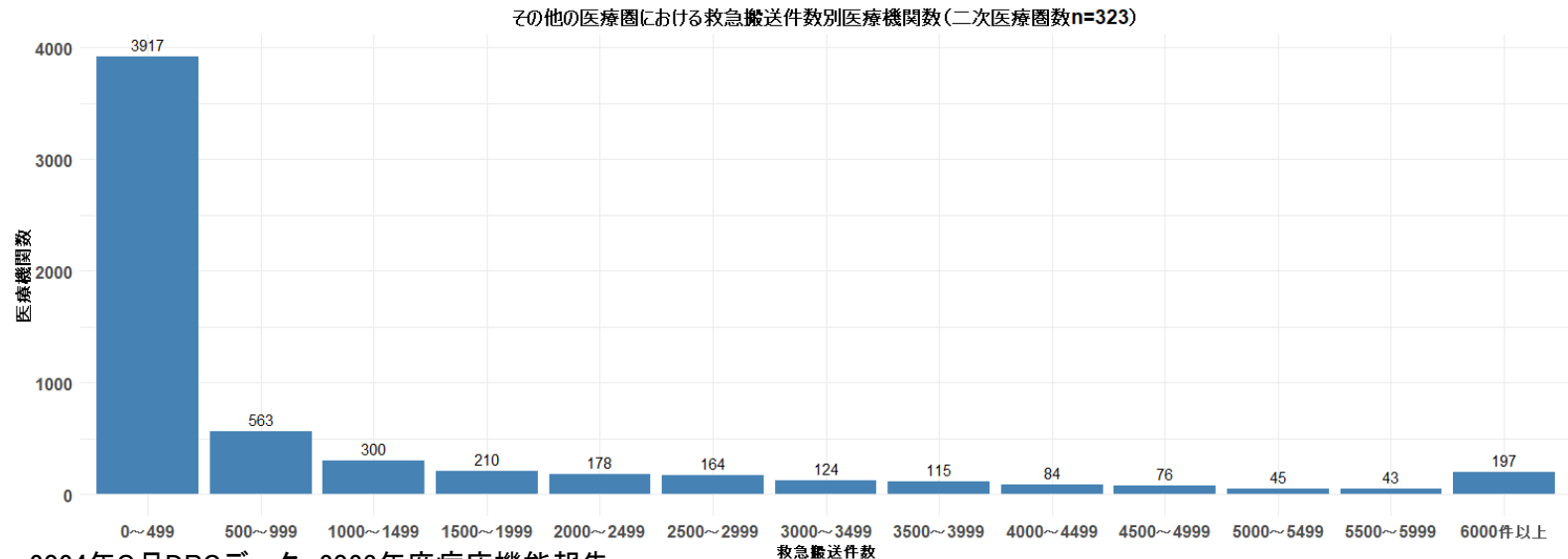
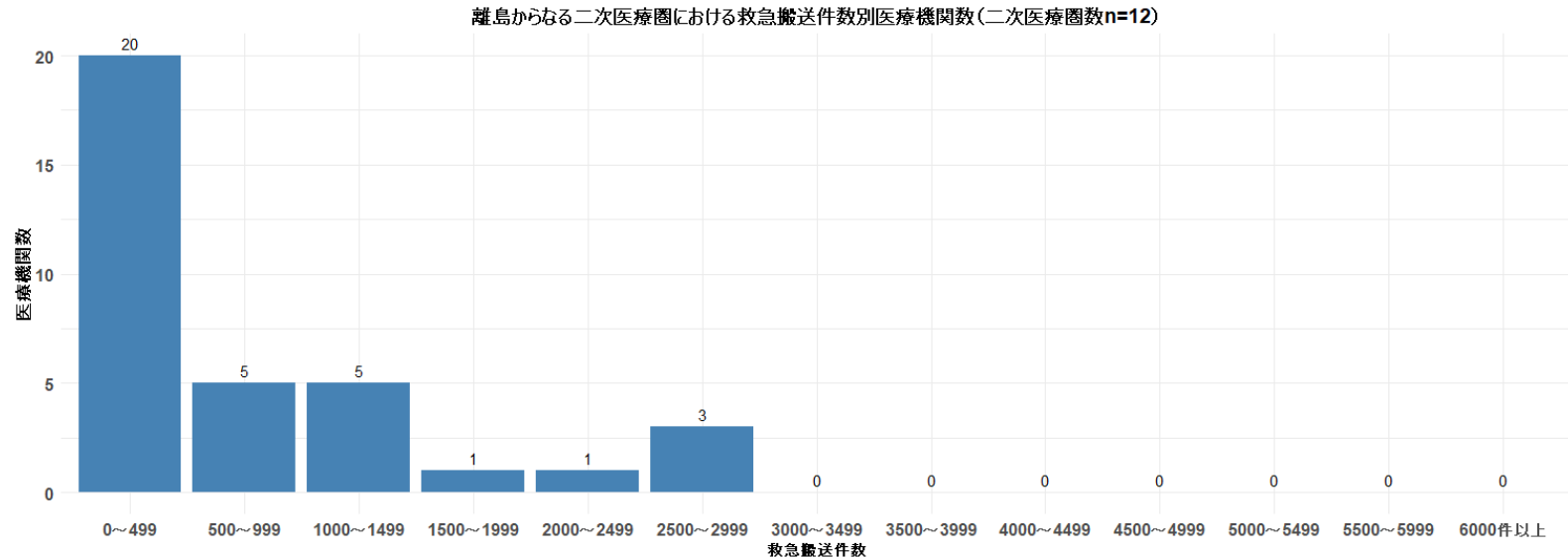
- 許可病床数別に見ると、200床以上の病院と比較して、200床未満の病院で専門病院の割合が多い。
- 200床未満の二次医療圏における専門病院では、救急搬送件数が少ないものの、全身麻酔手術件数が多い病院が見受けられる。

許可病床数別の救急搬送件数と全身麻酔手術件数



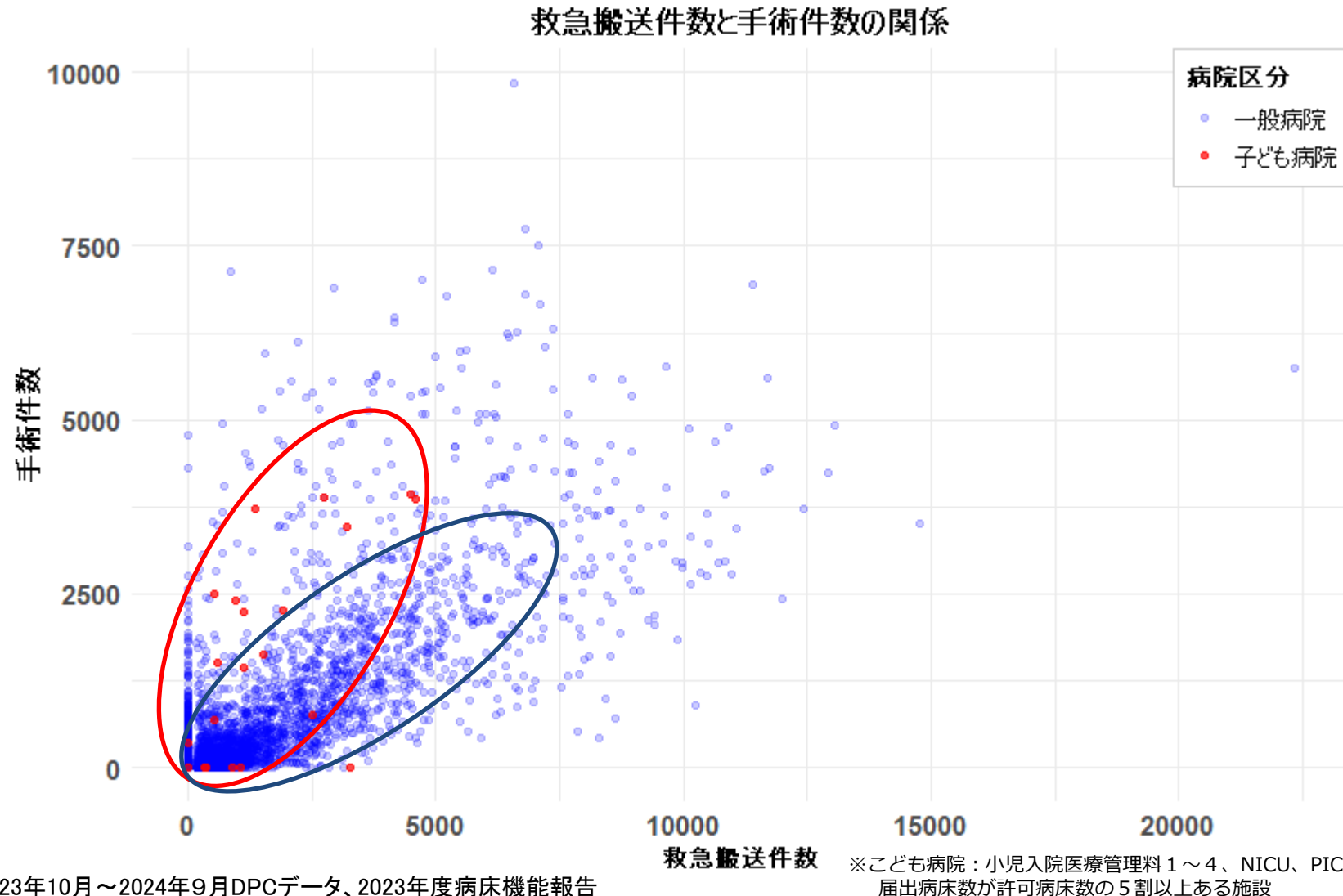
離島における救急搬送件数

- 有人離島からなる二次医療圏における病院では、その他の医療圏と比較して、救急搬送受入件数が少なく、年間3000件を超えるような病院がない。



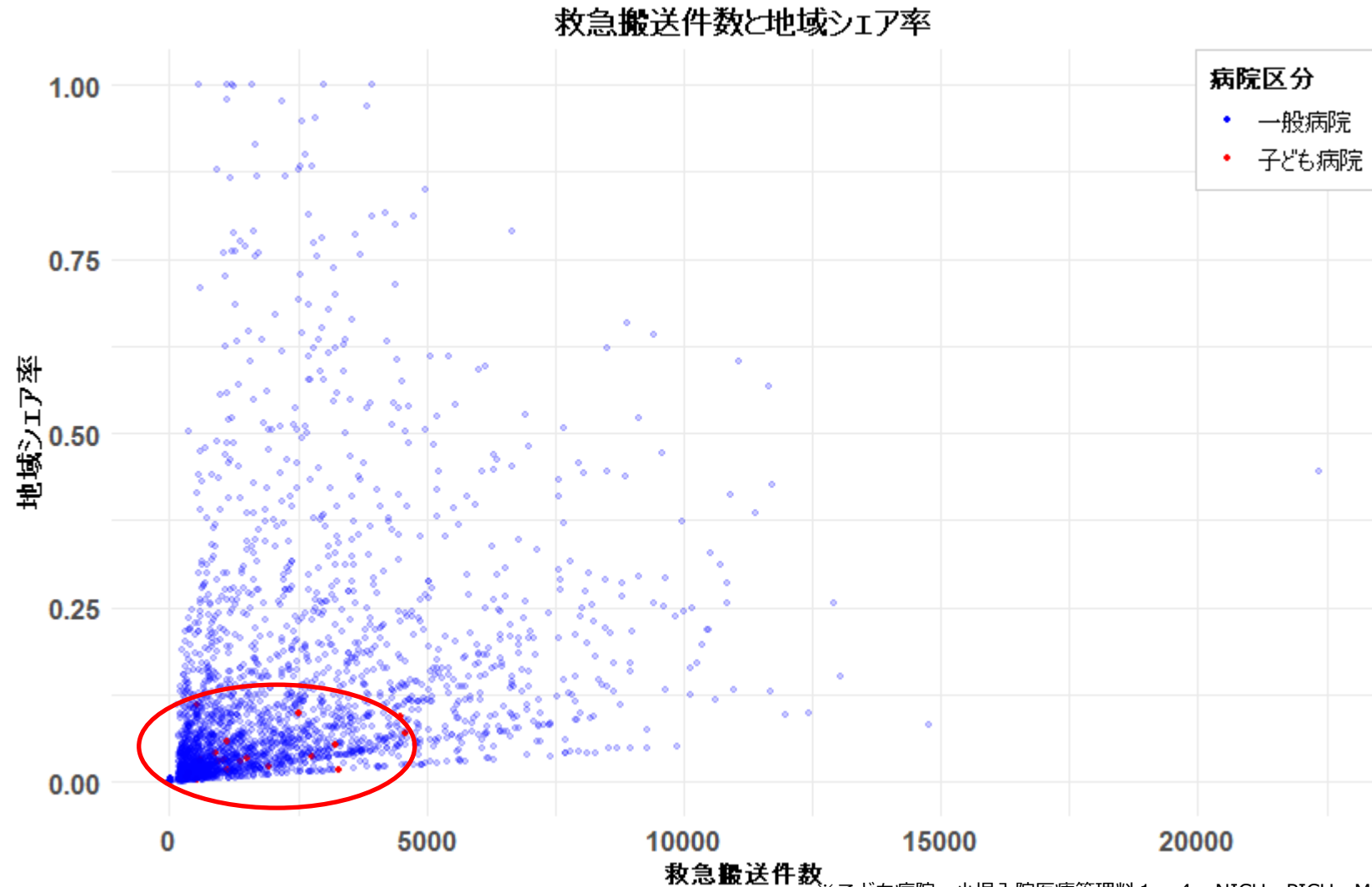
こども病院における救急搬送件数と手術件数

- 救急搬送件数と全身麻酔手術件数の分布において、こども病院では、同じ救急搬送件数を受けている一般病院と比較して、手術件数が多い傾向にある。



こども病院における地域シェア率

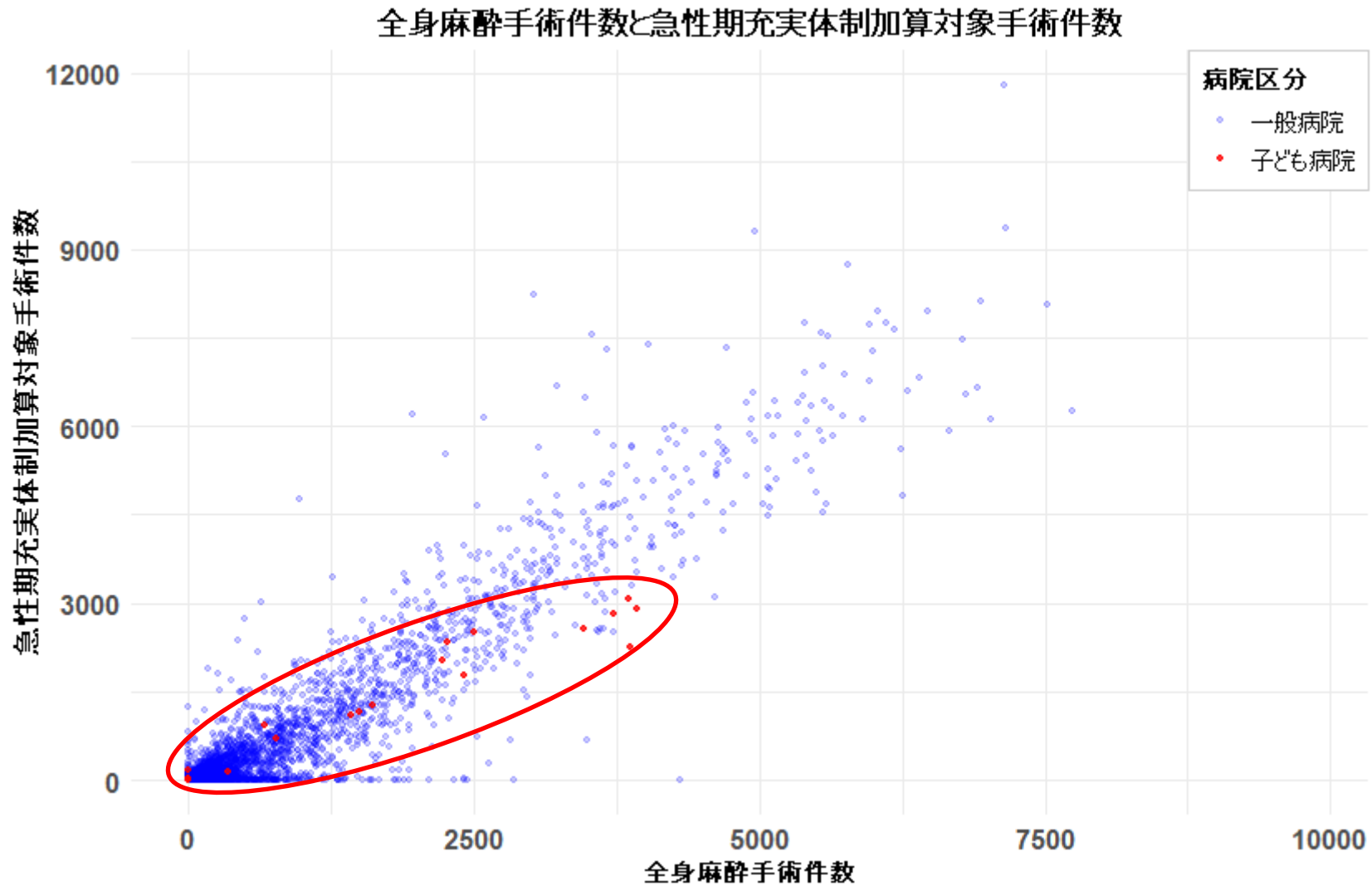
- こども病院において、救急搬送の地域シェア率が $1/4$ を超えるような医療機関はない。



※こども病院：小児入院医療管理料1～4、NICU、PICU、MFICU、GCUの
届出病床数が許可病床数の5割以上ある施設

こども病院における加算対象手術件数

- こども病院において、全身麻酔手術件数を実施している医療機関では加算対象手術も一定程度実施している。



※こども病院：小児入院医療管理料1～4、NICU、PICU、MFICU、GCUの
届出病床数が許可病床数の5割以上ある施設

0. 調査概要

1. 急性期入院医療について

2. 高度急性期入院医療について

3. DPC/PDPSについて

4. 包括的な機能を担う入院医療について

5. 回復期リハビリテーション病棟入院料について

6. 療養病棟入院基本料について

7. 重症度、医療・看護必要度について

8. 救急医療について

9. 入退院支援について

10. 働き方・タスクシフト／シェアについて

11. 病棟における多職種でのケアについて

12. 外来医療について

13. 情報通信機器を用いた診療について

14. 入院から外来への移行について

15. 賃上げ・処遇改善について

16. 人口・医療資源の少ない地域における対応

17. 個別的事項について

救命救急入院料等の主な施設基準

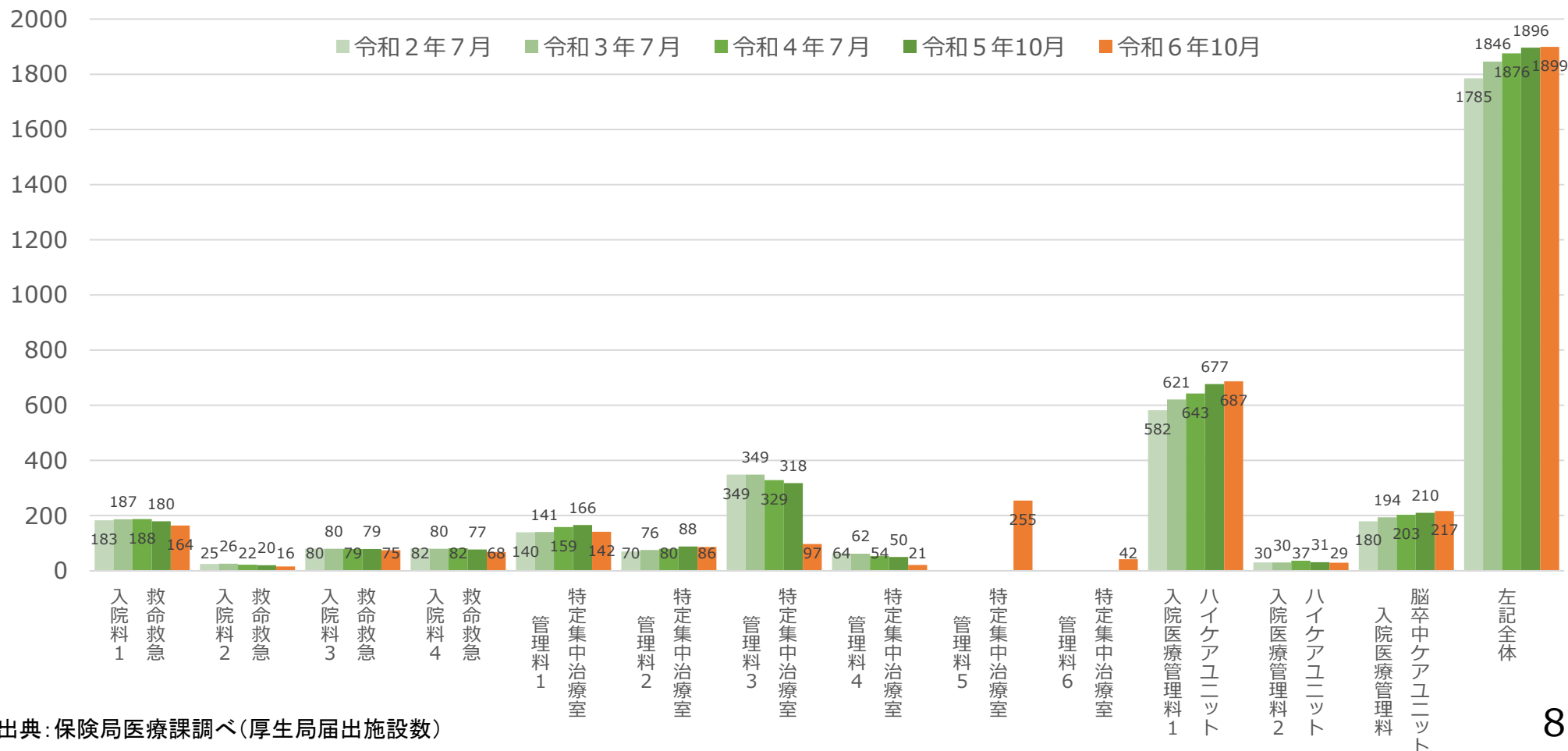
		点数	主な施設基準	医師の配置	看護配置	必要度		入室日 SOFA	その他
救命救急 入院料	入院 料1	～3日 10,268点	・手術に必要な麻酔科医等との連絡体制	・宿日直ではない専任の医師が常時勤務 (治療室内)	4対1	HCU用	測定評価	-	・救命救急 センターを 有している こと ・医療安全 対策加算1を 届出ていること ・救急時 医療情報 閲覧機能を有し ていること ※「イ」は救命 救急入院料 「ロ」は広範囲 熱傷特定集中 治療管理料を 指す
		～7日 9,292点							
		～14日 7,934点							
	入院 料2	～3日 11,847点	・救命救急入院料1の基準 ・特定集中治療室管理料1又は3の基準	・宿日直ではない専任の医師が常時勤務(治 療室内)	2対1	ICU用 (Ⅱ)	Ⅱ：7割 以上	-	
		～7日 10,731点							
		～14日 9,413点							
	入院 料3	イ・ロ：～3日 10,268点	・救命救急入院料1の基準 ・広範囲熱傷特定集中治療を行うにふさわし い設備・医師	・宿日直ではない専任の医師が常時勤務(治 療室内) ・広範囲熱傷特定集中治療を担当する常勤 の医師(医療機関内)	4対1	HCU用	測定評価	-	
		イ・ロ：～7日 9,292点							
		イ：～14日 7,934点 ロ：～60日 8,356点							
	入院 料4	イ・ロ：～3日 11,847点	・救命救急入院料2の基準 ・広範囲熱傷特定集中治療を行うにふさわし い設備	・宿日直ではない専任の医師が常時勤務 (治療室内) ・広範囲熱傷特定集中治療を担当する常勤 の医師(医療機関内)	2対1	ICU用 (Ⅱ)	Ⅱ：7割 以上	-	
		イ・ロ：～7日 10,731点							
		イ・ロ：～14日 9,413点 ロ：～60日 8,356点							
特定集中 治療室 管理料 (ICU)	管理 料1	～7日 14,406点	・専任の専門性の高い常勤看護師が治療室 内に週20時間以上 ・専任の臨床工学技士が常時院内に勤務	・宿日直ではない専任の医師が常時勤務(う ち2人がICU経験5年以上)(治療室内)	2対1	ICU用 (Ⅱ)	Ⅱ：8割 以上	5以上 (直近1年の 入室患者の 1割以上)	・医療安全 対策加算1を 届出ていること ※「イ」は特定 集中治療室管 理料 「ロ」は広範囲 熱傷特定集中 治療管理料を 指す
		～14日 12,828点							
	管理 料2	イ・ロ：～7日 14,406点	・特定集中治療室管理料1の基準 ・広範囲熱傷特定集中治療を行うにふさわし い設備・医師	・宿日直ではない専任の医師が常時勤務(う ち2人がICU経験5年以上)(治療室内) ・広範囲熱傷特定集中治療を担当する常勤 の医師(医療機関内)			Ⅱ：7割 以上	3以上 (直近1年の 入室患者の 1割以上)	
		イ：～14日 12,828点 ロ：～60日 13,028点							
	管理 料3	～7日 9,890点	-	・宿日直ではない専任の医師が常時勤務 (治療室内)			Ⅱ：7割 以上	-	
		～14日 8,307点							
	管理 料4	イ・ロ：～7日 9,890点	・特定集中治療室管理料3の基準 ・広範囲熱傷特定集中治療を行うにふさわし い設備・医師	・宿日直ではない専任の医師が常時勤務 (治療室内) ・広範囲熱傷特定集中治療を担当する常勤 の医師(医療機関内)			Ⅱ：7割 以上	-	
		イ：～14日 8,307点 ロ：～60日 8,507点							
	管理 料5	～7日 8,890点	・専任の専門性の高い常勤看護師が治療室 内に週20時間以上 ・継続して3月以上、特定集中治療室管理料1 ～4又は救命救急入院料を算定している	・専任の医師(宿日直可)が常時勤務(医療 機関内)			Ⅱ：7割 以上	-	
		～14日 7,307点							
	管理 料6	イ・ロ：～7日 8,890点	・特定集中治療室管理料5の基準 ・広範囲熱傷特定集中治療を行うにふさわし い設備・医師	・専任の医師(宿日直可)が常時勤務(医療 機関内) ・広範囲熱傷特定集中治療を担当する常勤 の医師(医療機関内)			Ⅱ：7割 以上	-	
		イ：～14日 7,307点 ロ：～60日 7,507点							
ハイケア ユニット 入院医療 管理料 (HCU)	管理 料1	6,889点	・病床数30床以下	・専任の常勤医師(宿日直可)が常時医療機 関内にいる	4対1	HCU用	基準①15%以上 基準②80%以上	-	
	管理 料2	4,250点			5対1		基準①15%以上 基準②65%以上	-	
脳卒中ケアユニット 入院医療管理料 (SCU)		6,045点	・専任の常勤理学療法士又は常勤作業療法 士が配置 ・病床数30床以下	・神経内科・脳外科5年以上の専任の医師 (宿日直可)が常時勤務(医療機関内) ・所定要件を満たした場合、神経内科・脳外 科の経験を3年以上有する専任の医師が常 時勤務すれば可	3対1	一般病 棟用 (Ⅰ・Ⅱ)	測定評価	-	・脳梗塞、 脳出血、くも膜 下出血が8割以 上

8

特定集中治療室管理料等の届出医療機関数推移

- 令和6年度診療報酬改定において新設した「特定集中治療室管理料5、6」の届出医療機関数が増加した一方、「救命救急入院料1～4」、「特定集中治療室管理料1～4」の届出施設数は減少し、特に「特定集中治療室管理料3、4」においてその傾向が強かった。
- 「ハイケアユニット入院医療管理料」、「脳卒中ケアユニット入院医療管理料」の傾向に大きな変化はなかった。

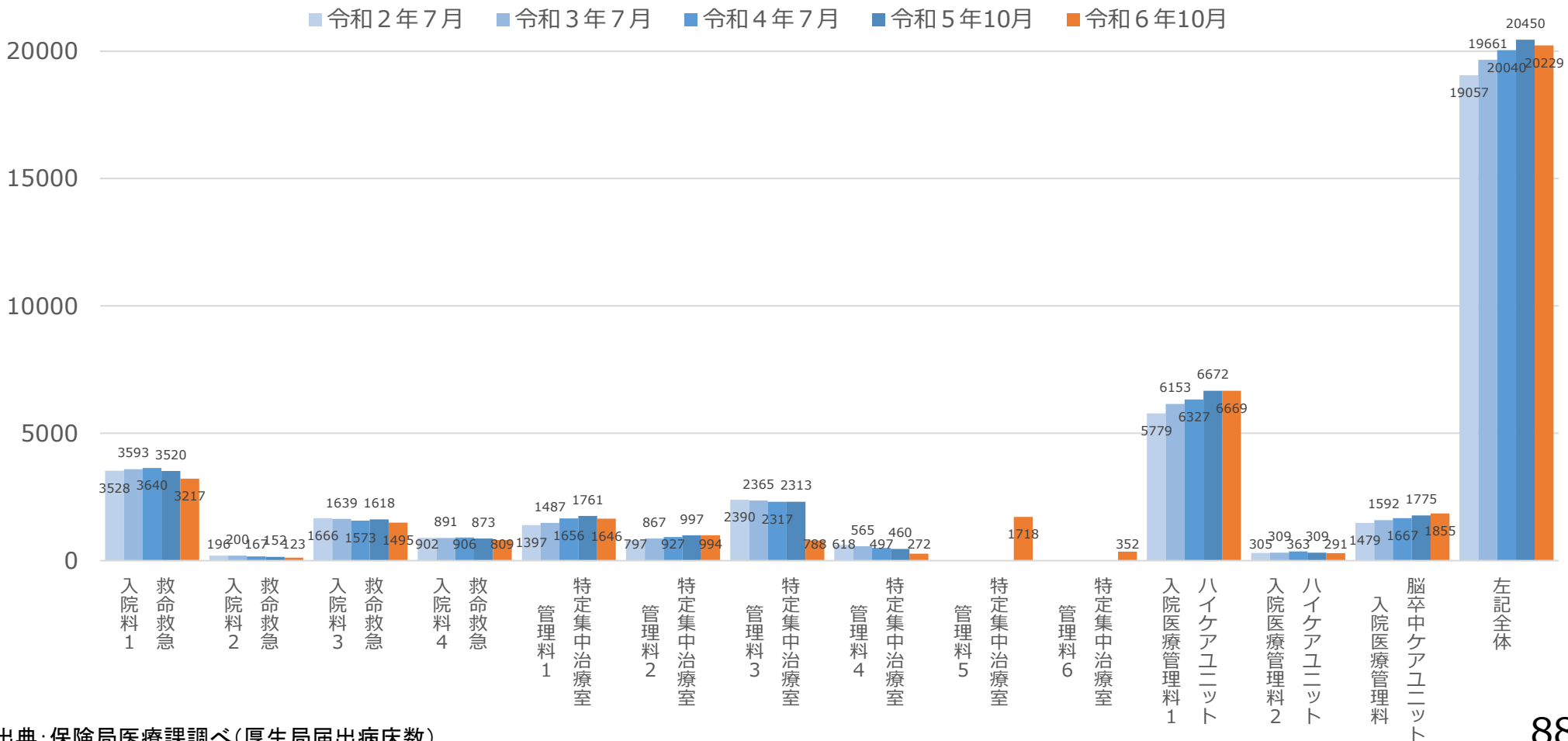
(医療機関数)



特定集中治療室管理料等の届出病床数推移

- 令和6年度診療報酬改定において新設した「特定集中治療室管理料5、6」の病床数は増加した一方、「救命救急入院料1～4」、「特定集中治療室管理料1～4」の病床数は減少し、特に「特定集中治療室管理料3、4」においてその傾向が強かった。
- 近年増加傾向であった「ハイケアユニット入院医療管理料」の病床数が減少した。

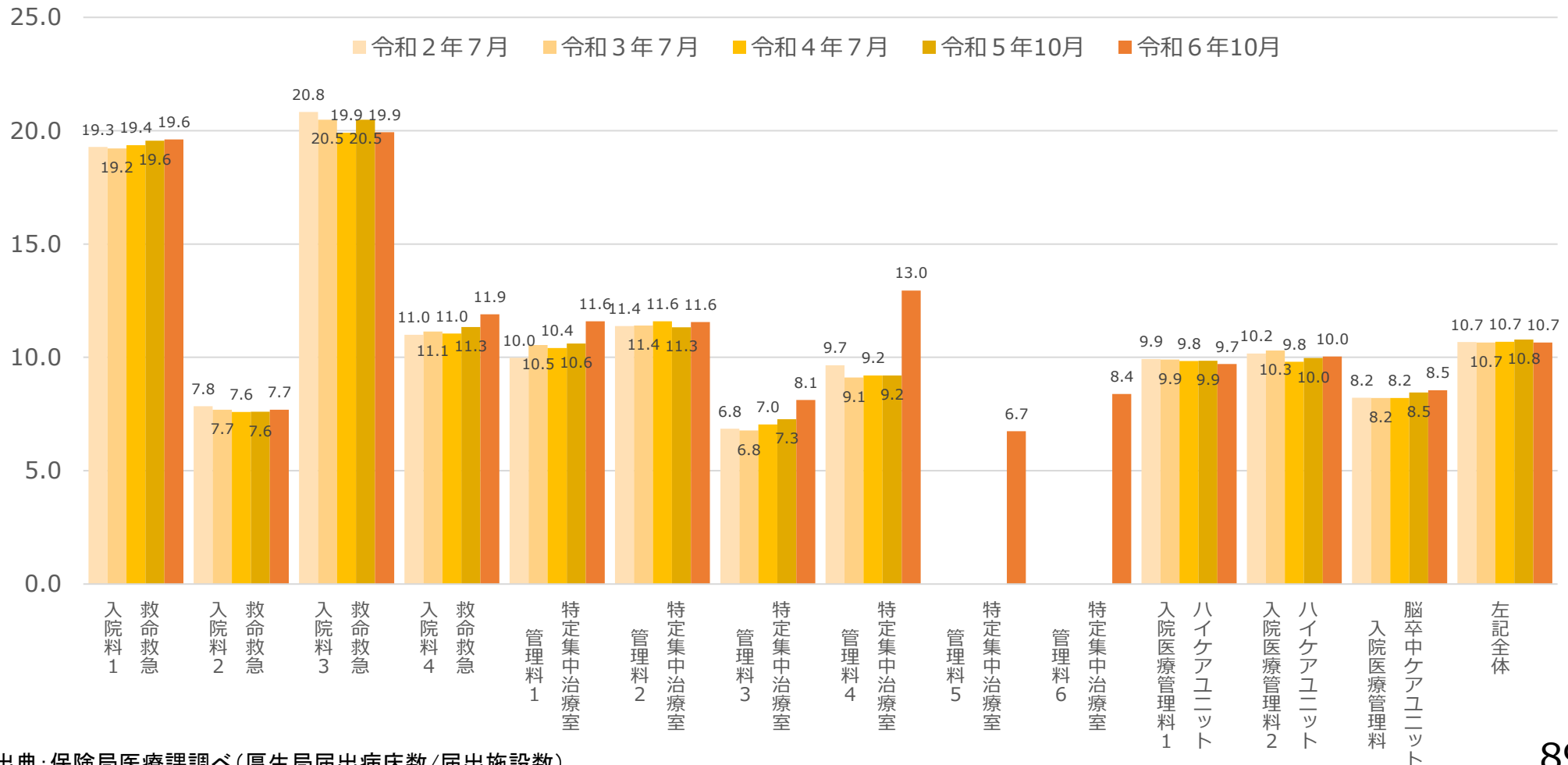
(病床数)



特定集中治療室管理料等を算定する治療室の平均病床数推移

- 「特定集中治療室管理料 5、6」を算定する集中治療室は、平均病床数が少ない傾向がある。
- 届出医療機関数が増加傾向である「ハイケアユニット入院医療管理料」は、算定する治療室の平均病床数が横ばいとなっている。

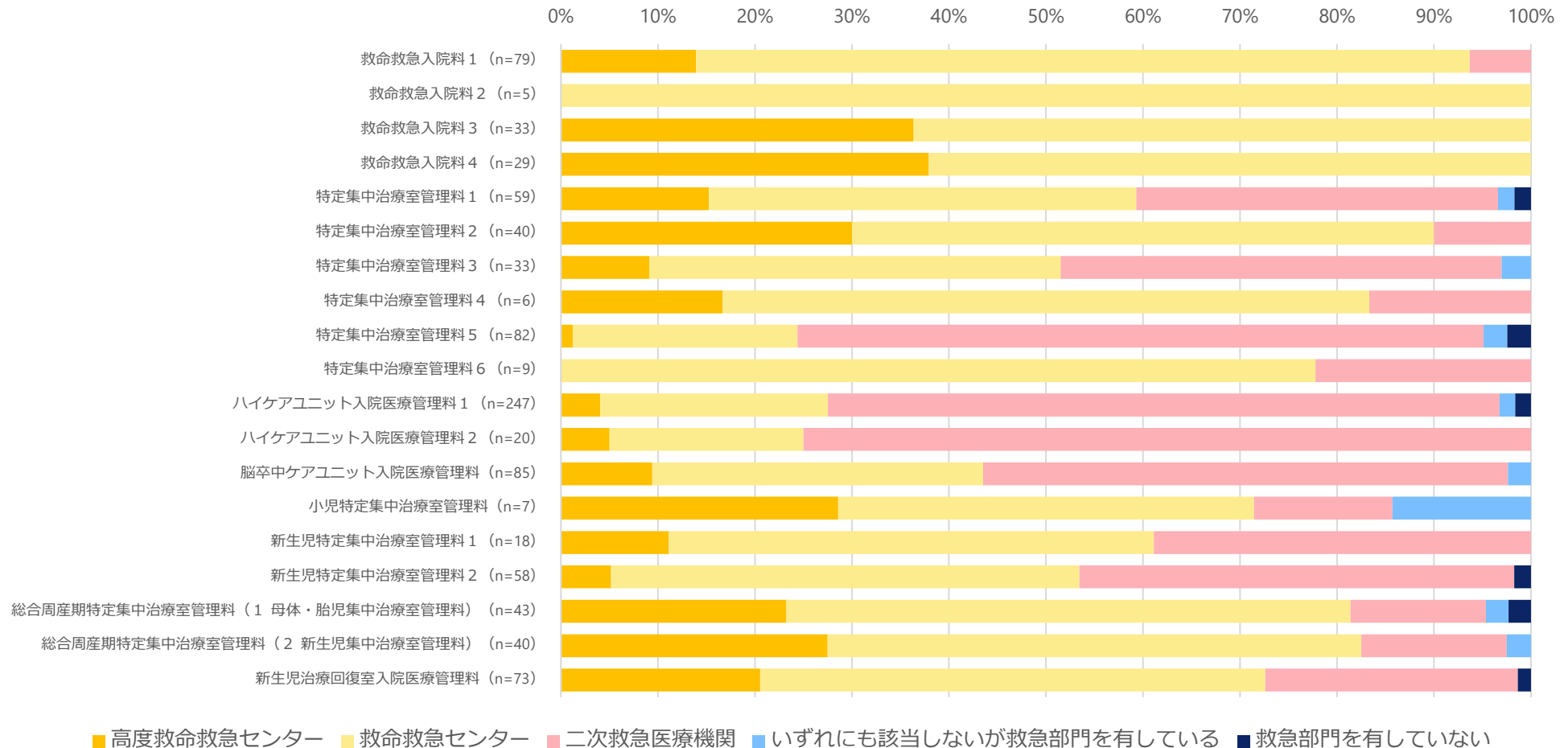
(病床数 / 医療機関数)



高度急性期病棟を有する病院の救急医療体制

- 「特定集中治療室管理料」「ハイケアユニット入院医療管理料」を算定する病院について、その多くが「二次救急医療施設」「三次救急医療施設」であったが、一部には救急部門を有していない病院もあった。

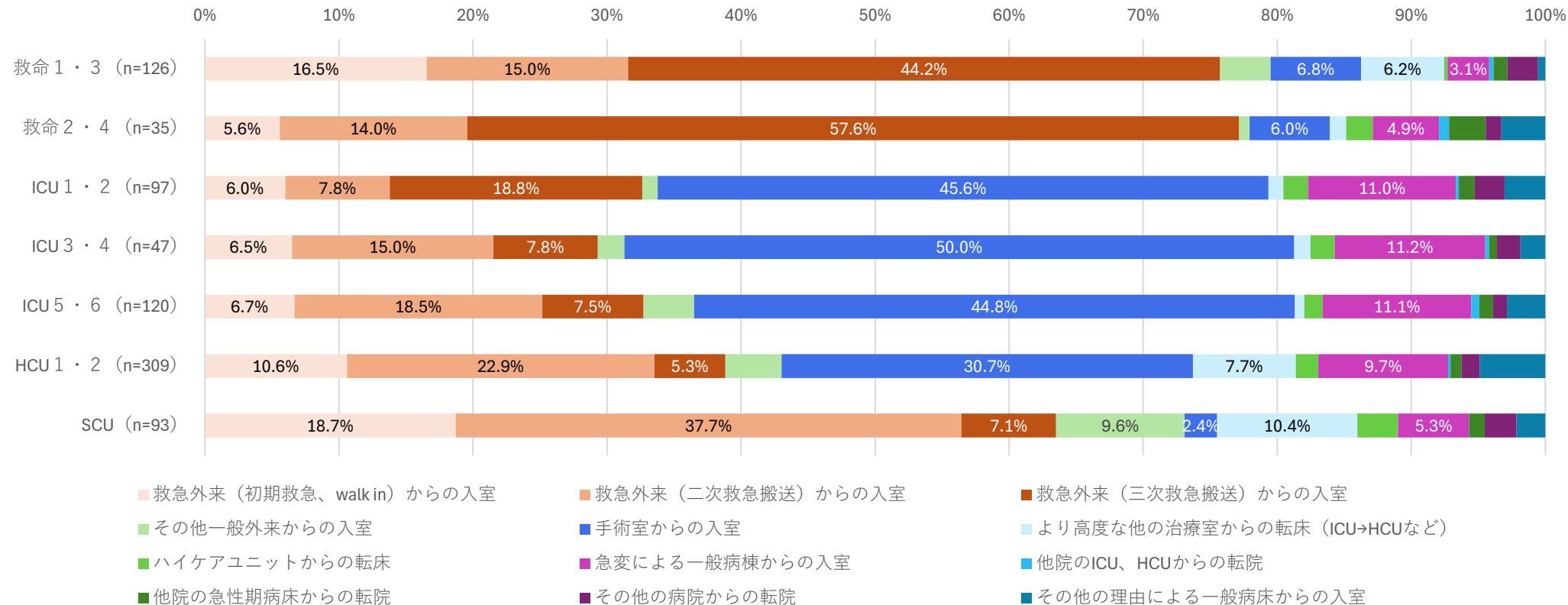
高度急性期病棟を有する病院の救急医療体制



治療室への入室経路

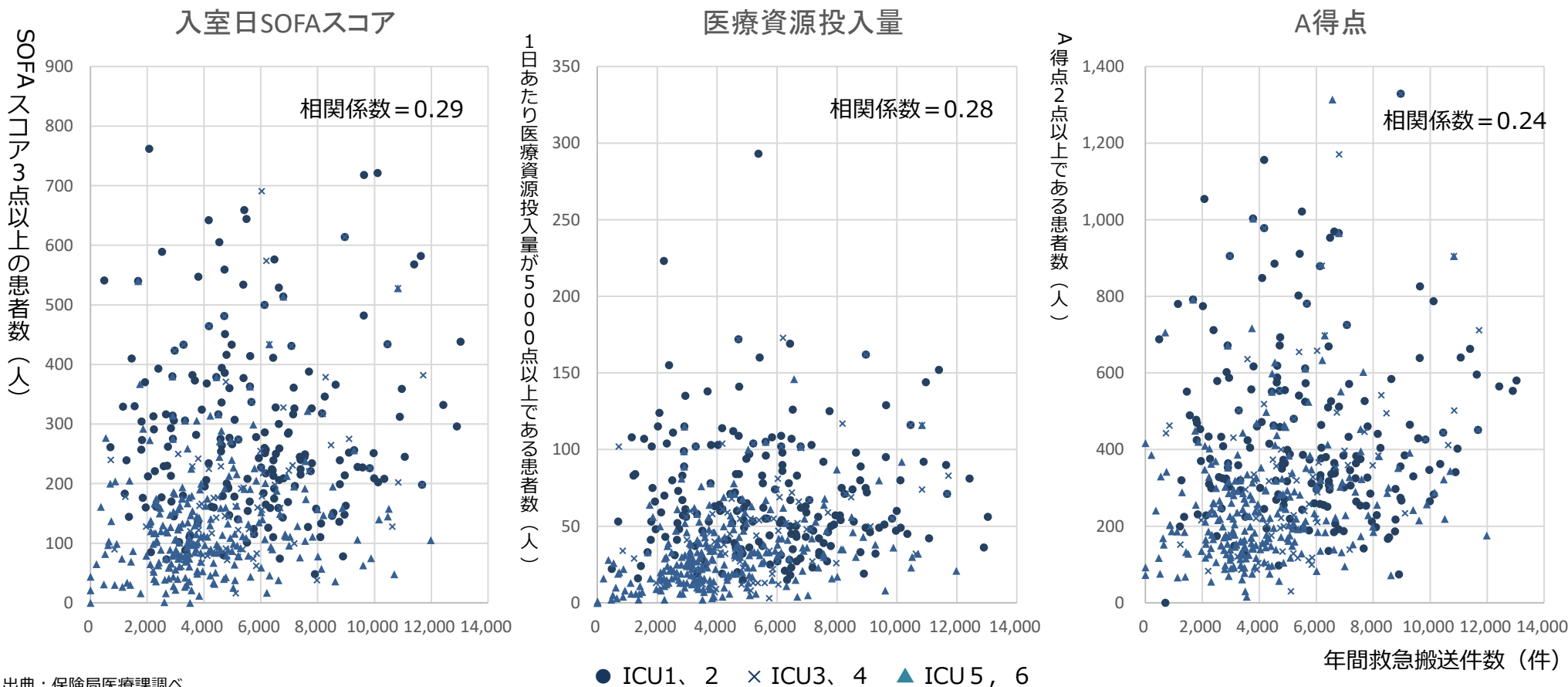
- 「救命救急入院料」「特定集中治療室管理料」「ハイケアユニット入院医療管理料」「脳卒中ケアユニット入院医療管理料」を算定している各治療室において、患者の入室経路ごとの割合を治療室単位で算出し、その平均を各区分ごとに示したものは以下のとおり。
- 「救命救急入院料」「脳卒中ケアユニット入院医療管理料」では救急外来からの入室が多く、「特定集中治療室管理料」「ハイケアユニット入院医療管理料」では救急外来に加えて手術室からの入室が多かった。また、いずれの区分においても、急変による入室が一定割合存在した。

治療室入室患者の入室経路



年間救急搬送件数と重症な入室患者数の関係（ICU）

- 年間救急搬送件数と、「特定集中治療室管理料」を算定する患者のうち「1日あたり医療資源投入量が5,000点以上である患者数」「入室日SOFAスコア3点以上の患者数」「A得点2点以上の患者数」について、それぞれ病院ごとに算出し、その分布を示したものは以下のとおり。
- 年間救急搬送件数と重症な入室患者数には、弱い正の相関があった。

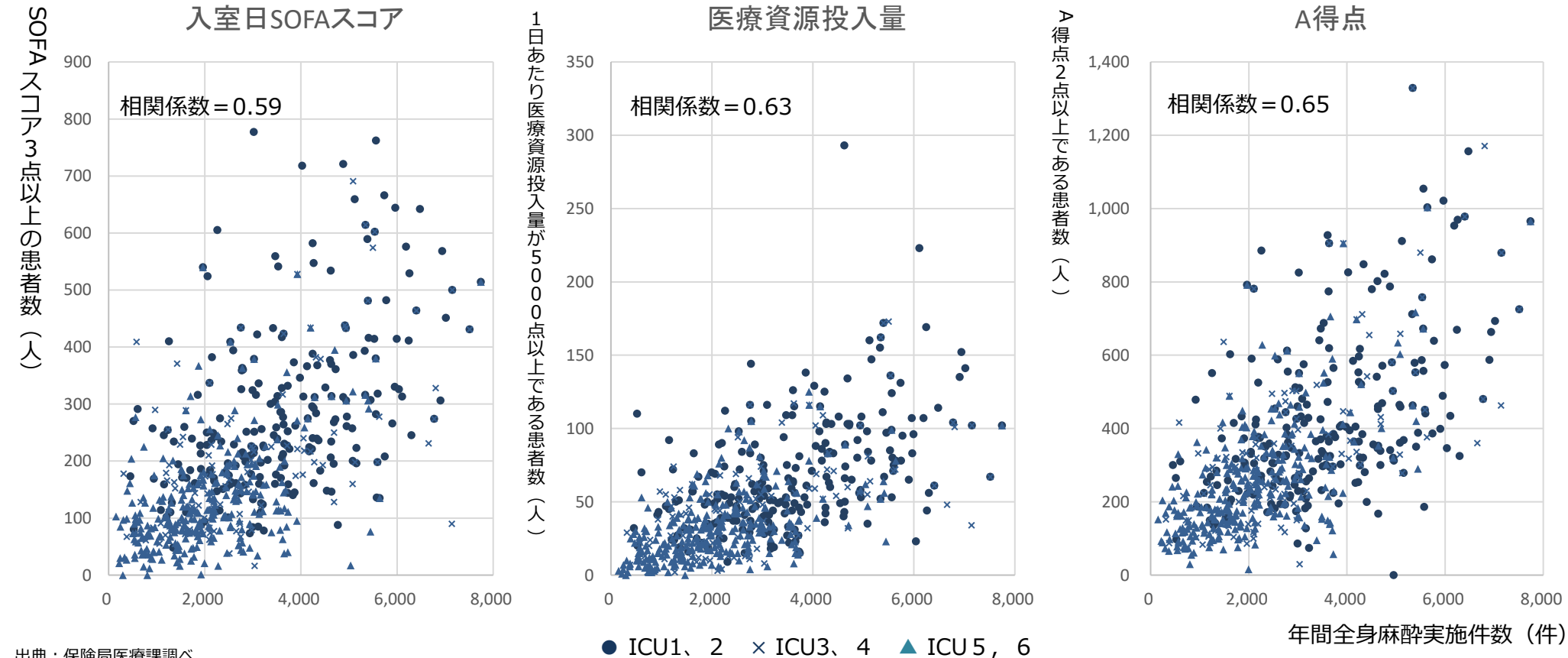


出典：保険局医療課調べ

- ・令和6年6月～12月において「特定集中治療室管理料」を算定した患者をDPCデータから抽出。
- ・「1日あたり医療資源投入量」は、「DPCの1日あたり包括範囲出来高実績点数（特掲診療料のみ）」とした。
- ・「A得点」は、「特定集中治療室用の重症度、医療・看護必要度 A モニタリング及び処置等」の得点を指す。
- ・救急搬送件数は、令和5年度病床機能報告。件数の報告がない病院は除外。14,000件を超える2医療機関は図から除外。

年間全身麻酔実施件数と重症な入室患者数の関係（ICU）

- 年間全身麻酔実施件数と、「特定集中治療室管理料」を算定する患者のうち「1日あたり医療資源投入量が5,000点以上である患者数」「入室日SOFAスコア3点以上の患者数」「A得点2点以上の患者数」について、それぞれ病院ごとに算出し、その分布を示したものは以下のとおり。
- 年間全身麻酔実施件数と重症な入室患者数には、正の相関があった。



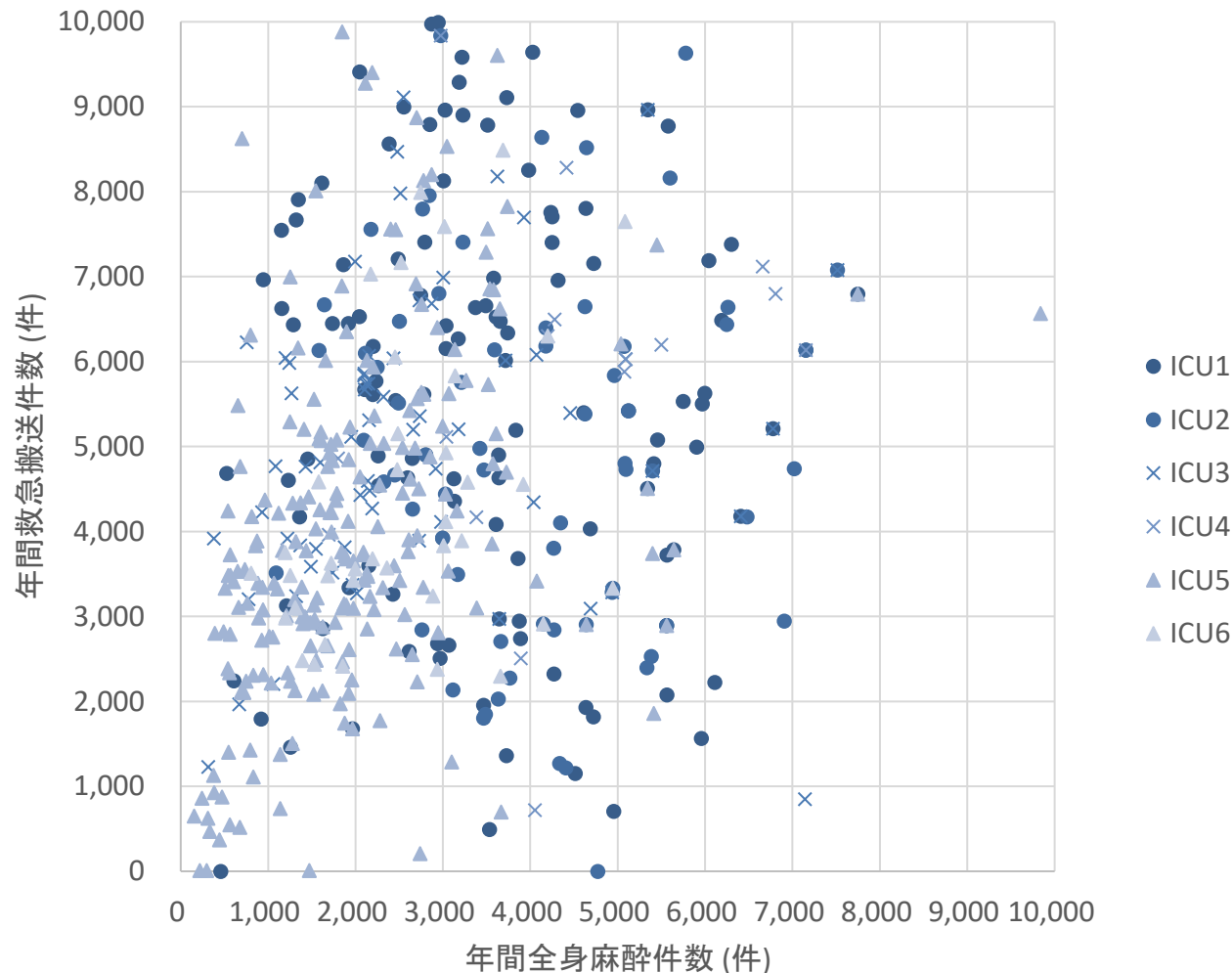
出典：保険局医療課調べ

- ・令和6年6月～12月において「特定集中治療室管理料」を算定した患者をDPCデータから抽出。
- ・「1日あたり医療資源投入量」は、「DPCの1日あたり包括範囲出来高実績点数（特掲診療料のみ）」とした。
- ・「A得点」は、「特定集中治療室用の重症度、医療・看護必要度 A モニタリング及び処置等」の得点を指す。
- ・全身麻酔実施件数は、令和5年10月から令和6年9月までの実績をDPCデータから抽出。8,000件を超える1医療機関は図から除外。

集中治療室を有する病院の全身麻酔件数・救急搬送件数

診調組 入-2
7. 5. 22

- 「特定集中治療室管理料」を算定する病院のうち、年間全身麻酔件数、年間救急搬送件数のいずれも一定数未満である病院が一定数あった。



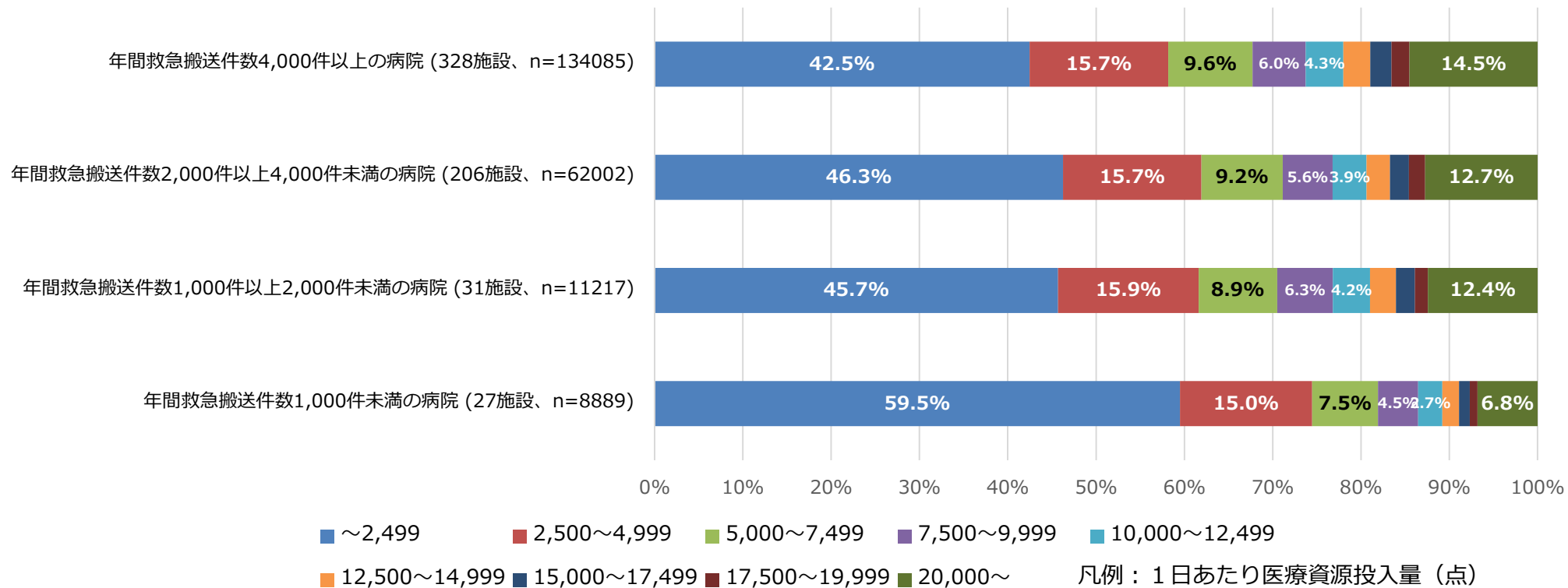
出典: 保険局医療課調べ

・令和6年12月において「特定集中治療室管理料」を算定する医療機関をDPCデータから抽出。
・救急搬送件数は、令和5年度病床機能報告。年間救急搬送件数の報告がない病院は除外。全身麻酔実施件数は、令和5年10月から令和6年9月までの実績をDPCデータから抽出。

救急搬送件数とICUの医療資源投入量

- 「特定集中治療室管理料」を算定する病院を、年間救急搬送件数ごとに分類し、それぞれの特定集中治療室の入室患者における、1日あたり医療資源投入量の分布を示したものは以下のとおり。
- 年間救急搬送件数が多い病院ほど、特定集中治療室の入室患者の1日あたり医療資源投入量が高い傾向があった。

特定集中治療室管理料算定患者の1日あたり医療資源投入量



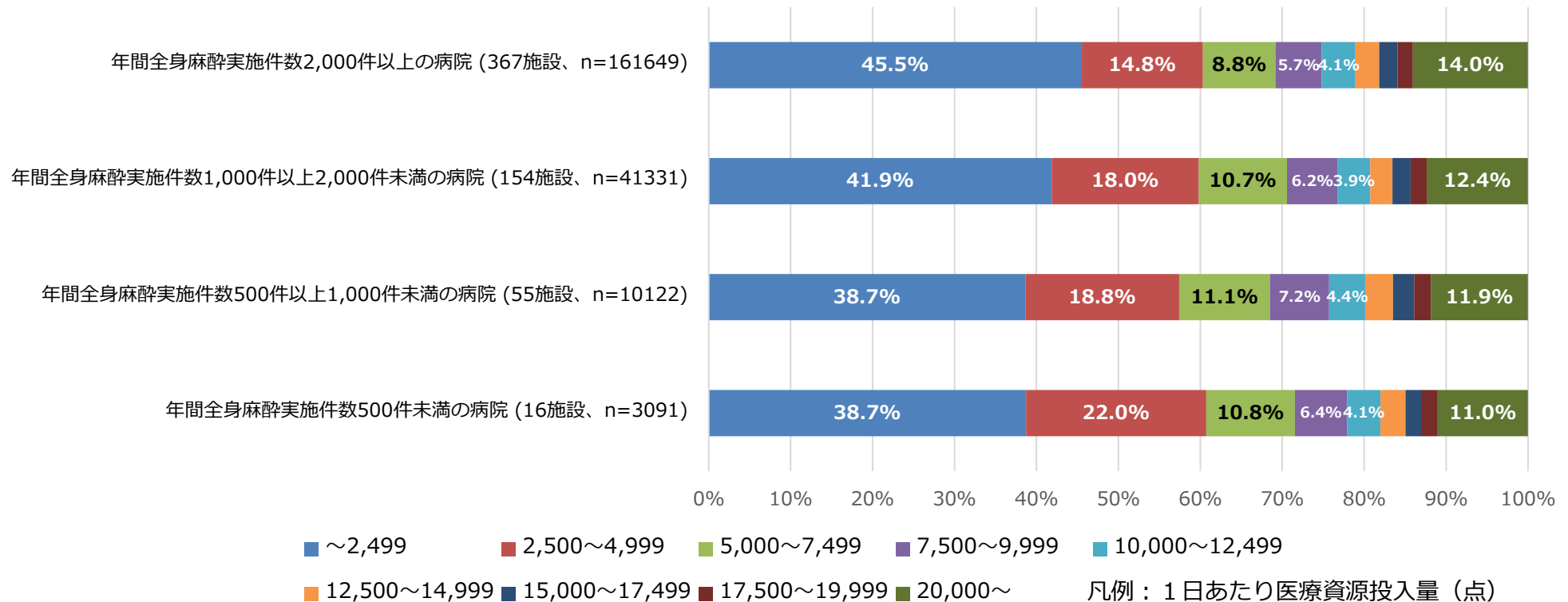
出典：保険局医療課調べ

- ・令和6年6月～12月において「特定集中治療室管理料」を算定した患者をDPCデータから抽出。
- ・「特定集中治療室管理料」算定患者における「DPCの1日あたり包括範囲出来高実績点数（特掲診療料のみ）」を1日あたり医療資源投入量とした。
- ・救急搬送件数は、令和5年度病床機能報告。件数の報告がない病院は除外。

全身麻酔実施件数とICUの医療資源投入量

- 「特定集中治療室管理料」を算定する病院を、年間全身麻酔実施件数ごとに分類し、それぞれの特定集中治療室の入室患者における、1日あたり医療資源投入量の分布を示したものは以下のとおり。
- 年間全身麻酔実施件数が多い病院ほど、1日あたり医療資源投入量が2,500点未満の患者数が多い一方で、20,000点以上の患者数も多い傾向があった。

特定集中治療室管理料算定患者の1日あたり医療資源投入量

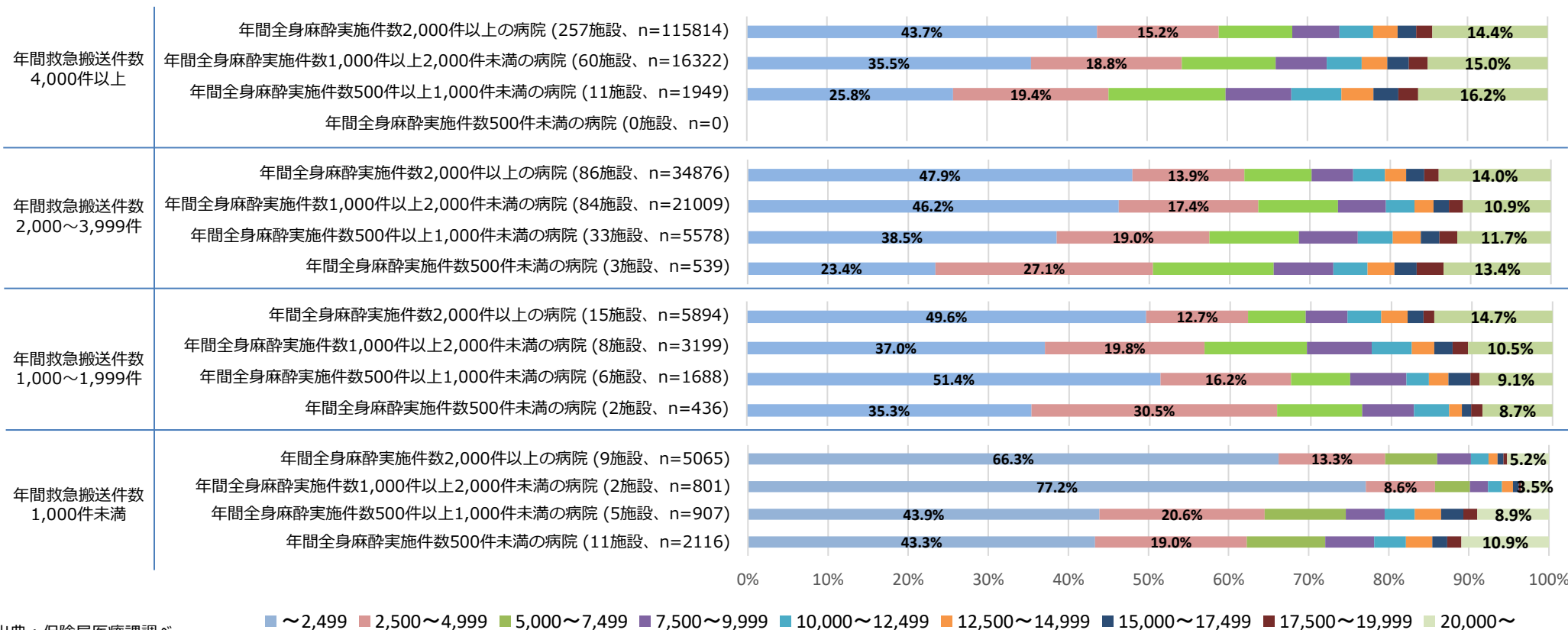


出典：保険局医療課調べ

- ・令和6年6月～12月において「特定集中治療室管理料」を算定した患者をDPCデータから抽出。
- ・「特定集中治療室管理料」算定患者における「DPCの1日あたり包括範囲出来高実績点数（特掲診療料のみ）」を1日あたり医療資源投入量とした。
- ・全身麻酔実施件数は、令和5年10月から令和6年9月までの実績をDPCデータから抽出。

全身麻酔件数・救急搬送件数とICUの医療資源投入量

- 「特定集中治療室管理料」を算定する病院を、年間救急搬送件数と年間全身麻酔実施件数に分類し、それぞれの特定集中治療室の入室患者における、1日あたり医療資源投入量の分布を示したものは以下のとおり。
- 年間救急搬送件数が1,000件以上2,000件未満の病院では、年間全身麻酔件数が多いほど医療資源投入量の高い患者数が多い傾向があった一方で、年間救急搬送件数が1,000件未満の病院では、年間全身麻酔件数が多いほど医療資源投入量の高い患者数が少ない傾向があった。



■ ~2,499 ■ 2,500~4,999 ■ 5,000~7,499 ■ 7,500~9,999 ■ 10,000~12,499 ■ 12,500~14,999 ■ 15,000~17,499 ■ 17,500~19,999 ■ 20,000~

出典：保険局医療調べ

・令和6年6月~12月において「特定集中治療室管理料」を算定した患者をDPCデータから抽出。

・「特定集中治療室管理料」算定患者における「DPCの1日あたり包括範囲出来高実績点数（特掲診療料のみ）」を1日あたり医療資源投入量とした。

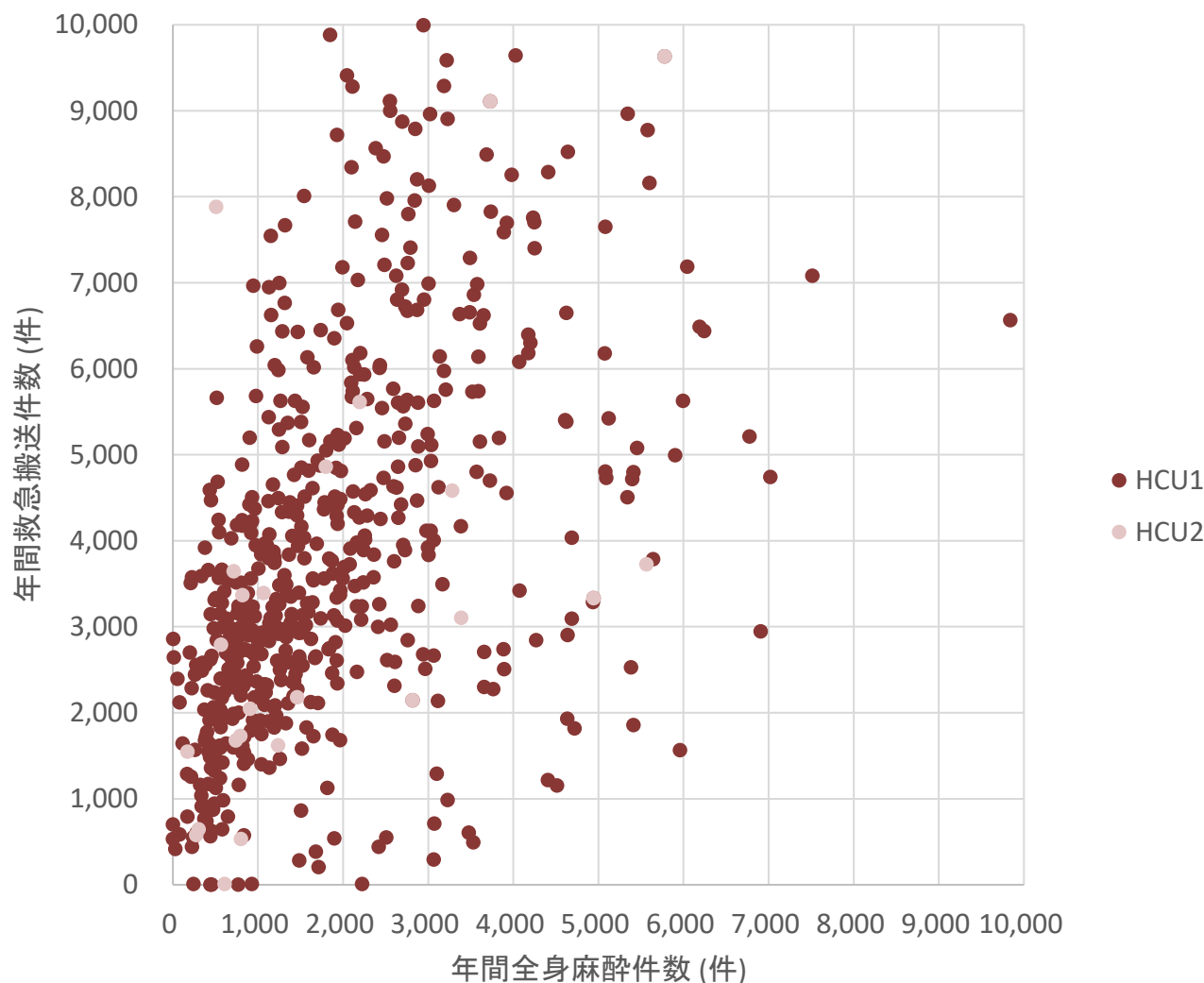
・救急搬送件数は、令和5年度病床機能報告。件数の報告がない病院は除外。全身麻酔実施件数は、令和5年10月から令和6年9月までの実績をDPCデータから抽出。

凡例：1日あたり医療資源投入量（点）

ハイケアユニットを有する病院の全身麻酔件数・救急搬送件数

診調組 入-2
7. 5. 22改

- 「ハイケアユニット入院医療管理料」を算定する病院のうち、年間全身麻酔件数、年間救急搬送件数のいずれも一定数未満である病院があった。



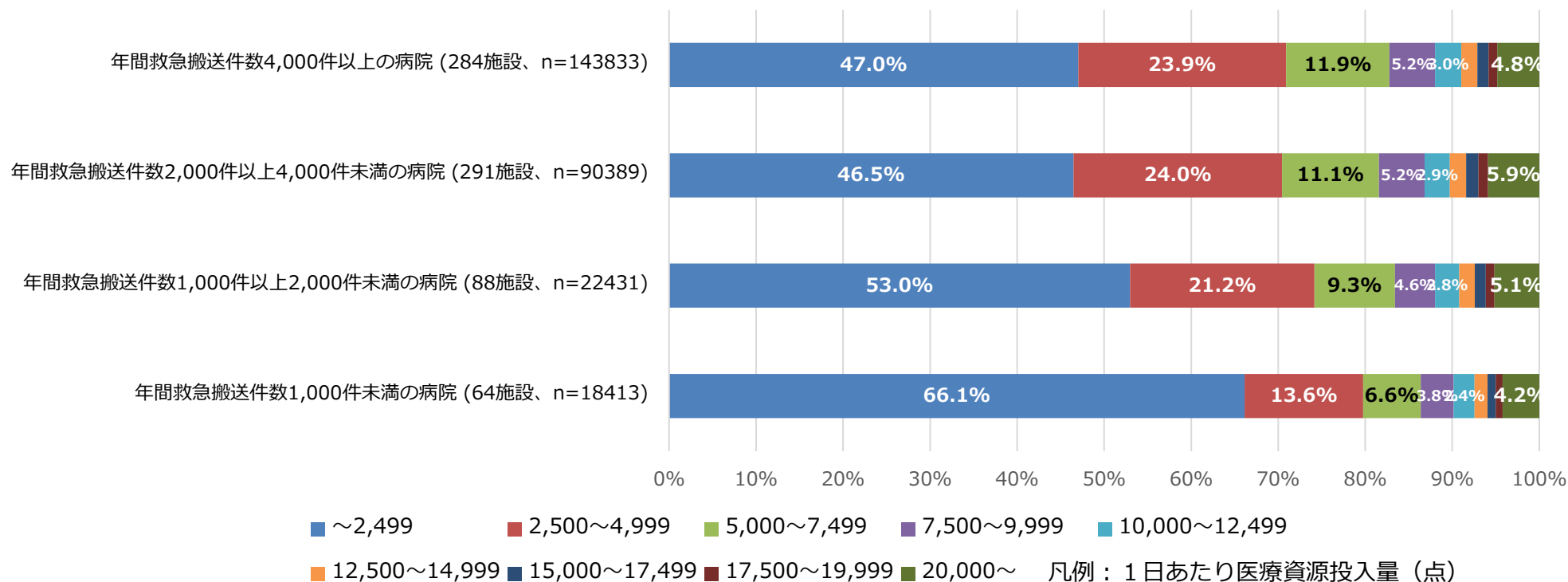
出典: 保険局医療課調べ

・令和6年12月において「ハイケアユニット入院医療管理料」を算定する医療機関をDPCデータから抽出。
・救急搬送件数は、令和5年度病床機能報告。年間救急搬送件数の報告がない病院は除外。全身麻酔実施件数は、令和5年10月から令和6年9月までの実績をDPCデータから抽出。

救急搬送件数とHCUの医療資源投入量

- 「ハイケアユニット入院医療管理料」を算定する病院を、年間救急搬送件数ごとに分類し、それぞれのハイケアユニットの入室患者における、1日あたり医療資源投入量の分布を示したものは以下のとおり。
- 年間救急搬送件数が2,000件以上の病院では、ハイケアユニットの入室患者の1日あたり医療資源投入量が高い傾向があった。

ハイケアユニット入院医療管理料算定患者の1日あたり医療資源投入量



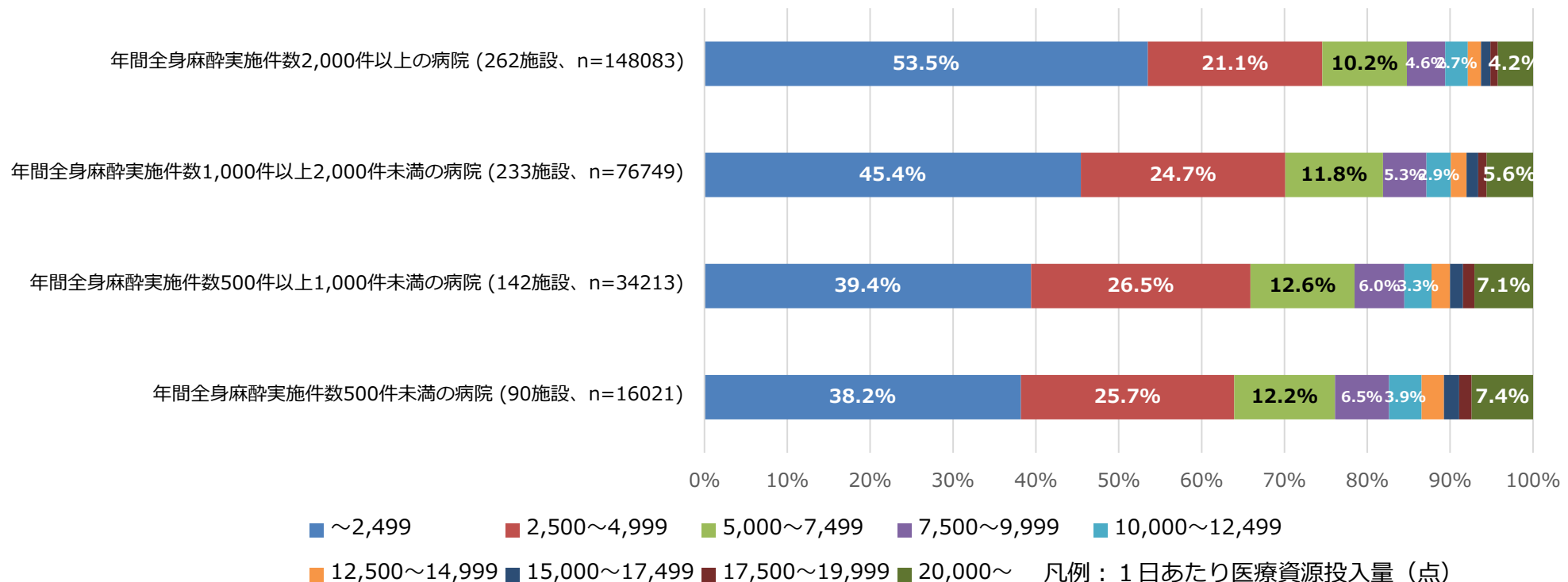
出典：保険局医療課調べ

- ・令和6年6月～12月において「ハイケアユニット入院医療管理料」を算定した患者をDPCデータから抽出。
- ・「ハイケアユニット入院医療管理料」算定患者における「DPCの1日あたり包括範囲出来高実績点数（特掲診療料のみ）」を1日あたり医療資源投入量とした。
- ・救急搬送件数は、令和5年度病床機能報告。件数の報告がない病院は除外。

全身麻酔実施件数とHCUの医療資源投入量

- 「ハイケアユニット入院医療管理料」を算定する病院を、年間全身麻酔実施件数ごとに分類し、それぞれのハイケアユニットの入室患者における、1日あたり医療資源投入量の分布を示したものは以下のとおり。
- 年間全身麻酔実施件数が多い病院では、ハイケアユニットの入室患者の1日あたり医療資源投入量が低い傾向があった。

ハイケアユニット入院医療管理料算定患者の1日あたり医療資源投入量

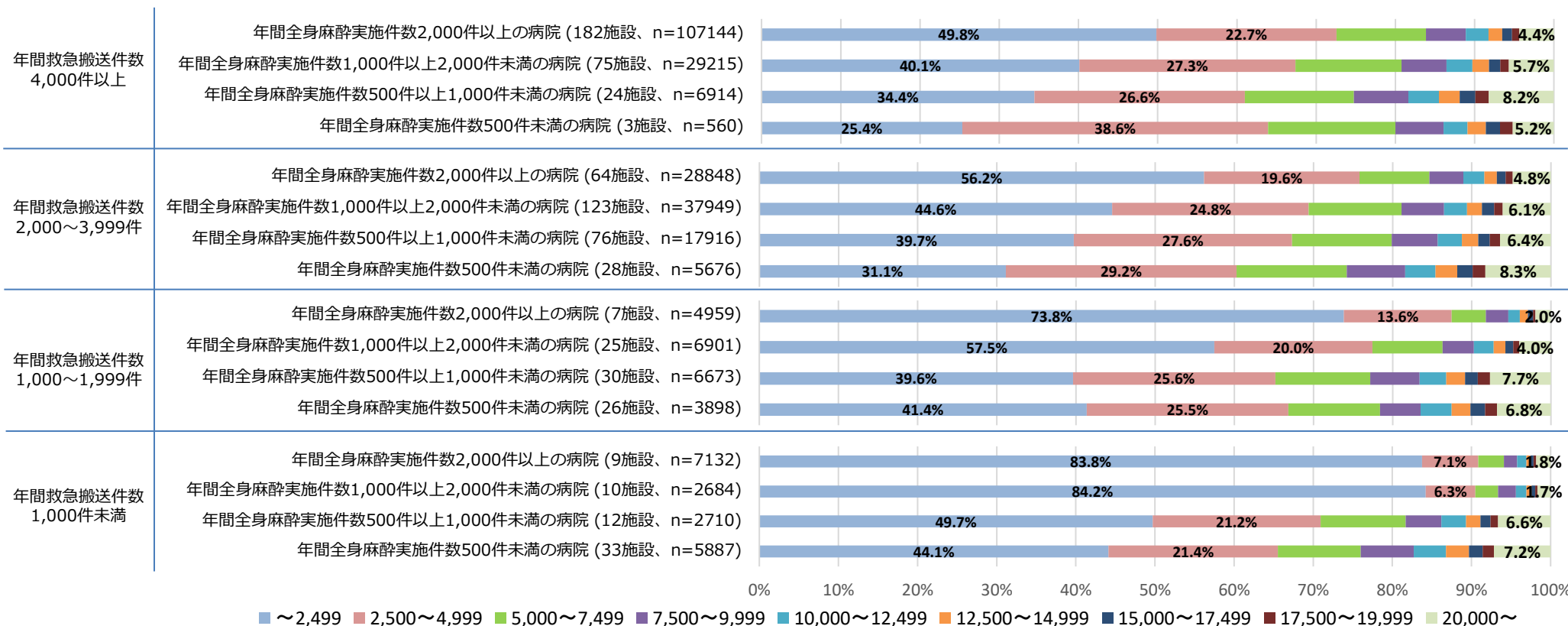


出典：保険局医療課調べ

- ・令和6年6月～12月において「ハイケアユニット入院医療管理料」を算定した患者をDPCデータから抽出。
- ・「ハイケアユニット入院医療管理料」算定患者における「DPCの1日あたり包括範囲出来高実績点数（特掲診療料のみ）」を1日あたり医療資源投入量とした。
- ・全身麻酔実施件数は、令和5年10月から令和6年9月までの実績をDPCデータから抽出。

全身麻酔件数・救急搬送件数とHCUの医療資源投入量

- 「ハイケアユニット入院医療管理料」を算定する病院を、年間救急搬送件数と年間全身麻酔実施件数に分類し、それぞれのハイケアユニットの入室患者における、1日あたり医療資源投入量の分布を示したものは以下のとおり。
- 年間救急搬送件数の区分に関わらず、年間全身麻酔実施件数が多い病院では、1日あたり医療資源投入量が低い傾向があった。



出典：保険局医療課調べ

・令和6年6月～12月において「ハイケアユニット入院医療管理料」を算定した患者をDPCデータから抽出。

・「ハイケアユニット入院医療管理料」算定患者における「DPCの1日あたり包括範囲出来高実績点数（特掲診療料のみ）」を1日あたり医療資源投入量とした。

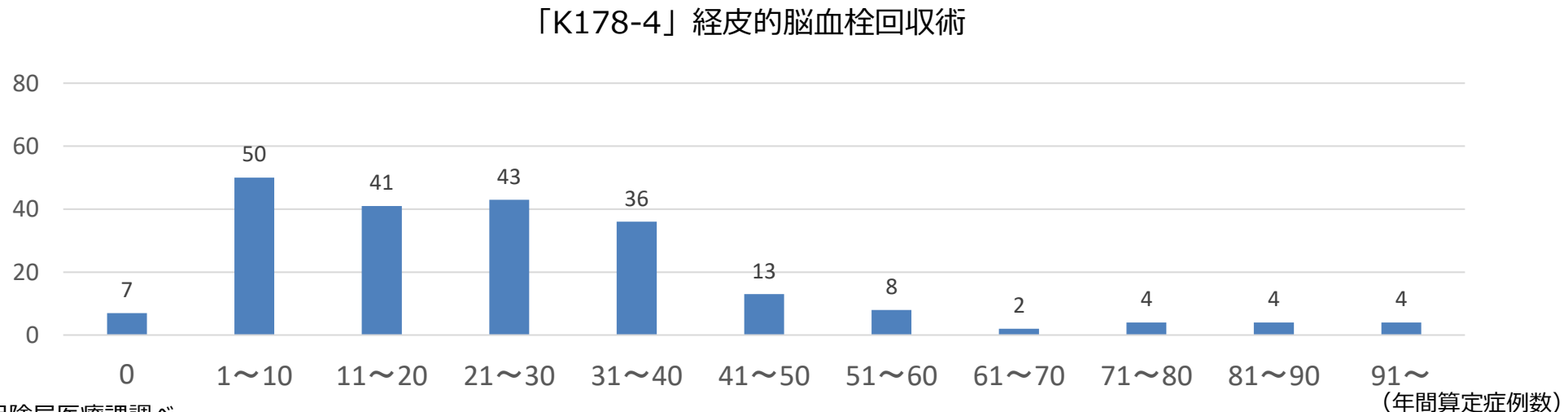
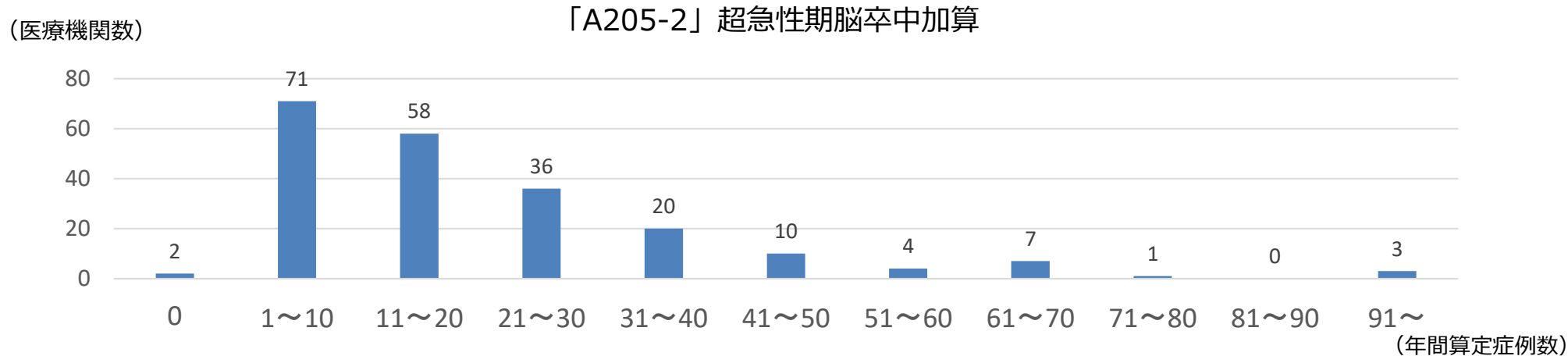
・救急搬送件数は、令和5年度病床機能報告。件数の報告がない病院は除外。全身麻酔実施件数は、令和5年10月から令和6年9月までの実績をDPCデータから抽出。

凡例：1日あたり医療資源投入量（点）

脳卒中ケアユニット入院医療管理料を算定する病院

診調組 入-2
7. 5. 22

- 「脳卒中ケアユニット入院医療管理料」を算定する病院について、その多くが「A205-2」超急性期脳卒中加算又は「K178-4」経皮的脳血栓回収術を一定回数実施していたが、一部には、これらの治療を実施していない病院もあった。



出典：保険局医療課調べ

・令和5年4月～令和6年3月のDPCデータから、「脳卒中ケアユニット入院医療管理料」を算定する医療機関を抽出。

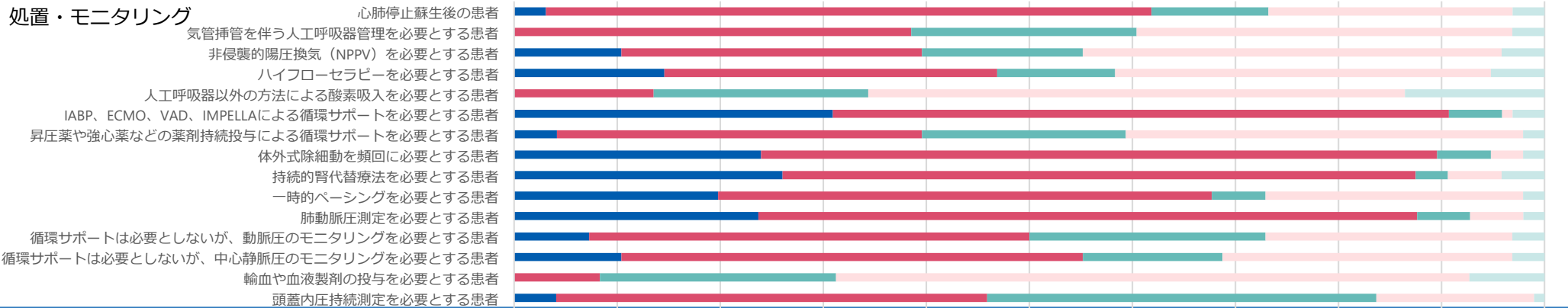
脳卒中ケアユニットの患者受入方針

- 「脳卒中ケアユニット入院医療管理料」を算定する治療室における患者受入方針は以下のとおり。
- 「頭蓋内圧持続測定を必要とする患者」を原則受け入れ可能な治療室は約 5 割であり、「脳梗塞に対するrt-PA療法・血栓回収療法を受けた患者」を原則受け入れ可能な治療室は約 8 割であった。

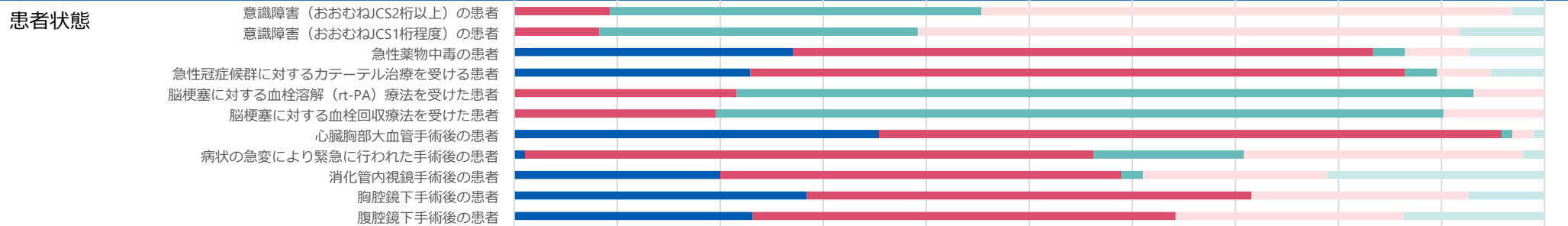
脳卒中ケアユニット入院医療管理料（n=97）

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%

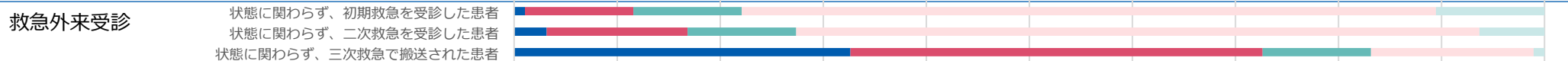
処置・モニタリング



患者状態



救急外来受診



■ 原則として、自院では受け入れない又は転院搬送を行う ■ 原則として、自院の他の治療室に入室する ■ 原則として、自治療室に入室する

■ 一般病棟での管理も行うが、必要に応じて治療室に入室する ■ 原則として、一般病棟に入棟する

ICU 入退室指針(2023年11月24日)

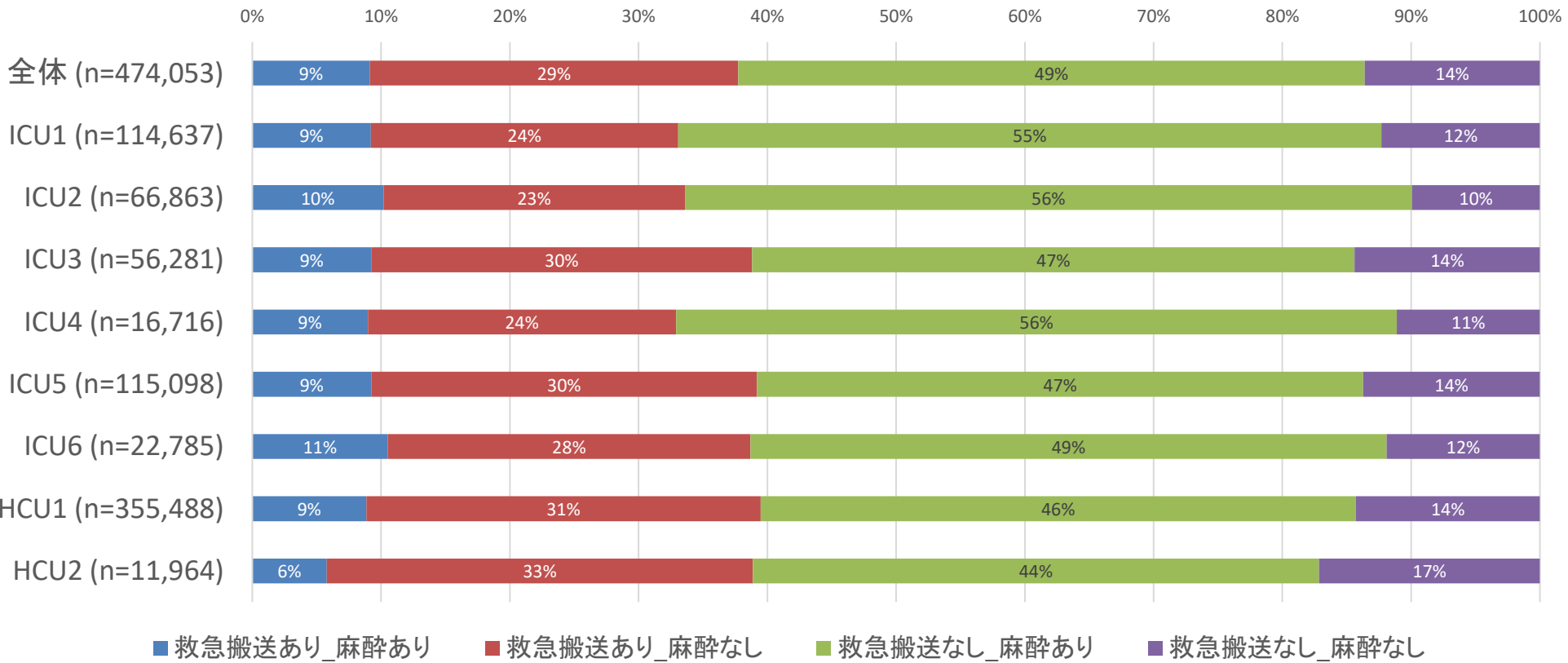
○ 日本集中治療医学会による「ICU 入退室指針（2023年11月24日）」において掲げられている「提供する治療・ケアの因子」は以下のとおり。

1. IABP、ECMO、補助循環用ポンプカテーテル（IMPELLA）、VAD などの重症心不全に対する循環サポートを必要とする患者は、原則的に ICU で管理すべきである。
2. ARDS（Acute Respiratory Distress Syndrome）をはじめとした重症呼吸不全に対して人工呼吸を受ける患者は、少なくとも急性期には ICU で管理すべきである。
3. 人工呼吸器や血液浄化療法といった単一臓器のみのサポートが長期間必要な患者は、ICU から退室し中間ユニットや一般病棟での管理を考慮する。
4. 昇圧薬や強心薬などの薬剤持続投与による循環サポートを必要とする患者は、原則的に ICU で管理すべきである。
5. 肺動脈圧、心拍出量、頭蓋内圧等の測定や体温管理療法など、嚴重なモニタリングを要する患者は原則的に ICU で管理すべきである。
6. 人工臓器サポートや心血管作動薬などの薬剤持続投与を行わない動脈圧、中心静脈圧のモニタリング患者、脳神経所見や電解質・血糖など短期間に頻回の観察を要する患者等については、中間ユニットで管理することも考慮する。

集中治療室等へ入室した患者の救急搬送及び全身麻酔手術の実施状況

○ 「特定集中治療室管理料」「ハイケアユニット入院医療管理料」を算定した患者のうち、救急搬送され入院した患者は約38%であり、全身麻酔手術を受けた患者は約58%であった。いずれも受けていない患者は、約14%であった。

救急搬送及び全身麻酔の実施状況



※グラフ上の「麻酔あり」は全身麻酔手術を受けた患者を指す。

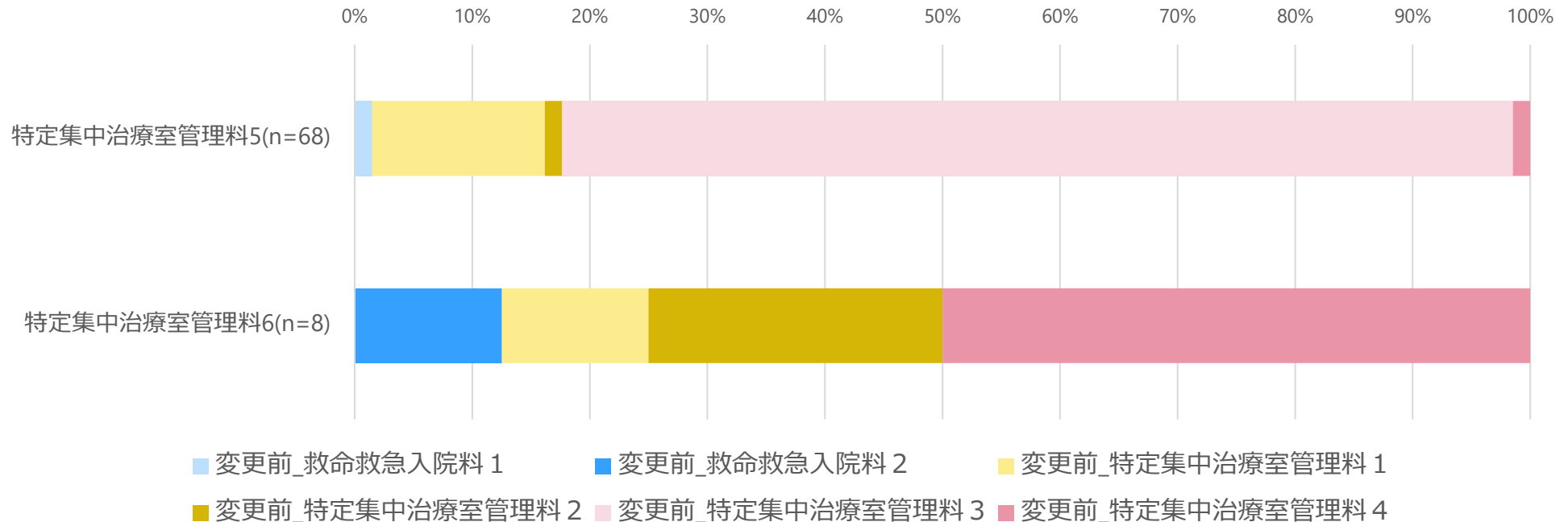
出典：保険局医療課調べ

・令和6年6月～12月において「特定集中治療室管理料」「ハイケアユニット入院医療管理料」を算定した患者をDPCデータから抽出。
・同一入院期間中に複数の管理料を算定した患者は、それぞれに算入しているため、「全体」に記載したnは、各項目のnを合計した値と一致しない。

特定集中治療室管理料 5、6 への変更前に算定していた特定入院料

- 「特定集中治療室管理料 5、6」を届け出た治療室のうち、令和 6 年 6 月 1 日以前に算定していた特定入院料の割合は以下のとおり。
- 多くの治療室において、変更前には「特定集中治療室管理料 1～4」が算定されていた。

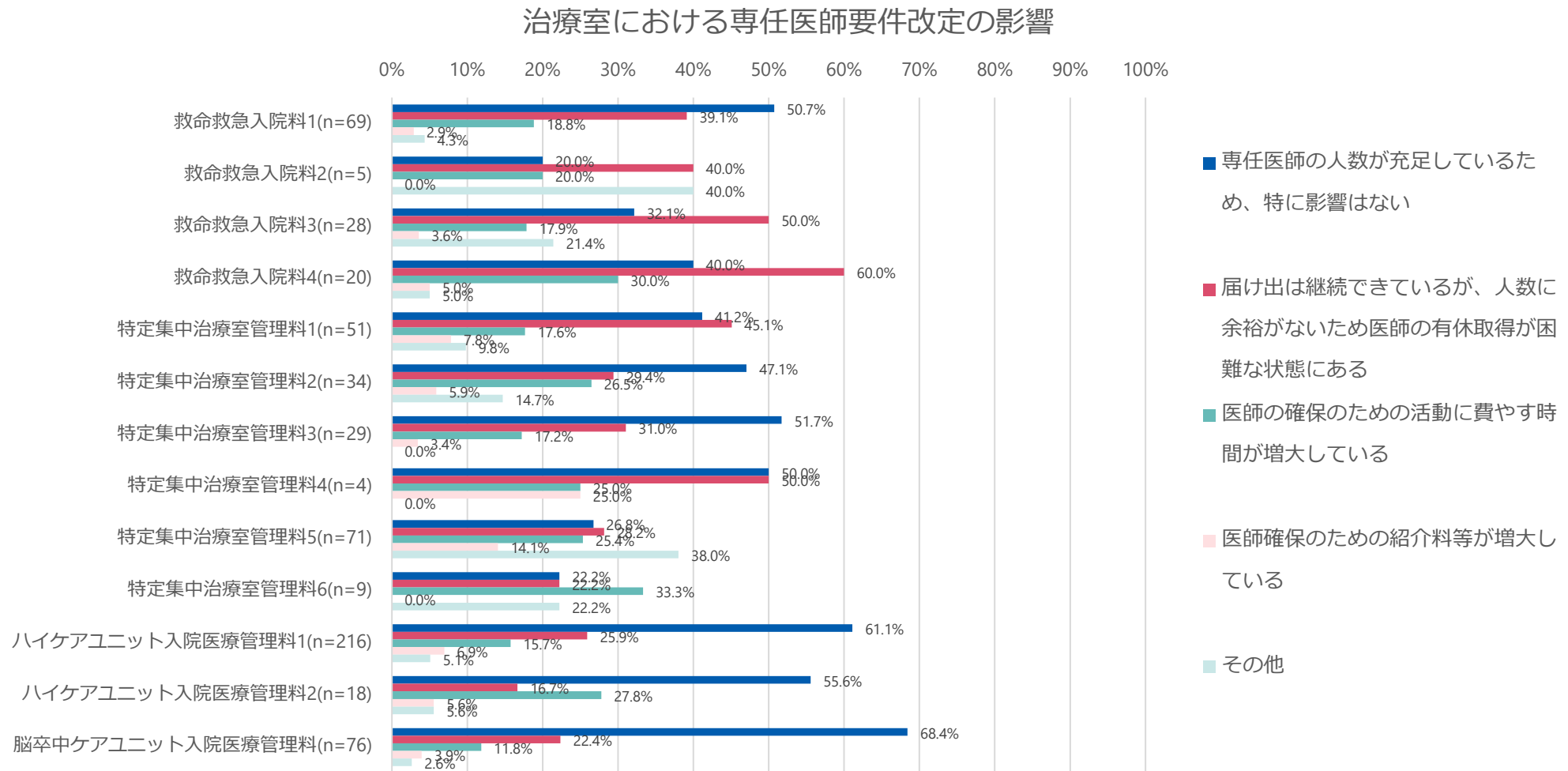
特定集中治療室管理料 5、6 への変更前に算定していた特定入院料



※「特定集中治療室管理料 5、6」を届け出するためには、継続して 3 月以上、「特定集中治療室管理料 1～4」又は「救命救急入院料」を算定している必要がある。

特定入院料を算定する治療室における専任医師要件改定の影響

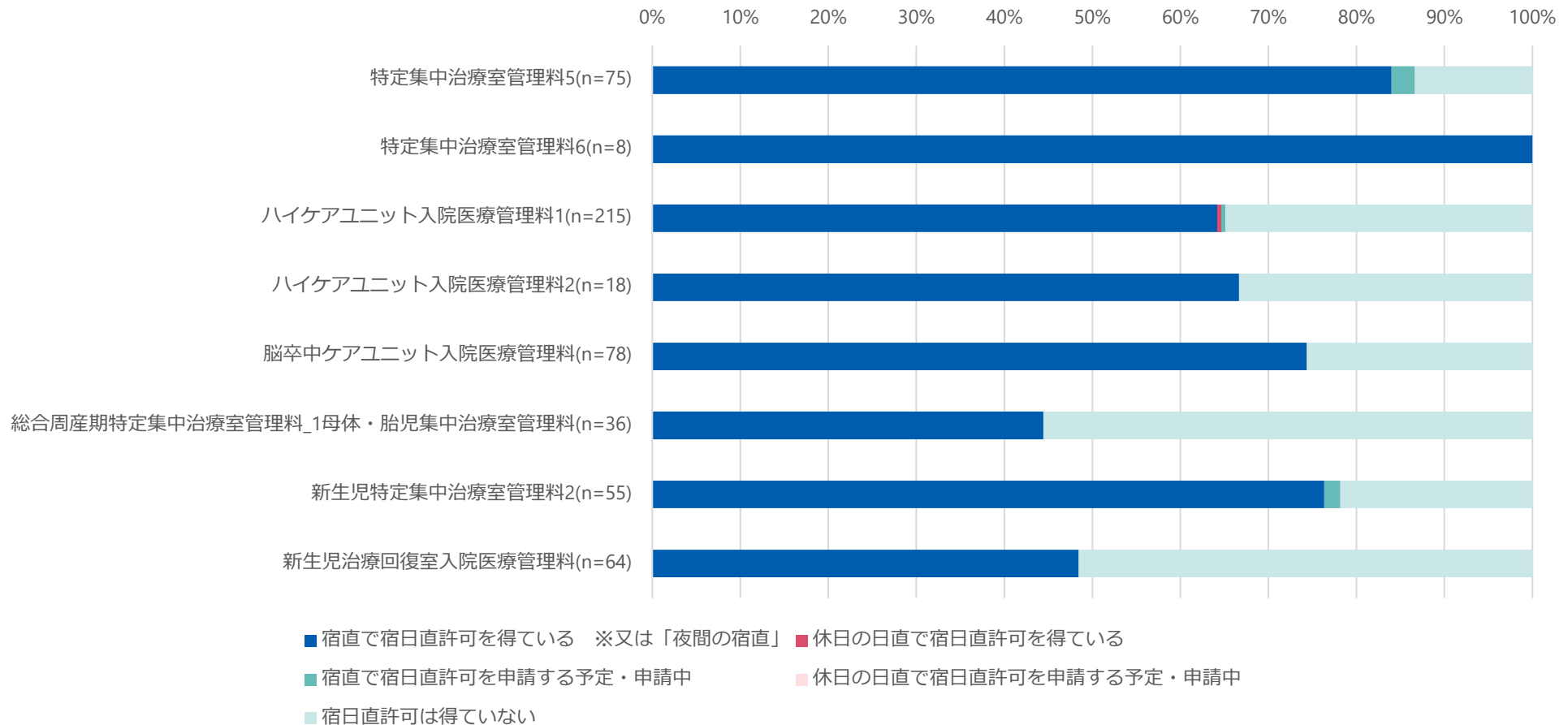
- 救命救急入院料等を算定する治療室における専任医師要件改定の影響は以下のとおり。
- 「特定集中治療室管理料 1～4」の届出を継続している治療室においては、「特に影響はない」との回答が約 5 割程度であり、次いで「人数に余裕がないため医師の有休取得が困難な状態にある」との回答が約 3～5 割を占めていた。



特定入院料を算定する治療室における宿日直許可の取得状況

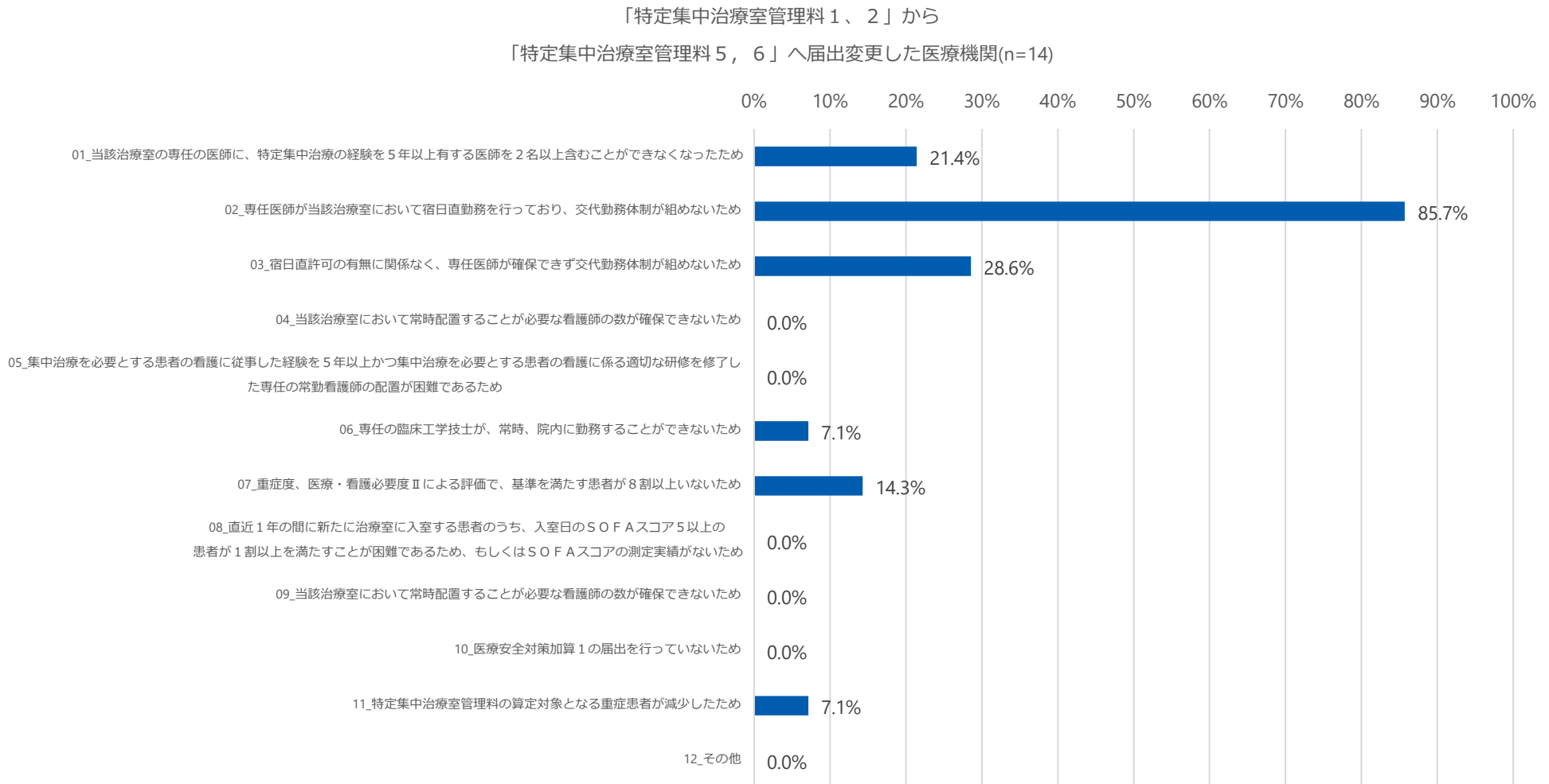
- 専任の医師が宿日直を行う医師でもよい治療室における宿日直許可取得状況は以下のとおり。
- 多くの治療室において、宿直での宿日直許可を得ており、特に「特定集中治療室管理料5、6」を算定する治療室で多い傾向があった。

宿日直許可の取得状況



特定集中治療室管理料 1、2 の届出変更理由

- 「特定集中治療室管理料 1、2」から「特定集中治療室管理料 5、6」へ届出を変更した理由としては、「専任医師が当該治療室において宿日直勤務を行っており、交代勤務体制が組めないため」が最も多かった。

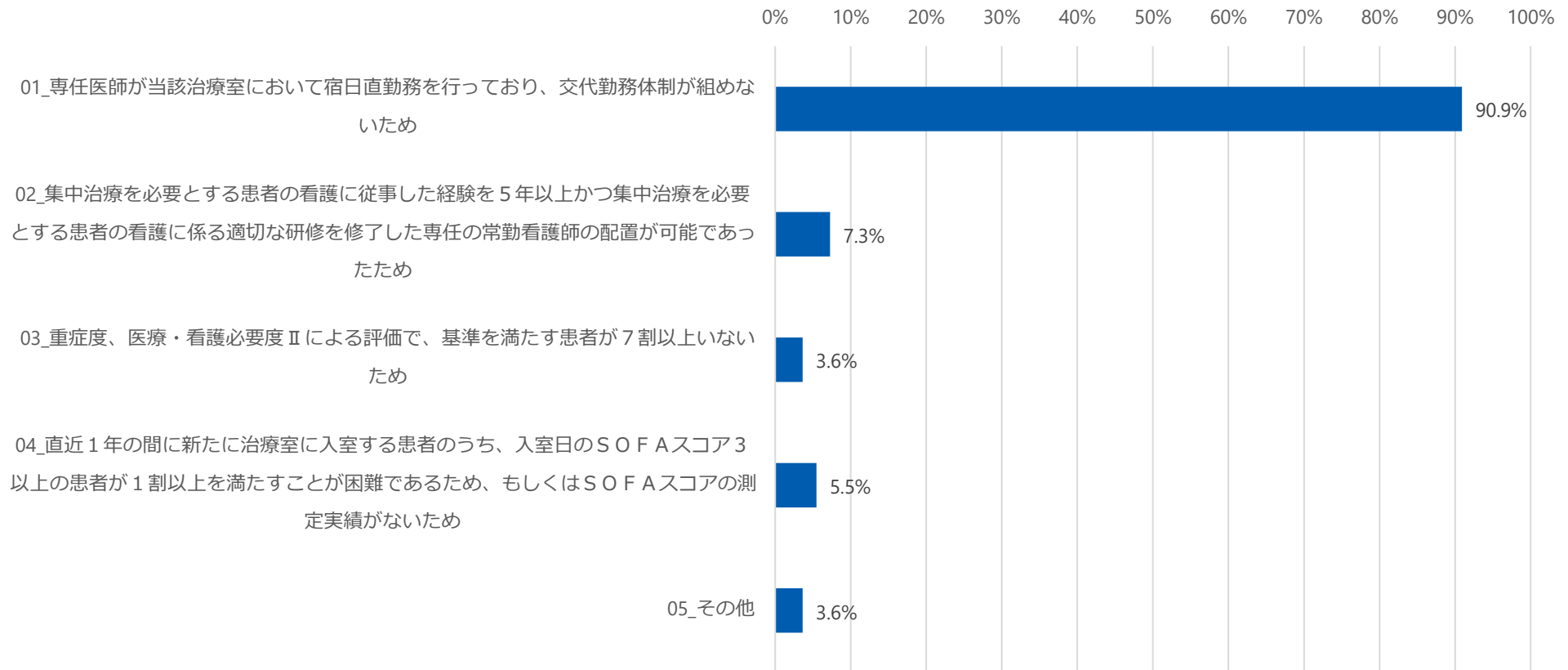


特定集中治療室管理料 3、4 の届出変更理由

- 「特定集中治療室管理料 3、4」から「特定集中治療室管理料 5、6」へ届出を変更した理由としては、「専任医師が当該治療室において宿日直勤務を行っており、交代勤務体制が組めないため」が最も多かった。

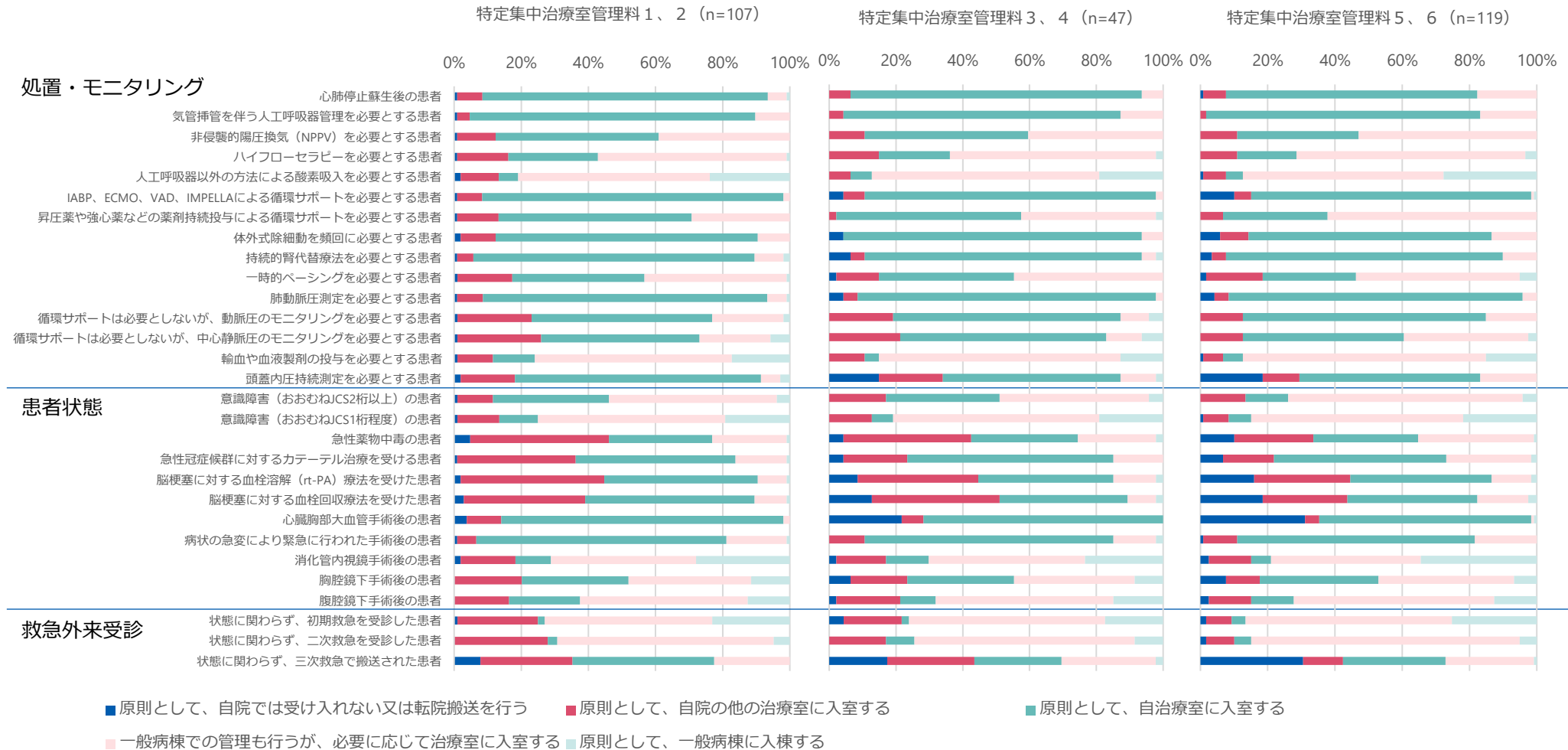
「特定集中治療室管理料 3、4」から

「特定集中治療室管理料 5、6」へ届出変更した医療機関(n=55)



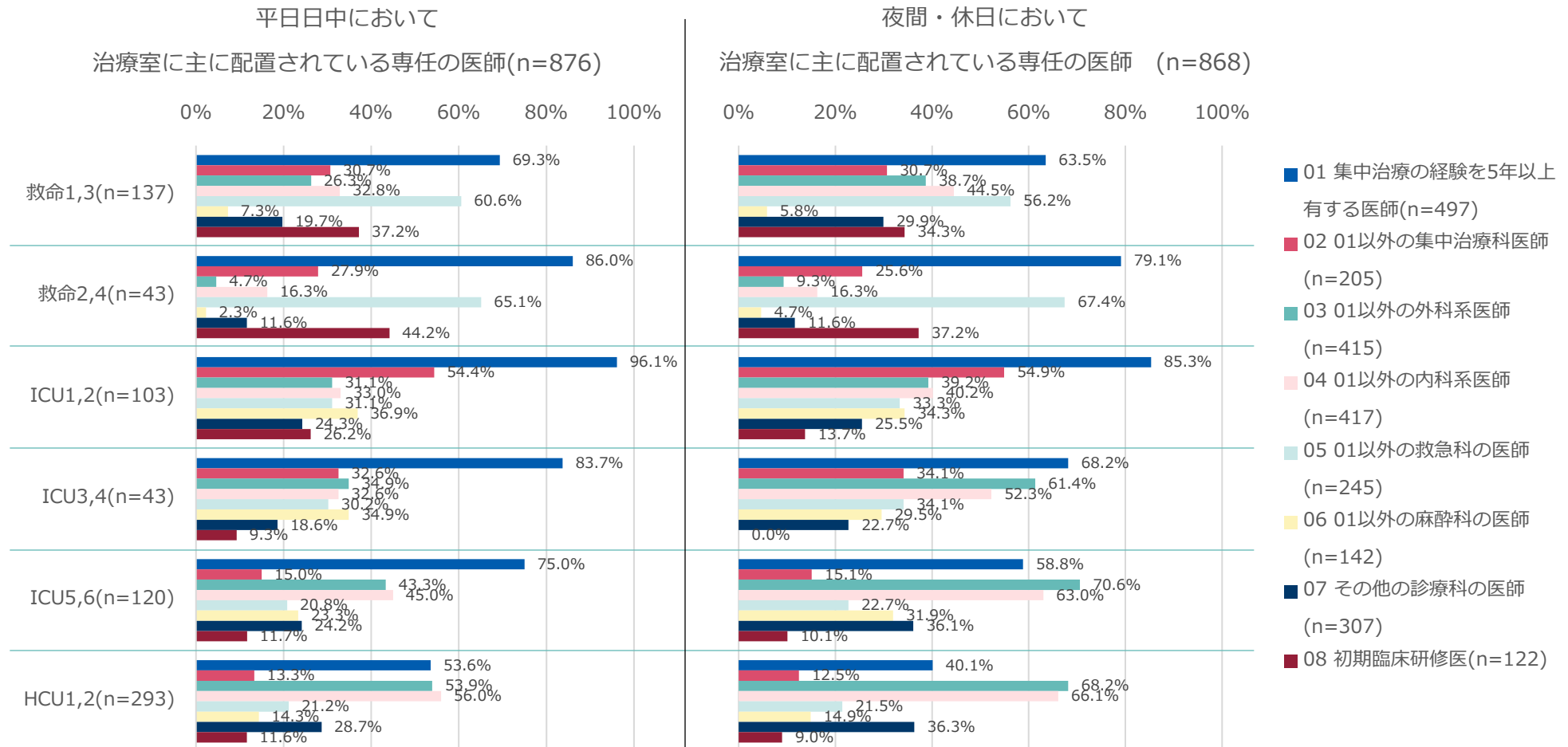
特定集中治療室管理料を算定する治療室の患者受入方針

- 「特定集中治療室管理料」を算定する治療室における患者受入方針は以下のとおり。
- 処置・モニタリングに関連する項目や、患者状態に関する項目では、各区分に大きな差を認めなかった。救急外来受診に関する項目については、「特定集中治療室管理料 1、2」において三次救急で搬送された患者を受け入れている割合が比較的多い傾向があった。



治療室に配置されている専任の医師

- 平日日中及び夜間・休日において、治療室に配置されている専任の医師の状況は以下のとおり。
- 集中治療の経験を5年以上有する医師は、当該医師の配置が要件とされていない区分（ICU1,2以外）においても、一定の配置が行われていた。
- 専任の医師に宿日直を行う医師が含まれる区分（ICU5,6、HCU1,2）では、その他の区分と比較して、夜間・休日に「その他の診療科の医師」を配置している割合が多かった。



特定集中治療室遠隔支援加算の概要

治療室内に専任の常勤医師が配置されない区分において、遠隔モニタリングにより特定集中治療室管理料 1 及び 2 の届出を行う施設から支援を受けることを評価するもの。（令和 6 年度診療報酬改定において新設）

A301 特定集中治療室管理料 「注 7」 特定集中治療室遠隔支援加算 980点

【算定対象医療機関】

特定集中治療室管理料 5 又は 6 を算定する保険医療機関

【算定要件】

情報通信機器を用いて支援側の保険医療機関と連携して特定集中治療室管理を行った場合に、被支援側の保険医療機関において算定する。なお、この場合の医療機関間での診療報酬の分配は、相互の合議に委ねるものとする。

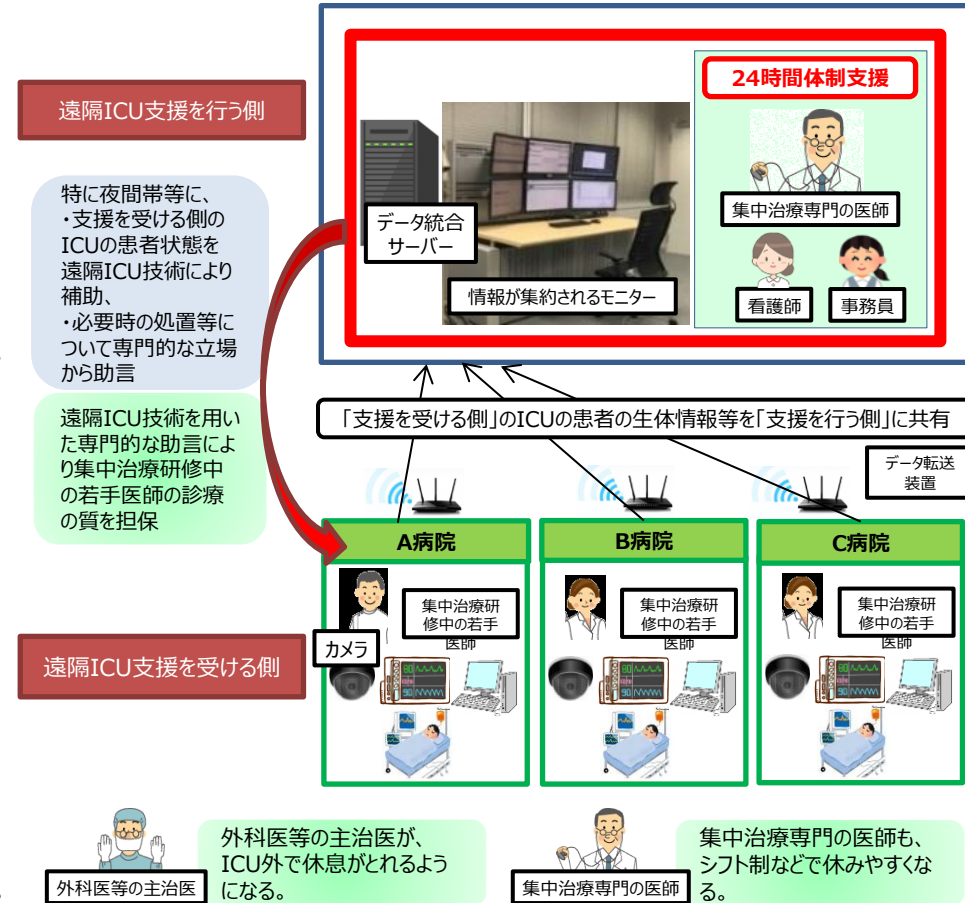
【主な施設基準】

（被支援側医療機関）

- ア 特定集中治療室管理料 5 又は 6 の届出を行っていること。
- イ 支援側医療機関から定期的に重症患者の治療に関する研修を受けていること。
- ウ 情報セキュリティに必要な体制を整備した上で、支援側による電子カルテの確認及びモニタリングに必要な機器等を有している等関係学会の定める指針に従って支援を受ける体制を有していること。

（支援側医療機関）

- ア 特定集中治療室管理料 1 又は 2 の届出を行っていること。
- イ 支援する被支援側医療機関に「医療資源の少ない地域」又は「医師少数区域」に所在する医療機関が含まれること。
- ウ 特定集中治療の経験を 5 年以上有する医師又は集中治療を必要とする患者の看護に従事した経験を 5 年以上有し、集中治療を必要とする患者の看護に係る適切な研修を修了した専任の看護師が、被支援側医療機関の特定集中治療室における患者のモニタリングを常時行うこと。
- エ 特定集中治療の経験を 5 年以上有する医師が、特定集中治療室内に勤務する専任の医師と別に配置されていること。
- オ ウの職員数は、被支援側医療機関の治療室における入院患者数が30又はその端数を増すごとに1以上であること。
- カ 被支援側医療機関に対して定期的に重症患者の治療に関する研修を行うこと。
- キ 情報セキュリティに必要な体制を整備した上で、被支援側医療機関の電子カルテの確認及びモニタリングに必要な機器等を有する等関係学会の定める指針に従って支援を行う体制を有していること。



特定集中治療室遠隔支援加算の届出医療機関の状況

- 令和7年3月1日時点での「特定集中治療室遠隔支援加算」の届出医療機関（計5施設）の状況と、それぞれの支援側医療機関の概要は以下のとおり。

特定集中治療室遠隔支援加算を算定する被支援側医療機関				支援側医療機関	
管理料の区分	所在地	二次医療圏		管理料の区分	所在地
特定集中治療室管理料 5	神奈川県小田原市	神奈川県県西	医師少数区域	特定集中治療室管理料 1	東京都品川区
特定集中治療室管理料 5	神奈川県横浜市	神奈川県横浜		特定集中治療室管理料 1	東京都品川区
特定集中治療室管理料 5	神奈川県横浜市	神奈川県横浜		特定集中治療室管理料 1	東京都品川区
特定集中治療室管理料 5	神奈川県横浜市	神奈川県横浜		特定集中治療室管理料 1	神奈川県横浜市
特定集中治療室管理料 6	埼玉県戸田市	埼玉県南部		特定集中治療室管理料 1	埼玉県さいたま市

※ 特定集中治療室遠隔支援加算の届出医療施設は、保険局医療課調べ（令和7年3月1日時点厚生局届出情報）

※ 二次医療圏は、令和6年12月1日時点。医師少数区域は、令和6年4月1日時点。

※ 特定集中治療室遠隔支援加算は、被支援側への支援を行う医療機関について、その支援する医療機関に医療資源の少ない地域（「基本診療料の施設基準等」別表第六の二に掲げる地域）又は医師少数区域（医療法第三十条の四第六項に規定する医師の数が少ないと認められる同条第二項第十四号に規定する区域）に所在する医療機関が含まれていることを要件としているが、令和7年5月31日まで緩和措置を設けている。

医師少数区域等に所在する特定集中治療室管理料 5、 6

- 令和 7 年 3 月 1 日時点で、医師少数区域又は医療資源の少ない地域に所在し、「特定集中治療室管理料 5、 6」を算定する病院は、25病院であった。

	特定集中治療室管理料 5	特定集中治療室管理料 6	合計
総数	262	46	308
医師少数区域又は医療資源の少ない地域に所在	22	3	25
（医師少数区域に所在）	(21)	(3)	(24)
（医療資源の少ない地域に所在）	(2)	(0)	(2)

※ 「特定集中治療室管理料5、6」の届出医療施設は、保険局医療課調べ(令和7年3月1日時点厚生局届出情報)

※ 医師少数区域(医療法第三十条の四第六項に規定する医師の数が少ないと認められる同条第二項第十四号に規定する区域)は、令和6年4月1日時点。

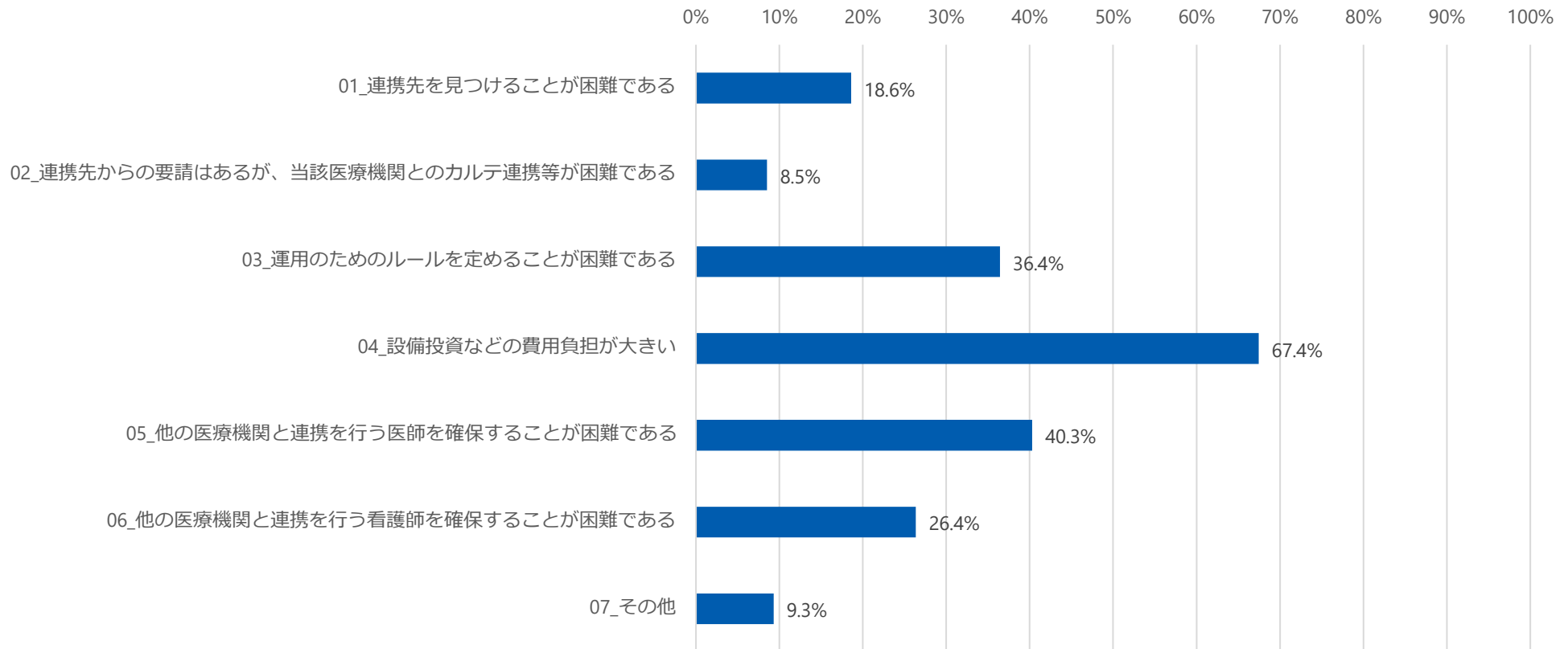
※ 医療資源の少ない地域(「基本診療料の施設基準等」別表第 六の二に掲げる地域)は、令和6年度診療報酬改定後。

情報通信機器を用いた遠隔支援を開始する上での課題

- 「特定集中治療室管理料」を算定する治療室における、新たに情報通信機器を用いた遠隔支援を開始する上での課題としては、「設備投資などの費用負担が大きい」が67.4%と最も多く、次いで「他の医療機関と連携を行う医師を確保することが困難である」が40.3%であった。

新たに支援を開始する上での課題(n=129)

(現在支援を受けている又は受けることを検討している医療機関、現在支援を行っている医療機関を除く医療機関を対象)

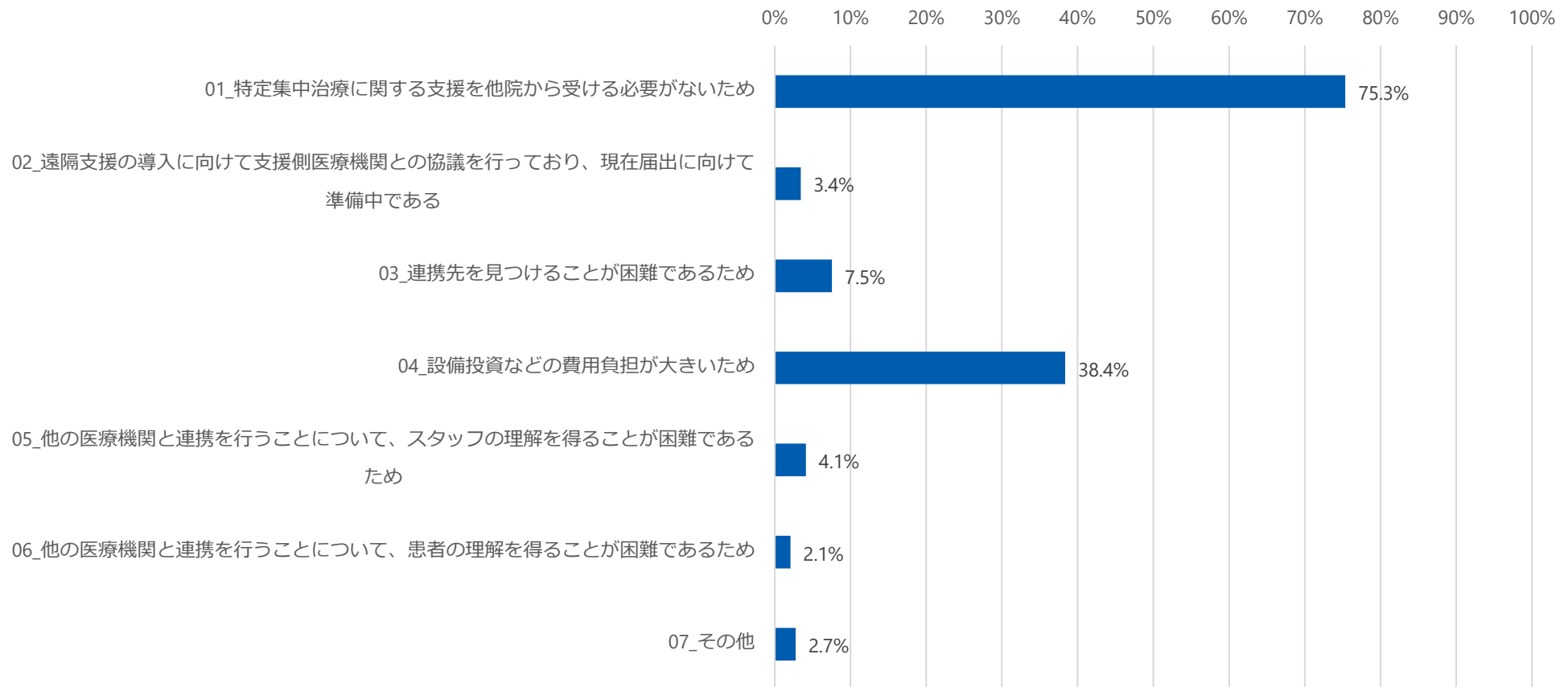


特定集中治療室管理遠隔支援加算を算定していない理由

- 「特定集中治療室管理遠隔支援加算」を算定していない理由としては、「特定集中治療に関する支援を他院から受ける必要がないため」が75.3%と最も多く、次いで「設備投資などの費用負担が大きい」が38.4%であった。

(特定集中治療室遠隔支援加算を届け出ておらず、自院が支援側医療機関ではない場合)

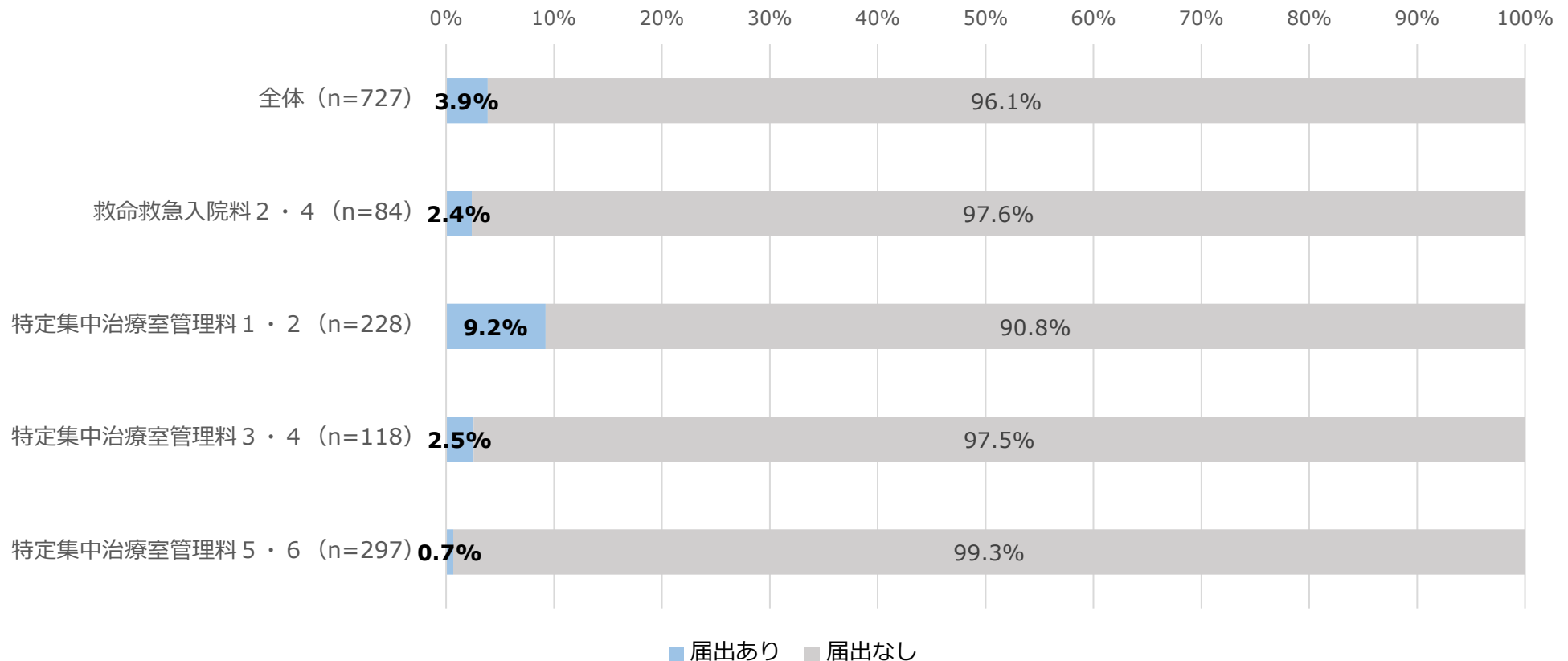
特定集中治療室遠隔支援加算の届出を行っていない理由（令和6年11月1日時点）(n=146)



重症患者対応体制強化加算の届出状況

- 重症患者対応体制強化加算を届け出ている治療室は、「特定集中治療室管理料」「救命救急入院料 2、4」全体の約3.9%であり、「特定集中治療室管理料 1、2」を算定する治療室の約9.2%であった。

重症患者対応体制強化加算の届出状況（令和6年10月1日時点）

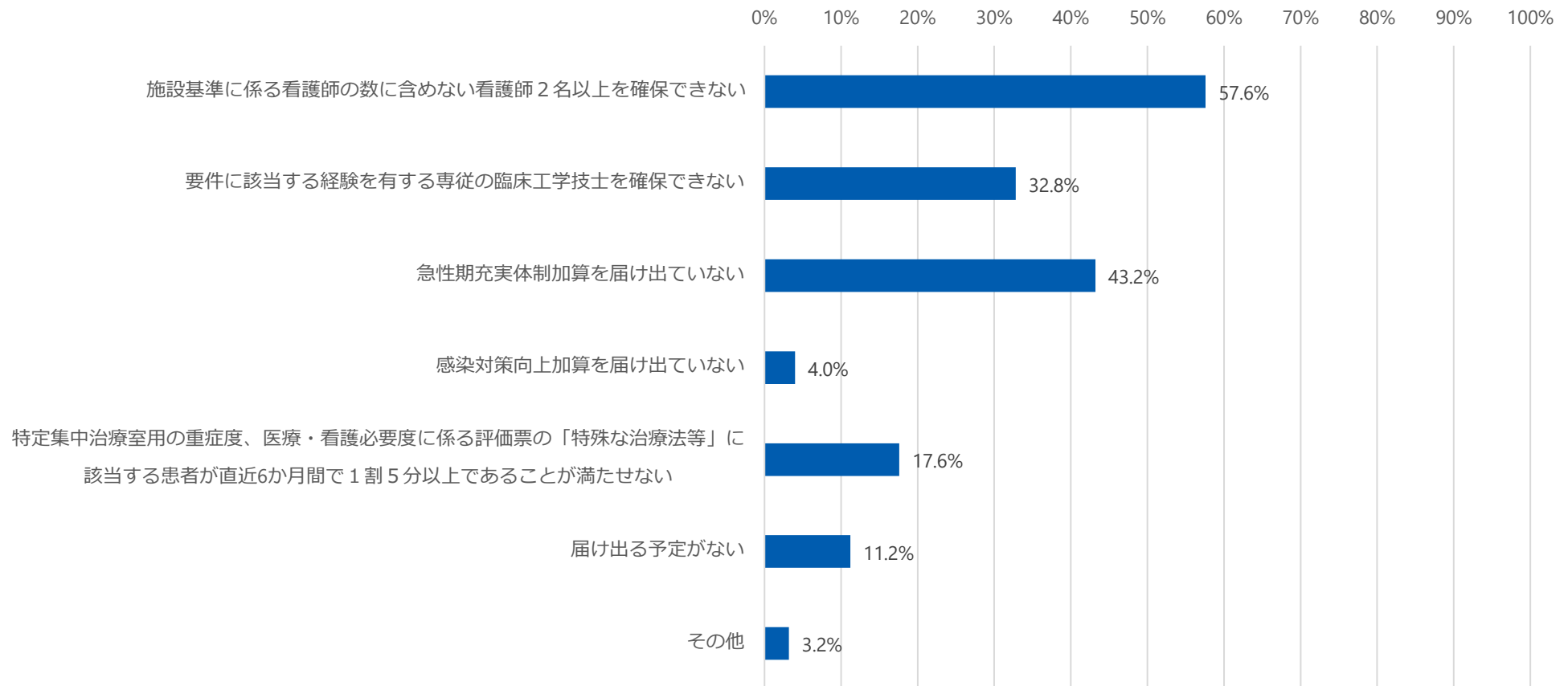


重症患者対応体制強化加算を届け出していない理由

診調組 入-1
7. 5. 22

- 「救命救急入院料 2, 4」又は「特定集中治療室管理料 1～4」のいずれかを算定している治療室であって、重症患者対応体制強化加算を届け出していない治療室に対してその理由を聞いたところ、「施設基準に係る看護師の数に含めない看護師 2 名以上を確保できない」が最も多く、次いで「急性期充実体制加算を届け出していない」が多かった。

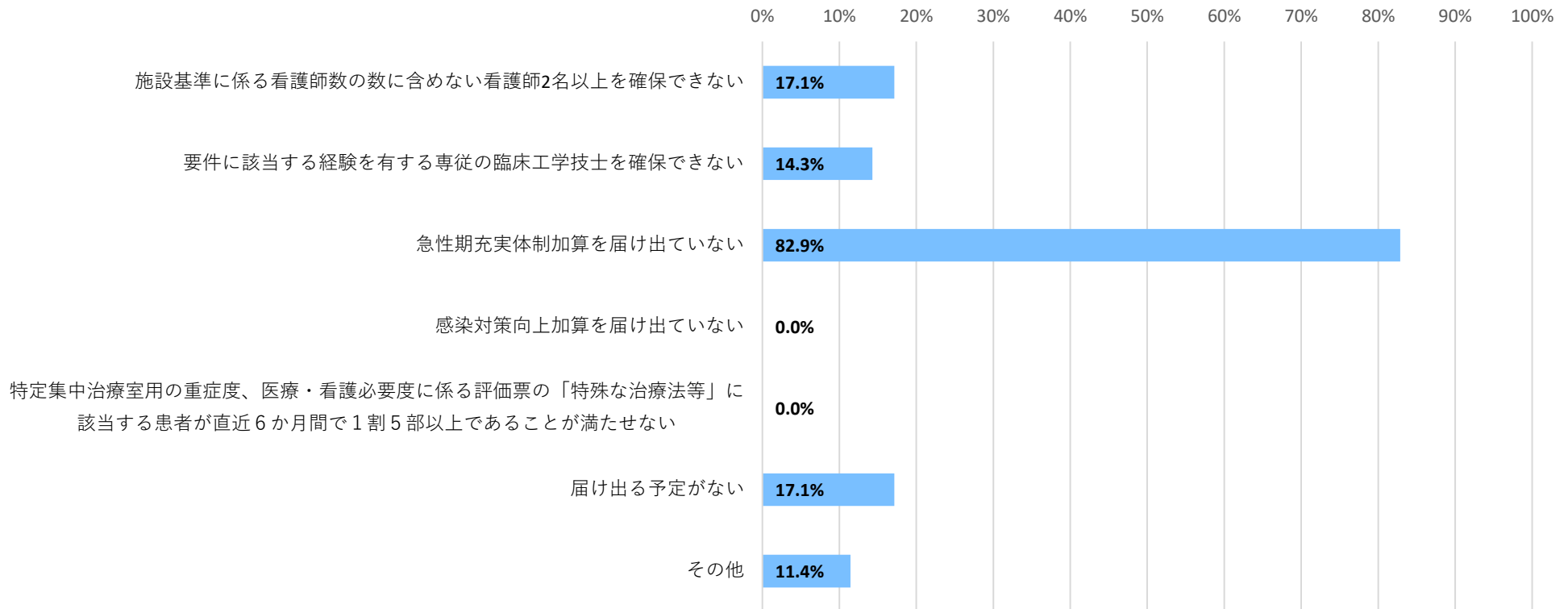
重症患者対応体制強化加算を届け出していない理由(n=125)



特定機能病院の治療室における重症患者対応体制強化加算

- 特定機能病院において、「救命救急入院料 2、4」「特定集中治療室管理料 1～4」のいずれかを算定している治療室に対して、「重症患者対応体制強化加算」を届出できない理由を聞いたところ、「急性期充実体制加算を届け出していない」が82.9%と多い一方で、その他の理由についてはいずれも20%未満であった。

特定機能病院の治療室において重症患者対応体制加算を届出できない理由 (n=35)

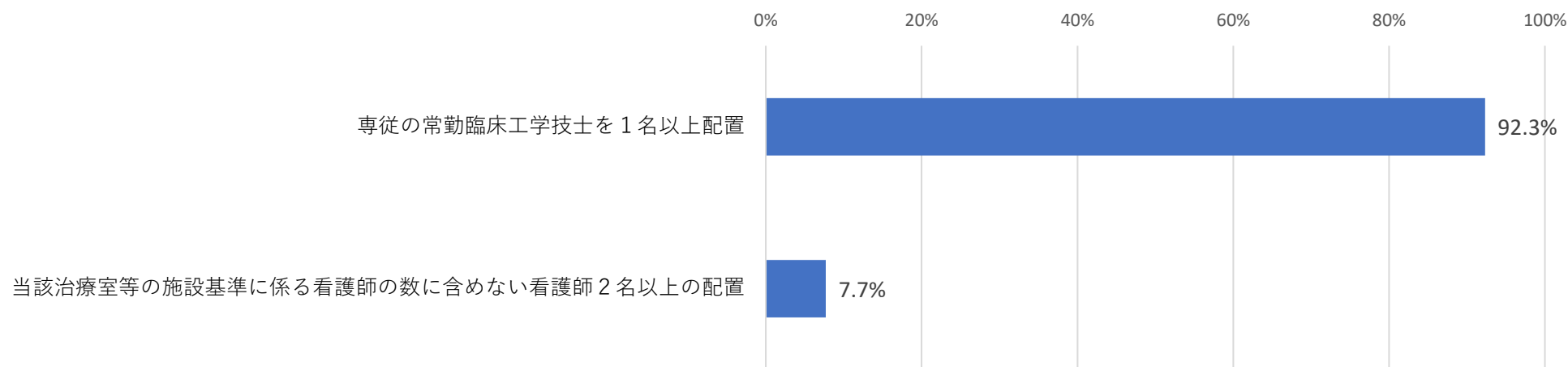


※特定機能病院は、急性期充実体制加算を届け出ることができないため、急性期充実体制加算の届出が要件となっている重症患者対応体制強化加算の届出ができない。

特定機能病院の治療室における職員の配置状況

- 特定機能病院において、「救命救急入院料 2、4」「特定集中治療室管理料 1～4」のいずれかを算定している治療室に対して、「重症患者対応体制強化加算」の要件に関する職員の配置状況について聞いたところ、「専従の常勤臨床工学技士を 1 名以上の配置」を実施する治療室は92.3%であり、「当該治療室等の施設基準に係る看護師の数に含めない看護師 2 名以上の配置」を実施する治療室は7.7%であった。

特定機能病院の治療室における職員の配置状況（n=13）



0. 調査概要

1. 急性期入院医療について

2. 高度急性期入院医療について

3. DPC/PDPSについて

4. 包括的な機能を担う入院医療について

5. 回復期リハビリテーション病棟入院料について

6. 療養病棟入院基本料について

7. 重症度、医療・看護必要度について

8. 救急医療について

9. 入退院支援について

10. 働き方・タスクシフト／シェアについて

11. 病棟における多職種でのケアについて

12. 外来医療について

13. 情報通信機器を用いた診療について

14. 入院から外来への移行について

15. 賃上げ・処遇改善について

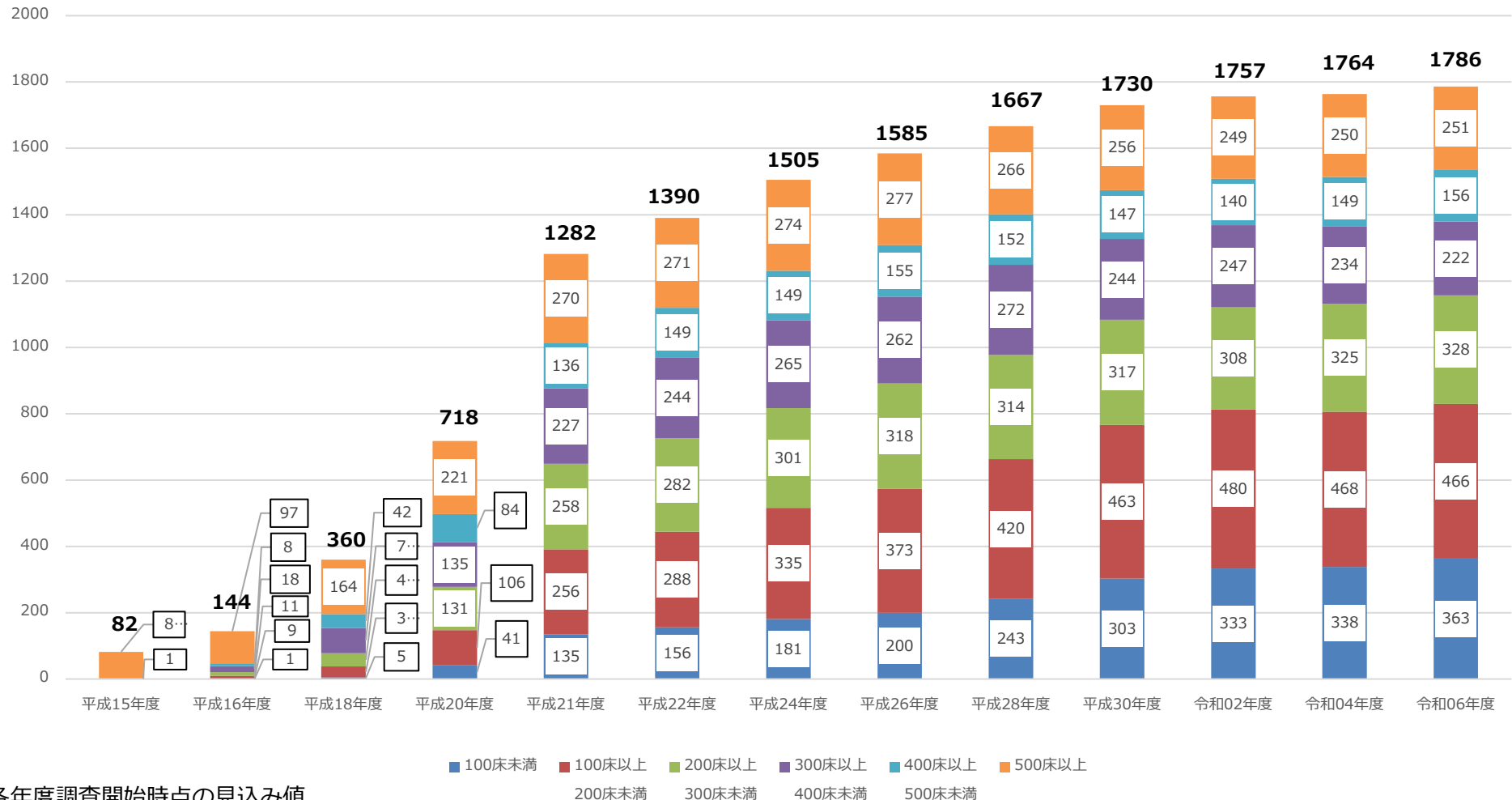
16. 人口・医療資源の少ない地域における対応

17. 個別的事項について

DPC対象病院の規模

DPC作業グループ資料1
6 . 1 1 . 1 1

- DPC対象病院のうち、DPC算定病床数が100床未満である病院は増加傾向にある。



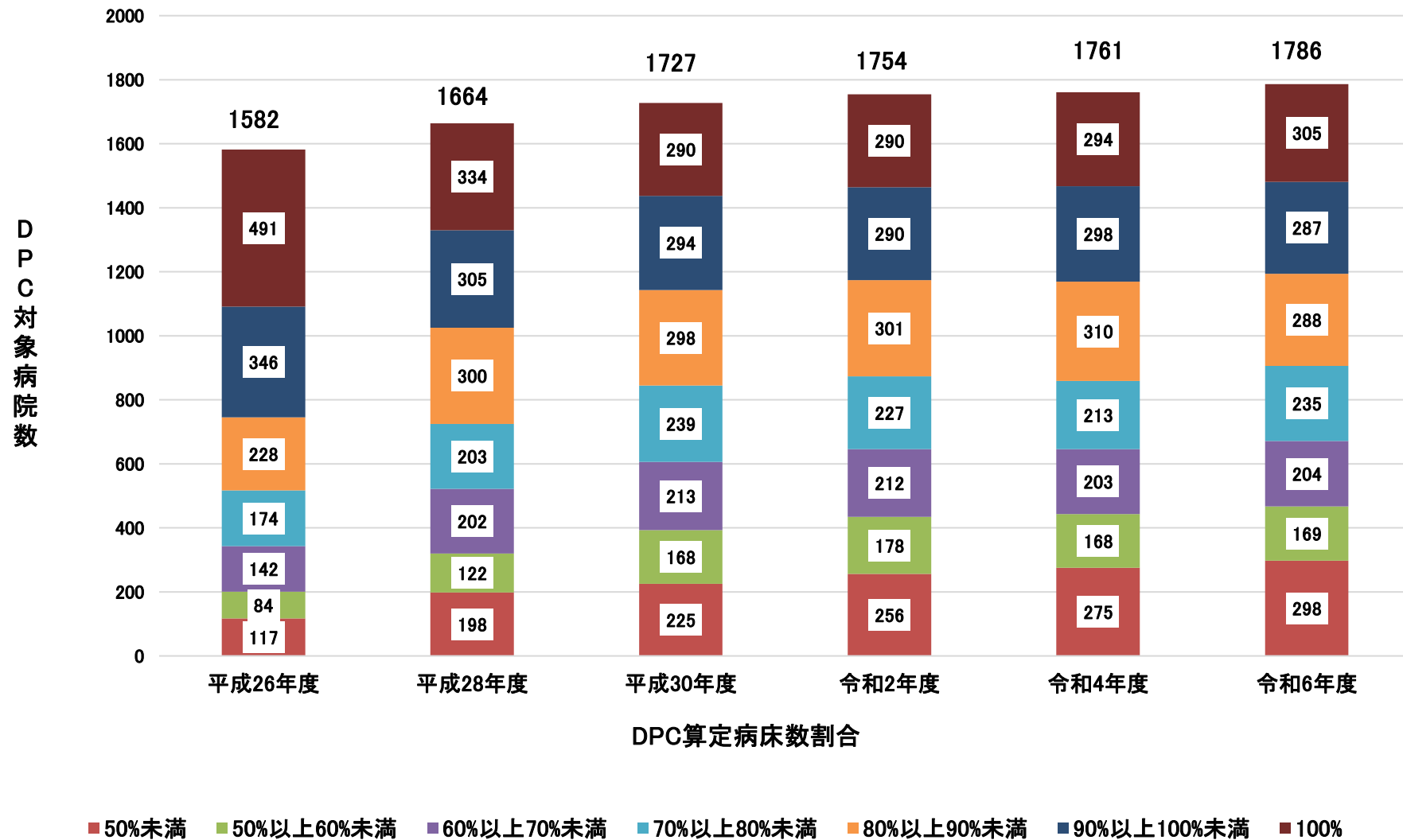
※各年度調査開始時点の見込み値

※病床数区分は、DPC算定病床数による

DPC対象病院におけるDPC算定病床割合の内訳

診 調 組 入 - 2
7 . 5 . 2 2

- DPC対象病院のうち、全許可病床に占めるDPC算定病床の割合（以下、「DPC算定病床割合」）が50%未満の病院は増加傾向にある。



※各年DPCデータ(各年度末時点、令和6年度のみ5月時点)

DPC算定病床以外の病床を保有するDPC対象病院

DPC作業グループ資料1
6 . 1 1 . 1 1

- DPC算定病床以外の病床を保有するDPC対象病院数は、高い水準で推移している。
- このうち、地域包括ケア病棟を保有する病院がもっとも多く、800以上の病院にのぼる。

DPC対象病院	平成28年度	平成30年度	令和2年度	令和4年度	令和6年度
1 地域包括ケア病棟を保有する病院	638	811	855	831	812
2 回復期リハビリテーション病棟を保有する病院	377	414	435	440	453
3 療養病棟（障害者・特殊疾患病棟を含む）を保有する病院	311	320	309	299	305
4 精神病棟を保有する病院	216	225	227	227	221
5 その他（結核・緩和ケア等）のDPC算定病床以外の病床を有する病院	350	385	403	409	411
1～5のいずれかに該当する病院	1,208	1,338	1,381	1,377	1,375

※各年DPCデータ

（重複計上）

- ※1 地域包括ケア病棟入院料、地域包括ケア入院医療管理料の届出を行っている病院
- ※2 回復期リハビリテーション病棟入院料の届出を行っている病院
- ※3 療養病棟入院基本料（特別入院基本料は除く）、障害者施設等入院基本料、特殊疾患入院医療管理料、特殊疾患病棟入院料の届出を行っている病院
- ※4 精神病棟入院基本料（特別入院基本料は除く）、特定機能病院入院基本料（3 精神病棟の場合）、精神科救急性期医療入院料、精神科急性期治療病棟入院料、精神科救急・合併症入院料、児童・思春期精神科入院医療管理料、精神療養病棟入院料、地域移行機能強化病棟入院料の届出を行っている病院
- ※5 結核病棟入院基本料（特別入院基本料は除く）、特定機能病院入院基本料（2 結核病棟の場合）、緩和ケア病棟入院料、認知症治療病棟入院料、特定一般病棟入院料の届出を行っている病院

医療機関別係数の見直し

基礎係数

- 現行の医療機関群の設定方法を維持し、3つの医療機関群を設定する。
- データ数に係る基準（1月あたりデータ数が90以上）を満たさない医療機関について評価を区別する。

医療機関群	評価区分	施設数	基礎係数
DPC標準病院群	データ数が90/月未満	103	1.0063
	それ以外の施設	1,423	1.0451
大学病院本院群		82	1.1182
DPC特定病院群		178	1.0718

機能評価係数 I

- 現行の評価手法を維持し、医科点数表の改定に応じて機能評価係数 I に反映する。
 - ・ 各項目の評価の見直しに伴う対応

機能評価係数 II

- 保険診療係数・救急医療係数を廃止・整理し、4つの係数（効率性係数、複雑性係数、カバー率係数、地域医療係数）による評価体系へ再整理する（各評価項目の重みづけは等分とする）。
- 効率性係数及び地域医療係数について、評価の主旨や実態等を踏まえた評価手法の見直しを行う。

救急補正係数

- 従前の救急医療指数による評価手法を維持し、独立した医療機関別係数の項目として救急補正係数を設定する。

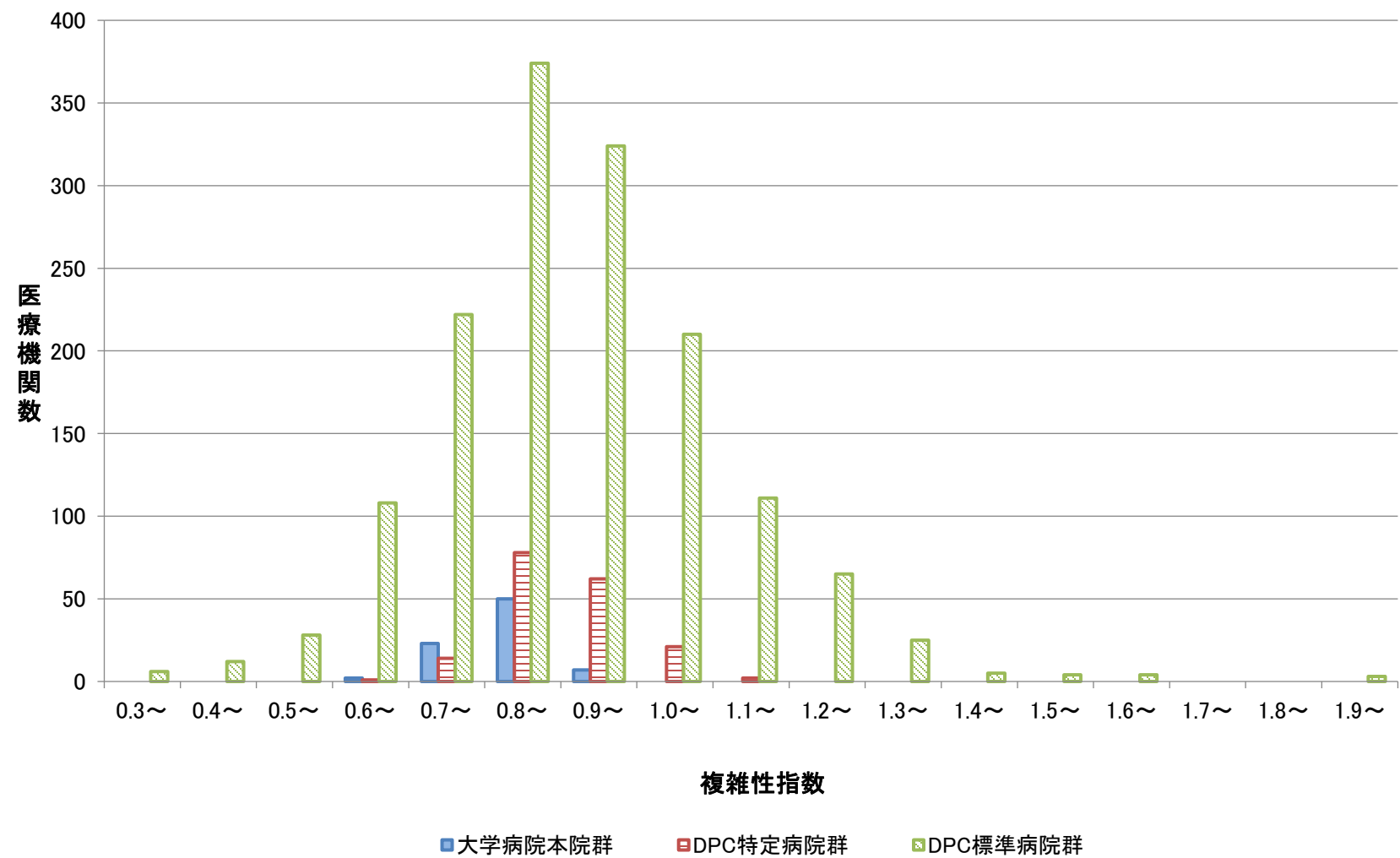
激変緩和係数

- 現行の設定方法を維持し、診療報酬改定がある年度については改定に伴う変動に関して、推計診療報酬変動率（出来高部分も含む）が2%を超えて変動しないよう激変緩和係数を設定する。

機能評価係数Ⅱの評価内容①

指数	評価の考え方	評価内容
地域医療指数	体制評価指数と 定量評価指数で （評価シェアは、 <u>7：5</u> ）構成	体制評価指数： <u>5疾病6事業等を含む医療提供体制における役割や実績</u> を評価。 定量評価指数：〔当該医療機関の所屬地域における担当患者数〕／〔当該医療機関の所屬地域における発生患者数〕 1) 小児（15歳未満）と2) それ以外（15歳以上）に分けてそれぞれ評価（1:1）。 DPC標準病院群は2次医療圏、大学病院本院群及びDPC特定病院群は3次医療圏のDPC対象病院に入院した患者を対象とする。
効率性指数	各医療機関における在院日数短縮の努力を評価	<u>〔全DPC/PDPS対象病院の患者構成が、当該医療機関と同じと仮定した場合の平均在院日数〕／〔当該医療機関の平均在院日数〕</u> ※ 当該医療機関において、12症例（1症例/月）以上ある診断群分類のみを計算対象とする。 ※ 包括評価の対象となっている診断群分類のみを計算対象とする。
複雑性指数	1入院当たり医療資源投入の観点から見た患者構成への評価	〔当該医療機関の包括範囲出来高点数（1入院当たり）を、包括対象の診断群分類ごとに全病院の平均包括範囲出来高点数に置き換えた点数〕／〔全病院の平均1入院当たり包括点数〕 ※ 当該医療機関において、12症例（1症例/月）以上ある診断群分類のみを計算対象とする。 ※ 包括評価の対象となっている診断群分類のみを計算対象とする。
カバー率指数	様々な疾患に対応できる総合的な体制について評価	〔当該医療機関で一定症例数以上算定しているDPC数／〔全DPC数〕〕 ※ 当該医療機関において、12症例（1症例/月）以上ある診断群分類のみを計算対象とする。 ※ 全て（包括評価の対象・対象外の両方を含む）の支払分類を計算対象とする。

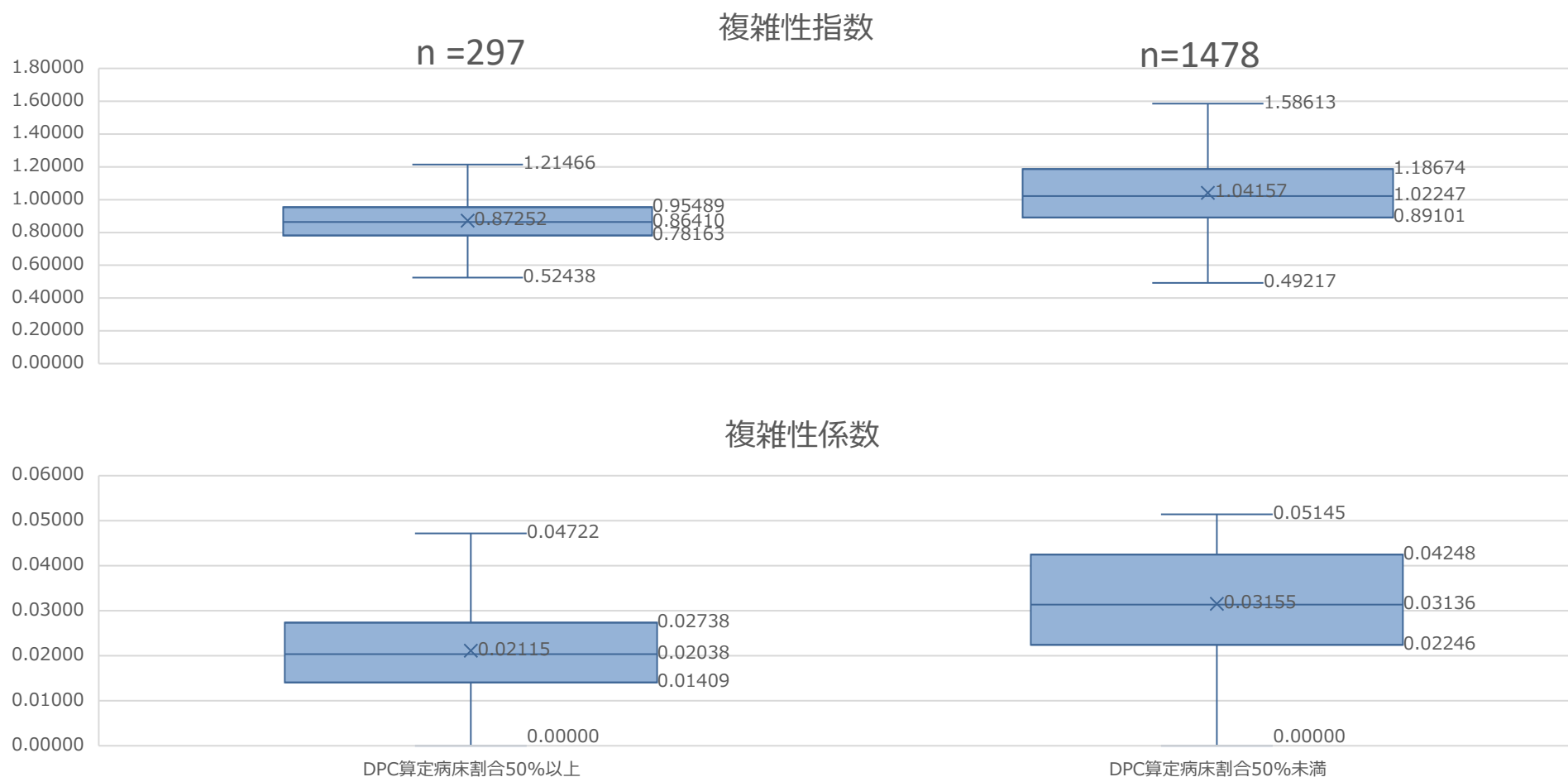
複雑性指数の分布(医療機関群別)



※0.1刻みで「1.2～」は「1.2以上1.3未満の区分」を表す

DPC算定病床割合ごとの複雑性指数

- DPC対象病院における、DPC算定病床割合毎の複雑性指数及び複雑性係数は以下のとおり。
- DPC算定病床割合が50%未満の医療機関は、同割合が50%以上の医療機関に比べ、全体として複雑性指数が高い。



令和6年度係数改定データ

DPC算定病床割合につき、令和6年9月DPCデータ

※合併及び退出した病院については集計から除外し、第一四分位数-1.5×IQRを下回る医療機関及び第三四分位数+1.5×IQRを上回る医療機関は表示していない 129

複雑性指数の評価方法

指数	評価内容
複雑性指数	〔当該医療機関の包括範囲出来高点数（一入院あたり）を、診断群分類ごとに全病院の平均包括範囲出来高点数に置換えた点数〕 $\div$〔全病院の平均一入院あたり包括点数〕 ※ 当該医療機関において、12症例（1症例/月）以上ある診断群分類のみを計算対象とする。 ※ 包括評価の対象となっている診断群分類のみを計算対象とする。

○ 複雑性指数の計算例

DPC	C病院		全DPC対象病院		
	包括範囲出来高点数（一入院あたり）	症例比率	包括範囲出来高点数（一入院あたり）	症例比率	（参考） 平均在院日数
040081xx99x0xx 誤嚥性肺炎 手術なし 手術・処置等2なし	52,000	100%	45,380	1.36%	18.43
全DPC	52,000	—	28,730	100%	10.79
全DPC（点数を置き換えた場合）	45,380	—	—	—	—
複雑性指数	$45,380 / 28,730 = 1.58$		—	—	—

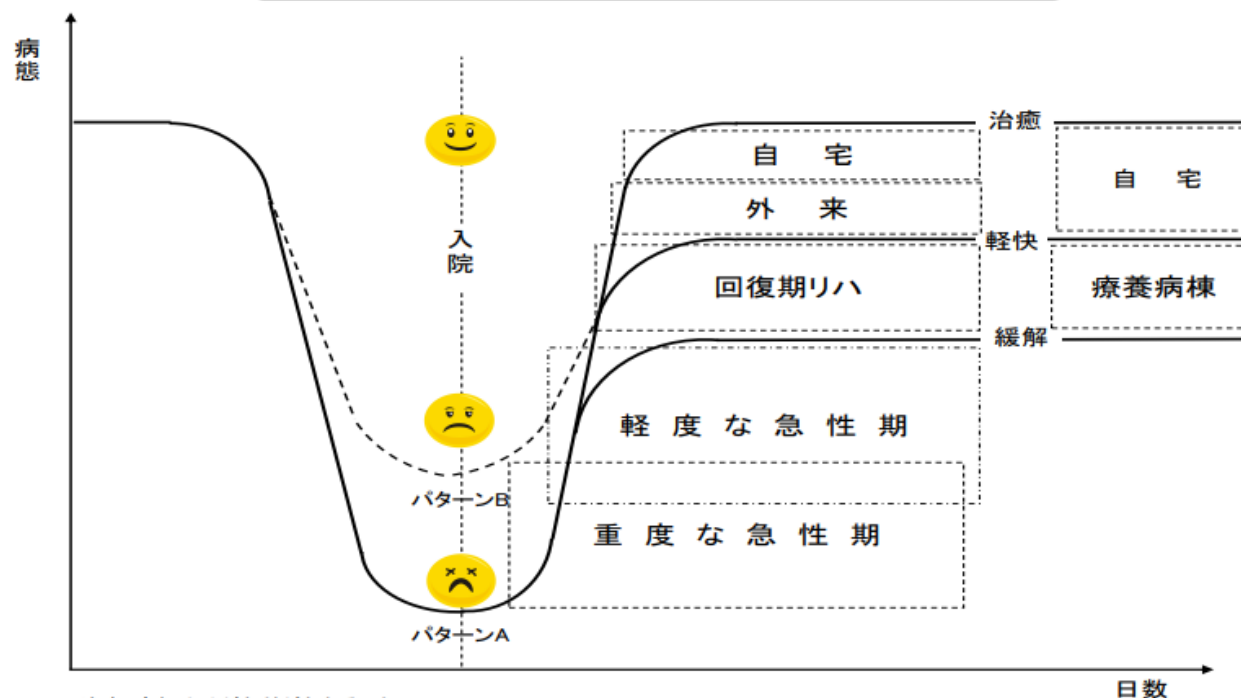


- 誤嚥性肺炎は全DPC対象病院における包括範囲出来高点数（一入院あたり）が高いため、症例比率の高いC病院では、指数が高い値をとる。

急性期の定義

「急性期とは患者の病態が不安定な状態から、治療によりある程度安定した状態に至るまで」とする。

患者の病態に応じた医療の内容



治癒: 病気やけがなどがなおること。

軽快: 症状が軽くなること。

緩解: 病気の症状が、一時的あるいは継続的に軽減した状態。または見かけ上消滅した状態。

新たな「機能評価係数」に関する基本的考え方 (案)

以下の事項を基本的考え方として、新たな「機能評価係数」について議論してはどうか。

- DPC対象病院は「急性期入院医療」を担う医療機関である。新たな「機能評価係数」を検討する際には、「急性期」を反映する係数を前提とするべきではないか。
- DPC導入により医療の透明化・効率化・標準化・質の向上等、患者の利点(医療全体の質の向上)が期待できる係数を検討するべきではないか。
- DPC対象病院として社会的に求められている機能・役割を重視するべきではないか。
- 地域医療への貢献という視点も検討する必要性があるのではないか。

4. 機能評価係数Ⅱの見直し

平成24年改定における調整係数見直しに係る基本方針(抜粋)

(3) 機能評価係数Ⅱ

平成23年9月7日
中医協総会 総-3-1

① 基本的考え方

- DPC/PDPS参加による医療提供体制全体としての効率改善等へのインセンティブを評価
- 具体的には、機能評価係数Ⅱが評価する医療機関が担うべき役割や機能に対するインセンティブとして次のような項目を考慮する。なお、係数は当該医療機関に入院する全DPC対象患者が負担することが妥当なものとする。

1) 全DPC対象病院が目指すべき望ましい医療の実現

<主な視点>

- 医療の透明化(透明化)
- 医療の質的向上(質的向上)
- 医療の効率化(効率化)
- 医療の標準化(標準化)

2) 社会や地域の実情に応じて求められている機能の実現(地域における医療資源配分の最適化)

<主な視点>

- 高度・先進的な医療の提供機能(高度・先進性)
- 総合的な医療の提供機能(総合性)
- 重症者への対応機能(重症者対応)
- 地域で広範・継続的に求められている機能(4疾病等)
- 地域の医療確保に必要な機能(5事業等)

② 具体的方法

- 中医協の決定に基づき一定の財源を各係数毎に按分し、各医療機関の診療実績等に応じた各医療機へ配分額を算出する。最終的に算出された配分額を医療機関別係数に換算する。
- 原則としてプラスの係数とする。
- DPCデータを活用した「係数」という連続性のある数値により評価ができるという特徴を生かして、段階的な評価のみではなく、連続的な評価も考慮する。
- 評価に当たっては、診療内容への影響を考慮しつつ、必要に応じて係数には上限値・下限値を設ける。

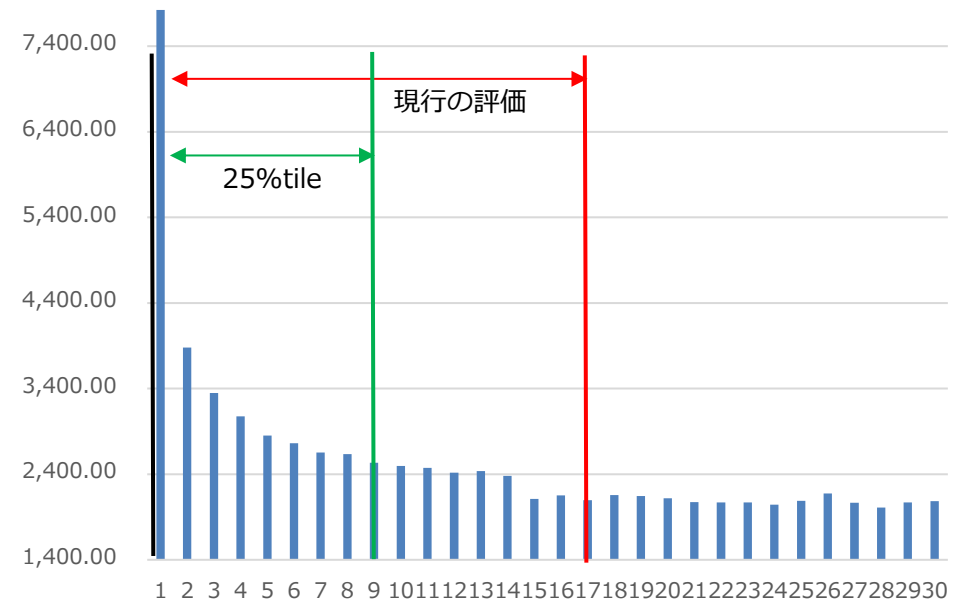
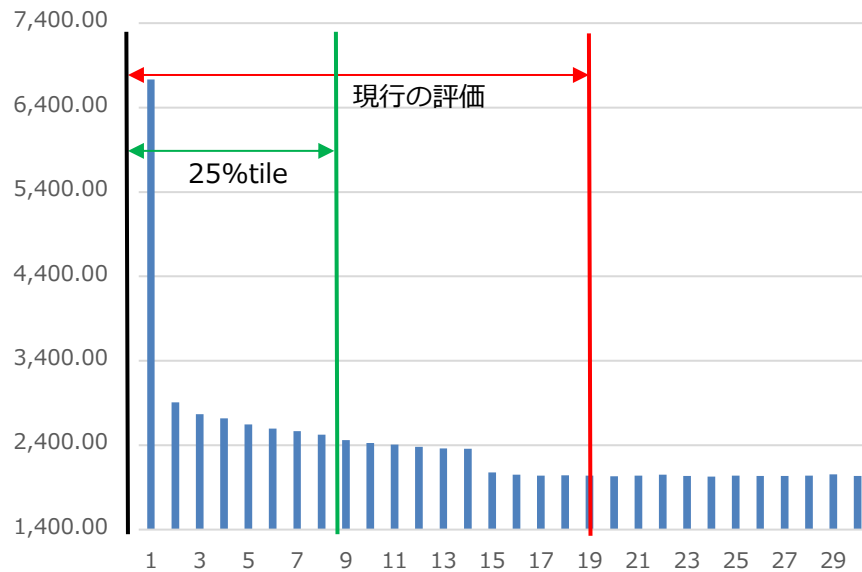
現行の複雑性係数の評価方法における課題について

DPC作業グループ資料1
 7 . 4 . 1 8

- 〇 現行の複雑性指数は、1入院当たりの包括範囲出来高点数により評価を行っているため、単に平均在院日数が長いことにより高く評価される診断群分類が存在している。

040081xx99x0xx 誤嚥性肺炎 手術なし 手術・処置等 2 なし

100040xxxxx10x 糖尿病性ケトアシドーシス、非ケトン昏睡
 手術・処置等 2 あり 定義副傷病 なし



診断群分類番号	診断群分類名称	在院日数の 25%tile	入院期間 I での包括範囲出 来高点数 /1入院あたり包括範囲出来 高点数	平均在院日数	1入院あたり包括 範囲出来高点数	1日あたり包括範囲 出来高点数	入院期間 I での包括 範囲出来高点数
040081xx99x0xx	誤嚥性肺炎 手術なし 手術・処置等 2 なし	9	0.58981	18.62	47,808	2,567.83	28,198
100040xxxxx10x	糖尿病性ケトアシドーシス、非ケトン昏睡 手術・処置等 2 あり 定義副傷病 なし	9	0.66129	17.04	48,066	2,819.96	31,785

2022年10月～2023年9月DPCデータ

1入院当たりの包括点数は同水準

25%tileまでの包括範囲出来高点数は
 040081xx99x0xx < 100040xxxxx10x **134**

1 入院当たり出来高実績点数の高い診断群分類について①

DPC作業グループ資料1
7 . 2 . 6

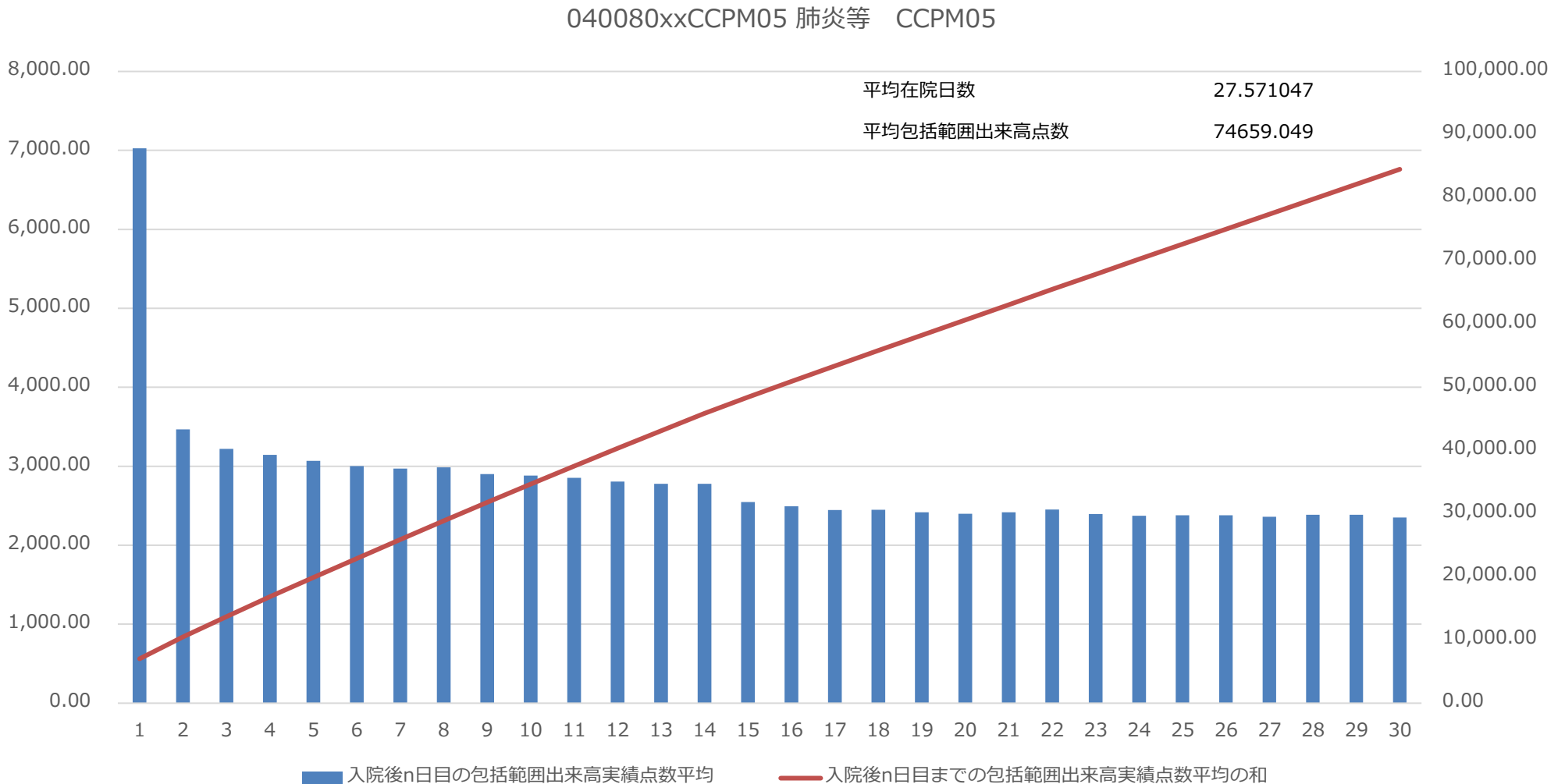
- 1 入院当たり包括範囲出来高実績点数の平均が上位の診断群分類は下記のとおり。

R06診断群分類番号	R06診断群分類名称	1 入院当たり 包括範囲出来 高実績点数順 位	包括範囲出来高点数	1日当たり包括範囲出 来高点数	平均在院日数
130030xx99xBxx	非ホジキンリンパ腫 手術なし 手術・処置等 2 Bあり	1	150,270	13,005	12
130100xxxxx40x	播種性血管内凝固症候群 手術・処置等 2 4あり 定義副傷病 なし	2	105,477	4,521	23
040040xx990Axx	肺の悪性腫瘍 手術なし 手術・処置等 1 なし 手術・処置等 2 Aあり	3	89,555	10,792	8
180010x0xxx2xx	敗血症（1歳以上） 手術・処置等 2 2あり	4	86,680	2,914	30
040081xx97x0xx	誤嚥性肺炎 手術あり 手術・処置等 2 なし	5	84,785	2,462	34
040080xxCCPM05	肺炎等 CCPM05	6	74,659	2,708	28
010060xxCCPM05	脳梗塞 CCPM05	7	73,546	2,575	29
060010xx99x5xx	食道の悪性腫瘍（頸部を含む。） 手術なし 手術・処置等 2 5あり	8	71,630	9,187	8
010060xxCCPM03	脳梗塞 CCPM03	9	70,617	2,484	28
050130xx9902xx	心不全 手術なし 手術・処置等 1 なし 手術・処置等 2 2あり	10	64,146	2,906	22

出来高実績点数の高い診断群分類について

DPC作業グループ資料1
7 . 2 . 6

○ 「040080xxCCPM05 肺炎等 CCPM05」の一日当たり包括範囲出来高点数及びその和の推移は以下のとおり。



入院日数の25%tile値までの包括範囲出来高点数が高い診断群分類①

DPC作業グループ資料1
7 4 1 8

○ 入院日数の25%tile値までの包括範囲出来高点数が高い診断群分類は下表のとおり。

R06診断群分類番号	R06診断群分類名称	1 入院当たり包括範囲出来高実績点数	1 入院当たり包括範囲出来高実績点数_順位	入院日数の25%tile値までの包括範囲出来高実績点数	入院日数の25%tile値までの包括範囲出来高実績点数_順位	平均在院日数
130030xx99xBxx	非ホジキンリンパ腫 手術なし 手術・処置等 2 Bあり	150,269.62	1	122,014.58	1	11.56
040040xx990Axx	肺の悪性腫瘍 手術なし 手術・処置等 1 なし 手術・処置等 2 Aあり	89,554.99	3	71,777.33	2	8.30
130100xxxxx40x	播種性血管内凝固症候群 手術・処置等 2 4あり 定義副傷病 なし	105,477.34	2	67,262.46	3	23.33
060010xx99x5xx	食道の悪性腫瘍（頸部を含む。） 手術なし 手術・処置等 2 5あり	71,630.37	8	65,767.28	4	7.80
010060xxCCPM05	脳梗塞 CCPM05	73,546.14	7	48,443.17	5	28.56
040081xx97x0xx	誤嚥性肺炎 手術あり 手術・処置等 2 なし	84,785.10	5	47,603.10	6	34.44
180010x0xxx2xx	敗血症（1歳以上） 手術・処置等 2 2あり	86,679.98	4	46,206.58	7	29.75
130030xx99x5xx	非ホジキンリンパ腫 手術なし 手術・処置等 2 5あり	53,930.99	13	44,726.49	8	17.60
010060xxCCPM03	脳梗塞 CCPM03	70,616.59	9	44,115.67	9	28.42
050080xx0101xx	弁膜症（連合弁膜症を含む。） ロス手術（自己肺動脈弁組織による大動脈基部置換術）等 手術・処置等 1 なし 手術・処置等 2 1あり	56,776.72	11	43,546.48	10	19.72

2022年10月～2023年9月DPCデータ※全DPC対象病院における症例数が10,000以上の分類に限る

DPC/PDPSの機能評価係数Ⅱにおける新たな評価

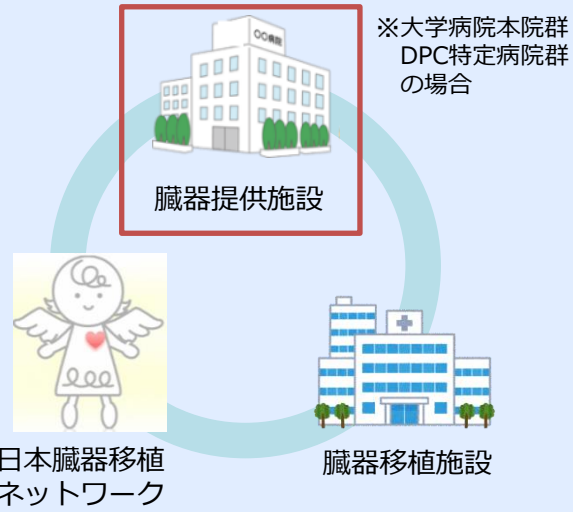
地域医療係数の見直し②

- 社会や地域の実情に応じて求められている機能の評価という観点から、体制評価指数において、「臓器提供の実施」、「医療の質向上に向けた取組」及び「医師少数地域への医師派遣機能」（大学病院本院群に限る。）について新たに評価を行う。

<臓器提供の実施>

〔概要〕
法的脳死判定後の臓器提供に係る実績を評価

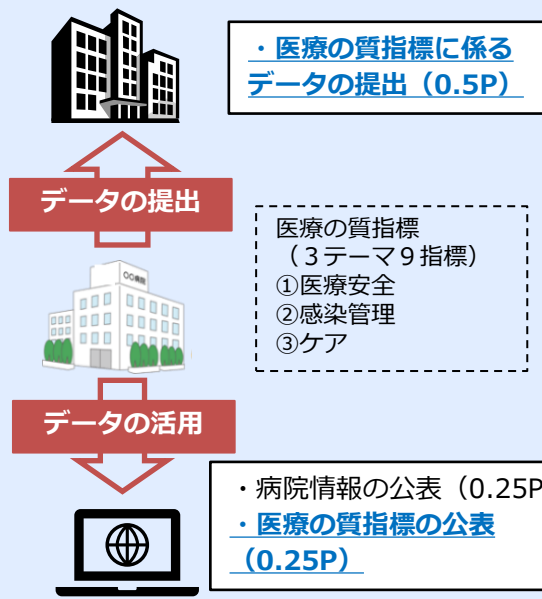
〔評価の内容〕
・過去3年の法的脳死判定後の臓器提供
1件以上（0.5P）、2件以上（1P）



<医療の質向上に向けた取組>

〔概要〕
医療の質に係るデータの提出や病院情報等の公開を評価

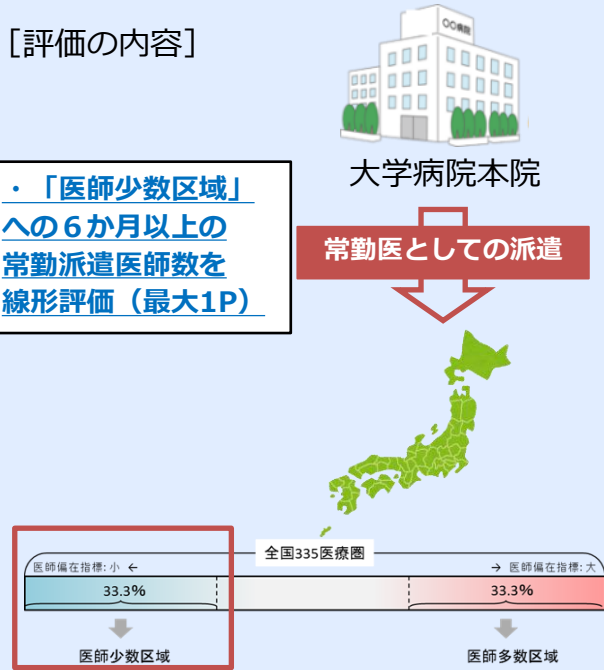
〔評価の内容〕
・医療の質指標に係るデータの提出（0.5P）



<医師少数地域への医師派遣機能>

〔概要〕
医師派遣による地域医療体制維持への貢献を評価

〔評価の内容〕
・「医師少数区域」への6か月以上の常勤派遣医師数を線形評価（最大1P）



特定機能病院の基礎的基準としての医師派遣機能に関する議論

DPC作業グループ資料1
7 9 4

- 「特定機能病院及び地域医療支援病院のあり方に関する検討会」において、特定機能病院が満たすべき「基礎的基準」として、「地域に一定の医師派遣を行っていること」を設定することが議論されており、第26回の検討会において、とりまとめ案が示されている。

第 26 回特定機能病院及び地域医療支援病院のあり方に関する検討会「特定機能病院のあり方に関するとりまとめ（案）」令和 7 年 6 月 25 日

- ・ 地域に一定の医師派遣を行っていること

医師派遣の実績については、出向等の派遣形態によらず、派遣先の医療機関における常勤換算医師数を基本として基準を設定する。この際、特定機能病院は、派遣先の医療機関における医師養成に係る教育体制や処遇改善策等について、派遣形態ごとの状況等も含めた把握や、継続的な課題抽出、必要な取組を求める。

また、医師派遣の実績の評価に当たっては、医師が多い地域から少ない地域への医師派遣等を適切に評価できるよう、例えば、派遣先・派遣元の医療機関が所在する地域の医師の状況等による補正を行う一方で、同一法人の医療機関に派遣する場合や、著しく長期に同一の医療機関に勤務している場合であって、課題がある場合については、医師の状況や指導等の状況も踏まえ、一定の評価に留めることを検討すべきである。

- DPC制度においては、入院初期を重点評価するため、入院期間Ⅰの1日当たりの点数を相対的に高く設定している。
- 平成20年度診療報酬改定において、患者を短期間退院させ単価の高い入院期間Ⅰを繰り返し算定する事例に対応できるよう、一定の条件を満たす再入院及び再転棟については、一連の入院とみなすこととし、累次の改定を行ってきた。

- 厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部改正等に伴う実施上の留意事項について（通知）令和6年3月21日 保医発0321第6号（抄）

D P C算定対象となる病棟等に入院していた患者が、当該病棟等より退院した日の翌日又は転棟した日から起算して7日以内にD P C算定対象となる病棟等に再入院（D P C算定対象とならない病棟へ転棟した後の再転棟又は当該保険医療機関と特別な関係にある保険医療機関に再入院した場合を含む。以下「再入院」という。）した場合について、次に該当する場合（以下「同一傷病等」という。）は、当該再入院は前回入院と一連の入院とみなすこととし、当該再入院の入院期間の起算日は初回の入院日とする。なお、退院期間は入院期間として算入しない（D P C算定対象とならない病棟への転棟期間は入院期間として算入する。）。

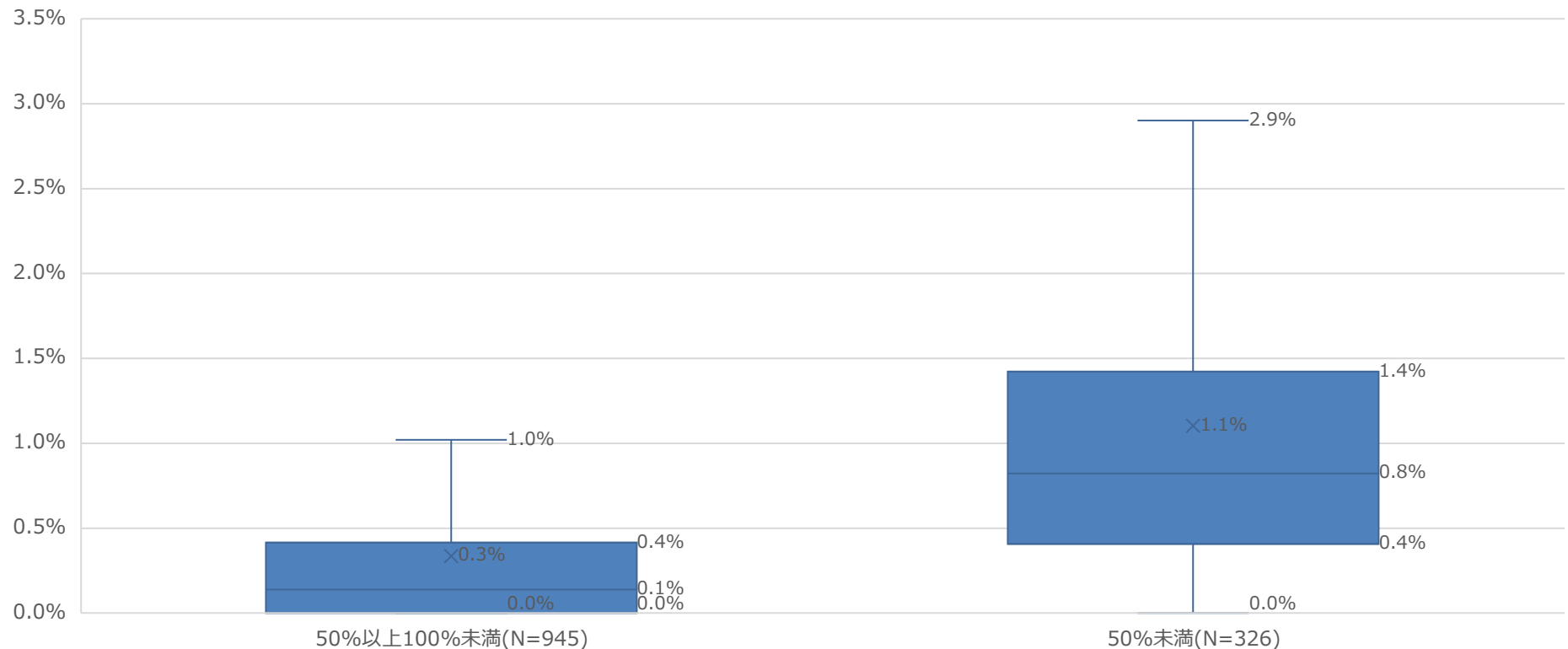
ア …「医療資源を最も投入した傷病名」と再入院の際の「入院の契機となった傷病名」の診断群分類の上2桁が同一である場合又は直近のD P C算定対象となる病棟等に入院していた際の「医療資源を最も投入した傷病名」と再入院の際の「医療資源を最も投入した傷病名」の診断群分類の上6桁が同一である場合

イ 略

DPC算定病床割合毎の再転棟率

- D P C 標準病院群における、D P C 算定病床割合※1毎の再転棟率※2の分布は、以下のとおり。
- D P C 算定病床割合が50%未満の医療機関においては、D P C 算定病床割合が50%以上100未満の医療機関に比べて、再転棟の割合が高い傾向にあった。

DPC算定病床割合毎の再転棟率



令和 6 年DPCデータ

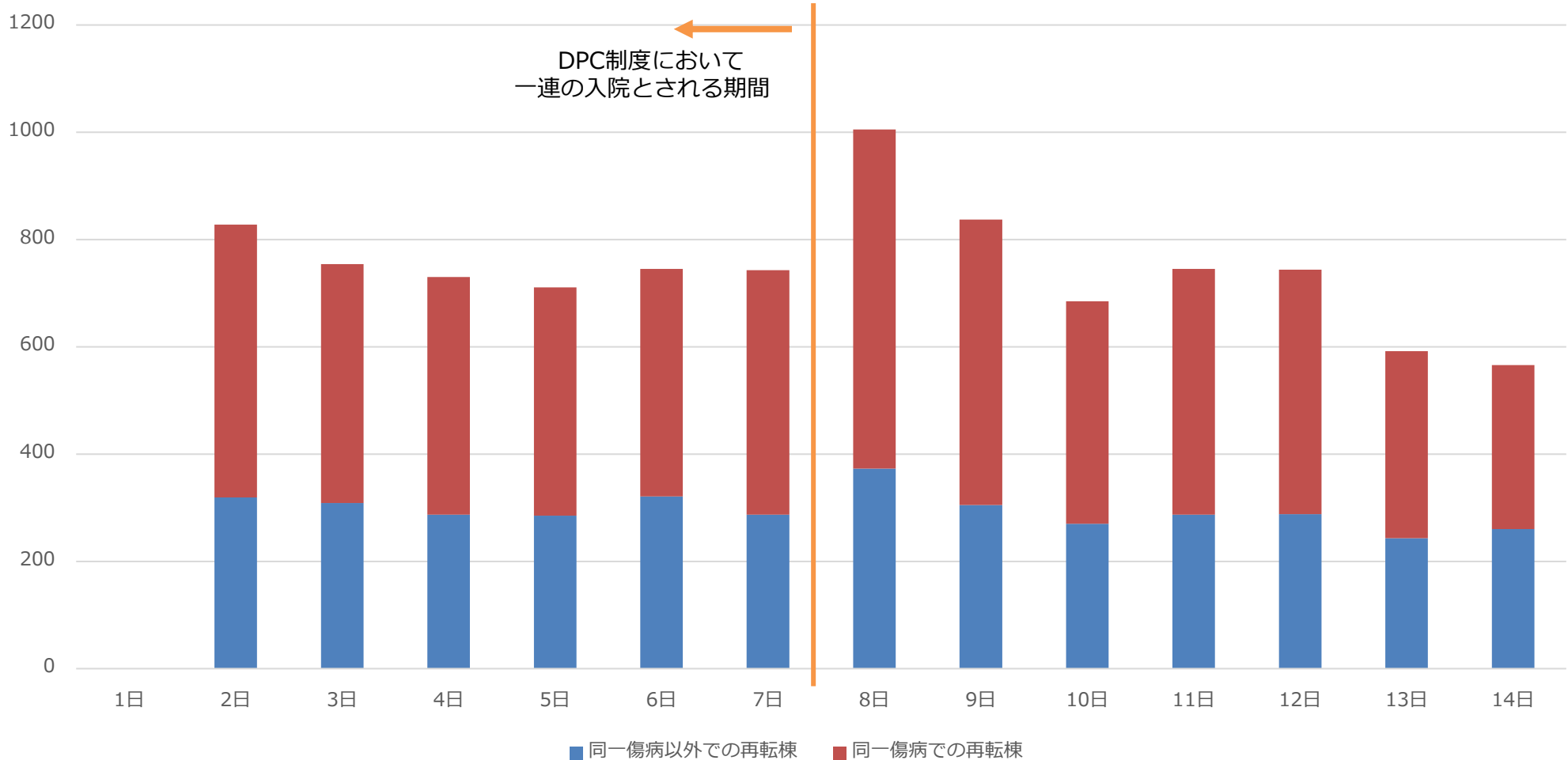
DPC標準病院群に限り、DPC算定病床割合が100%の医療機関においては再転棟は観念しえないため、集計から除外している。
外れ値は表示していない。

※ 1 DPC算定病床数/総届出病床数

※ 2 再転棟率 = 集計期間中の再転棟数/集計期間中のデータ数

DPC制度における再転棟ルール

- DPC対象病院における、再転棟までの期間ごとの再転棟数の分布は以下のとおり。
- DPC制度において一連の入院とされる期間を超えた時点での再転棟が最も多い。



2023年4月～2024年3月DPCデータ

※ 15日目以降の再転棟については表示していない。また、再転棟調査の仕様上、DPC対象病棟からの退棟翌日の再転棟の数は0となる。

- DPC算定に当たっては、平成26年度診療報酬改定において、以下の背景を踏まえ、原則として、入院中の患者に対して使用する薬剤は、入院する病院において入院中に処方することが原則であり、「入院の契機となる傷病」に対する持参薬の使用は、特別な理由がある場合を除き、認めないこととされた。

- 厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部改正等に伴う実施上の留意事項について（通知）
令和6年3月21日 保医発0321第6号

入院中の患者に対して使用する薬剤は、入院する病院において入院中に処方することが原則であり、入院が予定されている場合に、当該入院の契機となる傷病の治療に係るものとして、あらかじめ当該病院又は他の病院等で処方された薬剤を患者に持参させ、当該病院が使用することは特別な理由がない限り認められない。なお、特別な理由とは、単に病院や医師等の方針によるものではなく、個々の患者の状態等に応じた個別具体的な理由であることが必要である（やむを得ず患者が持参した薬剤を入院中に使用する場合においては、当該特別な理由を診療録に記載すること。）

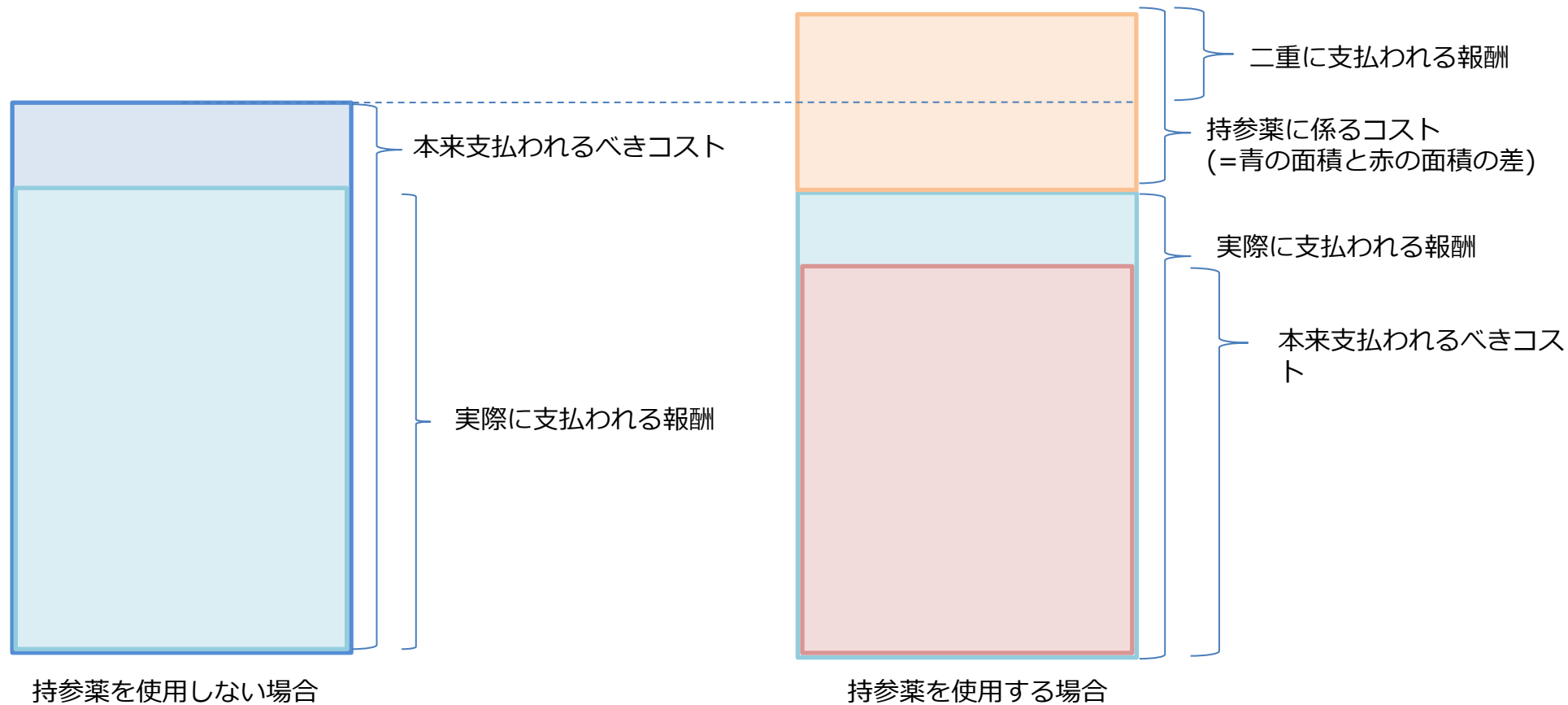
4. 持参薬について

(1) 背景

- 入院中に処方されるとDPCで包括扱いとなる薬剤を外来で処方し患者に持参させることで、不適切に利益を得ている医療機関があるのではないかという意見がある。
- また、持参薬を作り出すような処方が増加することで、患者にとって薬を持参する負担が増えているのではないかといった懸念がある。
- また、持参薬を持たない患者の入院を受けつけない医療機関があるのではないかという指摘がある。

診 調 組 D - 3
2 5 . 1 1 . 1 3

- 診断群分類点数表は、改定前年度の出来高実績点数に基づき設定されるため、持参薬を使用する場合、入院中の出来高実績点数が見かけ上少なくなり、点数表により支払われる報酬額が減少する。
- そのため、原則どおり、入院下で必要な薬剤を処方した場合、点数表により支払われる報酬は、実際にかかったコスト※を上回る事となる。
- 一方で、患者は、原則通り入院下で必要な薬剤を処方した場合のコストも含めた額を支払うため、持参薬を使用する患者にとっては、一部のコストを二重で負担している事となる。

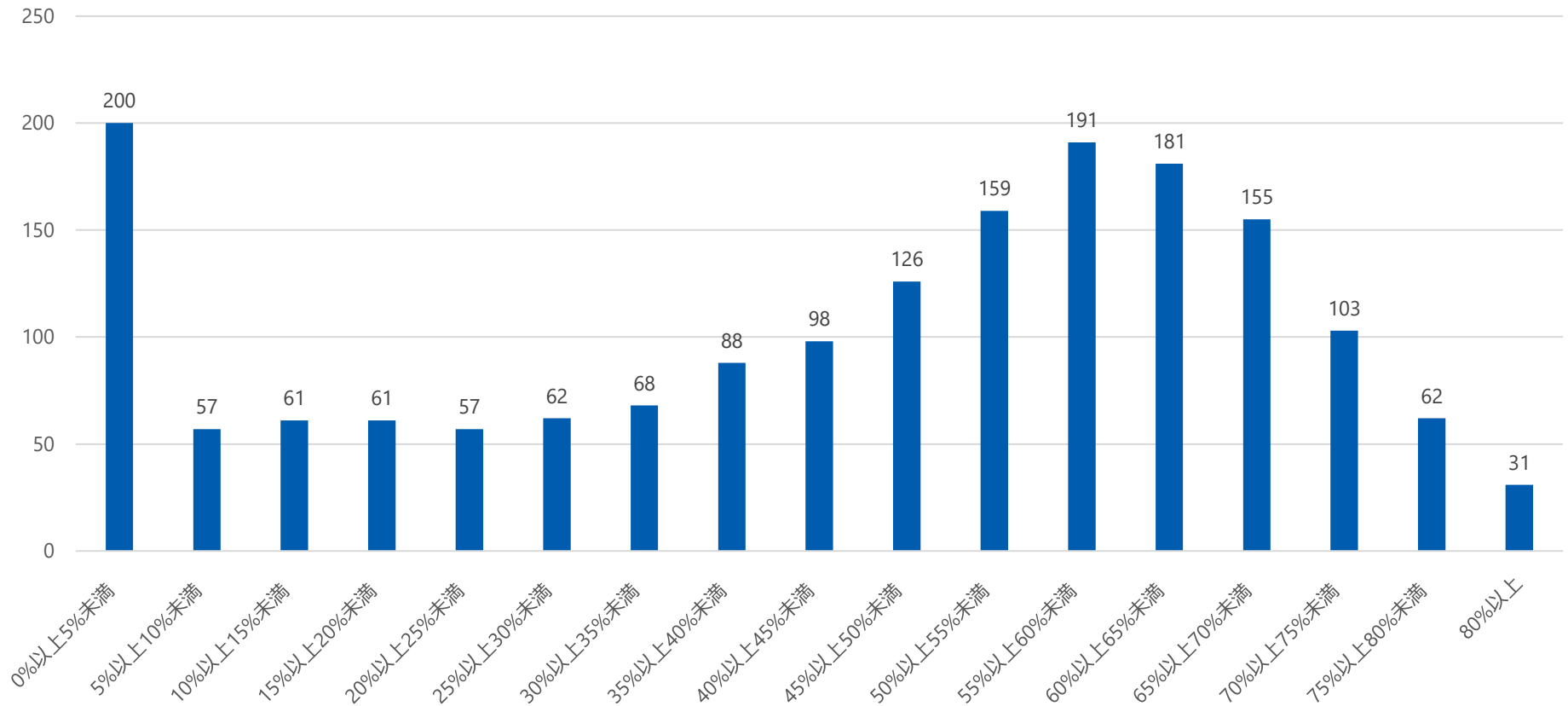


DPC対象病院における持参薬の使用割合

DPC作業グループ資料2(改)
7 6 3

- 医療機関毎の持参薬を使用した症例割合※の分布は、以下のとおり。
- 5%以下の医療機関が最も多く、次いで55%以上60%未満の医療機関が多かった。

医療機関毎の持参薬の使用割合



令和6年度DPCデータ

※ 持参薬を使用した症例割合 = 持参薬を使用した症例 / 全症例数 (入院の契機となる傷病以外に対する持参薬の使用も含む集計)

入院の契機となった傷病に対する持参薬の使用割合

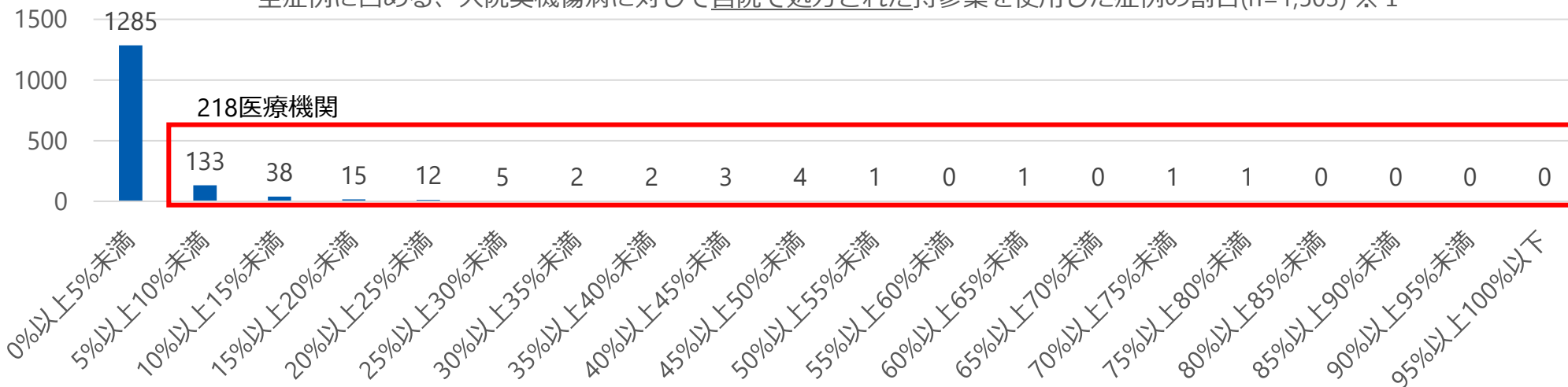
DPC作業グループ資料1
7 9 4

- 医療機関毎の入院の契機となった傷病に対する持参薬の使用割合の分布は以下のとおり。
- 自院の外来で処方した医薬品を、入院の契機となった傷病に対して使用している医療機関数も一定数見られた。

全症例に占める、入院契機傷病に対して持参薬を使用した症例の割合(n=1,503)※ 1



全症例に占める、入院契機傷病に対して自院で処方された持参薬を使用した症例の割合(n=1,503) ※ 1

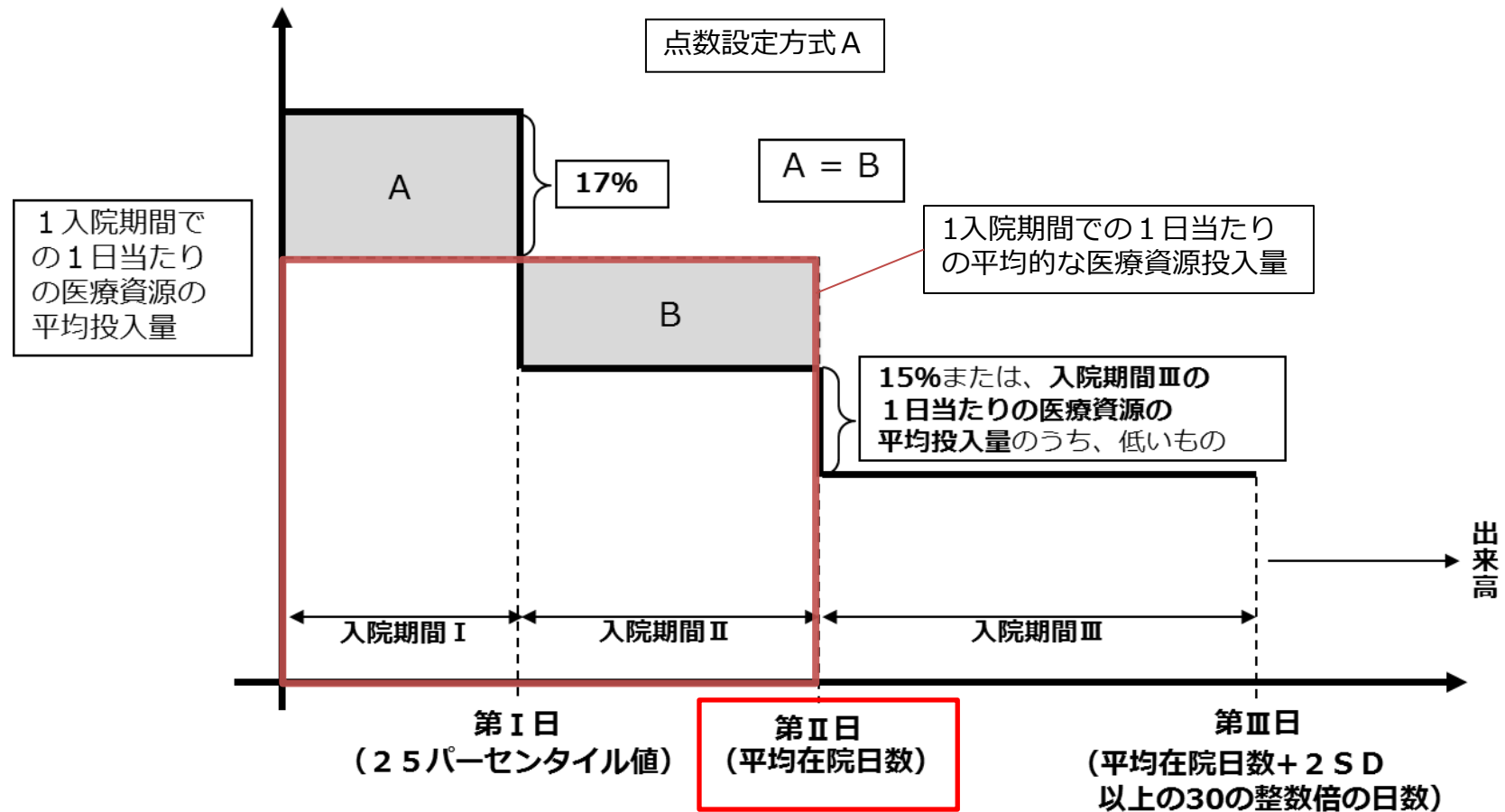


令和6年度DPCデータ

※ 1 全症例に占める持参薬の使用症例割合が10%以上の1,503医療機関に限る

点数設定方式における入院期間Ⅱについて

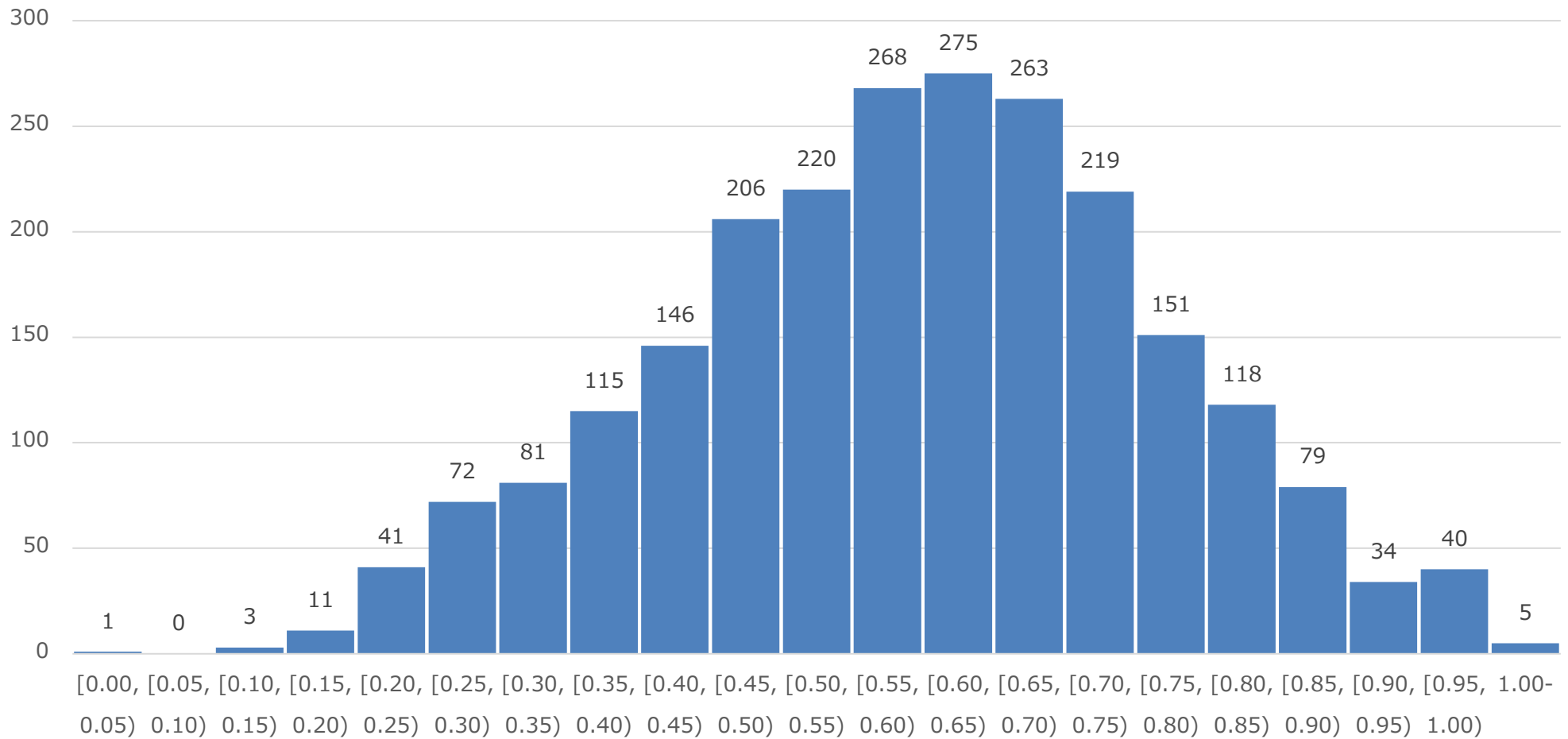
- 現行のDPC制度においては、入院期間Ⅱは平均在院日数より定義されている。



診断群分類毎の在院日数の変動係数の分布

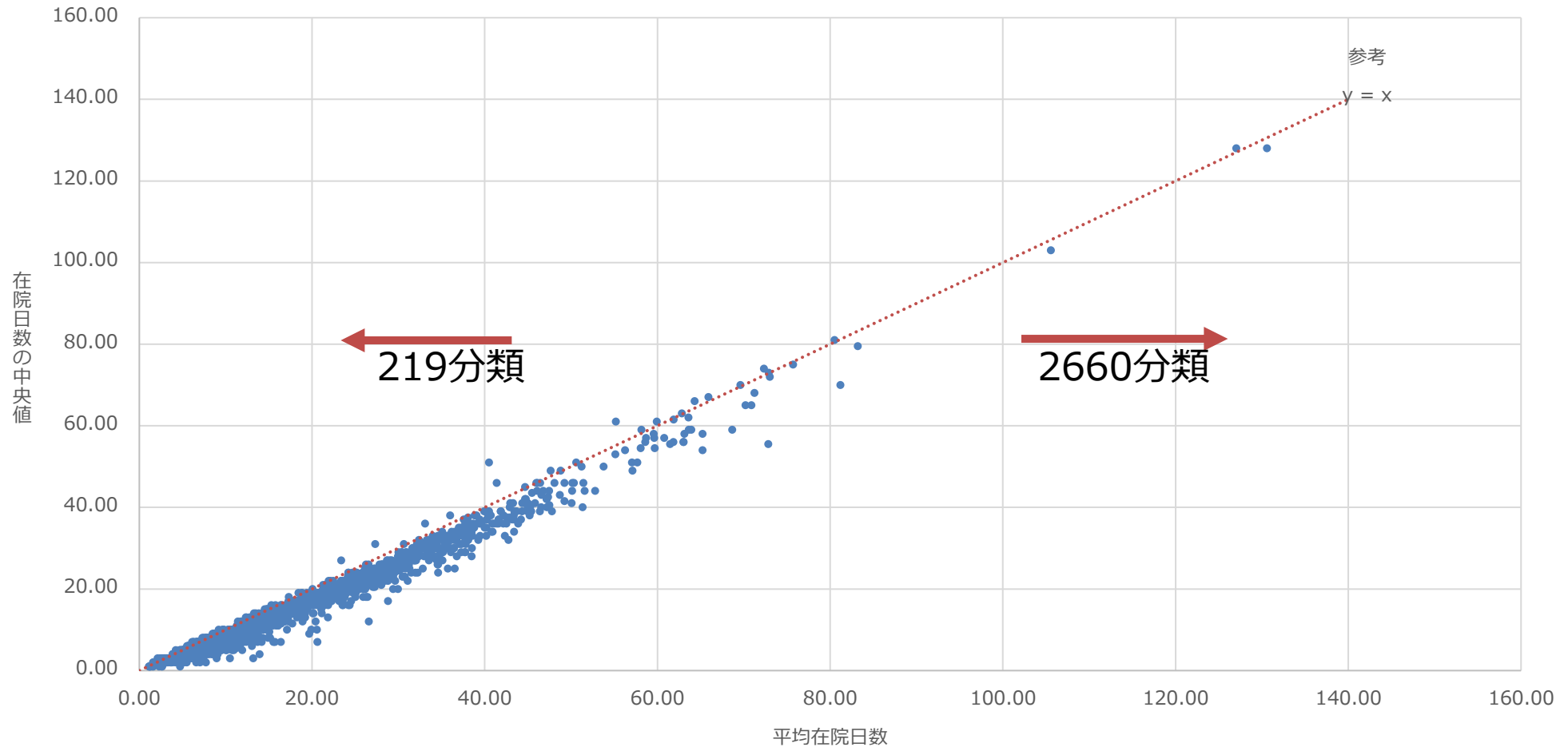
DPC作業グループ資料2
7 6 3

- 診断群分類毎の在院日数の変動係数（標準偏差/平均値）の分布は以下のとおり。
- 標準化が進んでいる診断群分類がある一方で、一部、在院日数のばらつきの大きい診断群分類も存在する。



平均在院日数と在院日数の中央値の関係

- DPC対象病院における、診断群分類ごとの平均在院日数と在院日数の中央値の関係は以下のとおり。
- 多くの診断群分類において、平均在院日数は在院日数の中央値を上回っている。



2022年10月～2023年9月DPCデータ

※散布図については全DPC対象病院における症例数が1,000以上の分類に限る。

分類数については全DPC対象病院における症例数が10以上の分類に限る。

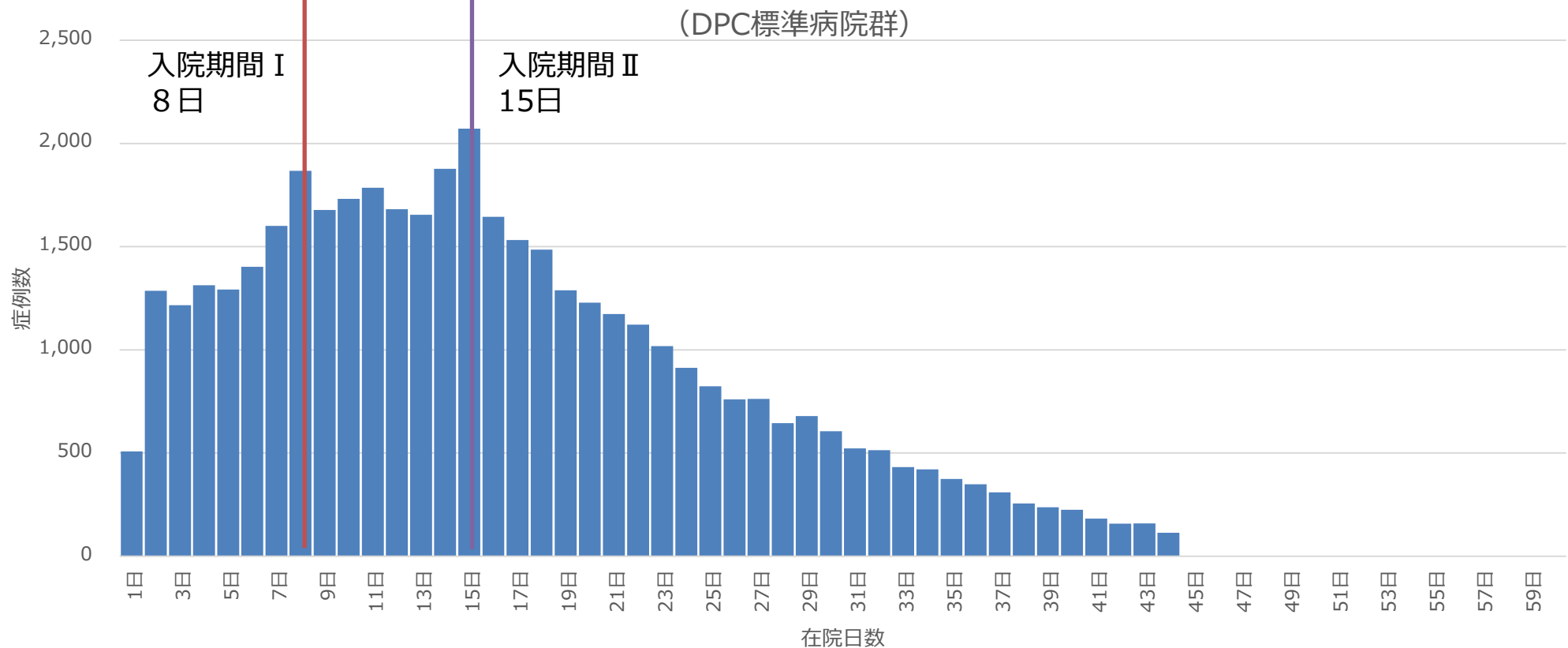
DPC別在院日数又は包括範囲出来高実績点数が95%tile超のデータを除外

特定の在院日数の患者数が多い診断群分類

DPC作業グループ資料2
7 6 3

- DPC標準病院群における、「160690xx99xxxx 胸椎、腰椎以下骨折損傷（胸・腰髄損傷を含む。）手術なし」の在院日数の分布は下記のとおり。

160690xx99xxxx 胸椎、腰椎以下骨折損傷（胸・腰髄損傷を含む。） 手術なし

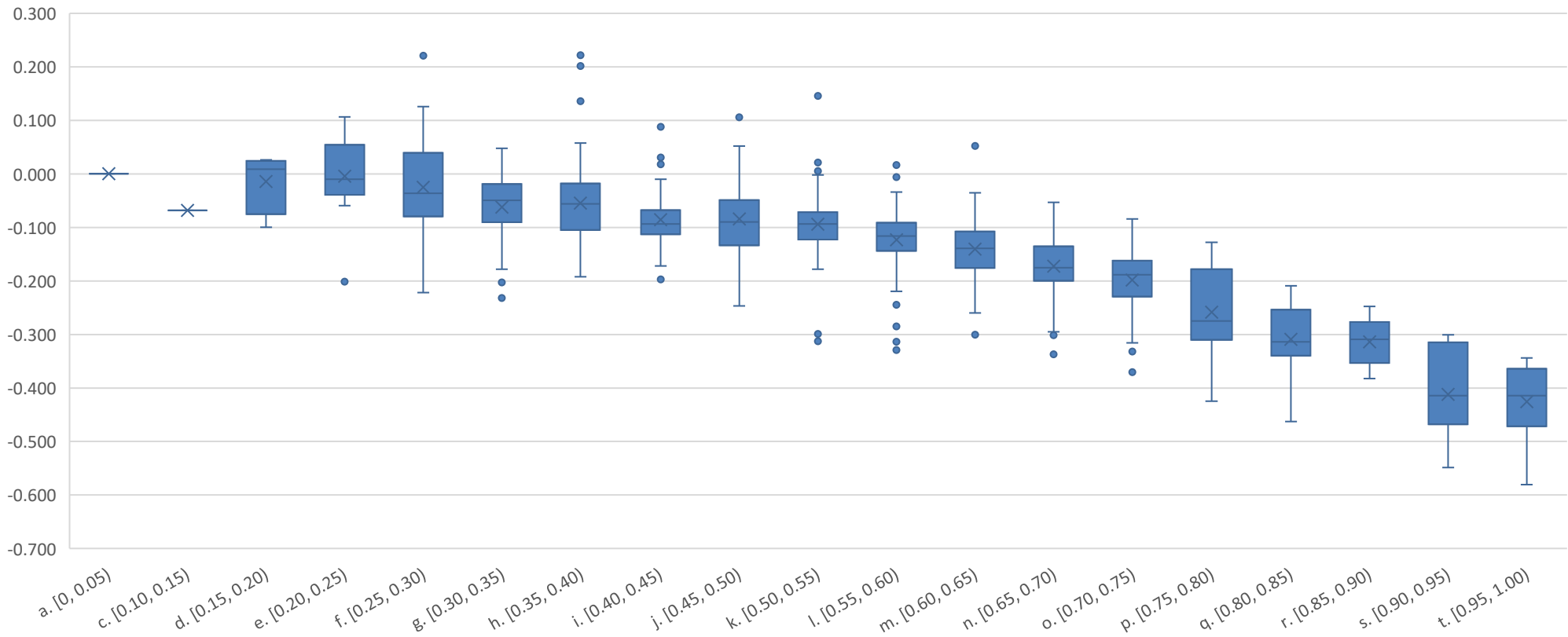


2022年10月～2023年9月DPCデータ

※DPC別在院日数又は包括範囲出来高実績点数が95%tile超のデータを除外
点数設定方式は令和4年度診断群分類点数表に基づく

- 各診断群分類における在院日数の変動係数毎の(在院日数の中央値-平均在院日数) / 平均在院日数(=入院期間Ⅱの変動率)の分布は以下のとおり(症例数1,000件以上の診断群分類に限る)。
- 変動係数が大きいほど変動率が大きくなる傾向にあり、変動係数が0.70未満の場合の入院期間Ⅱの変動率は、多くの診断群分類で約20%以内となる。
- 一方で、変動係数が0.70未満であっても、入院期間Ⅱが20%以上変動する診断群分類も存在する。

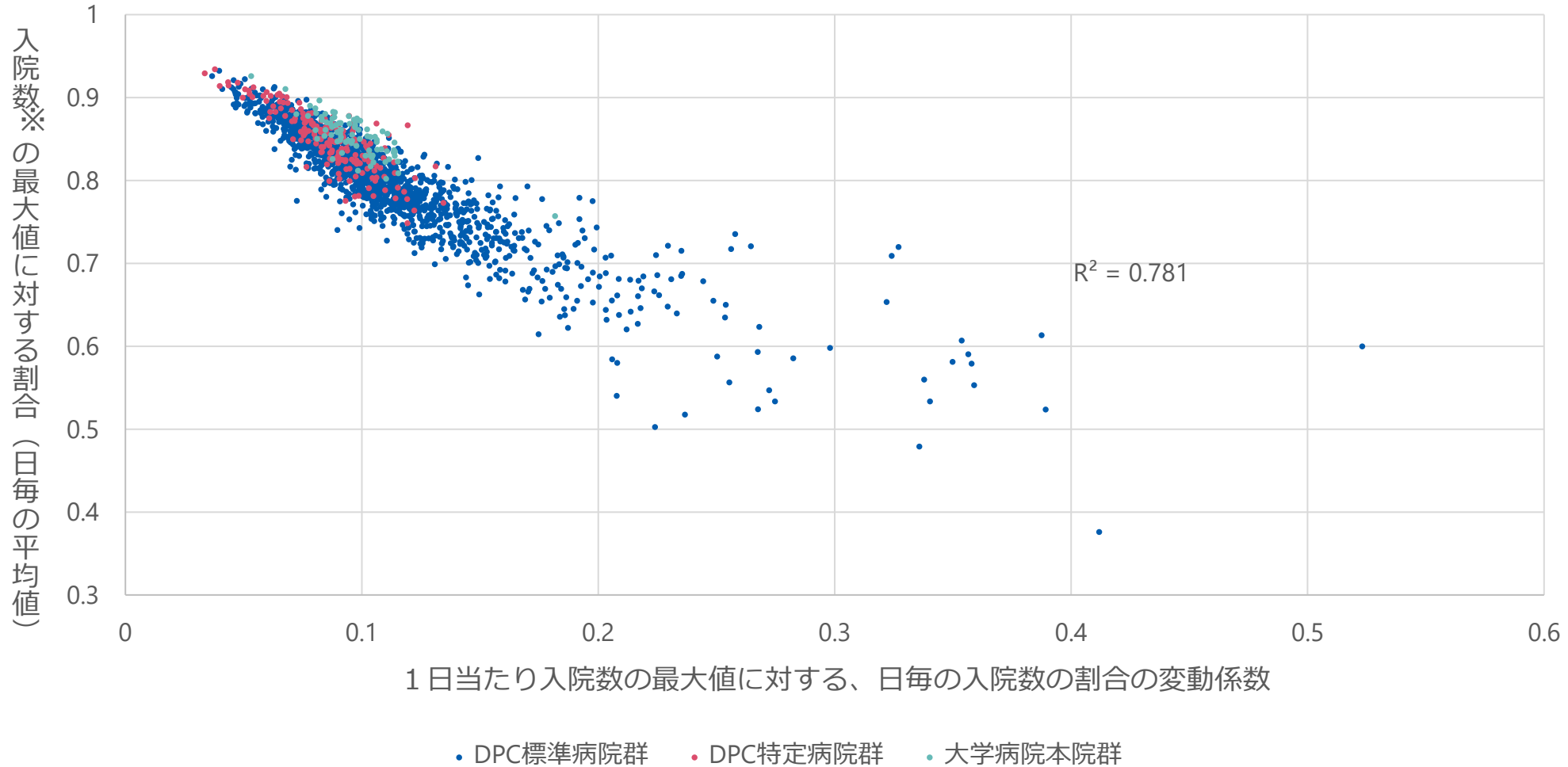
変動係数毎の入院期間Ⅱの変動率



1日当たり入院数の最大値に対する、日毎の入院数の割合の変動係数

DPC作業グループ資料1
7 9 4

- DPC対象病院における、1日当たり入院数の最大値に対する日毎の入院数の割合の変動係数と入院数※の最大値に対する割合（日毎の平均値）の関係は以下のとおり。
- 両者には強い負の相関があり、1日当たり入院数の最大値に対する日毎の入院数の割合の変動係数が相対的に著しく低い医療機関も見られた。



2022年10月～2023年9月DPCデータ（期中に再編のあった医療機関は除く）

※ 医療機関毎の、集計期間の各日における入院料に該当するEFファイルの個数により近似している。